

広島高速 4 号線延伸事業
(都市計画道路広島西風新都線)
環境影響評価方法書

令和 7 年 (2025 年) 5 月

広島市

本書に掲載した地図は、国土地理院発行の電子地形図25000、電子地形図20万及び数値地図（国土基本情報）オンラインを加工し、作成したものです。また、地図の作成に当たっては、国土地理院発行の基盤地図情報を使用しています。

なお、承諾を得ず、本書の複製、転用、販売、貸与及び他のホームページへの掲載等を行うことを禁止します。

目 次

第1章 都市計画第一種道路事業の名称及びこの事業に係る都市計画決定権者	1-1(1)
1.1 都市計画第一種道路事業の名称	1-1(1)
1.2 第一種道路事業都市計画決定権者	1-1(1)
第2章 都市計画第一種道路事業の目的及び内容	2-1(2)
2.1 都市計画第一種道路事業の目的	2-1(2)
2.2 都市計画第一種道路事業の内容	2-2(3)
2.2.1 都市計画第一種道路事業の種類	2-2(3)
2.2.2 都市計画第一種道路事業実施区域の位置	2-2(3)
2.2.3 都市計画第一種道路事業の規模	2-2(3)
2.2.4 都市計画第一種道路事業に係る道路車線の数	2-2(3)
2.2.5 都市計画第一種道路事業に係る道路の設計速度	2-2(3)
2.2.6 その他の都市計画第一種道路事業の内容	2-2(3)
2.3 その他の都市計画第一種道路事業に関する事項	2-4(5)
2.3.1 都市計画第一種道路事業の経緯	2-4(5)
2.3.2 位置等に関する複数案の設定についての考え方	2-4(5)
2.3.3 複数案のルート選定の考え方	2-4(5)
2.3.4 複数案での比較評価結果	2-6(7)
2.3.5 計画段階環境配慮書以降環境影響評価方法書までの経緯	2-9(10)
第3章 対象道路事業実施区域及びその周囲の概況	3-1(11)
3.1 自然的状況	3-1(11)
3.1.1 気象、大気質、騒音、振動その他の大気に係る環境の状況	3-3(13)
3.1.2 水象、水質、水底の底質その他の水に係る環境の状況	3-20(30)
3.1.3 土壌及び地盤の状況	3-27(37)
3.1.4 地形及び地質の状況	3-30(40)
3.1.5 動植物の生息又は生育、主な動物群集又は植物群落、植生及び生態系の状況	3-34(44)
3.1.6 景観及び人と自然との触れ合いの活動の場の状況	3-61(71)
3.2 社会的状況	3-69(79)
3.2.1 人口及び産業の状況	3-72(82)
3.2.2 土地利用の状況	3-77(87)
3.2.3 地歴の状況（土地利用の経緯）	3-81(91)
3.2.4 河川、湖沼及び海域の利用並びに地下水の利用の状況	3-82(92)
3.2.5 交通の状況	3-85(95)
3.2.6 学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設の配置の状況 及び住宅の配置の概況	3-89(99)
3.2.7 下水道の整備状況	3-93(103)
3.2.8 廃棄物の状況	3-93(103)
3.2.9 電波の受信状況	3-96(106)
3.2.10 温室効果ガス排出量の状況	3-98(108)
3.2.11 環境の保全を目的として法令等により指定された地域その他の対象及び 当該対象に係る規制の内容その他の環境の保全に関する施策の内容	3-100(110)

第4章 対象事業に係る計画段階配慮事項並びに調査、予測及び評価の結果	4-1 (145)
4.1 計画段階配慮事項の選定	4-1 (145)
4.2 計画段階配慮事項に関する調査、予測及び評価の手法の選定	4-2 (146)
4.3 計画段階配慮事項に関する調査、予測及び評価の結果	4-4 (148)
第5章 計画段階環境配慮書についての国土交通大臣意見と都市計画決定権者の見解 ...	5-1 (156)
第6章 計画段階環境配慮書の案についての意見と都市計画決定権者の見解	6-1 (159)
6.1 一般の環境の保全の見地からの意見と都市計画決定権者の見解	6-1 (159)
6.2 関係する地方公共団体の長からの意見と都市計画決定権者の見解	6-2 (160)
第7章 都市計画対象道路事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、 予測及び評価の手法	7-1 (162)
7.1 専門家等による技術的助言	7-1 (162)
7.2 環境影響評価の項目	7-2 (163)
7.3 調査、予測及び評価の手法	7-4 (165)
第8章 環境影響評価方法書を委託した事業者の名称、代表者の氏名及び主たる 事務所の所在地	8-1 (179)
用語解説	参考 1-1

第1章 都市計画第一種道路事業の名称及びこの事業に係る都市計画決定権者

1.1 都市計画第一種道路事業の名称

広島高速4号線延伸事業（都市計画道路広島西風新都線）

1.2 都市計画第一種道路事業都市計画決定権者

都市計画決定権者の名称：広島市

代 表 者 の 氏 名：広島市長 松井 一實

住 所：〒730-8586 広島県広島市中区国泰寺町一丁目6番34号

第2章 都市計画第一種道路事業の目的及び内容

2.1 都市計画第一種道路事業の目的

広島高速4号線（都市計画道路広島西風新都線）は、広島市の都心と「ひろしま西風新都」の都市づくりが進む北西部を結ぶ指定都市高速道路です。現在、西区「中広」から安佐南区「沼田」までの区間が供用していますが、山陽自動車道とは接続していないため、乗り継ぐためには、一旦、一般道路を経由する必要があります。

このため、広島高速4号線を延伸して山陽自動車道と接続させることで、自動車専用道路網のミッシングリンクを解消し、本市が進める「200万人広島都市圏構想※」の実現に向けて、圏域内の交流・連携を一層強化するための基盤となる広域道路ネットワークの充実・強化を図るものです。また、乗り継ぎのために「ひろしま西風新都内」の一般道路を通過していた交通が計画道路に転換され、一般道路の混雑緩和が期待できます。

なお、本事業は、環境影響評価法施行令別表第一の一の項のハに該当する4車線以上の指定都市高速道路の新設事業であり、さらに都市施設として都市計画に定められる事業であることから、環境影響評価法における都市計画第一種道路事業に該当するものです。広島高速4号線延伸部の位置図は、図2.1-1に示すとおりです。

※「200万人広島都市圏構想」<https://www.city.hiroshima.lg.jp/site/kouiki/15650.html>



図 2.1-1 広島高速4号線延伸部の位置図

2.2 都市計画第一種道路事業の内容

2.2.1 都市計画第一種道路事業の種類

指定都市高速道路の新設

2.2.2 都市計画第一種道路事業実施区域の位置

対象道路事業実施区域の位置は、図 2.2-2 に示すとおりです。

起点：広島県広島市安佐南区大塚東町付近

終点：広島県広島市安佐南区大塚西一丁目付近

計画路線により土地の形状の変更並びに工作物の新設及び増改築がありうる範囲を「都市計画第一種道路事業実施区域」（以下、「対象道路事業実施区域」といいます。）とします。

また、都市計画第一種道路事業に係る地域特性の把握は、原則として「対象道路事業実施区域及びその周囲」で行い、統計資料等の行政単位による文献調査の場合は、対象道路事業実施区域及びその周囲に含まれる「広島市」について行いました。

2.2.3 都市計画第一種道路事業の規模

延長：約 1.0km

2.2.4 都市計画第一種道路事業に係る道路車線の数

4 車線

2.2.5 都市計画第一種道路事業に係る道路の設計速度

60km/h

2.2.6 その他の都市計画第一種道路事業の内容

(1) 都市計画第一種道路事業に係る構造の概要

道路構造は、地表式(盛土構造、切土構造)、嵩上式(高架構造、盛土構造)を計画しています。

広島高速 4 号線延伸のイメージ図は、図 2.2-1 に示すとおりです。

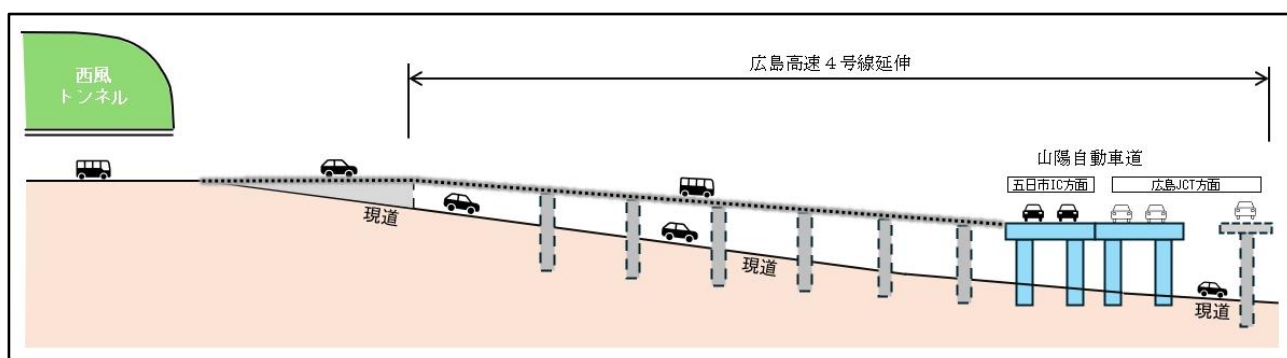
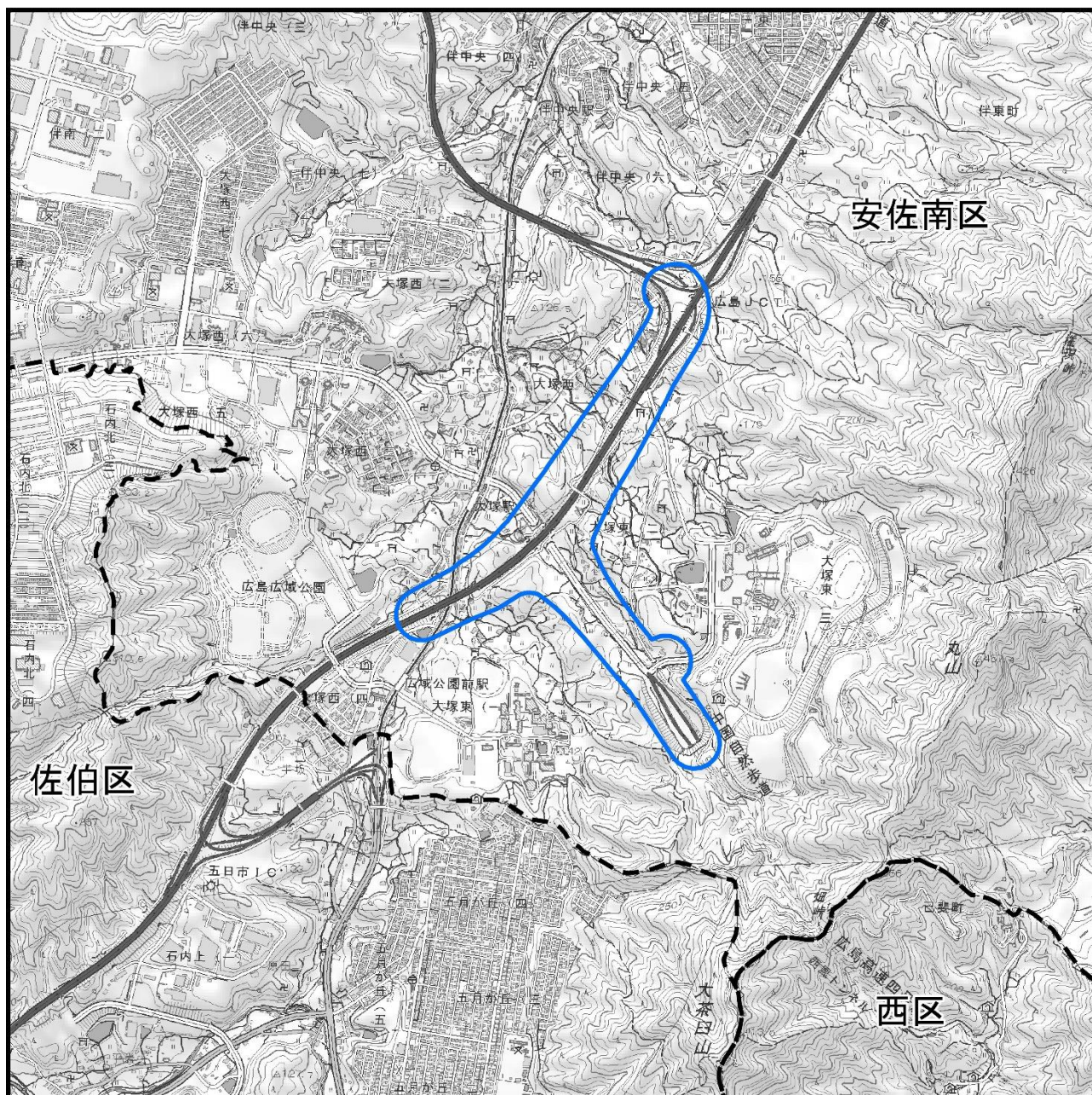


図 2.2-1 広島高速 4 号線延伸のイメージ図

(2) 休憩所の設置

本事業において、休憩所の設置の計画はありません。



凡例

 対象道路事業実施区域

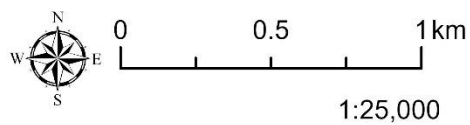


図 2.2-2

対象道路事業実施区域位置図

2.3 その他の都市計画第一種道路事業に関する事項

2.3.1 都市計画第一種道路事業の経緯

広島高速 4 号線の中広・沼田間（広島西風新都線）は、平成 7 年に都市計画決定され、平成 13 年に供用しています。

山陽自動車道までの延伸区間については、当時計画されていた「都市センター地区土地地区画整理事業」を経由しない五日市 IC への接続として、平成 8 年に山陽自動車道の整備計画に位置付けられ、関係機関等との調整が進められていました。

そのような中、平成 16 年に全市的な公共事業の見直しが行われ、「都市センター地区土地地区画整理事業」が中止となったことから、これを受け山陽自動車道へ最短距離で接続する「直結ルート案」の検討を開始しました。

2.3.2 位置等に関する複数案の設定についての考え方

本事業に係る計画段階配慮事項についての検討にあたっては、事業実施想定区域の位置又は規模に関する複数の案（以下、「複数案」といいます。）を適切に設定する必要があります。

複数案としては、広島高速 4 号線延伸事業の目的、課題及びこれまでの経緯を踏まえて設定しました。

2.3.3 複数案のルート選定の考え方

複数案のルート選定にあたっては、広島高速 4 号線と山陽自動車道を接続させ広域道路ネットワークの充実・強化を図るという目的に対して、地形・地質条件や周辺環境、これまでの経緯などを踏まえて、以下に示す 2 案を設定しました。

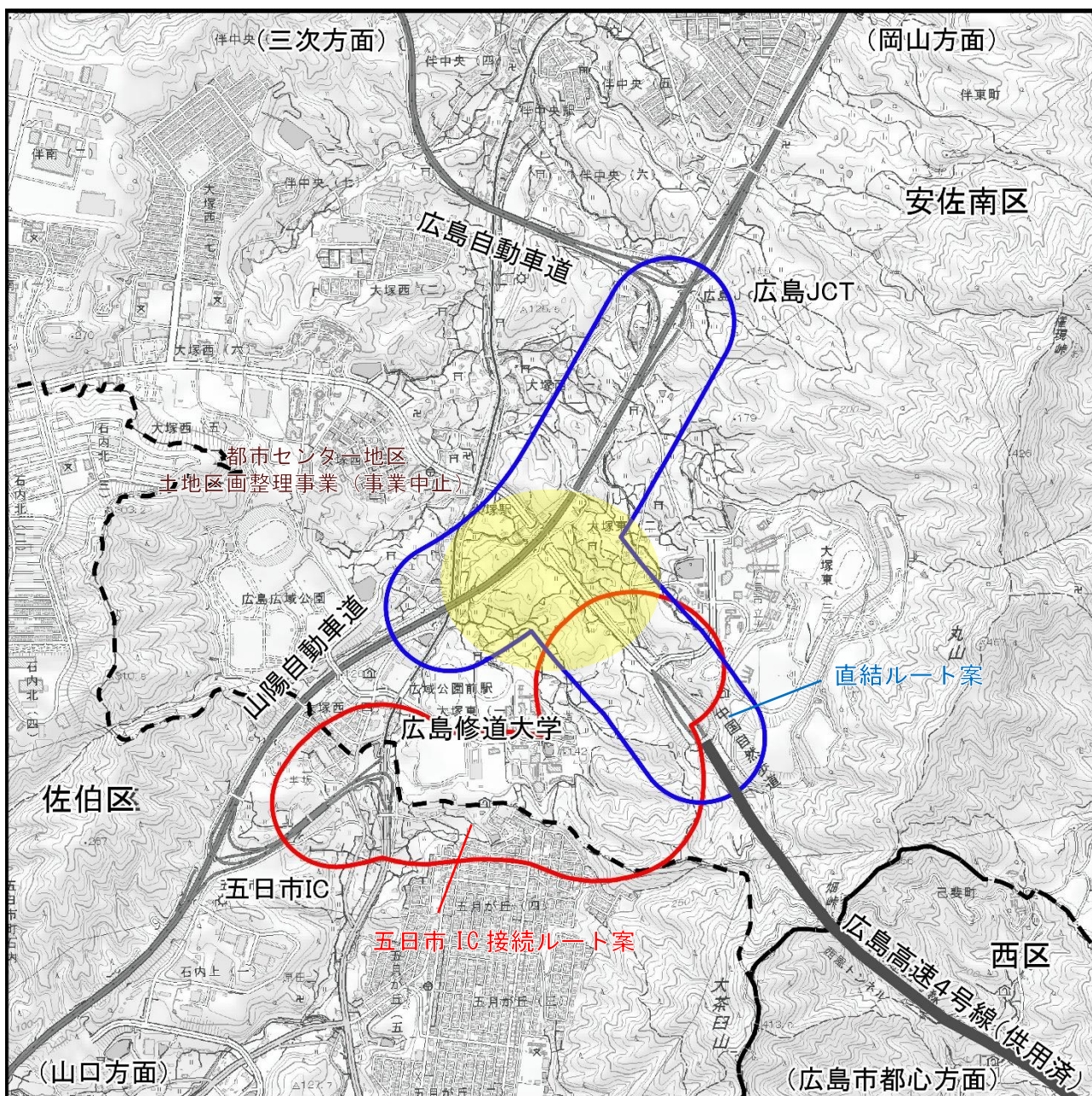
《ルート案①（直結ルート案）》

既存の道路空間を活用し山陽自動車道に最短距離で接続するルート

《ルート案②（五日市 IC 接続ルート案）》

広島修道大学の南側を通り山陽自動車道の五日市 IC に接続するルート
（山陽自動車道の現整備計画に位置付けられているルート）

ルート案①（直結ルート案）とルート案②（五日市 IC 接続ルート案）の位置図は、図 2.3-1 に示すとおりです。



凡例

■ 事業実施想定区域(ルート案①)

■ 事業実施想定区域(ルート案②)

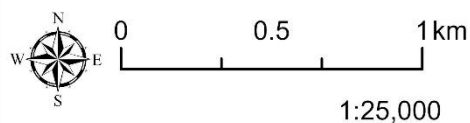


図 2.3-1 ルート案①、②の概要

2.3.4 複数案での比較評価結果

計画段階環境配慮書（以下、「配慮書」という。）における複数案での比較評価結果は、表 2.3-1 に示すとおりです。

大気質、騒音、振動については、ルート案①の方が環境への影響の程度は小さいと評価します。動物、人と自然との触れ合いの活動の場については、いずれのルート案も環境への影響は同程度と評価します。植物については、いずれのルート案も環境への影響は小さいと評価します。生態系、景観については、今後の具体的なルートの位置や道路構造を決定する段階において、生態系や景観に配慮したルートや道路構造を検討することにより、いずれのルート案も環境への影響は小さくなると評価します。

今後の具体的なルート位置や道路構造を決定する段階では、できる限り集落・市街地等、重要な動物種の生息地等、重要な植物種・群落の生育地等、生態系の保全上重要であって、まとまって存在する自然環境への影響の回避・低減に取り組むこととします。

表 2.3-1(1) 複数案での比較評価結果（配慮書）

計画段階 配慮事項	ルート案① (山陽自動車道に最短距離で接続するルート)	ルート案② (山陽自動車道の五日市 IC に接続するルート)
大気質	予測地域内には、環境保全上配慮が特に必要な施設や住宅等が存在します。 このため、これらの施設や住宅等では、自動車の走行による大気質への影響が生じる可能性があると評価します。	予測地域内には、環境保全上配慮が特に必要な施設や住宅等が存在します。 このため、これらの施設や住宅等では、自動車の走行による大気質への影響が生じる可能性があると評価します。 ただし、集落・市街地の分布が比較的多いルート帯であるため、集落・市街地を通過する程度は、ルート案①に比べて大きいと考えられます。
	ルート案①の方が環境への影響の程度は小さいと評価します。	
騒音	予測地域内には、環境保全上配慮が特に必要な施設や住宅等や環境基準類型 A、B 及び C の指定地域が存在します。 このため、これらの施設や住宅等では、自動車の走行による騒音への影響が生じる可能性があると評価します。	予測地域内には、環境保全上配慮が特に必要な施設や住宅等や環境基準類型 A、B 及び C の指定地域が存在します。 このため、これらの施設や住宅等では、自動車の走行による騒音への影響が生じる可能性があると評価します。 ただし、集落・市街地の分布が比較的多いルート帯であるため、集落・市街地を通過する程度は、ルート案①に比べて大きいと考えられます。
	ルート案①の方が環境への影響の程度は小さいと評価します。	
振動	予測地域内には、環境保全上配慮が特に必要な施設や住宅等が存在します。また、予測地域の一部が第 1 種区域及び第 2 種区域に該当します。 このため、これらの施設や住宅等では自動車の走行による振動の影響が生じる可能性があると評価します。	予測地域内には、環境保全上配慮が特に必要な施設や住宅等が存在します。また、予測地域の半分以上が第 1 種区域及び第 2 種区域に該当します。 このため、これらの施設や住宅等では自動車の走行による振動の影響が生じる可能性があると評価します。 ただし、集落・市街地の分布が比較的多いルート帯であるため、集落・市街地を通過する程度は、ルート案①に比べて大きいと考えられます。
	ルート案①の方が環境への影響の程度は小さいと評価します。	

注) ルート案①：直結ルート案、ルート案②：五日市 IC 接続ルート案

表 2.3-1(2) 複数案での比較評価結果（配慮書）

計画段階 配慮事項	ルート案① (山陽自動車道に最短距離で接続するルート)	ルート案② (山陽自動車道の五日市 IC に接続するルート)
動物	予測地域内には、動物の注目すべき生息地が分布します。 このため、道路の存在による影響（通過又は分断）が発生する可能性があるとして評価します。 ただし、今後の具体的なルートの位置や道路構造を決定する段階において、動物の生息環境に配慮したルート等を検討することにより、影響低減が可能です。	予測地域内には、動物の注目すべき生息地が分布します。 このため、道路の存在による影響（通過又は分断）が発生する可能性があるとして評価します。 ただし、今後の具体的なルートの位置や道路構造を決定する段階において、動物の生息環境に配慮したルート等を検討することにより、影響低減が可能です。
	いずれのルート案も環境への影響が懸念されますが、今後の具体的なルートの位置や道路構造の検討により影響低減が可能であるため、各ルート案の影響は同程度であると評価します。	
植物	予測地域内において、既存資料からは重要な植物の生育地が確認できませんでした。 このため、道路の存在による影響（通過又は分断）は小さいと評価します。	予測地域内において、既存資料からは重要な植物の生育地が確認できませんでした。 このため、道路の存在による影響（通過又は分断）は小さいと評価します。
	いずれのルート案も環境への影響は小さいと評価します。	
生態系	予測地域内には、重要な自然環境のまとまりの場である保安林が僅かに存在します。 このため、道路の存在による影響（通過又は分断）が生じる可能性があるとして評価します。 ただし、今後の具体的なルートの位置を決定する段階において、保安林をできるだけ回避したルート等を検討することにより、影響低減が可能です。	予測地域内には、重要な自然環境のまとまりの場は存在しません。 このため、道路の存在による影響（通過又は分断）は小さいと評価します。
	ルート案①ではわずかに保安林が存在しますが、今後の具体的なルートの位置を決定する段階において、保安林をできるだけ回避したルート等を検討することにより、いずれのルート案も環境への影響は小さくすると評価します。	
景観	予測地域内には、主要な眺望点が存在します。 このため、道路の存在による影響（通過又は分断）が生じる可能性があるとして評価します。 ただし、今後の具体的なルートの位置や道路構造を決定する段階において、主要な眺望点をできるだけ回避したルート等を検討することにより、影響低減が可能です。	予測地域内には、主要な眺望点や景観資源が存在しません。 このため、道路の存在による影響（通過又は分断）は小さいと評価します。
	ルート案①では主要な眺望点が存在しますが、今後の具体的なルートの位置や道路構造を決定する段階において、主要な眺望点をできるだけ回避したルート等を検討することにより、いずれのルート案も環境への影響は小さくすると評価します。	
人と自然との触れ合いの活動の場	予測地域内に「中国自然歩道」が存在します。 このため、道路の存在による影響（通過又は分断）が生じる可能性があるとして評価します。 ただし、今後の具体的なルートの位置や道路構造を決定する段階において、人と自然との触れ合いの活動の場をできるだけ回避したルート等を検討することにより、影響低減が可能です。	予測地域内に「中国自然歩道」が存在します。 このため、道路の存在による影響（通過又は分断）が生じる可能性があるとして評価します。 ただし、今後の具体的なルートの位置や道路構造を決定する段階において、人と自然との触れ合いの活動の場をできるだけ回避したルート等を検討することにより、影響低減が可能です。
	いずれのルート案も環境への影響は同程度と評価します。	

注) ルート案①：直結ルート案、ルート案②：五日市 IC 接続ルート案

複数案での比較評価より、ルート案①の方が環境への影響の程度は小さいと考えられます。

また、都市計画の構想段階手続き（以下、「構想段階評価書」という。）における複数案の比較評価結果は、表 2.3-2 に示すとおりです。

表 2.3-2(1) 複数案での比較評価結果（構想段階評価書）

評価項目	ルート案①	ルート案②
上位計画との整合性	山陽自動車道と直接接続することにより、県北部方面との広域的な交通ネットワークの充実強化が図られるため、上位計画である「広島市総合計画」の内容に整合します。 また、「広島市総合交通戦略」、「広島市都市計画マスタープラン」にも位置付けられていることから、上位計画との一体性・整合性が図られているものと評価します。	山陽自動車道と五日市 IC を介して接続することにより、県北部方面との広域的な交通ネットワークの充実強化が図られるため、上位計画である「広島市総合計画」の内容に整合します。 また、「広島市総合交通戦略」、「広島市都市計画マスタープラン」にも位置付けられていることから、上位計画との一体性・整合性が図られているものと評価します。
	いずれのルート案も上位計画との一体性・整合性が図られているものと評価します。	
適切な道路の配置	上位計画である「広島市総合計画」の内容に整合しており、「広島市総合交通戦略」、「広島市都市計画マスタープラン」にも位置付けられていることから、上位計画との一体性・整合性が図られ、適切な道路の配置がなされているものと評価します。	上位計画である「広島市総合計画」の内容に整合しており、「広島市総合交通戦略」、「広島市都市計画マスタープラン」にも位置付けられていることから、上位計画との一体性・整合性が図られ、適切な道路の配置がなされているものと評価します。
	いずれのルート案も適切な道路の配置がなされているものと評価します。	
用地取得に伴うリスク	大半が既存の道路上を通過しますが、一部は民地を通過すると想定されます。 このため、用地取得に伴うリスクがあると評価します。	大半が民地を通過すると想定されるため、ルート案①に比べて用地取得の面積が大きいと想定されます。 このため、用地取得に伴うリスクがあると評価します。
	ルート案①の方が用地取得に伴うリスクは小さいと評価します。	
災害時のネットワークの向上	新たな緊急輸送道路としての機能が期待されます。また、大半が既存の道路上を通過するため、ルート上に土砂災害特別警戒区域が存在しないと想定されることから、防災面における問題はありませ せん。 以上より、災害時のネットワークの向上に資すると評価します。	新たな緊急輸送道路としての機能が期待されます。一方、複数の「土砂災害特別警戒区域」を通過すると想定されるため、土砂災害による通行止めが懸念されます。 以上より、災害時のネットワークの向上に資すると評価しますが、防災面における懸念事項が存在します。
	ルート案①の方が、安全かつ災害時のネットワークの向上に資すると評価します。	
周辺道路の渋滞緩和	山陽自動車道と直接接続することにより、これまで広島西風新都 IC や五日市 IC から一般道を経由して高速 4 号線を利用していた交通が高速道路に転換し、大塚駅北交差点を通過する交通量が減少します。 以上より、周辺道路の渋滞緩和に資すると評価します。	山陽自動車道と五日市 IC を介して接続することにより、これまで広島西風新都 IC や五日市 IC から一般道を経由して高速 4 号線を利用していた交通が高速道路に転換し、大塚駅北交差点を通過する交通量が減少します。 以上より、周辺道路の渋滞緩和に資すると評価します。
	いずれのルート案も周辺道路の渋滞緩和に資すると評価します。	
市街地への移動時間の短縮	広島西風新都 IC から高速 4 号線沼田ランプ間の所要時間が現在より 8～11 分短縮します。 以上より、市街地への移動時間の短縮に資すると評価します。	広島西風新都 IC から高速 4 号線沼田ランプ間の所要時間が現在より 5～8 分短縮します。 以上より、市街地への移動時間の短縮に資すると評価します。
	ルート案①の方が、距離で約 3.6km、時間で約 3 分短いことから、より市街地への移動時間の短縮に資すると評価します。	

注) ルート案①：直結ルート案、ルート案②：五日市 IC 接続ルート案

表 2.3-2(2) 複数案での比較評価結果（構想段階評価書）

評価項目	ルート案①	ルート案②
交通事故の減少	山陽自動車道と直接接続することにより、大塚駅北交差点を通過する交通量の減少や渋滞が緩和されます。 以上より、交通事故の減少に資すると評価します。	山陽自動車道と五日市 IC を介して接続することにより、大塚駅北交差点を通過する交通量の減少や渋滞が緩和されます。 以上より、交通事故の減少に資すると評価します。
	いずれのルート案も交通事故の減少に資するものと評価します。	
農業的土地利用への影響	大半が既存の道路上を通過しますが、道路周辺には一部農地が存在します。 このため、農業的土地利用への影響は少なからずあると評価します。	一部が「国土利用計画法」に基づく農業地域に指定されており、部分的に農地利用されています。 このため、農業的土地利用への影響があると評価します。
	ルート案①の方が農業的土地利用への影響の程度は小さいものと評価します。	
通過交通の排除	山陽自動車道と直接接続することにより、これまで広島西風新都 IC や五日市 IC から一般道を経由して高速 4 号線を利用していた交通が高速道路に転換し、一般道の通過交通が減少します。 このため、通過交通の排除に資すると評価します。	山陽自動車道と五日市 IC を介して接続することにより、これまで広島西風新都 IC や五日市 IC から一般道を経由して高速 4 号線を利用していた交通が高速道路に転換し、一般道の通過交通が減少します。 このため、通過交通の排除に資すると評価します。
	いずれのルート案も通過交通の排除に資すると評価します。	

注) ルート案①：直結ルート案、ルート案②：五日市 IC 接続ルート案

2.3.5 計画段階環境配慮書以降環境影響評価方法書までの経緯

本事業は、都市計画に定められる事業であることから、都市計画決定権者である広島市が配慮書を作成し、令和 7 年 3 月 13 日の国土交通大臣意見をもって、配慮書手続きを完了しました。その後、配慮書の評価結果と、配慮書に対する国、広島県及び広島市の意見に加え、同時期に実施した構想段階評価書の結果を踏まえ、複数案のうち、ルート案①（直結ルート案）を対象道路事業実施区域として決定しました。

ルート案①（直結ルート案）を選定した理由は、以下に示すとおりです。

＜選定した理由＞

- ・ 配慮書の評価結果から、一部の配慮事項（大気質、騒音、振動）について、ルート案①の方が環境への影響が小さいと評価できること、また、ルート案①については既存の道路空間を活用することで、周辺環境への影響の低減が期待できます。
- ・ 構想段階評価書の評価結果から、一部の評価項目（用地取得に伴うリスク、災害時のネットワークの向上、市街地への移動時間の短縮、農業的土地利用への影響）について、ルート案①の方が優位であることから、都市計画としてルート案①の方が優れています。

なお、方法書以降における対象道路事業実施区域については、事業計画の熟度に応じて、配慮書における事業実施想定区域よりも詳細な範囲で設定しました。

第3章 対象道路事業実施区域及びその周囲の概況

対象道路事業実施区域及びその周囲の対象地域は、広島県広島市安佐南区及び佐伯区としました。

自然的状況及び社会的状況の概況調査における対象道路事業実施区域及びその周囲（以下、「調査区域」といいます。）については、対象道路事業実施区域とこれを中心としたその周囲約3kmをその範囲とし、主にこの範囲を含む縮尺2万5千分の1、縮尺3万分の1、縮尺5万分の1、約10kmを含む縮尺10万分の1、約40kmを含む縮尺30万分の1の図面を調査項目の特性に応じて使い分けました。

3.1 自然的状況

調査区域における主な自然的状況を把握した結果は、表 3.1-1(1)～(2)に示すとおりです。

表 3.1-1(1) 調査区域の自然的状況

項目	調査区域の概況
気象、大気質、騒音、振動その他の大気に係る環境の状況	1. 気象 広島地域気象観測所における気象観測結果（平年値）は、年間の平均気温は16.7℃、平均風速は3.5m/s、最多風向は北北東、年日照時間は2,068.6時間、年降水量は1576.5mmとなっています。
	2. 大気質 調査区域では、一般環境大気測定局2地点、自動車排出ガス測定局1地点の計3地点で大気質の常時監視が実施されています。令和5年度（2023年度）は、二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質、微小粒子状物質及びダイオキシン類は環境基準を達成していましたが、光化学オキシダントは環境基準未達成でした。また、過去5年間での大気質調査結果の経年変化をみると、二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質及びダイオキシン類は、各年において環境基準を達成していましたが、光化学オキシダント及び微小粒子状物質は、環境基準を未達成である年がありました。 令和5年度（2023年度）の広島市における大気汚染に係る苦情件数は、31件でした。
	3. 騒音 調査区域において、国又は自治体等が実施した環境騒音に係る調査結果は公表されていません。 調査区域では、17地点で道路交通騒音の常時監視が実施されています。このうち、環境基準を超過している測定地点は、番号6 広島湯来線（昼間73dB・夜間69dB）、番号8 広島湯来線（昼間73dB・夜間67dB）、番号12 原田五日市線（昼間72dB・夜間65dB）、番号17 広島豊平線（昼間69dB・夜間67dB）の4地点でした。 調査区域では、新幹線鉄道騒音調査（広島市佐伯区利松二丁目）が実施されています。新幹線鉄道の軌道中心線から12.5mの地点では75dB、25mの地点では73dB、50mの地点では69dB、100mの地点では64dBでした。 調査区域において、国又は自治体等が実施した航空機騒音に係る調査結果は公表されていません。 令和5年度（2023年度）の広島市における騒音に係る苦情件数は、124件でした。
	4. 振動 調査区域では、3地点で道路交通振動の常時監視が実施されています。すべての地点で、規制基準を満足していました。 調査区域では、新幹線鉄道振動調査（広島市佐伯区利松二丁目）が実施されています。新幹線鉄道の軌道中心線から25mの地点では51dB、50mの地点では50dBでした。 令和5年度（2023年度）の広島市における振動に係る苦情件数は、32件でした。
	5. その他 調査区域では、国又は自治体等が実施した低周波音に係る調査結果は公表されていません。
水象、水質、水底の底質その他の水に係る環境の状況	1. 水象 調査区域における主な河川として、一級河川太田川水系の前原川、西の谷川、大塚川、大塚川支川が存在します。南側には二級河川八幡川水系の石内川、半坂川が存在します。なお、調査区域に湖沼及び海域は存在しません。
	2. 水質 調査区域では、八幡川上下流3地点、石内川3地点、梶毛川1地点、吉山川1地点、古川下流1地点、安川4地点、奥畑川1地点及び大塚川1地点の計15地点で公共用水域の水質測定が実施されています。水質測定結果をみると、生活環境項目については、全項目が環境基準値を超過する時期がありました。栄養塩類については、いずれの検出量も極めて微量でした。 また、調査区域における公共用水域での水質のダイオキシン類の調査は、八幡川泉橋、古川大正橋及び太田川安芸大橋の3地点で実施されています。ダイオキシン類の調査結果は、環境基準を満足していました。

表 3.1-1(2) 調査区域の自然的状況

項目	調査区域の概況
水象、水質、 水底の底質 その他の水 に係る環境 の状況	3. 水底の底質 調査区域における公共用水域での底質のダイオキシン類の調査は、八幡川泉橋、古川大正橋及び太田川安芸大橋の3地点で実施されています。ダイオキシン類の調査結果は、環境基準を満足していました。 4. 地下水 調査区域では、概況調査として令和元年度（2019年度）～令和5年度（2023年度）にかけて、安佐南区9地点及び佐伯区7地点の計16地点で地下水調査が実施されています。また、継続監視調査として安佐南区の1地点で毎年調査が実施されています。水質測定結果をみると、いずれの検出量も極めて微量であり、環境基準を満足していました。 また、調査区域におけるダイオキシン類の調査は8地点で実施されています。ダイオキシン類の調査結果は、環境基準を満足していました。 5. その他 令和5年度（2023年度）の広島市における水質汚濁に係る苦情件数は、58件でした。
土壌及び地 盤の状況	1. 土壌 調査区域の土壌は、粗粒残積性未熟土壌、粗粒灰色低地土壌、褐色低地土壌が広く分布しています。 調査区域において、土壌汚染対策法に基づく「要措置区域」並びに「形質変更時要届出区域」の指定区域はありません。 調査区域において、ダイオキシン類対策特別措置法による一般環境土壌の測定が安佐南区10地点及び佐伯区4地点で実施されています。ダイオキシン類の調査結果は、環境基準を満足していました。 令和5年度（2023年度）の広島市における土壌汚染に係る苦情件数は、1件でした。 2. 地盤 調査区域において、地盤沈下の測定は実施されていません。また、調査区域において工業用水法や建築物用地下水採取規制法に係る区域は指定されていません。 令和5年度（2023年度）の広島市における地盤沈下に係る苦情件数は、0件でした。
地形及び地 質の状況	1. 地形 調査区域の地形は、丘陵地地形による小起伏丘陵地、大起伏丘陵地及び低地地形による扇状地性低地、山地地形による小起伏山地、中起伏山地や山麓地Ⅱが広く分布しています。 2. 地質 調査区域の地質は、火成岩の花崗岩質岩石や砂（がち）が広く分布しています。 3. 重要な地形・地質 調査区域には、重要な地形・地質は存在しません。 4. 活断層 調査区域の活断層は、己斐―広島西縁起震断層が分布しています。
動植物の生 息又は生 育、主な動 物群集又は 植物群落、 植生及び生 態系の状況	1. 動物 調査区域において、重要な動物として、哺乳類8種、鳥類73種、爬虫類3種、両生類7種、昆虫類36種、淡水魚類18種、底生動物6種が確認されました。また、動物の注目すべき生息地として、コウモリ類ハイリスク種（オヒキコウモリ）及びクマタカの生息情報が得られました。 2. 植物 調査区域において、重要な植物として、56種が確認されました。なお、重要な植物群落及び巨樹・巨木は確認されませんでした。調査区域の植生の状況は、山地部はコナラ群落（Ⅶ）及びアカマツ群落（Ⅶ）、丘陵部は竹林及びスギ・ヒノキ・サワラ植林が大部分を占めています。平地は水田雑草群落及び市街地が大部分を占めており、緑の多い住宅地がパッチ上に分布しています。 3. 生態系 調査区域における生態系は、生息・生育基盤の観点から、「樹林環境」、「耕作地・市街地等」、「水辺環境」の3つの生態系に区分されると考えられます。地域を特徴づける各生態系の注目種・群集の候補として、樹林環境を中心とする生態系では、上位性として猛禽類、典型性としてタヌキ、カラ類、モリアオガエル、ミヤマカミキリが挙げられます。耕作地・市街地等を中心とする生態系では上位性としてキツネ、典型性としてシマヘビ、ホオジロ、ニホンアマガエルが挙げられます。水辺環境を中心とする生態系では上位性としてオオサンショウウオ、典型性としてカワムツ、トンボ類が挙げられます。
景観及び人 と自然との 触れ合いの 活動の場の 状況	1. 景観 調査区域には、都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律に基づき指定される「保存樹」が存在します。また、対象道路事業実施区域を眺望できる地点として、広島広域公園などが存在します。 2. 人と自然との触れ合いの活動の場 調査区域における主要な人と自然との触れ合いの活動の場として、広島広域公園、中国自然歩道及びひろしま森巡りコースが存在します。

3.1.1 気象、大気質、騒音、振動その他の大気に係る環境の状況

(1) 気象の状況

調査区域における最寄りの気象観測所の概要は表 3.1-2、位置は図 3.1-2 に示すとおりです。

広島地域気象観測所における過去 30 年間の気象観測結果（平年値）は、表 3.1-3 に示すとおりであり、過去 30 年間の年平均気温は 16.7℃、年平均風速は 3.5m/s、最多風向は北北東、年日照時間は 2,068.6 時間、年降水量は 1576.5mm となっています。また、広島地域気象観測所における令和 6 年（2024 年）1 月～12 月の気象概況は表 3.1-4、風配図は図 3.1-1 に示すとおりです。

表 3.1-2 調査区域の気象観測所の概要

観測所名	所在地	緯度経度	海面上の 高さ	風向・ 風速計の 高さ	観測項目				
					気温	風向・ 風速	降水量	積雪	日照時間
広島 地域気象観測所	広島県広島市中区 上八丁堀 6-30	緯度 34° 23.9′ 経度 132° 27.7′	4.0m	95.4m	○	○	○	—	○

出典：「地域気象観測所一覧」（令和 7 年（2025 年）3 月閲覧、気象庁 HP
https://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/amedas/ame_master.pdf）

表 3.1-3 広島地域気象観測所における地上気象観測結果（平年値）

項目名	年	1 月	2 月	3 月	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月
平均気温（℃）	16.7	5.4	6.3	9.8	14.9	19.7	23.3	27.3	28.7	25.0	19.0	13.0	7.4
日最高気温 （℃）	38.7	17.5	21.5	22.8	29.0	31.5	33.6	38.6	38.7	37.4	31.4	25.9	20.9
日最低気温 （℃）	-4.6	-4.6	-4.3	-1.8	1.2	7.5	13.0	17.5	18.7	12.8	6.0	0.2	-3.6
平均風速(m/s)	3.5	3.5	3.5	3.7	3.6	3.3	3.0	3.1	3.4	3.8	4.0	3.8	3.6
最多風向	北北東	北北東	北北東	北北東	北北東	北北東	北北東	北北東	北北東	北北東	南南西	北北東	北北東
日照時間(時間)	2068.6	144.2	144.4	181.9	192.5	214.7	157.5	172.8	211.5	166.6	180.9	158.1	142.9
降水量(mm)	1576.5	44.6	63.5	115.0	145.6	178.1	225.7	280.0	136.4	167.8	108.7	74.5	51.6

注) 各項目の平年値は、平成 7 年（1995 年）～令和 6 年（2024 年）の 30 年間の観測値を算出しました。
出典：「過去の気象データダウンロード」（令和 7 年（2025 年）3 月閲覧、気象庁 HP
<http://www.jma.go.jp/jma/menu/report.html>）

表 3.1-4 広島地域気象観測所の気象概況（令和 6 年（2024 年）1 月～12 月）

月	降水量(mm)				気温(℃)					風向・風速(m/s)				
	合計	日 最大	最大		平均			最高	最低	平均 風速	最大風速		最大瞬間風速	
			1 時間	10 分間	日平均	日最高	日最低				風速	風向	風速	風向
1	42.5	20.0	8.0	3.0	6.5	11.0	3.1	15.1	-1.6	3.3	12.0	西	16.8	北北西
2	141.5	30.5	9.5	2.5	8.4	12.9	4.8	19.7	1.3	3.4	13.0	北北西	17.9	北
3	155.5	26.0	11.0	3.0	9.6	14.1	5.9	21.8	-1.2	3.1	12.8	北	22.6	西北西
4	182.5	71.0	15.5	5.5	17.5	21.8	13.6	25.6	5.9	2.9	13.1	北北東	18.9	北北東
5	210.5	94.5	16.5	4.5	19.6	24.1	15.1	28.4	9.5	3.4	11.6	西	20.1	西北西
6	332.5	70.5	23.0	8.5	23.5	27.5	20.3	31.7	15.5	2.7	8.5	北北西	12.3	南
7	297.0	116.5	44.0	15.5	28.9	32.4	26.1	35.9	22.5	3.0	8.9	南南西	14.2	南
8	53.5	21.5	8.0	7.5	30.7	35.5	27.2	38.7	25.5	3.2	9.8	北西	16.4	北東
9	46.5	41.0	30.5	11.0	28.8	33.5	25.3	36.6	20.2	3.3	14.0	南西	25.9	西南西
10	185.0	55.0	35.5	9.0	21.3	25.4	17.8	31.0	14.3	3.6	10.3	北	15.7	北北東
11	258.0	127.0	30.0	8.5	14.3	18.9	10.9	24.6	4.7	3.7	10.9	北北西	16.5	北
12	3.0	1.0	1.0	0.5	7.4	12.1	3.9	18.7	0.8	3.1	10.9	北北西	18.4	北北西
年	1,908.0	127.0	44.0	15.5	18.0	35.5	3.1	38.7	-1.6	3.2	14.0	北北西	25.9	西南西

出典：「過去の気象データダウンロード」（令和 7 年（2025 年）3 月閲覧、気象庁 HP
<http://www.jma.go.jp/jma/menu/report.html>）

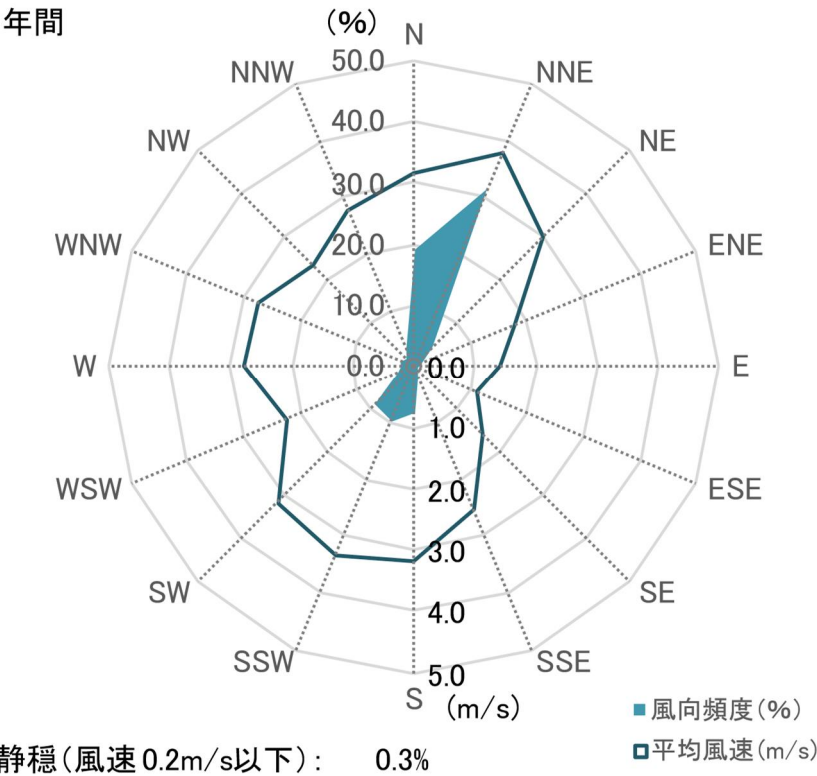
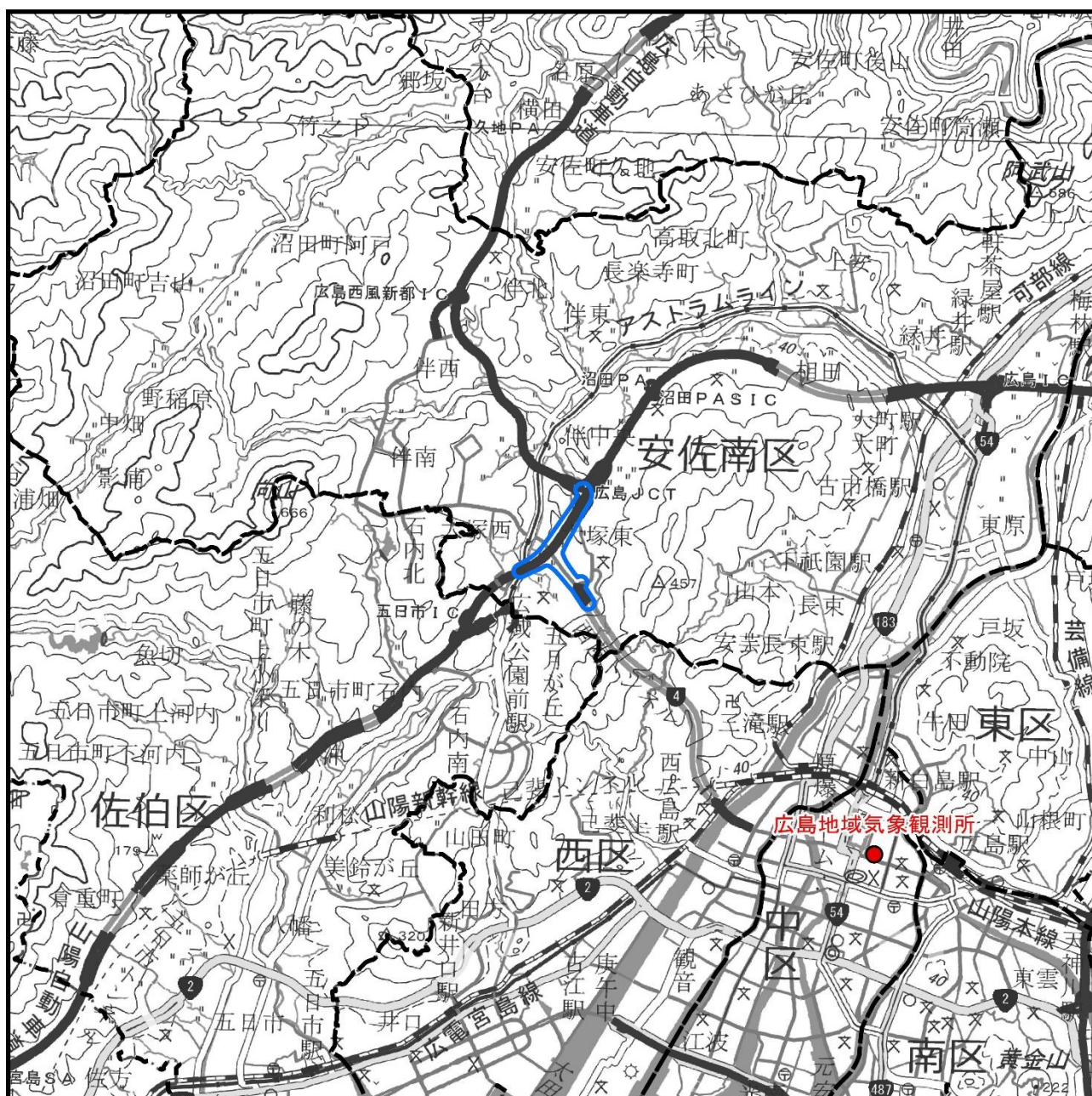


図 3.1-1 広島地域気象観測所の風配図（令和 6 年（2024 年）1 月～12 月）

出典：「過去の気象データダウンロード」（令和 7 年（2025 年）3 月閲覧、気象庁 HP
<http://www.jma.go.jp/jma/menu/report.html>）



凡例

対象道路事業実施区域

● 気象観測所

出典：「地域気象観測所一覧」（令和7年（2025年）3月閲覧、気象庁HP
http://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/amedas/ame_master.pdf）

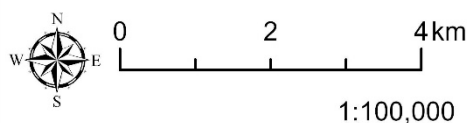


図 3.1-2 気象観測所の位置

(2) 大気質の状況

(a) 大気質の状況

調査区域には、一般環境大気測定局の伴小学校及び安佐南区役所が存在し、自動車排出ガス測定局の古市小学校が存在します（以下、一般環境大気測定局及び自動車排出ガス測定局を併せて「大気汚染常時監視測定局」といいます）。ダイオキシン類対策特別措置法に基づく常時監視地点は安佐南区役所に設置されています。

調査区域における大気汚染常時監視測定局の位置は、図 3.1-3 に示すとおりです。

令和 5 年度（2023 年度）における大気汚染常時監視測定局による環境基準達成状況の概要は、表 3.1-5 に示すとおりです。二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質、微小粒子状物質及びダイオキシン類は、環境基準を達成していましたが、光化学オキシダントは環境基準を達成していませんでした。

また、過去 5 年間での大気質調査結果の経年変化は、表 3.1-7(1)～(6)に示すとおりです。二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質及びダイオキシン類は、各年において環境基準を達成していましたが、光化学オキシダント及び微小粒子状物質は、環境基準を未達成である年がありました。

表 3.1-5 令和 5 年度（2023 年度）における大気質の環境基準達成状況（常時監視）

区分	市町村	測定局	項目	測定物質						
				二酸化硫黄 (SO ₂) 日平均値の 2%除外値 ^{注2)}	二酸化窒素 (NO ₂) 日平均値の 年間 98%値 ^{注1)}	光化学オキシ ダント (O ₃) 昼間の 1 時間 値の最高値	浮遊粒子状 物質 (SPM) 日平均値の 2%除外値	一酸化炭素 (CO) 日平均値の 2%除外値	微小粒子状 物質 (PM2. 5) 日平均値の 年間 98%値	ダイオキシ ン類 年平均値
一般局	広島市	伴小学校	測定値	0. 002ppm	0. 017ppm	0. 095ppm	0. 033 mg/m ³	－	17. 6 μ g/m ³	－
			達成状況 ^{注3)}	○	○	×	○	－	○	－
		安佐南区役所	測定値	0. 003ppm	0. 015ppm	0. 095ppm	0. 030mg/m ³	－	18. 8 μ g/m ³	0. 0093 pg-TEQ/m ³
			達成状況 ^{注3)}	○	○	×	○	－	○	○
自排局		古市小学校	測定値	－	0. 017ppm	－	0. 028 mg/m ³	－	23. 3 μ g/m ³	－
			達成状況 ^{注3)}	－	○	－	○	－	○	－
環境基準				1 時間値の 日平均値 0. 04ppm 以下 かつ 1 時間値 0. 1ppm 以下	1 時間値の 日平均値 0. 04ppm 以上 0. 06ppm 以下 又はそれ以下	1 時間値 0. 06ppm 以下	1 時間値の 日平均値 0. 10mg/m ³ 以下 かつ 1 時間値 0. 20mg/m ³ 以下	1 時間値の 日平均値 10ppm 以下か つ 8 時間平均値 20ppm 以下	年平均値 15 μ g/m ³ 以下 かつ日平 均値 35 μ g/m ³ 以下	0. 6 pg-TEQ/ m ³ 以下

注1) 「日平均値の年間 98%値」とは、年間にわたる日平均値のうち低い方から 98%目にあたる数値を示したものです。

注2) 「日平均値の 2%除外値」とは、年間にわたる日平均値につき、測定値の高い方から 2%の範囲内にあるものを除外した日平均の最高値です。

注3) 「—」は未測定的项目を示します。また、「○」は環境基準達成、「×」は環境基準未達成を示します。

注4) 「一般局」は一般環境大気測定局を示し、「自排局」は自動車排出ガス測定局を示します。

出典：「令和 6 年度版 広島市の環境（環境白書）」（令和 7 年（2025 年）3 月閲覧、広島市）
「令和 5 年度ダイオキシン類環境調査測定結果」（令和 7 年（2025 年）3 月閲覧、広島市）

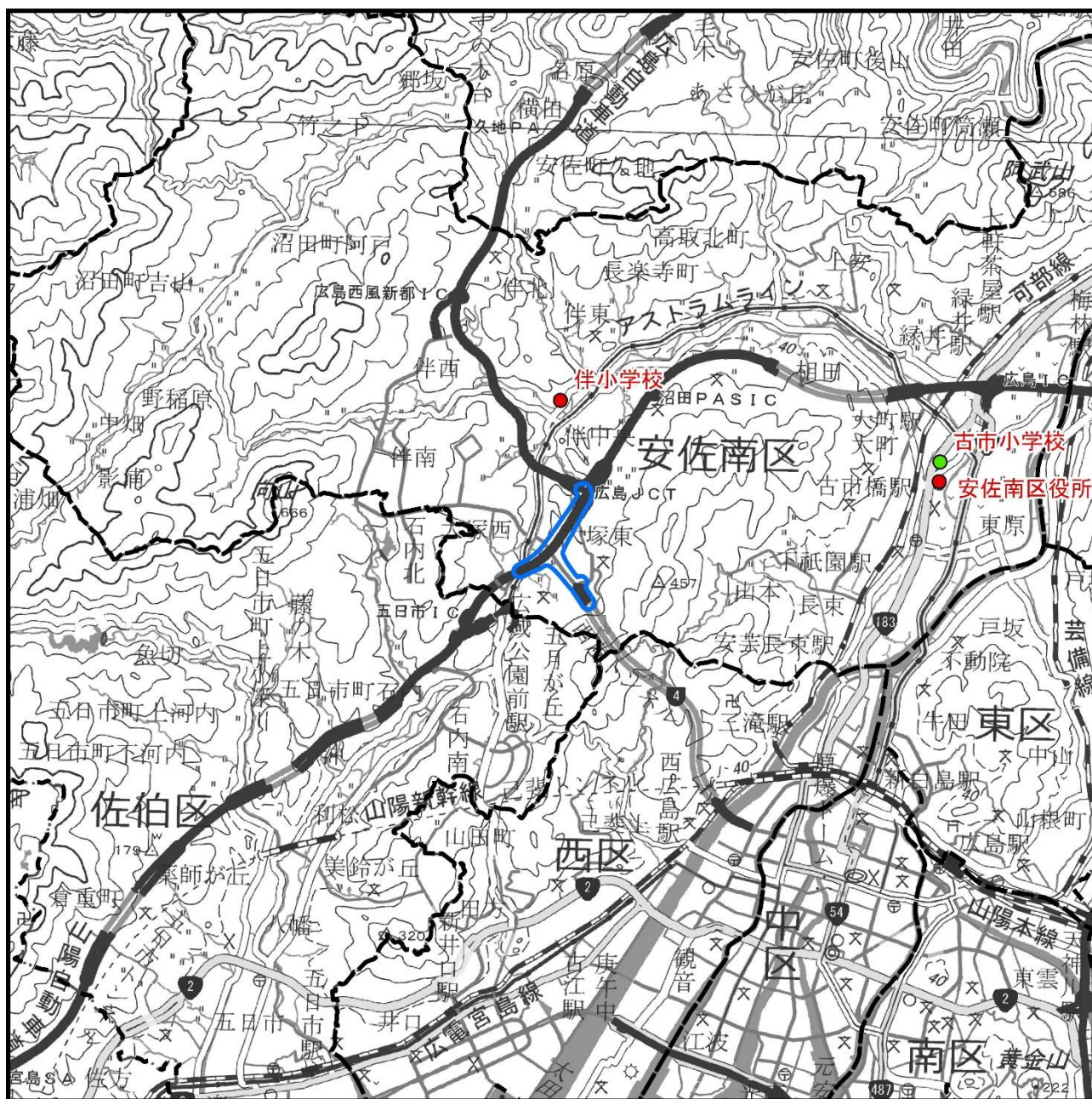
(b) 大気汚染に係る苦情の発生状況

「令和 6 年度版 広島市の環境（環境白書）」（令和 7 年（2025 年）3 月、広島市）によれば公害苦情件数(大気汚染)は、表 3.1-6 に示すとおりであり、令和 5 年度（2023 年度）は 31 件でした。

表 3.1-6 公害苦情件数(大気汚染)

年度				
令和元	令和 2	令和 3	令和 4	令和 5
44	30	32	23	31

出典：「令和 6 年度版 広島市の環境（環境白書）」（令和 7 年（2025 年）3 月閲覧、広島市）



凡例

- 対象道路事業実施区域
- 一般環境大気測定局
- 自動車排出ガス測定局

出典：「令和6年度版 広島市の環境（環境白書）」（令和7年（2025年）3月閲覧、広島市）

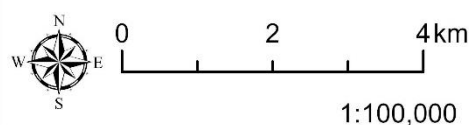
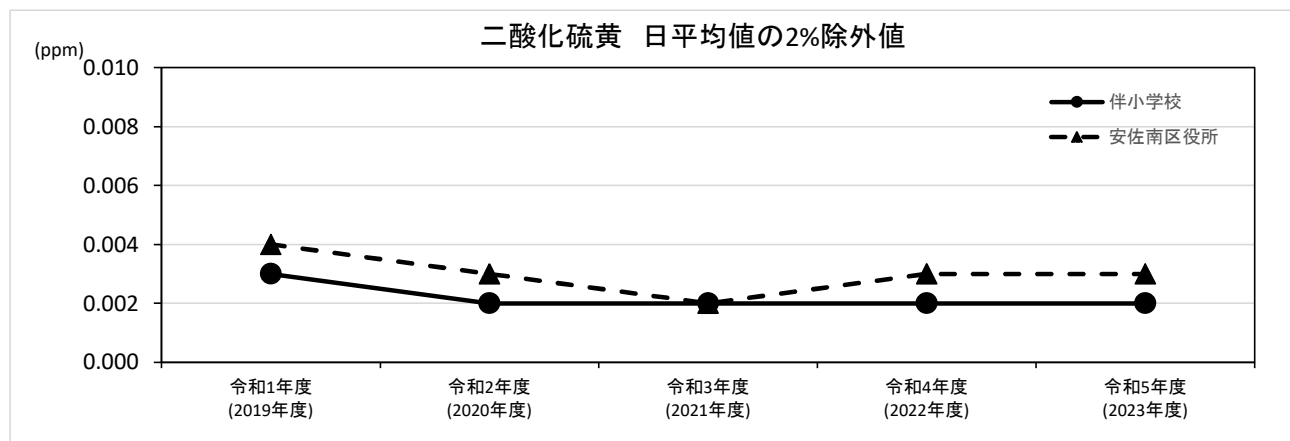


図 3.1-3 大気汚染常時監視測定局の位置図

表 3.1-7(1) 伴小学校・安佐南区役所測定局における大気質調査結果の経年変化（二酸化硫黄）

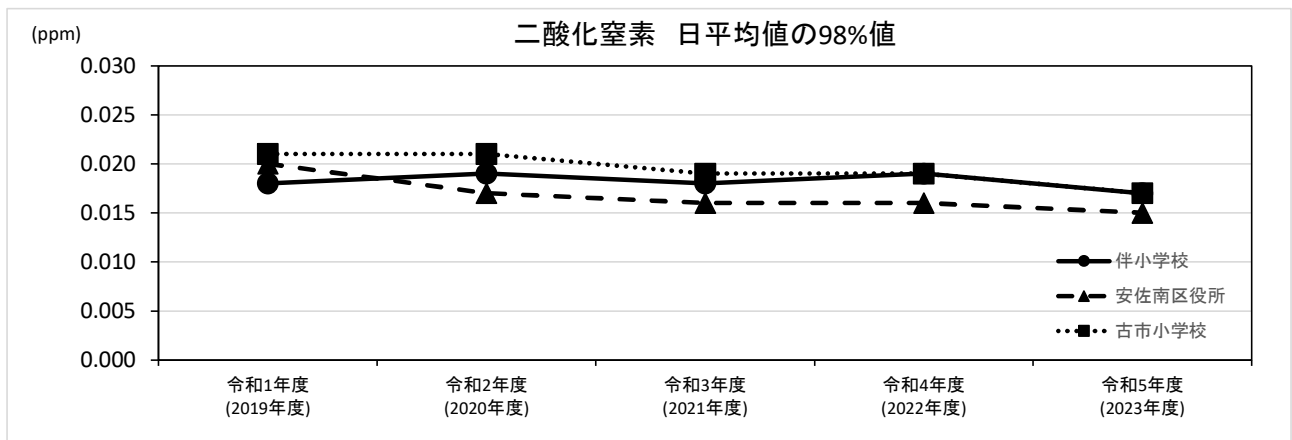
市町名	測定局	年度	有効測定日数	測定時間	年平均値	1時間値が0.1ppmを超えた時間数とその割合		日平均値が0.04ppmを超えた日数とその割合		1時間値の最高値	日平均値の2%除外値	日平均値が0.04ppmを超えた日が2日以上連続したことの有無	環境基準の長期的評価による日平均値が0.04ppmを超えた日数
			(日)	(時間)	(ppm)	(時間)	(%)	(日)	(%)	(ppm)	(ppm)	(有×・無○)	(日)
広島市	伴小学校	R1	365	8,698	0.001	0	0.0	0	0.0	0.026	0.003	○	0
		R2	363	8,656	0.001	0	0.0	0	0.0	0.034	0.002	○	0
		R3	364	8,666	0.001	0	0.0	0	0.0	0.018	0.002	○	0
		R4	364	8,660	0.001	0	0.0	0	0.0	0.019	0.002	○	0
		R5	366	8,696	0.001	0	0.0	0	0.0	0.020	0.002	○	0
	安佐南区役所	R1	363	8,648	0.002	0	0.0	0	0.0	0.024	0.004	○	0
		R2	365	8,675	0.001	0	0.0	0	0.0	0.034	0.003	○	0
		R3	363	8,656	0.001	0	0.0	0	0.0	0.016	0.002	○	0
		R4	364	8,660	0.001	0	0.0	0	0.0	0.011	0.003	○	0
		R5	363	8,690	0.001	0	0.0	0	0.0	0.016	0.003	○	0



出典：「令和2年度版～令和6年度版 広島市の環境（環境白書）」
（令和7年（2025年）3月閲覧、広島市）

表 3.1-7(2) 伴小学校・安佐南区役所・古市小学校測定局における
大気質調査結果の経年変化（二酸化窒素）

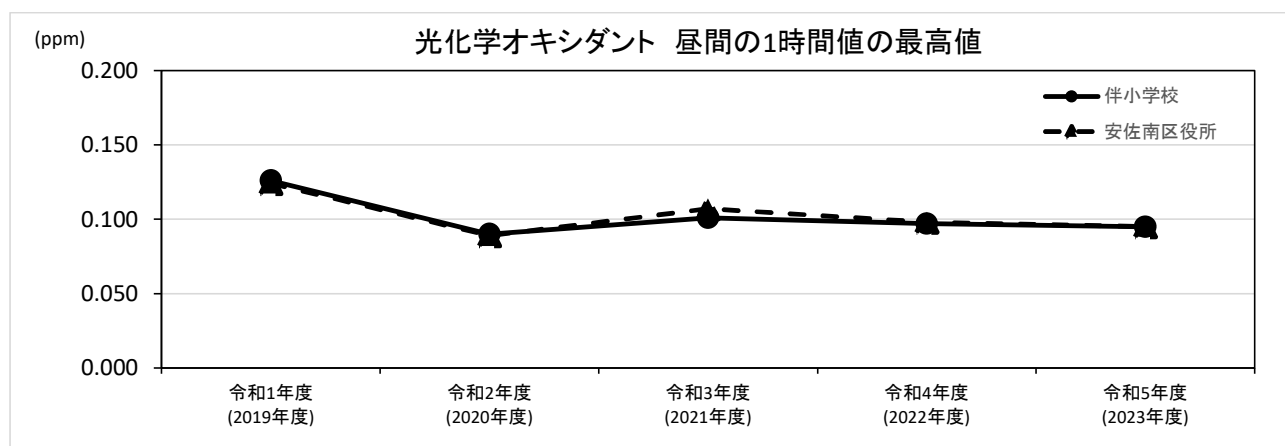
市町名	区分	測定局	年度	有効測定 日数	測定時間	年平均値	1時間 最高値	環境基準との対比					
								日平均値が 0.06ppm を超えた 日数とその割合		日平均値が 0.04ppm 以上 0.06ppm 以下の 日数とその割合		日平均値 の 98% 値	適合状況
				(日)	(時間)	(ppm)	(ppm)	(日)	(%)	(日)	(%)	(ppm)	
広島市	一般局	伴小学校	R1	358	8,547	0.008	0.037	0	0.0	0	0.0	0.018	○
			R2	358	8,571	0.008	0.044	0	0.0	0	0.0	0.019	○
			R3	356	8,526	0.008	0.043	0	0.0	0	0.0	0.018	○
			R4	358	8,565	0.007	0.043	0	0.0	0	0.0	0.019	○
			R5	358	8,564	0.007	0.033	0	0.0	0	0.0	0.017	○
		安佐南区役所	R1	356	8,554	0.008	0.043	0	0.0	0	0.0	0.020	○
			R2	336	8,089	0.008	0.046	0	0.0	0	0.0	0.017	○
			R3	335	8,070	0.008	0.045	0	0.0	0	0.0	0.016	○
			R4	349	8,351	0.007	0.039	0	0.0	0	0.0	0.016	○
			R5	312	7,499	0.007	0.041	0	0.0	0	0.0	0.015	○
	自排局	古市小学校	R1	334	7,976	0.011	0.043	0	0.0	0	0.0	0.021	○
			R2	361	8,598	0.010	0.048	0	0.0	0	0.0	0.021	○
			R3	358	8,563	0.010	0.046	0	0.0	0	0.0	0.019	○
			R4	353	8,442	0.009	0.041	0	0.0	0	0.0	0.019	○
			R5	360	8,610	0.008	0.040	0	0.0	0	0.0	0.017	○



出典：「令和2年度版～令和6年度版 広島市の環境（環境白書）」
(令和7年(2025年)3月閲覧、広島市)

表 3.1-7(3) 伴小学校・安佐南区役所測定局における大気質調査結果の経年変化（光化学オキシダント）

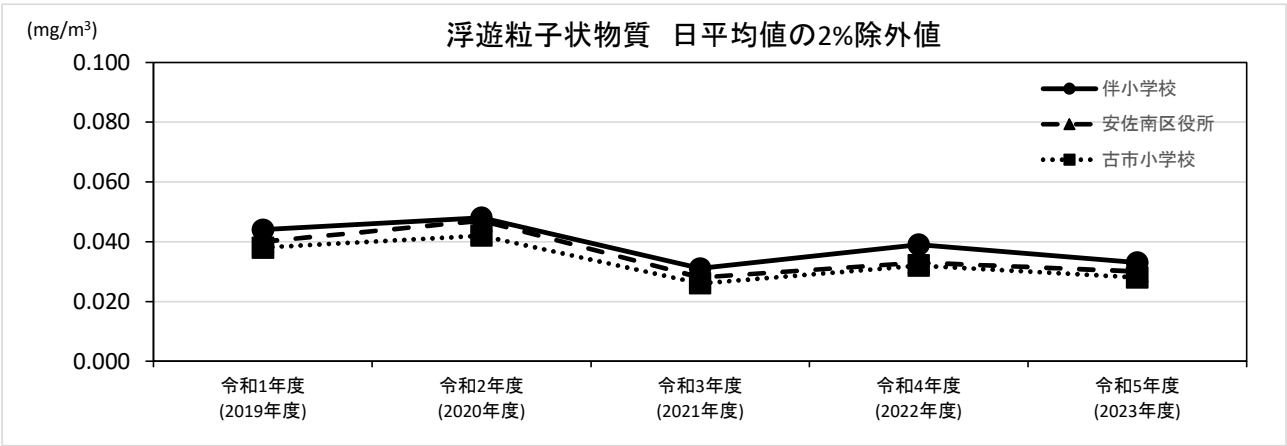
市町名	測定局	年度	日 昼 間測 定	時 昼 間測 定	昼間の1時間値 の年平均値	昼間の1時間値が 0.06ppmを超えた 日数と時間数		昼間の1時間値が 0.12ppmを超えた 日数と時間数		昼間の1時間値 の最高値
			(日)	(時間)		(日)	(時間)	(日)	(時間)	
広島市	伴小学校	R1	366	5,452	0.033	83	497	2	7	0.126
		R2	365	5,417	0.032	77	381	0	0	0.090
		R3	365	5,431	0.033	81	356	0	0	0.101
		R4	365	5,433	0.034	90	457	0	0	0.097
		R5	366	5,450	0.032	70	324	0	0	0.095
	安佐南 区役所	R1	366	5,437	0.033	82	525	1	4	0.124
		R2	365	5,424	0.032	75	383	0	0	0.089
		R3	365	5,428	0.034	90	396	0	0	0.107
		R4	365	5,427	0.034	93	488	0	0	0.098
		R5	366	5,437	0.033	77	369	0	0	0.095



出典：「令和2年度版～令和6年度版 広島市の環境（環境白書）」
（令和7年（2025年）3月閲覧、広島市）

表 3.1-7(4) 伴小学校・安佐南区役所・古市小学校測定局における
大気質調査結果の経年変化（浮遊粒子状物質）

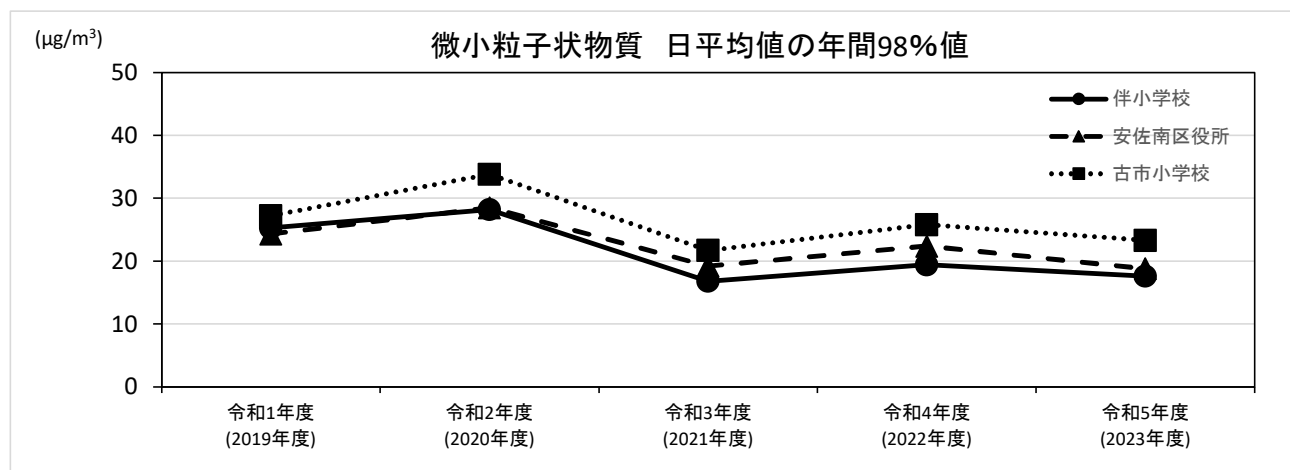
市町名	区分	測定局	年度	有効測定日数	測定時間	年平均値	1時間値が 0.20mg/m ³ を 超えた時間数 とその割合		日平均値が 0.10mg/m ³ を 超えた日数 とその割合		1時間値の 最高値	日平均値の 2%除外値	日平均値が 0.10mg/m ³ を 超えた日が 2日以上連続 したことの有無	環境基準の 長期的評価による 日平均値が 0.10mg/m ³ を 超えた日数
				(日)	(時間)	(mg/m ³)	(時間)	(%)	(日)	(%)	(mg/m ³)	(mg/m ³)	(有×・無○)	(日)
広島市	一般局	伴小学校	R1	366	8,762	0.018	0	0.0	0	0.0	0.118	0.044	○	0
			R2	363	8,716	0.018	0	0.0	0	0.0	0.143	0.048	○	0
			R3	365	8,736	0.016	0	0.0	0	0.0	0.070	0.031	○	0
			R4	362	8,699	0.017	0	0.0	0	0.0	0.080	0.039	○	0
			R5	364	8,729	0.015	0	0.0	0	0.0	0.105	0.033	○	0
		安佐南区役所	R1	366	8,754	0.016	0	0.0	0	0.0	0.132	0.040	○	0
			R2	365	8,732	0.015	0	0.0	0	0.0	0.117	0.047	○	0
			R3	361	8,691	0.014	0	0.0	0	0.0	0.064	0.028	○	0
			R4	365	8,731	0.014	0	0.0	0	0.0	0.066	0.033	○	0
			R5	365	8,748	0.014	0	0.0	0	0.0	0.095	0.030	○	0
	自排局	古市小学校	R1	364	8,734	0.015	0	0.0	0	0.0	0.117	0.038	○	0
			R2	363	8,705	0.015	0	0.0	0	0.0	0.111	0.042	○	0
			R3	365	8,737	0.013	0	0.0	0	0.0	0.068	0.026	○	0
			R4	358	8,581	0.014	0	0.0	0	0.0	0.088	0.032	○	0
			R5	365	8,747	0.013	0	0.0	0	0.0	0.070	0.028	○	0



出典：「令和2年度版～令和6年度版 広島市の環境（環境白書）」
（令和7年（2025年）3月閲覧、広島市）

表 3.1-7(5) 伴小学校・安佐南区役所・古市小学校測定局における
大気質調査結果の経年変化（微小粒子状物質）

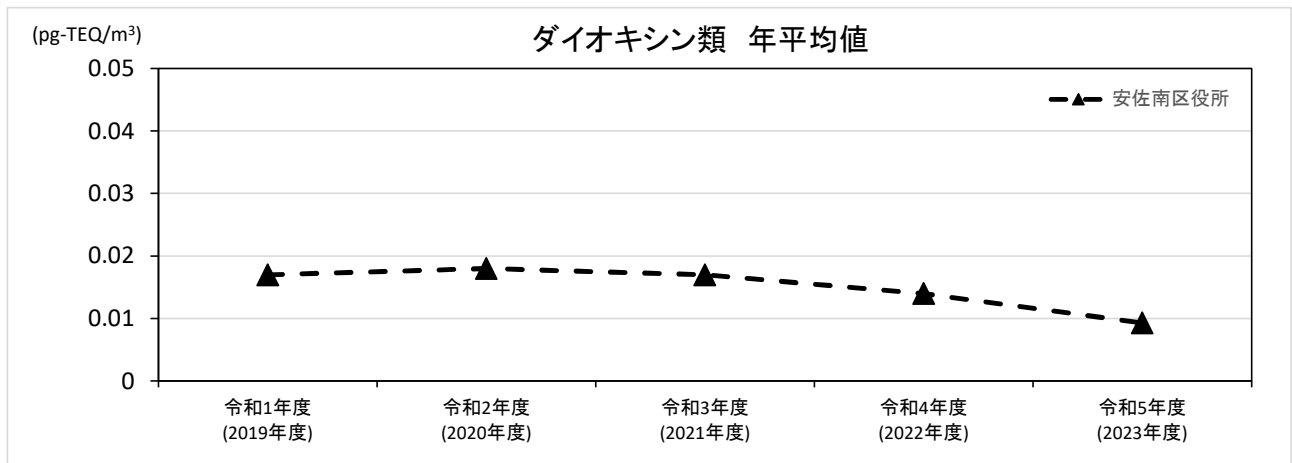
市町名	区分	測定局	年度	有効測定 日 数	年平均値	日平均値の 年間 98% 値	日平均値が 35 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ を超えた 日数とその割合	
				(日)	($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	(日)	(%)
広島市	一般局	伴小学校	R1	364	9.6	25.3	0	0.0
			R2	361	9.1	28.2	2	0.6
			R3	362	7.4	16.8	0	0.0
			R4	363	7.6	19.4	0	0.0
			R5	362	7.0	17.6	0	0.0
		安佐南 区役所	R1	364	10.2	24.3	0	0.0
			R2	363	9.7	28.5	1	0.3
			R3	363	8.6	19.2	0	0.0
			R4	360	8.0	22.4	1	0.3
			R5	325	7.1	18.8	0	0.0
	自排局	古市 小学校	R1	363	12.0	27.2	0	0.0
			R2	361	14.3	33.8	6	1.7
			R3	332	9.9	21.7	0	0.0
			R4	348	10.7	25.8	1	0.3
			R5	362	10.5	23.3	0	0.0



出典：「令和2年度版～令和6年度版 広島市の環境（環境白書）」
(令和7年(2025年)3月閲覧、広島市)

表 3.1-7(6) 安佐南区役所測定局における大気質調査結果の経年変化（ダイオキシン類）

市町名	測定局	年度	春	夏	秋	冬	年平均値
			(pg-TEQ/m ³)				
広島市	安佐南区役所	R1	0.010	0.013	0.029	0.016	0.017
		R2	0.011	0.021	0.029	0.012	0.018
		R3	0.010	0.012	0.025	0.019	0.017
		R4	0.014	0.016	0.014	0.013	0.014
		R5	0.0085	0.0077	0.0061	0.015	0.0093



出典：「平成 31 年度版～令和 5 年度ダイオキシン類環境調査測定結果」
(令和 7 年 (2025 年) 3 月閲覧、広島市)

(3) 騒音の状況

(a) 環境騒音の状況

調査区域において、国又は自治体等が実施した環境騒音に係る調査結果は公表されていません。

(b) 道路交通騒音の状況

調査区域では道路交通騒音の常時監視が実施されており、測定地点及び測定結果は、それぞれ図 3.1-4、表 3.1-8 に示すとおりです。

表 3.1-8 道路交通騒音測定結果（令和元年度（2019 年度）～令和 5 年度（2023 年度））

番号	対象道路	騒音 (dB)		環境基準		調査年度	住所
	路線名	昼間	夜間	昼間	夜間		
1	主要地方道五日市筒賀線	65(○)	59(○)	70	65	令和 5 年度	広島市佐伯区 佐伯区三宅 1 丁目 1 番
2	一般県道今井田緑井線	65(○)	63(○)	70	65	令和 5 年度	広島市安佐南区 緑井 2 丁目 28 番
3	主要地方道広島豊平線	69(○)	63(○)	70	65	令和 4 年度	広島市安佐南区 伴東 4 丁目 28 番
4	一般県道原田五日市線	70(○)	63(○)	70	65	令和 4 年度	広島市佐伯区 五日市町大字石内
5	市道佐伯 1 区 372 号線	60(○)	50(○)	70	65	令和 4 年度	広島市佐伯区 石内北 1 丁目 14 番
6	主要地方道広島湯来線	73(×)	69(×)	70	65	令和 3 年度	広島市佐伯区 五日市町大字石内 5761
7	主要地方道広島湯来線	68(○)	64(○)	70	65	令和 3 年度	広島市安佐南区 伴中央 4 丁目 23 番
8	主要地方道広島湯来線	73(×)	67(×)	70	65	令和 3 年度	広島市安佐南区 大塚西 2 丁目 (宮が瀬橋バス停付近)
9	山陽自動車道	52(○)	48(○)	70	65	令和 2 年度	広島市安佐南区 伴東 8 丁目 61 番
10	市道佐伯 1 区 376 号線	66(○)	57(○)	70	65	令和 2 年度	広島市佐伯区 石内南 1 丁目 15
11	市道佐伯 1 区 368・373 号線	54(○)	48(○)	70	65	令和 2 年度	広島市佐伯区 石内南 2 丁目 19
12	一般県道原田五日市線	72(×)	65(○)	70	65	令和 2 年度	広島市佐伯区 八幡東 4 丁目 28 番
13	市道安佐南 4 区 454 号線	70(○)	63(○)	70	65	令和元年度	広島市安佐南区 大塚東 1 丁目 17 番
14	市道安佐南 4 区 486・490・739 号線 市道佐伯 1 区 371 号線	63(○)	57(○)	70	65	令和元年度	広島市佐伯区 石内北 1 丁目 1 番
15	市道安佐南 4 区 488・489 号線	65(○)	61(○)	70	65	令和元年度	広島市安佐南区 伴南 4 丁目 3 番
16	市道安佐南 4 区 486 号線	66(○)	63(○)	70	65	令和元年度	広島市安佐南区 伴西 3 丁目 9 番
17	主要地方道広島豊平線	69(○)	67(×)	70	65	令和元年度	広島市安佐南区 相田 2 丁目 7 番

注 1) 昼間：6 時～22 時 夜間：22 時～6 時

注 2) 騒音 (dB) 昼間・夜間の(○)は環境基準達成、(×)は環境基準超過を示します。

出典：「令和 2 年度版～令和 6 年度版 広島市の環境（環境白書）」（令和 7 年（2025 年）3 月閲覧、広島市）

(c) 新幹線鉄道騒音の状況

調査区域の南側に山陽新幹線が敷設されており、新幹線鉄道騒音測定が実施されています。調査区域における令和 5 年度（2023 年度）の新幹線鉄道騒音測定地点及び測定結果は、それぞれ図 3.1-4、表 3.1-9 に示すとおりです。

表 3.1-9 新幹線鉄道騒音測定結果（令和 5 年度（2023 年度））

地点番号	区分	測定場所 (用途地域)	測定 年月日	軌道 構造	防音壁の種 類(軌道面か らの高さ)	列車 速度 (km/h)	軌道中心 からの 距離 (m)	騒音 レベル (dB(A))
1	新 幹 線	広島市佐伯区 利松二丁目 (第 1 種住居地域)	令和 5 年 12 月 13 日	高架橋(ラーメン) (8.4m) スラブ (防振スラブ ^a マット有)	逆 L	260	12.5	75
					(吸音材有)	260	25	73
					(2.03m)	261	50	69
						261	100	64

注)騒音レベルは、測定した騒音のピークレベルのうちレベルの大きさが上位半数のものをパワー平均したものです。

出典：「令和 6 年度版 広島市の環境（環境白書）」（令和 7 年（2025 年）3 月閲覧、広島市）

(d) 航空機騒音の状況

調査区域において、国又は自治体等が実施した航空機騒音に係る調査結果は公表されていません。

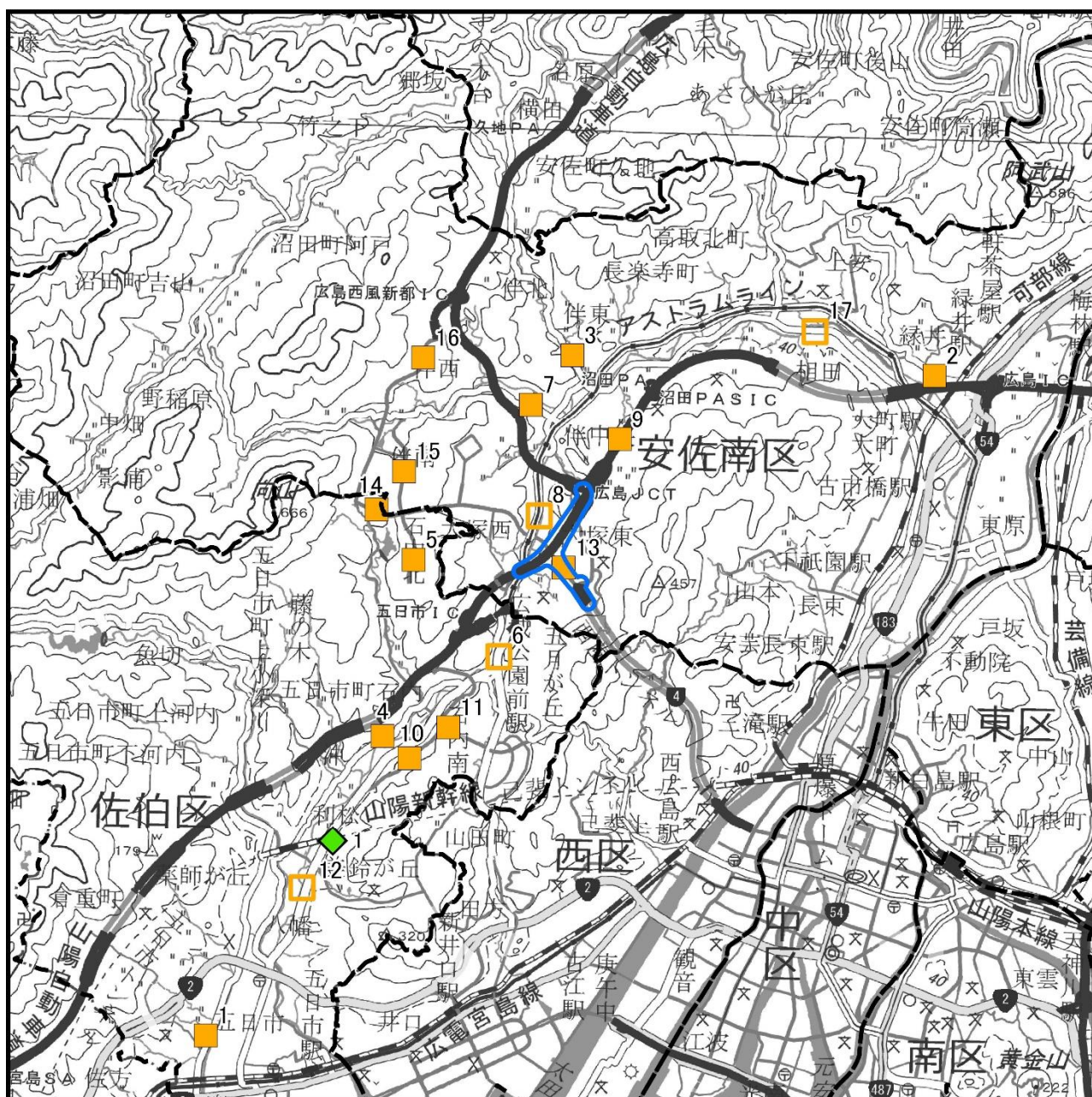
(e) 騒音に係る苦情の発生状況

「令和 6 年度版 広島市の環境（環境白書）」（令和 7 年（2025 年）3 月、広島市）によれば公害苦情件数(騒音)は、表 3.1-10 に示すとおりであり、令和 5 年度（2023 年度）は、124 件でした。

表 3.1-10 公害苦情件数（騒音）

年度				
令和元	令和 2	令和 3	令和 4	令和 5
159	170	134	112	124

出典：「令和 6 年度版 広島市の環境（環境白書）」（令和 7 年（2025 年）3 月閲覧、広島市）



凡例

 対象道路事業実施区域

◆ 新幹線鉄道騒音測定地点

道路交通騒音測定地点

 環境基準達成

 環境基準超過

出典：「令和2年度版～令和6年度版 広島市の環境（環境白書）」（令和7年（2025年）3月閲覧、広島市）

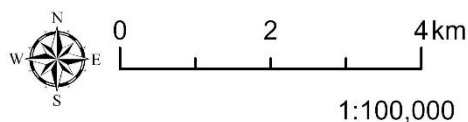


図 3.1-4 道路交通騒音・新幹線
鉄道騒音測定の位置図

(4) 振動の状況

(a) 道路交通振動の状況

調査区域では道路交通振動の常時監視が実施されており、測定結果及び測定地点は、それぞれ表 3.1-11、図 3.1-5 に示すとおりです。

表 3.1-11 道路交通振動測定結果（令和元年度（2019 年度）～令和 5 年度（2023 年度））

番号	対象道路	振動(dB)		調査年度	住所
	路線名	昼間	夜間		
1	一般県道原田五日市線	44	37	令和 4 年度	広島市佐伯区五日市町大字石内
2	一般県道原田五日市線	42	36	令和 2 年度	広島市佐伯区八幡東 4 丁目 28 番
3	主要地方道広島豊平線	44	39	令和元年度	広島市安佐南区相田 2 丁目 7 番

注) 昼間：7時～19時 夜間：19時～7時

出典：「令和 2 年度版～令和 6 年度版 広島市の環境（環境白書）」（令和 7 年（2025 年）3 月閲覧、広島市）

(b) 新幹線鉄道振動の状況

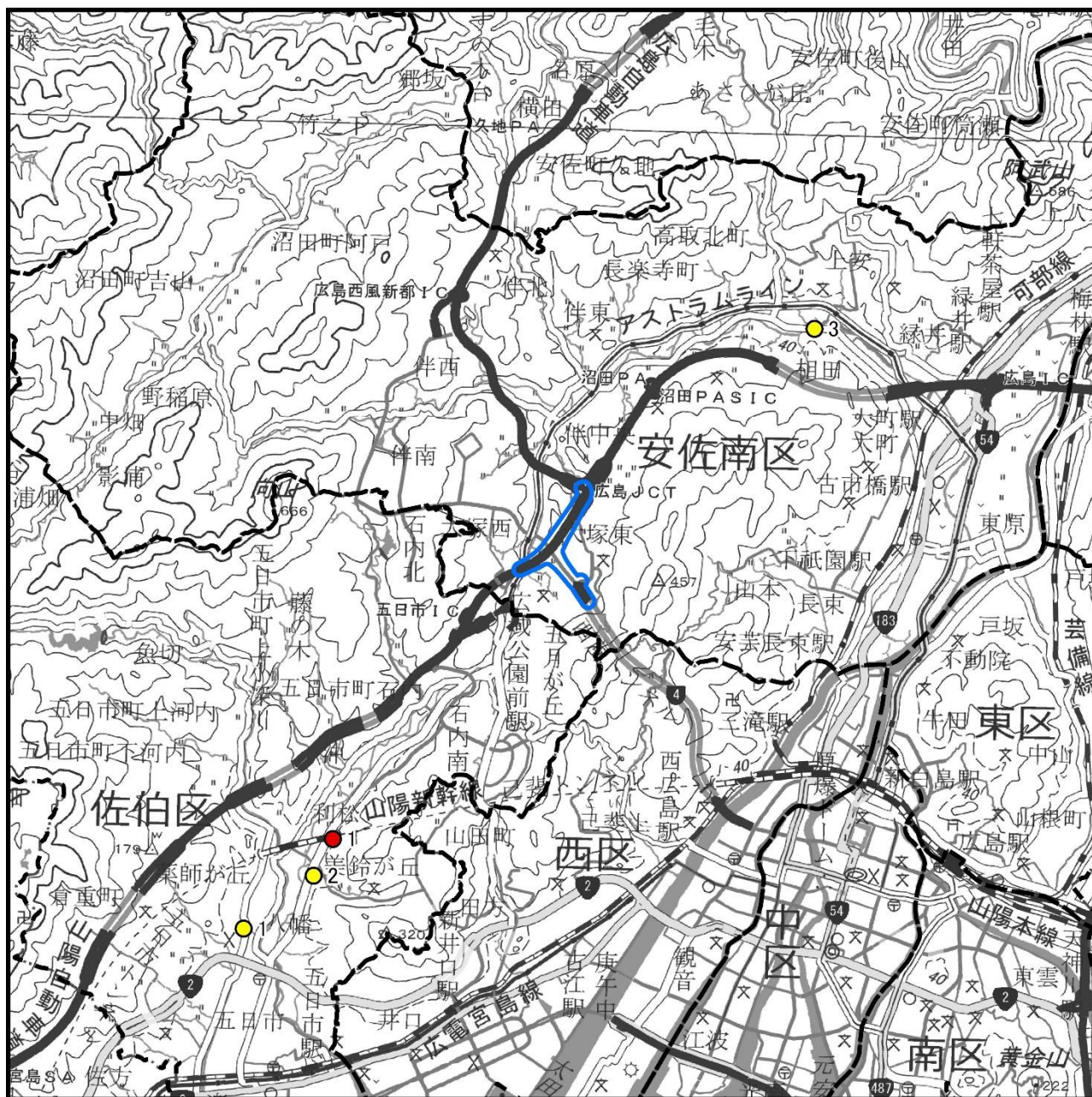
調査区域の南側に山陽新幹線が敷設されており、新幹線鉄道振動調査が実施されています。調査区域における令和 5 年度（2023 年度）の新幹線鉄道振動測定地点及び調査結果は、それぞれ図 3.1-5、表 3.1-12 に示すとおりです。

表 3.1-12 新幹線鉄道振動測定結果（令和 5 年度（2023 年度））

地点番号	区分	測定場所 (用途地域)	測定 年月日	軌道 構造	防音壁の種 類(軌道面か らの高さ)	列車 速度 (km/h)	軌道中心 からの 距離 (m)	振動 レベル (dB)
1	新 幹 線	広島市佐伯区 利松二丁目 (第 1 種住居地域)	令和 5 年 12 月 13 日	高架橋(ラーメン) (8.4m) スラブ (防振スラブマット有)	逆 L (吸音材有) (2.03m)	260	12.5	—
						260	25	51
						261	50	50
						261	100	—

注) 振動レベルは、測定した振動のピークレベルのうちレベルの大きさが上位半数のものを算術平均したものです。

出典：「令和 6 年度版 広島市の環境（環境白書）」（令和 7 年（2025 年）3 月閲覧、広島市）



凡例

- 対象道路事業実施区域
- 新幹線鉄道振動測定地点
- 道路交通振動測定地点

出典：「令和2年度版～令和6年度版 広島市の環境（環境白書）」（令和7年（2025年）3月閲覧、広島市）

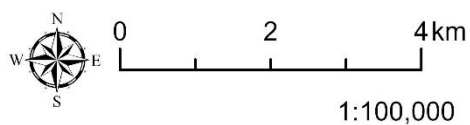


図 3.1-5 道路交通振動・新幹線
鉄道振動測定の位置図

(c) 振動に係る苦情の発生状況

「令和 6 年度版 広島市の環境（環境白書）」（令和 7 年（2025 年）3 月、広島市）によれば公害苦情件数（振動）は、表 3.1-13 に示すとおりであり、令和 5 年度（2023 年度）は、32 件でした。

表 3.1-13 公害苦情件数（振動）

年度				
令和元	令和 2	令和 3	令和 4	令和 5
18	14	13	27	32

出典：「令和 6 年度版 広島市の環境（環境白書）」（令和 7 年（2025 年）3 月閲覧、広島市）

(5) その他の大気に係る環境の状況

(a) 低周波音の状況

調査区域では、国又は自治体等が実施した低周波音に係る調査結果は公表されていません。

3.1.2 水象、水質、水底の底質その他の水に係る環境の状況

(1) 水象の状況

調査区域の水象の状況は図 3.1-6 に示すとおりです。対象道路事業実施区域には、寺谷川等が存在します。

なお、調査区域に湖沼及び海域は存在しません。

(2) 水質の状況

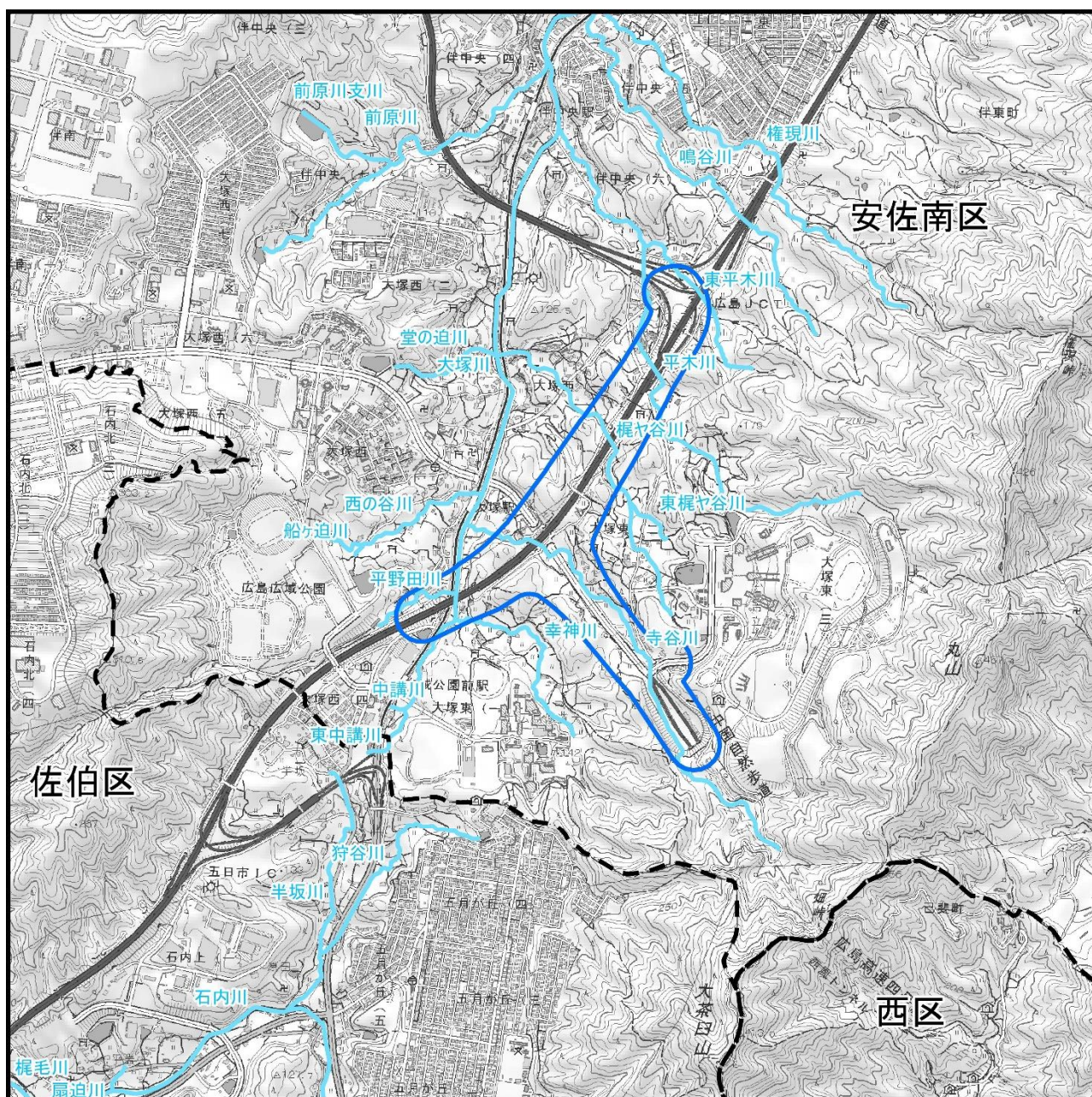
調査区域では、環境基本法（平成 5 年法律第 91 号（平成 5 年 11 月 19 日公布）、最終改正：令和 3 年法律第 36 号（令和 3 年 5 月 19 日公布））第 16 条の規定に基づき、広島県が指定した「生活環境の保全に関する環境基準の水域類型指定」に該当する公共用水域として、「安川」（類型：B）が存在します。調査区域における水域類型指定状況は、図 3.1-7 に示すとおりです。

調査区域では、広島市の公共用水域の水質測定計画に基づき、八幡川上下流 3 地点、石内川 3 地点、梶毛川 1 地点、吉山川 1 地点、古川下流 1 地点、安川 4 地点、奥畑川 1 地点及び大塚川 1 地点の計 15 地点で公共用水域の水質測定が実施されています。調査地点は図 3.1-7、水質測定結果は表 3.1-14 及び表 3.1-15 に示すとおりです。

水質測定結果をみると、生活環境項目については、全項目が環境基準値を超過する時期がありました。栄養塩類については、いずれの検出量も極めて微量でした。

また、調査区域では、ダイオキシン類対策特別措置法（平成 11 年法律第 105 号（平成 11 年 7 月 16 日公布）、最終改正：令和 4 年法律第 68 号（令和 4 年 6 月 17 日公布））第 26 条に基づき、八幡川泉橋、古川大正橋及び太田川安芸大橋の 3 地点で公共用水域のダイオキシン類濃度の測定が実施されています。調査地点は図 3.1-7、水質調査結果は表 3.1-16 に示すとおりです。

水質測定結果をみると、全地点において、環境基準値の超過は見られませんでした。



凡例

- 対象道路事業実施区域
- 河川

出典：「河川データ（平成 20 年度）」（令和 7 年（2025 年）3 月閲覧、国土数値情報ダウンロードサービス HP
<http://nlftp.mlit.go.jp/ksj/>）
 「広島市河川図（平成 26 年 7 月作成）」
 （令和 7 年（2025 年）3 月閲覧、広島市河川課）

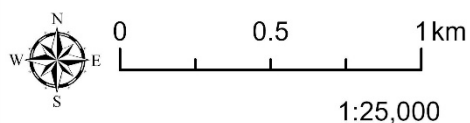
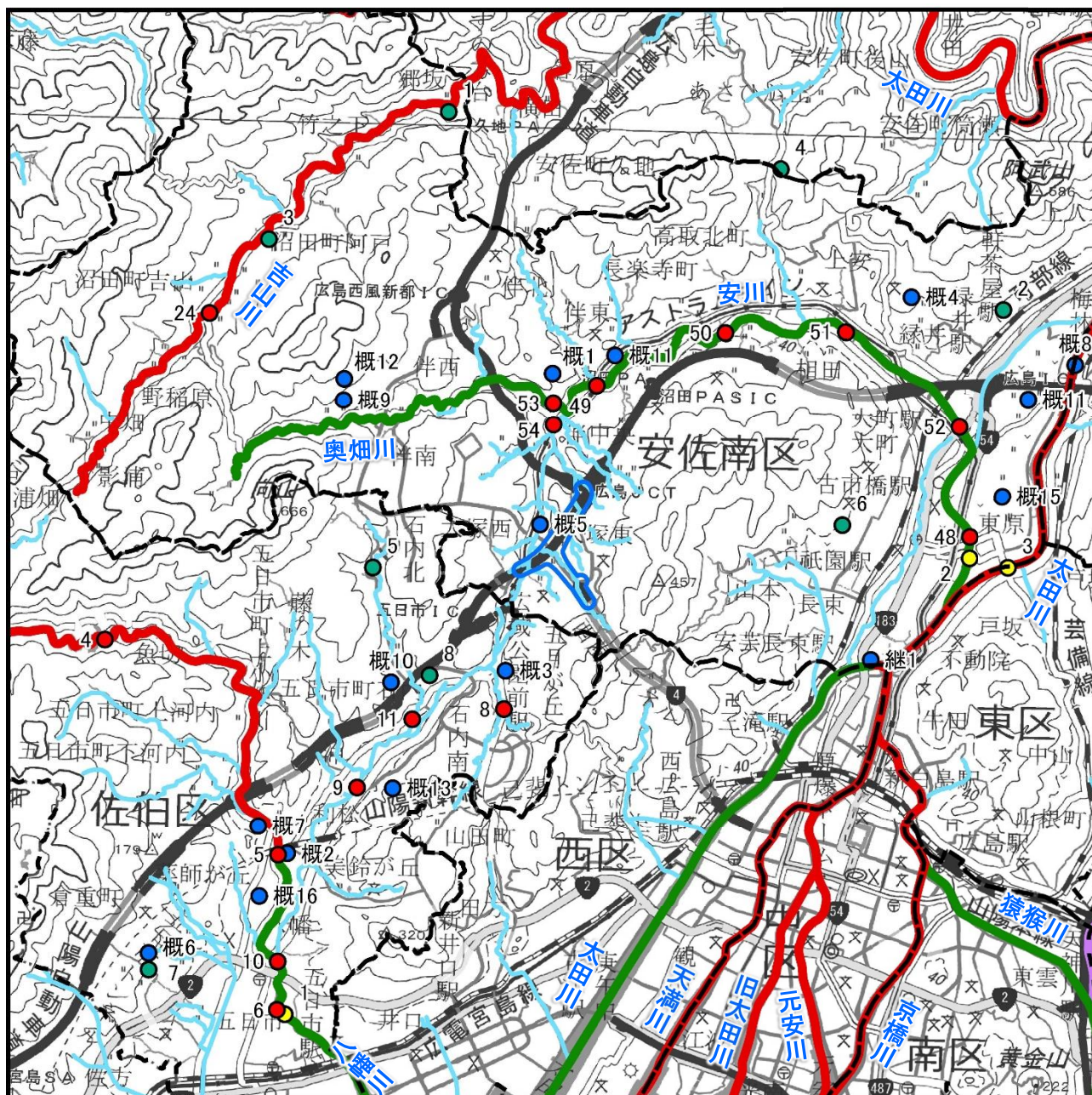


図 3.1-6 水象の状況



凡例

対象道路事業実施区域

河川

環境基準類型:A

環境基準類型:B

環境基準類型:D

● 水質調査地点(河川)

● 地下水調査地点

● ダイオキシン類調査地点(河川・底質)

● ダイオキシン類調査地点(地下水)

出典:「河川データ(平成20年度)」(令和7年(2025年)3月閲覧、国土数値情報ダウンロードサービスHP

<http://nlftp.mlit.go.jp/ksj/>

「広島市河川図(平成26年7月作成)」

(令和7年(2025年)3月閲覧、広島市河川課)

「令和6年度版 広島市の環境(環境白書)」(令和7年(2025年)3月閲覧、広島市)

「令和5年度ダイオキシン類環境調査測定結果」(令和7年(2025年)3月閲覧、広島市)



0 2 4km

1:100,000

図 3.1-7 水域類型指定状況及び水質の測定位置図

表 3.1-14 公共用水域における生活環境項目の水質測定結果（河川）（令和 5 年度（2023 年度））

水域名	番号	地点名	類型	pH		DO		BOD		SS		大腸菌数		COD
				最小 ～最大	m/n	平均 (mg/L)	m/n	平均 (mg/L)	m/n	平均 (mg/L)	m/n	平均 (CFU/100ml)	m/n	平均 (mg/L)
八幡川 上流	4	魚切貯水池	A	6.9～9.1	3/24	9.3	3/24	1.2	2/24	3	0/24	28	0/12	2.5
	5	郡橋		7.6～8.5	0/12	11	0/12	1.0	0/12	2	0/12	190	2/12	2.4
八幡川 下流	6	泉橋	B	7.5～8.3	0/12	11	0/12	2.2	2/12	7	1/12	300	1/12	3.8
石内川	8	原田下橋	—	7.7～8.0	—/2	9.5	—/2	0.7	—/2	2	—/2	980	—/2	2.7
	9	鳴谷橋		7.4～7.7	—/2	10	—/2	0.6	—/2	1	—/2	240	—/2	2.1
	10	石内川 河口		7.3～8.8	—/12	10	—/12	0.8	—/12	3	—/12	580	—/12	2.4
梶毛川	11	梶毛川河 口	—	7.4～7.7	—/4	10	—/4	0.9	—/4	6	—/4	440	—/4	2.7
吉山川	24	戸山	A	7.4～7.6	0/6	10	0/6	0.6	0/6	1	0/6	98	0/6	1.5
古川下 流	48	東原	B	7.3～9.2	2/48	8.9	0/48	1.0	0/48	6	2/48	340	0/12	2.0
安川	49	大塚川 下流	B	7.4～8.6	1/12	10	0/12	1.4	0/12	2	0/12	15000	9/12	2.8
	50	下 地		7.4～9.0	1/12	10	0/12	0.6	0/12	2	0/12	260	0/12	2.2
	51	上 安		7.4～9.1	1/12	10	0/12	0.6	0/12	2	0/12	300	0/12	2.2
	52	五軒屋		7.4～9.1	1/12	10	0/12	0.6	0/12	2	0/12	200	0/12	2.2
奥畑川	53	奥畑川	—	7.4～7.7	—/4	10	—/4	0.6	—/4	1	—/4	380	—/4	2.0
大塚川	54	大塚川	—	7.6～8.0	—/4	9.5	—/4	2.5	—/4	2	—/4	8300	—/4	4.9
環境基準			A	6.5～8.5		7.5mg/L 以上		2mg/L 以下		25mg/L 以下		300CFU/100mL 以下		—
			B	6.5～8.5		5mg/L 以上		3mg/L 以下		25mg/L 以下		1,000CFU/100mL 以下		—

注1) m/n は（環境基準値を超える検体数）／（総検体数）を示します。

出典：「令和 6 年度版 広島市の環境（環境白書）」（令和 7 年（2025 年）3 月閲覧、広島市）

表 3.1-15 公共用水域における栄養塩類の水質測定結果（河川）（令和 5 年度（2023 年度））

単位：mg/L

水域名	番号	地点名	全窒素	アンモニア 態窒素	亜硝酸 態窒素	硝酸態 窒素	全りん	りん酸態 りん
八幡川上流	4	魚切貯水池	0.76	0.04	0.015	0.54	0.028	0.006
	5	郡橋	0.65	<0.01	0.006	0.53	0.048	0.025
八幡川下流	6	泉橋	0.78	0.01	0.006	0.57	0.053	0.024
古川下流	48	東原	0.76	0.03	0.006	0.62	0.027	0.013
安川	52	五軒屋	1.0	<0.01	0.011	0.91	0.031	0.018

注1) 各項目の数値は、年平均値を示します。

出典：「令和 6 年度版 広島市の環境（環境白書）」（令和 7 年（2025 年）3 月閲覧、広島市）

表 3.1-16 公共用水域におけるダイオキシン類調査結果（河川）（令和 5 年度（2023 年度））

単位：pg-TEQ/L

地点	調査地点	結果(年平均)	環境基準値
1	八幡川 泉橋	0.061	1 以下
2	古川 大正橋	0.064	
3	太田川 安芸大橋	0.052	

出典：「令和 5 年度ダイオキシン類環境調査測定結果」（令和 7 年（2025 年）3 月閲覧、広島市）

(3) 水底の底質の状況

調査区域における公共用水域での底質のダイオキシン類の調査は、八幡川泉橋、古川大正橋及び太田川安芸大橋の3地点で実施されています。調査地点は図 3.1-7、底質調査結果は表 3.1-17 に示すとおりです。

底質測定結果をみると、全地点において、環境基準値の超過は見られませんでした。

表 3.1-17 公共用水域におけるダイオキシン類調査結果(底質) (令和5年度(2023年度))

単位: pg-TEQ/g

地点	調査地点	結果(年平均)	環境基準値
1	八幡川 泉橋	0.96	150 以下
2	古川 大正橋	0.96	
3	太田川 安芸大橋	0.95	

出典:「令和5年度ダイオキシン類環境調査測定結果」(令和7年(2025年)3月閲覧、広島市)

(4) 地下水の状況

調査区域では、水質汚濁防止法(昭和45年法律第138号(昭和45年12月25日公布)、最終改正:令和4年法律第68号(令和4年6月17日公布))第15条に基づく、地下水の水質測定地点が設置されています。

調査区域では、概況調査として、令和元年度(2019年度)～令和5年度(2023年度)にかけて、安佐南区9地点及び佐伯区7地点の計16地点で地下水調査が実施されています。また、継続監視調査として安佐南区の1地点で毎年調査が実施されています。調査地点は図 3.1-7、水質調査結果は、表 3.1-18 (1)～(2)に示すとおりです。

水質調査結果をみると、いずれの検出量も極めて微量であり、環境基準を満足していました。

なお、令和元年度(2019年度)～令和5年度(2023年度)のダイオキシン類測定結果によれば、調査区域では、8地点でダイオキシン類濃度の測定が実施されています。調査地点は図 3.1-7、調査結果は表 3.1-19 に示すとおりです。

表 3.1-18(1) 地下水調査結果

単位：mg/L

調査 年度	地点	地点名	カドミウム	全 シアン	鉛	六価 クロム	ヒ素	総水銀	PCB	ジクロロ メタン	四塩化 炭素	クロロ エチレン	1,2- ジクロロ エタン	1,1- ジクロロ エチレン	1,2- ジクロロ エチレン	1,1,1- トリクロロ エタン
R5	概 1	安佐南区	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.
	概 2	佐伯区①	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.
	概 3	佐伯区②	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.
	継 1	安佐南区	—	—	N. D.	—	N. D.	—	—	—	—	N. D.	—	N. D.	0.006 ～ 0.007	N. D.
R4	概 4	安佐南区①	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.
	概 5	安佐南区②	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.
	概 6	佐伯区①	N. D.	N. D.	0.005	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.
	概 7	佐伯区②	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.
	継 1	安佐南区	—	—	N. D.	—	N. D.	—	—	—	—	N. D.	—	N. D.	0.006 ～ 0.007	N. D.
R3	概 8	安佐南区①	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.
	概 9	安佐南区②	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.
	概 10	佐伯区	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.
	継 1	安佐南区	—	—	N. D.	—	N. D.	—	—	—	—	N. D.	—	N. D.	0.006 ～ 0.007	N. D.
R2	概 11	安佐南区①	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.
	概 12	安佐南区②	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.
	概 13	佐伯区①	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.
R1	概 14	安佐南区①	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.
	概 15	安佐南区②	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.
	概 16	佐伯区③	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.
環境基準値			0.003 以下	検出 され ない こと	0.01 以下	0.02 以下	0.01 以下	0.000 5 以下	検出 され ない こと	0.02 以下	0.002 以下	0.002 以下	0.004 以下	0.1 以下	0.04 以下	1 以下

注1) 「N. D.」：検出されず(定量下限値未満)

注2) 地点の「概」は概況調査地点、「継」は継続監視調査地点を示します。

出典：「令和2年度版～令和6年度版 広島市の環境（環境白書）」（令和7年（2025年）3月閲覧、広島市）

表 3.1-18 (2) 地下水調査結果

単位：mg/L

調査 年度	地点	地点名	1,1,2- トリクロロ エタン	トリクロロ エチレン	テトラクロロ エチレン	1,3- ジクロロ プロペ ン	チナラム	シマジン	チオベン カルブ	ベンゼン	セレン	硝酸性 窒素及び 亜硝酸性 窒素	ふつ素	ほう素	1,4- ジメチル
R5	概 1	安佐南区	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	1.8	0.11	N. D.	N. D.
	概 2	佐伯区①	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	1.0	0.16	N. D.	N. D.
	概 3	佐伯区②	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	0.85	0.14	N. D.	N. D.
	継 1	安佐南区	—	N. D. ～ 0.001	0.0008 ～ 0.0009	—	—	—	—	N. D.	—	N. D. ～ 0.01	0.58 ～ 0.63	0.13 ～ 0.14	—
R4	概 4	安佐南区①	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	1.7	0.10	0.01	N. D.
	概 5	安佐南区②	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	2.5	0.08	N. D.	N. D.
	概 6	佐伯区①	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	1.3	N. D.	N. D.	N. D.
	概 7	佐伯区②	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	1.0	0.13	N. D.	N. D.
	継 1	安佐南区	—	0.001	0.0009	—	—	—	—	N. D.	—	N. D. ～ 0.01	0.61 ～ 0.66	0.13	—
R3	概 8	安佐南区①	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	6.0	0.18	0.03	N. D.
	概 9	安佐南区②	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	0.20	N. D.	N. D.	N. D.
	概 10	佐伯区	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	0.85	N. D.	N. D.	N. D.
	継 1	安佐南区	—	0.001	0.0009 ～ 0.0010	—	—	—	—	N. D.	—	N. D. ～ 0.01	0.61 ～ 0.73	0.14	—
R2	概 11	安佐南区①	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	1.8	N. D.	N. D.	N. D.
	概 12	安佐南区②	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	0.29	N. D.	N. D.	N. D.
	概 13	佐伯区①	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	1.5	0.26	N. D.	N. D.
R1	概 14	安佐南区①	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	8.1	0.17	0.03	N. D.
	概 15	安佐南区②	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	1.9	0.10	0.01	N. D.
	概 16	佐伯区③	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	1.9	0.59	N. D.	N. D.
環境基準値			0.006 以下	0.01 以下	0.01 以下	0.002 以下	0.006 以下	0.003 以下	0.02 以下	0.01 以下	0.01 以下	10 以下	0.8 以下	1 以下	0.05 以下

注1) 「N. D.」：検出されず(定量下限値未満)

注2) 地点の「概」は概況調査地点、「継」は継続監視調査地点を示します。

出典：「令和2年度版～令和6年度版 広島市の環境（環境白書）」（令和7年（2025年）3月閲覧、広島市）

表 3.1-19 地下水ダイオキシン類調査結果

単位：pg-TEQ/L

調査年度	地点	調査地点	結果	環境基準値
R5	1	安佐南区沼田町	0.072	1 以下
	2	安佐南区緑井八丁目	0.066	
	3	安佐南区沼田町	0.073	
R4	4	安佐南区安東六丁目	0.019	
	5	佐伯区五日市町	0.019	
R3	6	安佐南区祇園 5 丁目	0.014	
R2	7	佐伯区三宅 2 丁目	0.014	
H31	8	佐伯区五日市町石内和光	0.017	

出典：「平成 31 年度～令和 5 年度ダイオキシン類環境調査測定結果」
(令和 7 年 (2025 年) 3 月閲覧、広島市)

(5) 水質汚濁に係る苦情の発生状況

令和 6 年度版 広島市の環境（環境白書）（令和 7 年（2025 年）3 月、広島市）によれば公害苦情件数(水質汚濁)は、表 3.1-20 に示すとおりであり、令和 5 年度（2023 年度）は、58 件でした。

表 3.1-20 公害苦情件数（水質汚濁）

年度				
令和元	令和 2	令和 3	令和 4	令和 5
83	76	66	60	58

出典：「令和 6 年度版 広島市の環境（環境白書）」（令和 7 年（2025 年）3 月閲覧、広島市）

3.1.3 土壌及び地盤の状況

(1) 土壌の状況

(a) 土壌の状況

調査区域の土壌の状況は、図 3.1-8 に示すとおり、粗粒残積性未熟土壌、粗粒灰色低地土壌、褐色低地土壌が広く分布しています。

(b) 土壌汚染の状況

調査区域において、ダイオキシン類対策特別措置法による一般環境土壌の測定が、図 3.1-9 に示す地点で行われており、測定結果は、表 3.1-21 に示すとおりです。

一般環境土壌ダイオキシン類調査結果をみると、全地点において、環境基準値の超過は見られませんでした。

表 3.1-21 一般環境土壌ダイオキシン類調査結果

単位：pg-TEQ/g

調査年度	地点	調査地点	結果	環境基準値
R2	1	佐伯区石内南 4 丁目	0.054	1,000 以下
	2	佐伯区倉重町	0.19	
	3	佐伯区坪井町	0.096	
	4	佐伯区河内南 1 丁目	0.95	
H28	5	安佐南区大塚西 5 丁目	0.10	
	6	安佐南区伴南 1 丁目	0.22	
	7	安佐南区伴西 1 丁目	0.058	
	8	安佐南区山本新町 2 丁目	0.57	
	9	安佐南区祇園 1 丁目	0.089	
H27	10	安佐南区八木 1 丁目	0.013	
	11	安佐南区毘沙門台 3 丁目	0.21	
	12	安佐南区高取北 4 丁目	1.5	
	13	安佐南区大塚東 3 丁目	0.28	
	14	安佐南区大塚西 7 丁目	0.29	

出典：「平成 27 年度～令和 5 年度ダイオキシン類環境調査測定結果」
(令和 7 年(2025 年)3 月閲覧、広島市)

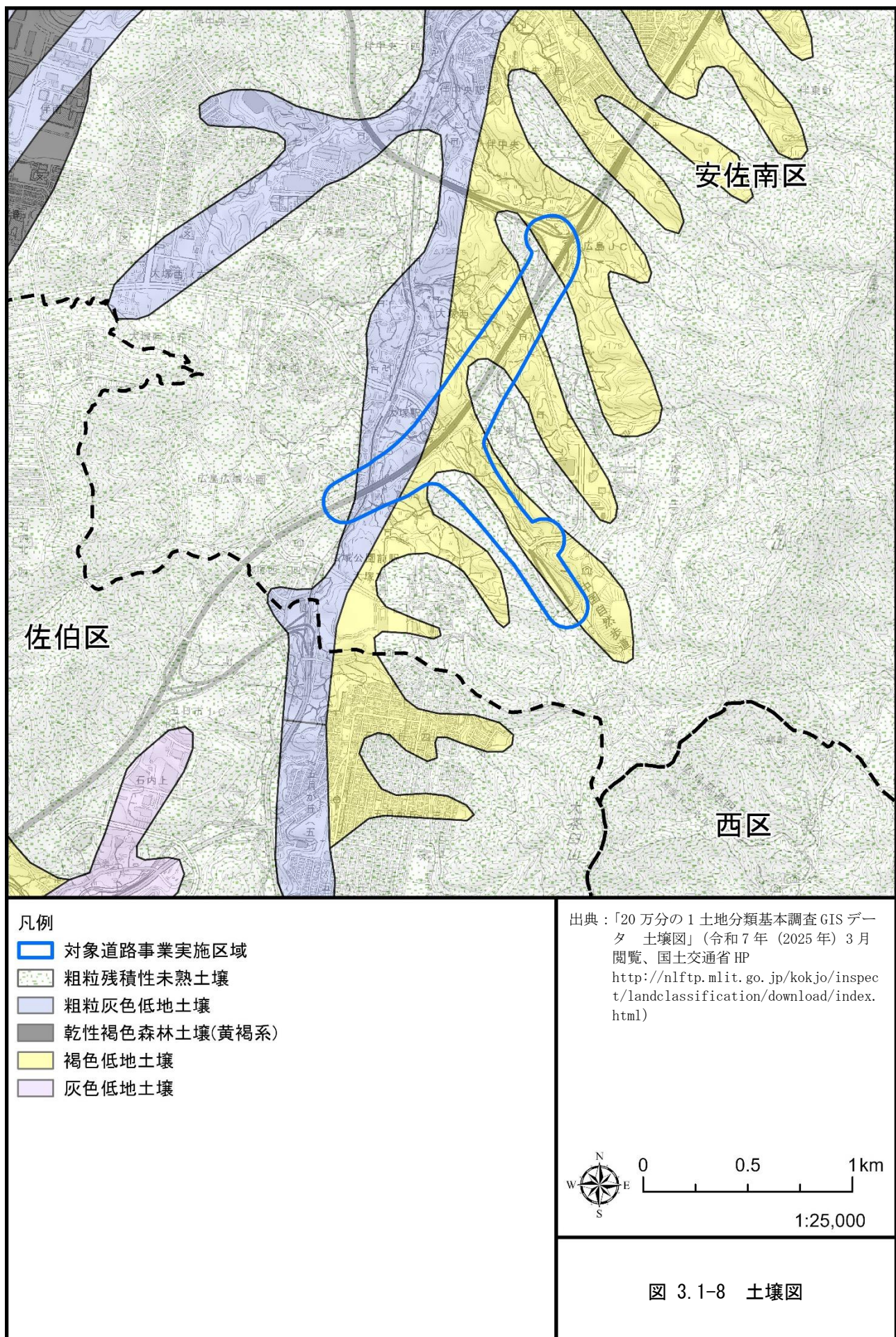
(c) 土壌汚染に係る苦情の発生状況

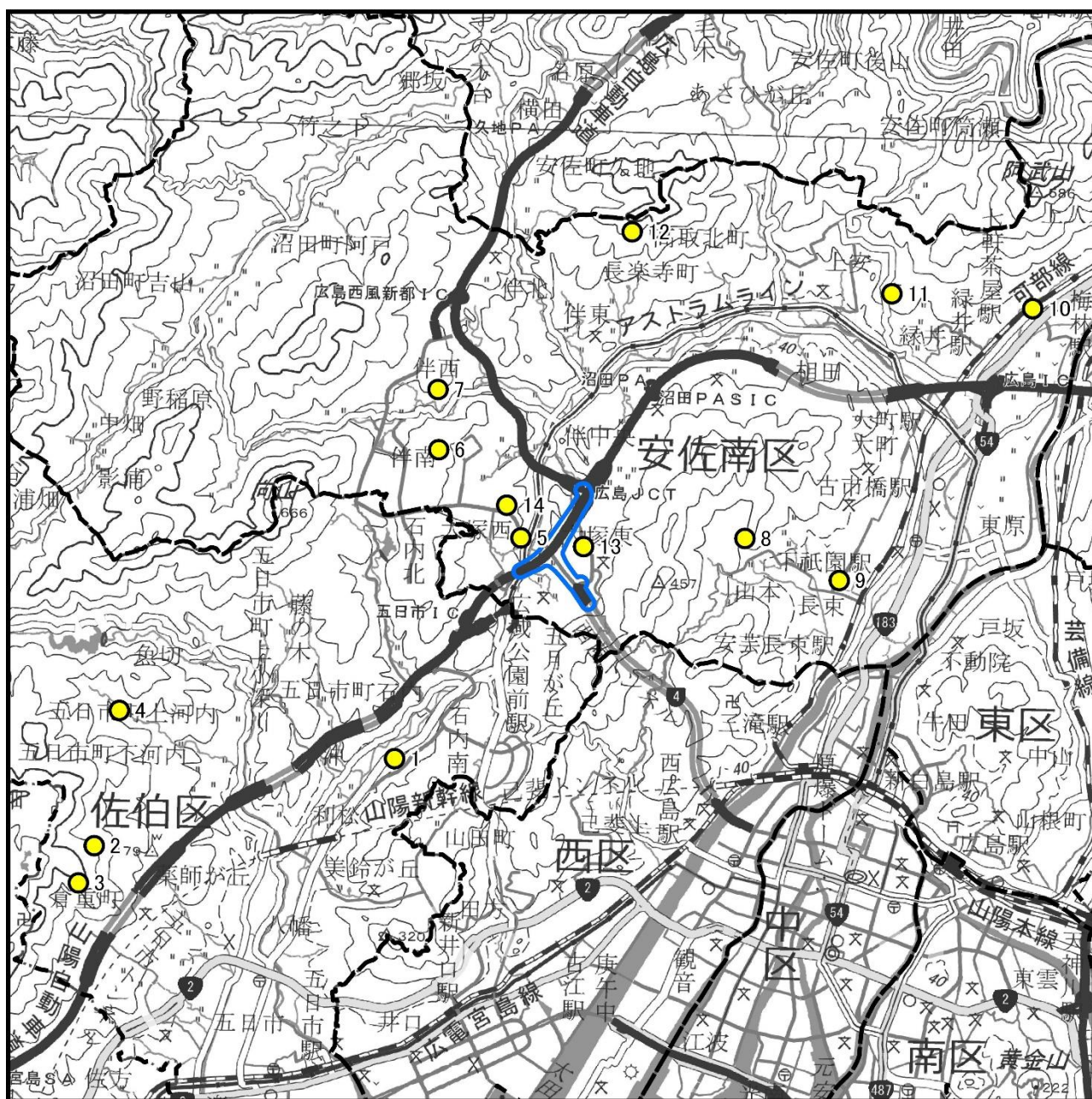
令和 6 年度版広島市の環境(環境白書)(令和 7 年(2025 年)3 月、広島市)によれば公害苦情件数(土壌汚染)は、表 3.1-22 に示すとおりであり、令和 5 年度(2023 年度)は 1 件でした。

表 3.1-22 公害苦情件数(土壌汚染)

年度				
令和元	令和2	令和3	令和4	令和5
0	0	0	0	1

出典：「令和 6 年度版 広島市の環境(環境白書)」(令和 7 年(2025 年)3 月閲覧、広島市)





凡例

- 対象道路事業実施区域
- 一般環境土壌調査地点(ダイオキシン類)

出典：「平成 27 年度～令和 5 年度ダイオキシン類環境調査測定結果」（令和 7 年（2025 年）3 月閲覧、広島市）

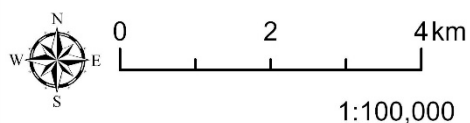


図 3.1-9 土壌調査位置図

(2) 地盤の状況

(a) 地盤沈下の状況

「全国地盤環境情報ディレクトリ（令和 5 年度）」（環境省）によれば、調査区域において地盤沈下の測定は実施されていません。また、調査区域において工業用水法（昭和 31 年法律第 146 号（昭和 31 年 6 月 11 日公布）、最終改正：令和 4 年法律第 68 号（令和 4 年 6 月 17 日公布））や建築物用地下水の採取の規制に関する法律（昭和 37 年法律第 100 号（昭和 37 年 5 月 1 日公布）、最終改正：令和 4 年法律第 68 号（令和 4 年 6 月 17 日公布））に係る区域は指定されていません。

(b) 地盤沈下に係る苦情の発生状況

令和 6 年度版 広島市の環境（環境白書）（令和 7 年（2025 年）3 月、広島市）によれば、令和元年度～令和 5 年度（2019～2023 年度）の調査区域における地盤沈下に係る苦情件数は 0 件でした。

3.1.4 地形及び地質の状況

(1) 地形の状況

調査区域の地形の状況は、図 3.1-10 に示すとおり、丘陵地地形による小起伏丘陵地、大起伏丘陵地及び低地地形による扇状地性低地、山地地形による小起伏山地、中起伏山地や山麓地Ⅱが広く分布しています。

(2) 地質の状況

調査区域の表層地質の状況は図 3.1-11 に示すとおり、火成岩の花崗岩質岩石や砂（がち）が広く分布しています。

(3) 重要な地形・地質

調査区域における重要な地形・地質は、表 3.1-23 に示す法令及び資料に基づいて選定しました。

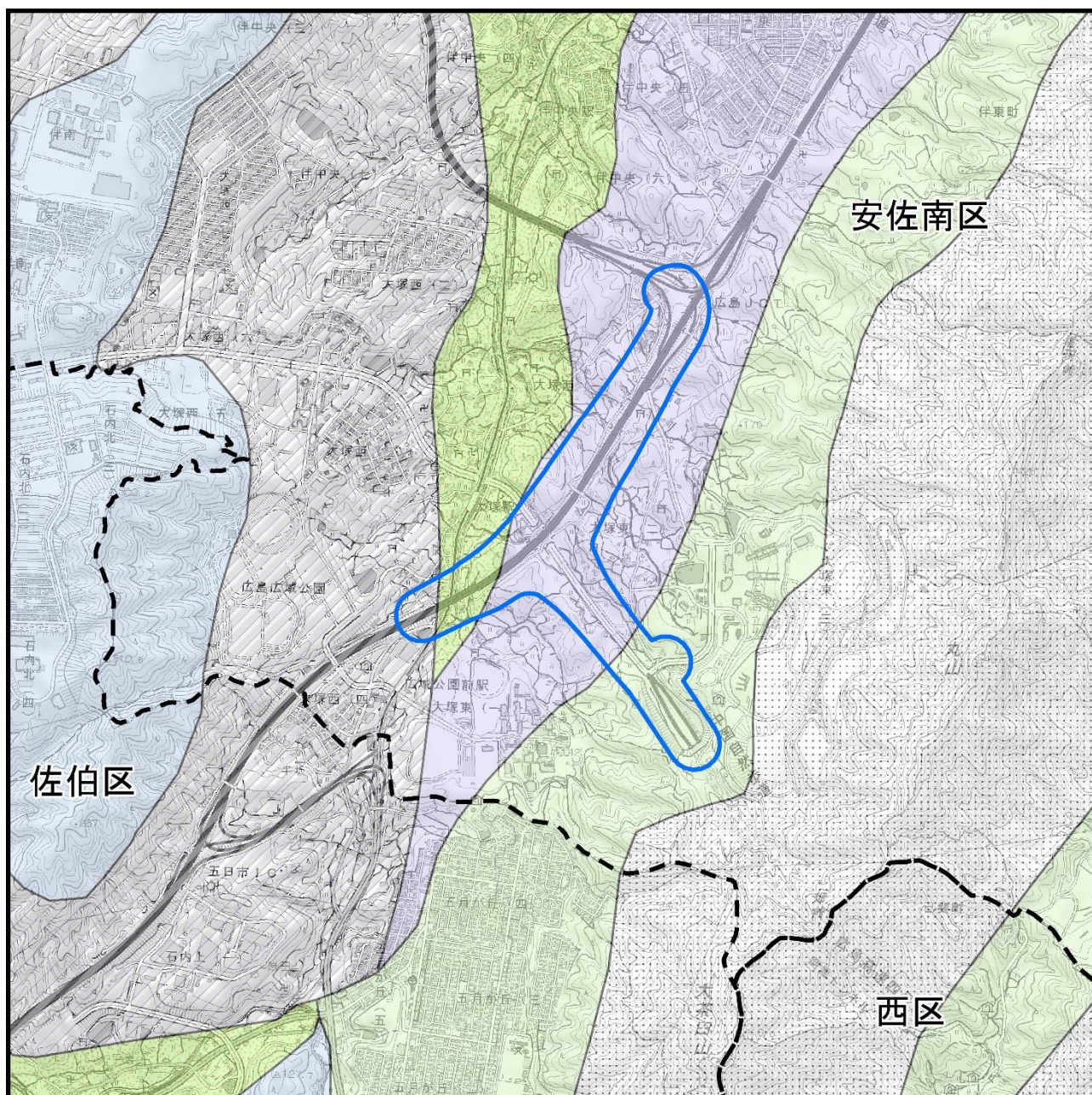
調査区域において、「文化財保護法」等に基づく地形・鉱物天然記念物、「日本の地形レッドデータブック」（小泉・青木）及び「日本の典型地形について」（令和 7 年（2025 年）3 月閲覧、国土地理院）に基づく重要な地形・地質は存在しません。

表 3.1-23 重要な地形・地質の選定基準

No.	選定基準
I	「文化財保護法」（昭和 25 年法律第 214 号（昭和 25 年 5 月 30 日公布）、最終改正：令和 4 年法律第 68 号（令和 4 年 6 月 17 日公布）） 「広島県文化財保存活用大綱」（令和 3 年（2021 年）3 月、広島県教育委員会） 「広島市文化財保護条例」（昭和 43 年条例第 20 号（昭和 43 年 4 月 1 日公布）） に基づく地質・鉱物天然記念物
II	「日本の地形レッドデータブック第 1 集—危機にある地形—」（平成 12 年（2000 年）12 月、小泉・青木） 「日本の地形レッドデータブック第 2 集—保存すべき地形—」（平成 14 年（2002 年）3 月、小泉・青木）
III	「日本の典型地形について」（令和 7 年（2025 年）3 月閲覧、国土地理院 HP https://www.gsi.go.jp/kikaku/tenkei_top.html ）

(4) 活断層の状況

「活断層データベース」（令和 7 年（2025 年）3 月閲覧、産業技術総合研究所）によれば、調査区域の活断層の状況は図 3.1-12 に示すとおり、己斐—広島西縁起震断層が分布しています。



凡例

- 対象道路事業実施区域
- 中起伏山地
- 大起伏丘陵地
- 扇状地性低地
- 小起伏山地
- 小起伏丘陵地
- 山麓地Ⅱ

出典：「20 万分の 1 土地分類基本調査 GIS データ 地形分類図」（令和 7 年（2025 年）3 月閲覧、国土交通省 HP
https://nlftp.mlit.go.jp/kokjo/inspect/landclassification/land/l_national_map_20-1.html）

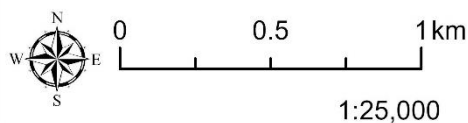
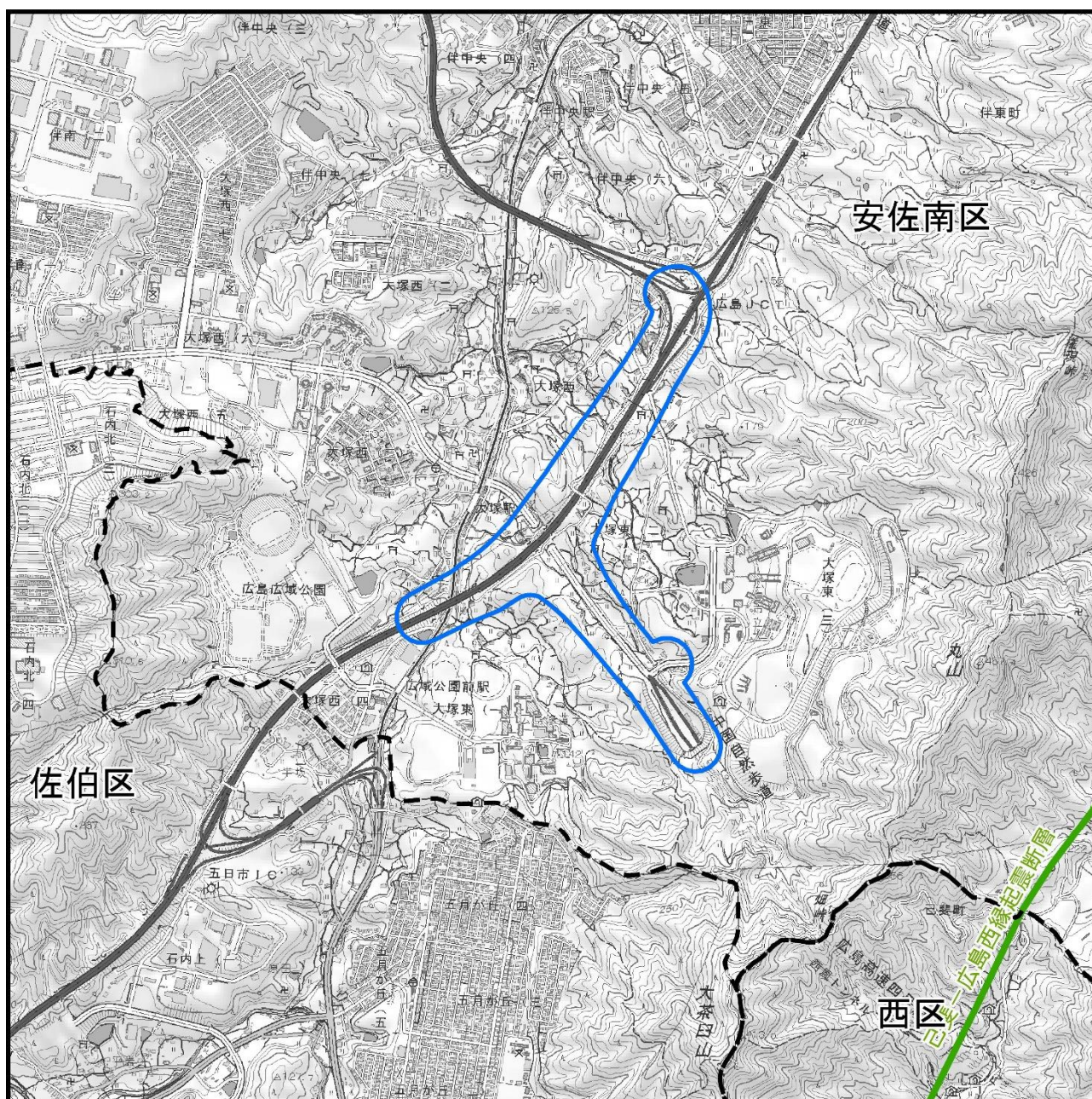


図 3.1-10 地形分類図





凡例

- 対象道路事業実施区域
- 活断層

出典：「活断層データベース」（令和7年（2025年）3月閲覧、産業技術総合研究所
<https://gbank.gsj.jp/activefault/index>）

※本データは、「活断層データベース」の情報をもとに、活断層の位置をGISデータに加工したものです。

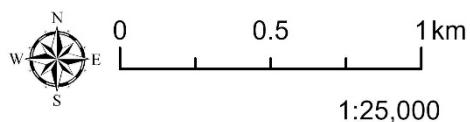


図 3.1-12 活断層図

3.1.5 動植物の生息又は生育、主な動物群集又は植物群落、植生及び生態系の状況

(1) 収集文献

調査区域の動植物の生息・生育状況を把握するにあたり、収集した文献は、表 3.1-24 に示すとおりです。

表 3.1-24 動植物に係る収集文献

No.	収集文献	分類群							
		哺乳類	鳥類	爬虫類	両生類	昆虫類	淡水魚類	底生動物	植物
1	「生物多様性情報システム データベース検索 第2回動植物分布調査」(昭和53～55年度(1978～1980年度)、環境庁)	○	○			○			
2	「生物多様性情報システム データベース検索 第3回動植物分布調査」(昭和58～63年度(1983～1988年度)、環境庁)		○						
3	「生物多様性情報システム データベース検索 第4回動植物分布調査」(昭和63～平成5年度(1988～1993年度)、環境庁)	○		○	○	○	○		
4	「生物多様性情報システム データベース検索 第5回動植物分布調査」(平成5～10年度(1993～1998年度)、環境省)	○		○	○	○	○		
5	「生物多様性情報システム データベース検索 第6回動植物分布調査」(平成11～17年度(1999～2005年度)、環境省)	○							
6	「レッドデータブックひろしま 2021」(令和4年(2022年)、広島県)	○	○	○	○	○	○	○	○
7	「広島市の生物-まもりたい生命の営み-」(平成12年(2000年)、広島市)	○	○	○	○	○	○	○	○
8	「五日市町誌上巻」(昭和49年(1974年)、五日市町誌編集委員会)	○	○			○	○		○
9	「沼田町史」(昭和55年(1980年)、広島市)								○
10	「比婆科学」(平成元年～令和6年(1989年～2024年)、比婆科学教育振興会)	○	○	○	○	○	○	○	○
11	「広島県の動植物-自然環境基本情報-」(平成3年(1991年)、広島県)	○	○	○	○	○	○	○	○
12	「広島市植物公園紀要」(平成4年～令和3年(1992年～2021年)、広島市植物公園)								○
13	「広島県の両生・爬虫類」(平成8年(1996年)、中国新聞社)			○	○				
14	「広島虫の会会報」(平成8年～令和5年(1996年～2023年)、広島虫の会)					○			
15	「広島県植物誌」(平成9年(1997年)、中国新聞社)								○
16	「広島県の哺乳類」(平成12年(2000年)、中国新聞社)	○							
17	「ひろしま野鳥図鑑増補改訂版」(平成14年(2002年)、中国新聞社)		○						
18	「希少猛禽類調査(イヌワシ・クマタカ)の生態等に関する結果」(平成16年(2004年)、環境省・経済産業省・国土交通省(林野庁協力))		○						
19	「広島県昆虫誌(改訂増補版)Ⅰ～Ⅳ」(平成26年(2014年)、比婆科学教育振興会)					○			
20	「広島県のカミキリムシ」(平成30年(2018年)、広島虫の会)					○			
21	「広島県鳥類目録 2023」(令和5年 日本野鳥の会広島県支部)		○						

(2) 動物相の状況

(a) 主な動物相の状況

文献その他の資料により調査区域で確認された動物相の概況は、表 3.1-25 に示すとおりです。
なお、文献その他の資料による動物の各分類群の確認種目録は資料編に示します。

表 3.1-25 文献その他の資料による動物相の概況

分類群	確認種数	主な確認種
哺乳類	7 目 15 科 24 種	ジネズミ、カワネズミ、ヒミズ、コウベモグラ、キクガシラコウモリ、アブラコウモリ、コテングコウモリ、オヒキコウモリ、ニホンザル、ノウサギ、ニホンモモンガ、ムササビ、ヤマネ、アカネズミ、ヒメネズミ、ドブネズミ、ツキノワグマ、タヌキ、キツネ、テン、ニホンイタチ、アナグマ、イノシシ、ニホンジカ
鳥 類	19 目 52 科 201 種	キジ、カルガモ、カンムリカイツブリ、キジバト、アオサギ、クイナ、ホトトギス、カッコウ、ヨタカ、アマツバメ、コチドリ、イソシギ、ハチクマ、サシバ、クマタカ、アオバズク、コゲラ、モズ、カケス、シジュウカラ、ヒバリ、ツバメ、ヒヨドリ、ウグイス、エナガ、メジロ、カワガラス、トラツグミ、キビタキ、オオルリ、ハクセキレイ、カワラヒワ、イカル、カシラダカ、アオジ、クロジ等
爬虫類	2 目 7 科 12 種	ニホンイシガメ、ニホンスッポン、ニホンヤモリ、ニホントカゲ、ニホンカナヘビ、シマヘビ、アオダイショウ、ジムグリ、シロマダラ、ヒバカリ、ヤマカガシ、ニホンマムシ
両生類	2 目 5 科 14 種	チュウゴクブチサンショウウオ、オオサンショウウオ、アカハライモリ、ニホンヒキガエル、ニホンアマガエル、タゴガエル、ニホンアカガエル、ヤマアカガエル、トノサマガエル、ツチガエル、ヌマガエル、シュレーゲルアオガエル、モリアオガエル、カジカガエル
昆虫類 (クモ類を含む)	11 目 127 科 828 種	キノボリトタテグモ、トゲトビイロカゲロウ、モンカゲロウ、ヨシノマダラカゲロウ、ナミヒラタカゲロウ、アオイトトンボ、ニホンカワトンボ、タベサナエ、シオカラトンボ、トノサマバッタ、アブラゼミ、チャバネアオカメムシ、ルリシジミ、スジコガネ、カブトムシ、ホソアシナガタマムシ、モトヨツコブエグリゴミムシダマシ、ホソカミキリ、ミナミキイロケアリ、キアシハナダカバチモドキ等
淡水魚類	8 目 15 科 40 種	スナヤツメ南方種、ニホンウナギ、ギンブナ、ヤリタナゴ、アブラボテ、オイカワ、カワムツ、タカハヤ、ウグイ、モツゴ、ムギツク、カマツカ、ズナガニゴイ、ニゴイ、イトモロコ、ドジョウ、オオシマドジョウ、イシドジョウ、ギギ、ナマズ、アカザ、アユ、ミナミメダカ、オヤニラミ、カジカ、ドンコ、マハゼ、ヌマチチブ、カワヨシノボリ等
底生動物	4 目 8 科 9 種	オオタニシ、カワニナ、モノアラガイ、ヒラマキミズマイマイ、カタハガイ、ミナミヌマエビ、テナガエビ、スジエビ、モクズガニ

(b) 動物の重要な種及び注目すべき生息地

調査区域の動物の重要な種は表 3.1-26 に、注目すべき生息地は表 3.1-27 に示す法令や規制等の選定基準に基づいて選定しました。

表 3.1-26 動物の重要な種の選定基準

選定基準		カテゴリー	
A 注)	「文化財保護法」(昭和 25 年法律第 214 号)	・特別天然記念物(特天)・天然記念物(国天)	
	「広島県文化財保護条例」(昭和 51 年条例第 3 号)	・天然記念物(県天)	
	「広島市文化財保護条例」(昭和 43 年条例第 20 号)	・天然記念物(市天)	
B	「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」(平成 4 年法律第 75 号)	・国際希少野生動植物種(国際) ・国内希少野生動植物種(国内) ・特定第一種国内希少野生動植物種(特一国内) ・特定第二種国内希少野生動植物種(特二国内)	
C	「広島県野生生物の種の保護に関する条例」(平成 6 年条例第 1 号)	・指定野生生物種(指定) ・特定野生生物種(特定)	
D	「環境省レッドリスト 2020」(令和 2 年(2020 年)3 月、環境省)	・絶滅(EX) ・野生絶滅(EW) ・絶滅危惧 IA 類(CR) ・絶滅危惧 IB 類(EN) ・絶滅危惧 II 類(VU)	・準絶滅危惧(NT) ・情報不足(DD) ・絶滅のおそれのある地域個体群(LP)
E	「レッドデータブックひろしま 2021」(令和 4 年(2022 年)3 月、広島県)	・絶滅(EX) ・野生絶滅(EW) ・絶滅危惧 I 類(CR+EN) ・絶滅危惧 II 類(VU) ・準絶滅危惧(NT)	・情報不足(DD) ・絶滅のおそれのある地域個体群(LP) ・要注目種(AN)
F	「広島市の生物ーまもりたい生命の営みー」(平成 12 年(2000 年)3 月、広島市) 「広島市の生物 補遺版」(平成 18 年(2006 年)10 月、広島市)	・絶滅(絶滅) ・野生絶滅(野絶) ・絶滅危惧(絶危) ・準絶滅危惧(準絶)	・軽度懸念(軽度) ・情報不足(不足) ・環境指標種(指標)

注)特別天然記念物、天然記念物に関しては、種指定されているもののみを対象とし、地域指定や個別指定されているものは除きました。

表 3.1-27 動物の注目すべき生息地の選定基準

選定基準		カテゴリー
a	「文化財保護法」(昭和 25 年法律第 214 号)	・特別天然記念物または天然記念物に指定された動物の生息地(国天)
	「広島県文化財保護条例」(昭和 51 年条例第 3 号)	・天然記念物に指定された動物の生息地(県天)
	「広島市文化財保護条例」(昭和 43 年条例第 20 号)	・天然記念物に指定された動物の生息地(市天)
b	「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」(平成 4 年法律第 75 号)	・生息地等保護区(国保護)
c	「広島県自然環境保全条例」(昭和 47 年条例第 63 号)	・県自然環境保全地域(県保全) ・県緑地環境保全地域(県緑地)
d	「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」(平成 14 年法律第 88 号)	・国指定鳥獣保護区(国鳥) ・広島県指定鳥獣保護区(県鳥) ・広島県指定特別保護地区(県特)
e	「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約」(昭和 55 年条約第 28 号)	・国際的に重要な湿地に係る登録簿(ラムサール条約湿地)に登録されている湿地(ラム湿地)
f	「環境アセスメントデータベース」(令和 7 年(2025 年)3 月閲覧、環境省)	・コウモリ類の分布
g	「希少猛禽類調査(イヌワシ・クマタカ)の生態等に関する結果」(平成 16 年(2004 年)、環境省・経済産業省・国土交通省(林野庁協力))	・イヌワシの生息確認情報 ・クマタカの生息確認情報

(7) 動物の重要な種

文献その他の資料調査において確認された動物種のうち表 3.1-26 の選定基準に該当する種は、表 3.1-28～表 3.1-34 に示すとおりです。

表 3.1-28 哺乳類の重要な種

No.	目名	科名	種名	重要な種の選定基準					
				A	B	C	D	E	F
1	食虫	トガリネズミ	カワネズミ					CR+EN	不足
2	翼手	ヒナコウモリ	コテングコウモリ					NT	不足
3		オヒキコウモリ	オヒキコウモリ				VU	VU	不足
4	齧歯	リス	ニホンモモンガ					NT	不足
5			ムササビ						指標
6		ヤマネ	ヤマネ	国天				NT	不足
7	食肉	クマ	ツキノワグマ			指定	LP ^{注3)}	CR+EN ^{注3)}	不足
8		イタチ	ニホンイタチ					NT	不足
計	4 目	7 科	8 種	1 種	0 種	1 種	2 種	7 種	8 種

注1) 種の分類、配列は原則として「河川水辺の国勢調査のための生物リスト」(令和6年(2024年)10月、国土交通省)に準拠しました。

注2) 重要な種の選定基準は表 3.1-26 に対応します。

注3) 「西中国地域のツキノワグマ」に対する指定

「ニホンツキノワグマ」に対する指定

注4) 種名について

- ・ツキノワグマ：文献No.6での記載は「ニホンツキノワグマ」
- ・ニホンイタチ：文献No.3、4、8、11での記載は「イタチ」

表 3.1-29 (1) 鳥類の重要な種 (1/2)

No.	目名	科名	種名	重要な種の選定基準					
				A	B	C	D	E	F
1	キジ	キジ	ヤマドリ						不足
2	カモ	カモ	ヒシクイ	国天			VU		
3			コクガン	国天			VU		
4			オシドリ				DD	LP ^注	軽度
5			トモエガモ				VU		
6			アカハジロ				DD		
7	アビ	アビ	シロエリオオハム			指定		CR+EN	
8	ミズナギドリ	ミズナギドリ	シロハラミズナギドリ				DD		
9	ペリカン	サギ	ヨシゴイ				NT	DD	
10			ミゾゴイ				VU	VU	不足
11			ゴイサギ					DD	
12			ササゴイ					NT	
13			アマサギ					DD	
14			チュウサギ				NT		不足
15			クロサギ					NT	
16			カラシラサギ				NT		
17		トキ	クロツラヘラサギ		国内		EN		
18	ツル	クイナ	クイナ					NT	
19			ヒクイナ				NT	VU	
20	ヨタカ	ヨタカ	ヨタカ				NT	VU	不足
21	アマツバメ	アマツバメ	アマツバメ					DD	
22	チドリ	チドリ	ケリ				DD		
23			ダイゼン					NT	指標
24			イカルチドリ					NT	
25			シロチドリ				VU	LP ^注	

表 3.1-29 (2) 鳥類の重要な種 (2/2)

No.	目名	科名	種名	重要な種の選定基準					
				A	B	C	D	E	F
26	チドリ	チドリ	メダイチドリ		国際				
27			オオメダイチドリ		国際				
28		セイタカシギ	セイタカシギ				VU		
29		シギ	シベリアオオハシ				DD		
30			オオソリハシシギ				VU		
31			コシャクシギ		国際		EN		
32			ダイシャクシギ						軽度
33			ホウロクシギ		国際		VU		
34			ツルシギ				VU		
35			タカブシギ				VU		
36			オバシギ		国際				
37			コオバシギ		国際				
38			サルハマシギ		国際				
39			ハマシギ				NT	NT	指標
40		タマシギ	タマシギ				VU	CR+EN	
41		ツバメチドリ	ツバメチドリ				VU		
42		カモメ	ズグロカモメ				VU	NT	
43			オオセグロカモメ				NT		
44			コアジサシ				VU	CR+EN	不足
45	タカ	ミサゴ	ミサゴ				NT		軽度
46		タカ	ハチクマ				NT	NT	不足
47			チュウヒ		国内		EN	VU	
48			ハイタカ				NT	LP 注	不足
49			オオタカ				NT	NT	不足
50			サシバ				VU	VU	指標
51			クマタカ		国内		EN	VU	不足
52	フクロウ	フクロウ	コノハズク					CR+EN	
53			フクロウ						不足
54			アオバズク					NT	不足
55			コミミズク					VU	不足
56	ブッポウソウ	カワセミ	アカショウビン						不足
57			ヤマセミ					VU	
58		ブッポウソウ	ブッポウソウ				EN	NT	絶危
59	キツツキ	キツツキ	オオアカゲラ						不足
60	スズメ	サンショウクイ	サンショウクイ				VU	NT	
61		カササギヒタキ	サンコウチョウ						不足
62		モズ	アカモズ		国内		EN		
63		ヨシキリ	オオヨシキリ						指標
64		キバシリ	キバシリ					NT	
65		ヒタキ	マミジロ					VU	
66			シロハラ					LP 注3)	
67			ジョウビタキ					LP 注3)	
68			コサメビタキ					NT	
69		ホオジロ	ホオアカ					LP 注3)	
70			ミヤマホオジロ					LP 注3)	
71			ノジコ				NT		
72			クロジ					LP 注3)	
73			コジュリン				VU		
計	14 目	27 科	73 種	2 種	11 種	1 種	40 種	39 種	23 種

注 1) 種の分類、配列は原則として「河川水辺の国勢調査のための生物リスト」(令和 6 年(2024 年)10 月、国土交通省)に準拠しました。

注 2) 重要な種の選定基準は表 3.1-26 に対応します。

注 3) 「広島県内で繁殖する個体群」に対する指定です。

表 3.1-30 爬虫類の重要な種

No.	目名	科名	種名	重要な種の選定基準					
				A	B	C	D	E	F
1	カメ	イシガメ	ニホンイシガメ				NT	NT	準絶
2		スッポン	ニホンスッポン				DD	NT	不足
3	有鱗	トカゲ	ニホントカゲ					NT	準絶
計	2 目	3 科	3 種	0 種	0 種	0 種	2 種	3 種	3 種

注 1) 種の分類、配列は原則として「河川水辺の国勢調査のための生物リスト」(令和 6 年(2024 年)10 月、国土交通省)に準拠しました。

注 2) 重要な種の選定基準は表 3.1-26 に対応します。

注 3) 種名について

- ・ニホンイシガメ：文献 No. 11、13 での記載は「イシガメ」
- ・ニホンスッポン：文献 No. 11、13 での記載は「スッポン」

表 3.1-31 両生類の重要な種

No.	目名	科名	種名	重要な種の選定基準					
				A	B	C	D	E	F
1	有尾	サンショウウオ	チュウゴクブチサンショウウオ		特二国内		VU	NT	
2		オオサンショウウオ	オオサンショウウオ	特天	国際		VU	VU	準絶
3		イモリ	アカハライモリ				NT	NT	指標
4	無尾	ヒキガエル	ニホンヒキガエル					VU	準絶
5		アマガエル	ニホンアカガエル					NT	指標
6			トノサマガエル				NT	NT	指標
7			ヌマガエル						指標
計	2 目	5 科	7 種	1 種	2 種	0 種	4 種	6 種	6 種

注 1) 種の分類、配列は原則として「河川水辺の国勢調査のための生物リスト」(令和 6 年(2024 年)10 月、国土交通省)に準拠しました。

注 2) 重要な種の選定基準は表 3.1-26 に対応します。

注 3) 種名について

- ・チュウゴクブチサンショウウオ：文献 No. 11、13 での記載は「ブチサンショウウオ」
- ・アカハライモリ：文献 No. 11 での記載は「イモリ」、文献 No. 13 での記載は「イモリ（アカハライモリ）」

表 3.1-32 昆虫類の重要な種

No.	目名	科名	種名	重要な種の選定基準					
				A	B	C	D	E	F
1	クモ	トタテグモ	キノボリトタテグモ				NT		軽度
2			キシノウエトタテグモ				NT	NT	軽度
3	トンボ	モノサシトンボ	グンバイトンボ				NT	NT	指標
4		カワトンボ	アオハダトンボ				NT	NT	準絶
5		サナエトンボ	タベサナエ				NT		
6		ムカシヤンマ	ムカシヤンマ					NT	指標
7		トンボ	ハッチョウトンボ					VU	指標
8			アキアカネ					NT	
9			ヒメアカネ					DD	
10	バッタ	クツワムシ	クツワムシ					DD	準絶
11		バッタ	カワラバッタ					CR+EN	絶危
12			トノサマバッタ						指標
13	トビケラ	トビケラ	アミメトビケラ						指標
14	チョウ	シジミチョウ	ウスイロオナガシジミ						指標
15		タテハチョウ	オオムラサキ				NT	NT	軽度
16		アゲハチョウ	ギフチョウ				VU	VU	絶危
17		シロチョウ	ツマグロキチョウ				EN	NT	
18	コウチュウ	オサムシ	キベリマルクビゴミムシ				EN	DD	
19		ハンミョウ	カワラハンミョウ				EN	EX	絶危
20			エリザハンミョウ					NT	準絶
21			コハンミョウ						軽度
22		ガムシ	ガムシ				NT		
23		クワガタムシ	コルリクワガタ						準絶
24		コガネムシ	アカマダラハナムグリ				DD	NT ^{注3)}	
20			ヒゲコガネ					NT	指標
21			クロカナブン						指標
22		コブスジコガネ	コブナシコブスジコガネ					NT	
23		ホタル	ゲンジボタル						指標
24			ヘイケボタル						指標
25		カミキリムシ	ウスバカミキリ						指標
26			クワカミキリ						指標
27			タテジマカミキリ						軽度
28			シロスジカミキリ						指標
29			ヨツスジトラカミキリ						指標
30			オオクロカミキリ					NT	準絶
31			ヒゲナガカミキリ						準絶
32			ミヤマカミキリ						指標
33			セダカコブヤハズカミキリ						指標
34			ヨツボシカミキリ				EN		
35	ハチ	コンボウハバチ	ホシアシブトハバチ				DD		
36		ドロバチモドキ	キアシハナダカバチモドキ				VU	NT	
計	7 目	23 科	36 種	0 種	0 種	0 種	15 種	20 種	30 種

注 1) 種の分類、配列は原則として「河川水辺の国勢調査のための生物リスト」（令和 6 年（2024 年）10 月、国土交通省）に準拠しました。

注 2) 重要な種の選定基準は表 3.1-26 に対応します。

注 3) 「アカマダラコガネ」に対する指定。

注 4) 種名について

- ・アカマダラハナムグリ：文献 No. 6 での記載は「アカマダラコガネ」

表 3.1-33 淡水魚類の重要な種

No.	目名	科名	種名	重要な種の選定基準					
				A	B	C	D	E	F
1	ヤツメウナギ	ヤツメウナギ	スナヤツメ南方種				VU	CR+EN	絶危
2	ウナギ	ウナギ	ニホンウナギ				EN	NT	
3	コイ	コイ	ヤリタナゴ				NT	NT	絶危
4			アブラボテ				NT	NT	準絶
5			ヌマムツ					NT	
6		ドジョウ	ドジョウ				NT	NT	
7			チュウガタスジシマドジョウ				VU	NT	軽度
8			イシドジョウ				EN	CR+EN	絶危
9									
10	ナマズ	アカザ	アカザ				VU	NT	絶危
11	サケ	サケ	サツキマス（アマゴ）				NT	NT	準絶
12	ダツ	メダカ	ミナミメダカ				VU	NT	準絶
13	スズキ	ケツギョ	オヤニラミ				EN	VU	準絶
14		カジカ	カジカ				NT ^{注3)}	VU ^{注3)}	絶危
15			カジカ中卵型				EN	VU	絶危
16		ドンコ	ドンコ						軽度
17		ハゼ	ゴクラクハゼ						絶危
18			スミウキゴリ						絶危
19			ウキゴリ					NT	準絶
計	7 目	11 科	18 種	0 種	0 種	0 種	13 種	15 種	15 種

注1) 種の分類、配列は原則として「河川水辺の国勢調査のための生物リスト」（令和6年（2024年）10月、国土交通省）に準拠しました。

注2) 重要な種の選定基準は表 3.1-26 に対応します。

注3) 「カジカ大卵型」に対する指定。

注4) 種名について

- ・スナヤツメ南方種：文献 No. 11 での記載は「スナヤツメ」、文献 No. 10 での記載は「スナヤツメ南方種（I 種）」
- ・ニホンウナギ：文献 No. 10、11 での記載は「ウナギ」
- ・チュウガタスジシマドジョウ：文献 No. 10 での記載は「ナミスジシマドジョウ」
- ・サツキマス（アマゴ）：文献 No. 10 での記載は「アマゴ」、「アマゴ（サツキマス）」、文献 No. 11 での記載は「アマゴ」
- ・ミナミメダカ：文献 No. 3、4、7、11 での記載は「メダカ」
- ・カジカ中卵型：文献 No. 3、4 での記載は「回遊型カジカ」

表 3.1-34 底生動物の重要な種

No.	目名	科名	種名	重要な種の選定基準					
				A	B	C	D	E	F
1	新生腹足	タニシ	オオタニシ				NT	NT	
2	汎有肺	モノアラガイ	モノアラガイ				NT	DD	
3		ヒラマキガイ	ヒラマキミズマイマイ				DD		
4	イシガイ	イシガイ	カタハガイ				VU	NT	絶危
5	エビ	ヌマエビ	ミナミヌマエビ					LP	
6		テナガエビ	テナガエビ						準絶
計	4 目	6 科	6 種	0 種	0 種	0 種	4 種	4 種	2 種

注1) 種の分類、配列は原則として「河川水辺の国勢調査のための生物リスト」（令和6年（2024年）10月、国土交通省）に準拠しました。

注2) 重要な種の選定基準は表 3.1-26 に対応します。

(イ) 注目すべき生息地

1) コウモリ類の生息分布図

「環境アセスメントデータベース」(環境省)におけるコウモリ生息情報は、図 3.1-13 に示すとおりです。

これによると、調査区域において、ハイリスク種(オヒキコウモリ)の生息情報が確認されました。

2) 希少猛禽類の生息分布図

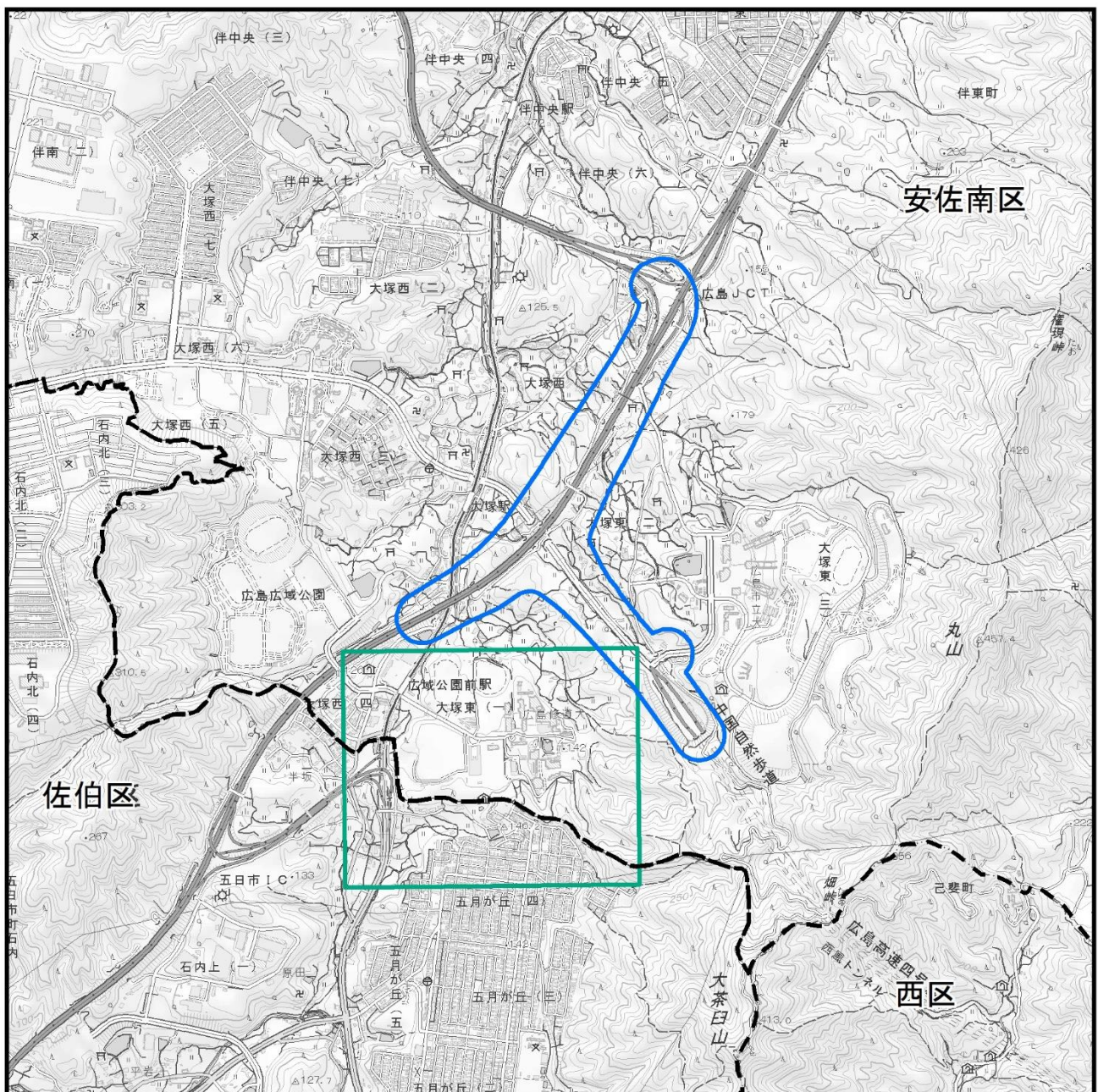
文献その他の資料調査により調査区域において生息情報が得られた希少猛禽類は、ミサゴ、ハチクマ、ハイタカ、オオタカ、サシバ、クマタカ、コノハズク、アオバズクの8種です。

「希少猛禽類調査(イヌワシ・クマタカ)の生態等に関する結果」(平成16年(2004年)、環境省・経済産業省・国土交通省(林野庁協力))によると、調査区域において、クマタカの生息確認情報が得られました。

クマタカの生息分布(2次メッシュ)は、図 3.1-14 に示すとおりです。

3) その他の動物の注目すべき生息地

文献その他の資料調査により、調査区域では、表 3.1-27 の選定基準に該当する動物の注目すべき生息地は確認されませんでした。



凡例

 対象道路事業実施区域

 コウモリ分布(ハイリスク種)

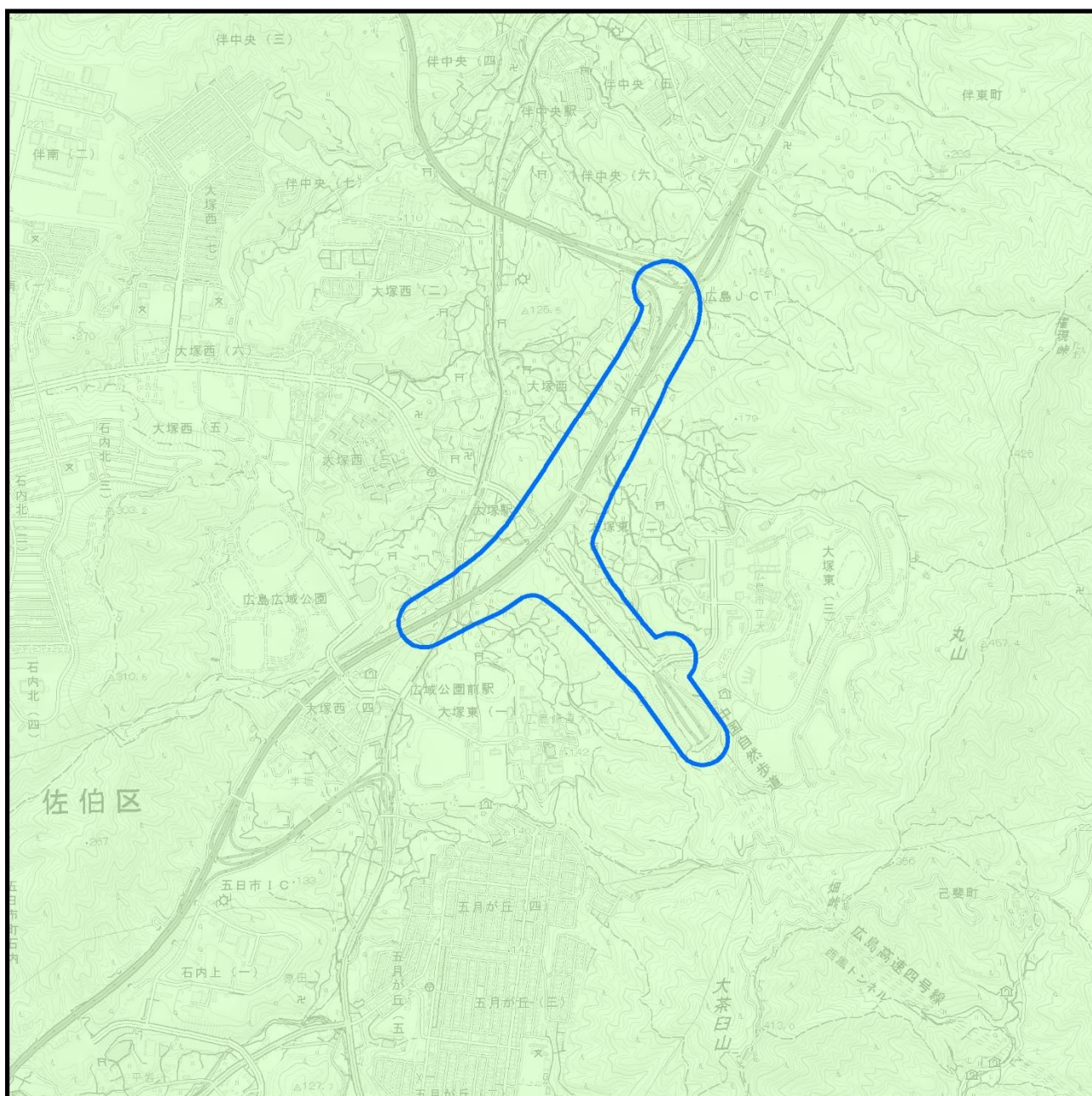
出典：「環境アセスメントデータベース EADAS」
(令和7年(2025年)3月閲覧、環境省HP
<https://www2.env.go.jp/eiadb/ebidbs/>)
をもとに作成



0 0.5 1 km

1:25,000

図 3.1-13 コウモリ洞分布及び
コウモリ生息情報



凡例

☐ 対象道路事業実施区域

生息確認ランク

☐ 生息確認

出典：「希少猛禽類調査（イヌワシ・クマタカ）の生態等に関する結果」（平成 16 年（2004 年）、環境省・経済産業省・国土交通省（林野庁協力））



図 3.1-14 クマタカの生息分布
(2 次メッシュ)

(3) 植物相の状況

(a) 主な植物相の状況

文献その他の資料により調査区域で確認された植物相の概況は、表 3.1-35 に示すとおりです。
なお、文献その他の資料による植物の確認種目録は資料編に示します。

表 3.1-35 文献その他の資料による植物相の概況

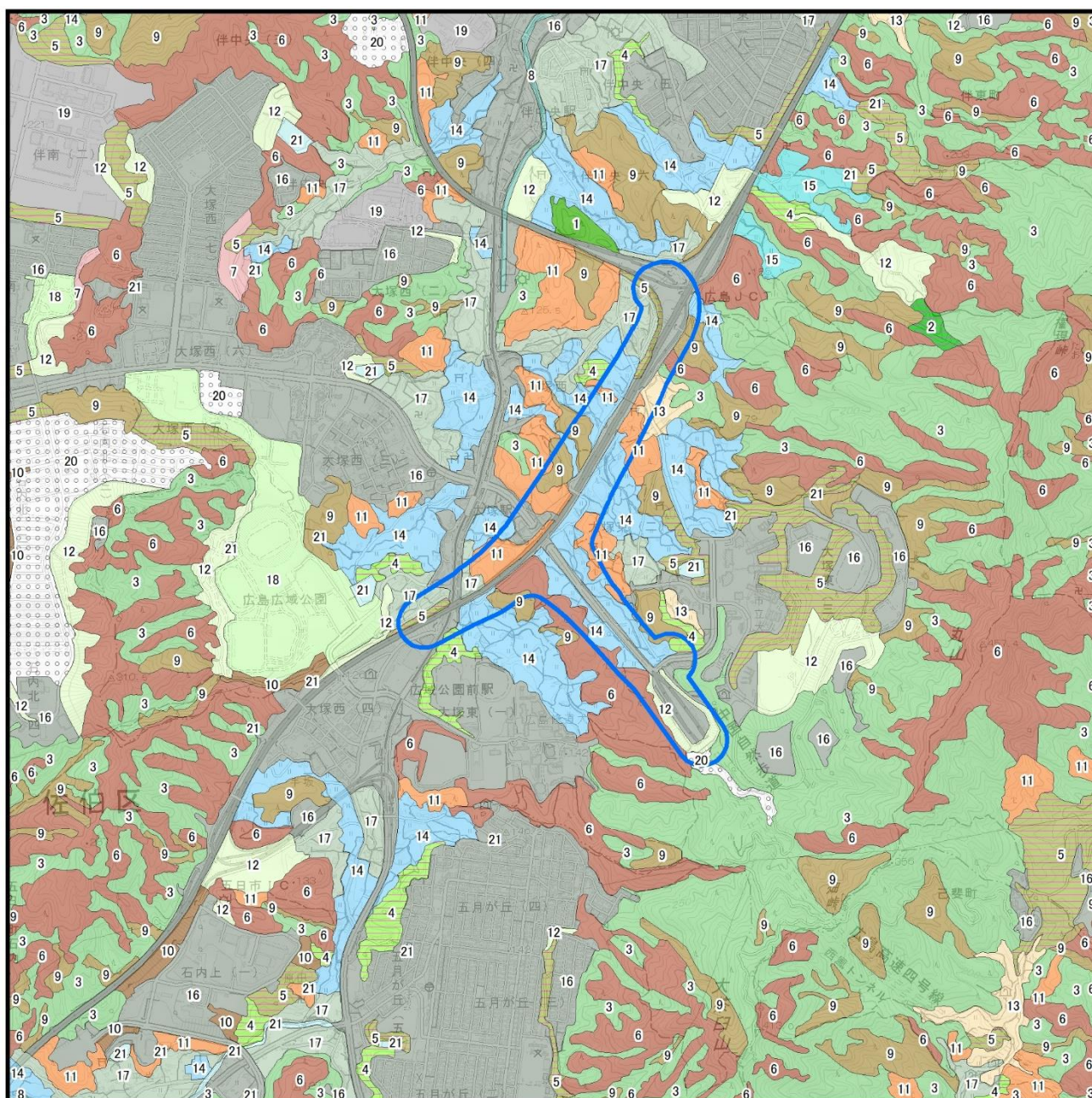
分類群名			科数	種数	主な確認種
シダ植物			21	144	ミズスギ、スギナ、ゼンマイ、ウラジロ、カニクサ、タチシノブ、ゲジゲジシダ、イヌワラビ、ヤマイヌワラビ、オニカナワラビ、イワヘゴ、ベニシダ、クマワラビ、トウゴクシダ、イノデ、シノブ、ノキシノブ等
種子植物	裸子植物		6	11	イチヨウ、モミ、アカマツ、ツガ、ヒノキ、スギ、ネズミサシ、イヌガヤ、カヤ等
	被子植物	基部被子植物群	6	25	シキミ、サネカズラ、マツブサ、フタリシズカ、ドクダミ、サンヨウアオイ、クスノキ、ヤブニッケイ、カゴノキ、タブノキ、イヌガシ、シロダモ等
		単子葉類	27	250	セキショウ、オモダカ、ノギラン、サルトリイバラ、エビネ、クモキリソウ、ヒガンバナ、ヤブラン、イボクサ、スズメノヤリ、トダスゲ、コゴメガヤツリ、ササガヤ、ツルヨシ、エノコログサ等
		真正双子葉類	93	641	ミツバアケビ、キツネノボタン、ムクノキ、オヘビイチゴ、ワレモコウ、アラカシ、マサキ、ネコヤナギ、ハゼノキ、イタドリ、フシグロ、サカキ、ヤブツバキ、マタタビ、リンドウ、キキョウ、ノゲシ等
合 計			153 科	1,071 種	—

(b) 植生の状況

「第7回自然環境保全基礎調査（植生調査）-平成29年度調査-」の現存植生図による調査区域の植生の状況は、図 3.1-15 に示すとおりです。

山地部はコナラ群落（Ⅶ）及びアカマツ群落（Ⅶ）、丘陵部は竹林及びスギ・ヒノキ・サワラ植林が大部分を占めます。平地は水田雑草群落及び市街地が大部分を占めており、緑の多い住宅地がパッチ上に分布しています。

対象道路事業実施区域内をみると、水田雑草群落、竹林及びアカマツ群落（Ⅶ）が広く分布しています。



凡例

 対象道路事業実施区域

- | | |
|-----------------|-----------------------|
| 1. シイ・カシニ次林 | 12. 路傍・空地雑草群落 |
| 2. アラカシニ次林 | 13. 畑雑草群落 |
| 3. コナラ群落(VII) | 14. 水田雑草群落 |
| 4. アカメガシワ・エノキ群落 | 15. 放棄水田雑草群落 |
| 5. クサギ・アカメガシワ群落 | 16. 市街地 |
| 6. アカマツ群落(VII) | 17. 緑の多い住宅地 |
| 7. クズ群落 | 18. 残存・植栽樹群をもった公園、墓地等 |
| 8. ツルヨシ群集 | 19. 工場地帯 |
| 9. スギ・ヒノキ・サワラ植林 | 20. 造成地 |
| 10. その他植林 | 21. 開放水域 |
| 11. 竹林 | |

出典：「1/25,000 現存植生図「祇園」(平成 29 年度(2017 年度))」
GIS データ (令和 7 年(2025 年) 3 月閲覧、
環境省生物多様性センターHP
<http://gis.biodic.go.jp/webgis/sc-023.html>)

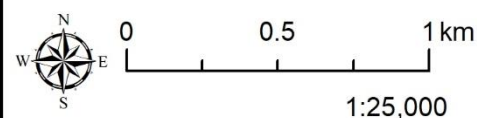


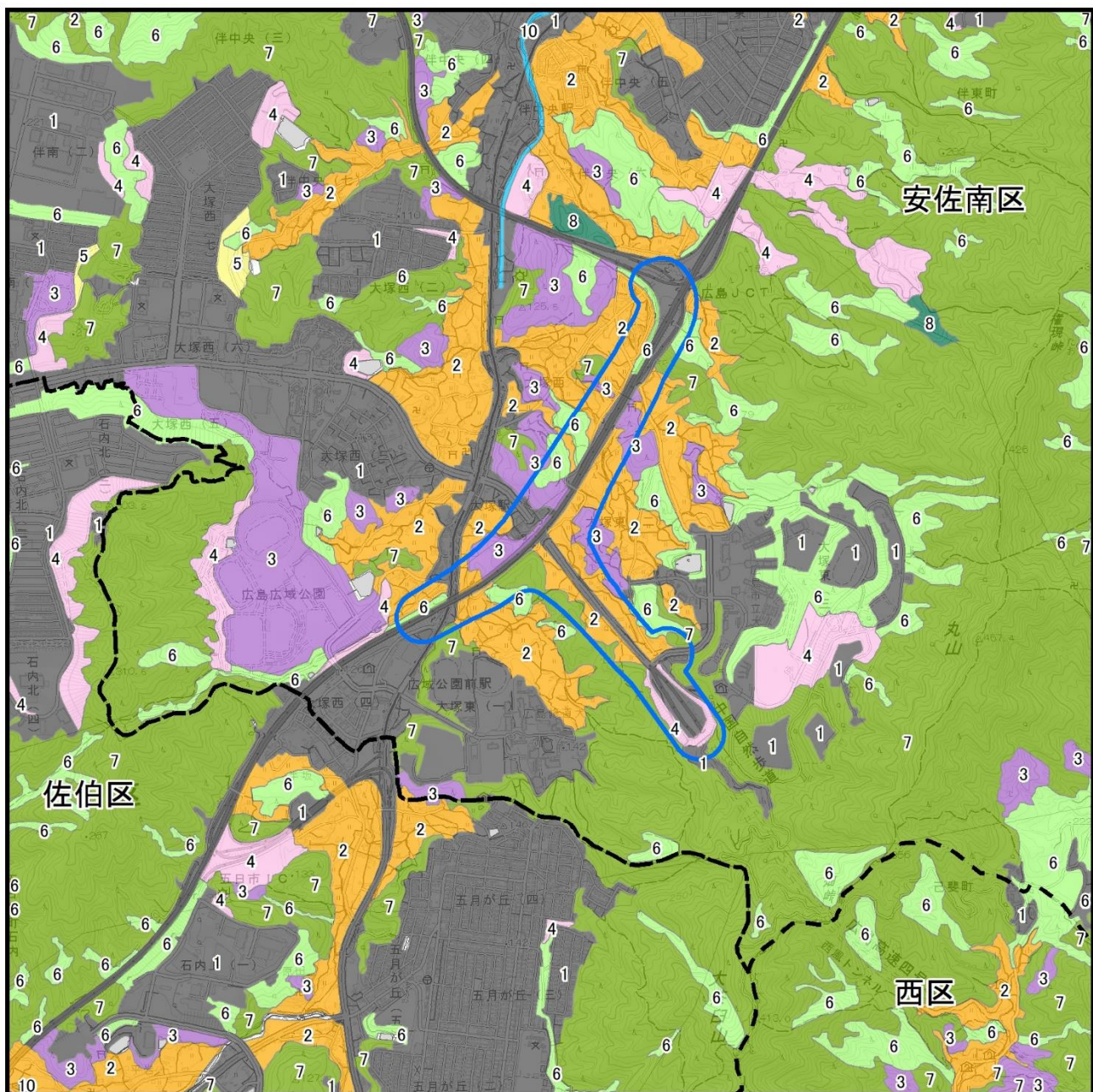
図 3.1-15 現存植生図

(c) 植生自然度

現存植生図から作成した調査区域の植生自然度は、図 3.1-16 に示すとおりです。

山間部は二次林、丘陵部は植林が大部分を占めます。平地は外来種草原・農耕地（水田・畑）及び市街地が大部分を占めています。

対象道路事業実施区域内をみると、水外来種草原・農耕地（水田・畑）及び市街地が広く分布し、一部に植林林が存在しています。



凡例

- 対象道路事業実施区域
- 10.自然草原
- 8.二次林(自然林に近いもの)
- 7.二次林
- 6.植林林
- 5.二次草原(背の高い草原)
- 4.二次草原(背の低い草原)
- 3.外来種植林,農耕地(樹園地)
- 2.外来種草原,農耕地(水田・畑)
- 1.市街地等

出典：「1/25,000 現存植生図「祇園」(平成 29 年度 (2017 年度))」
GIS データ (令和 7 年 (2025 年) 3 月閲覧、
環境省生物多様性センターHP
<http://gis.biodic.go.jp/webgis/sc-023.html>)



0 0.5 1 km
1:25,000

図 3.1-16 植生自然度図

(d) 植物の重要な種及び重要な植物群落等の分布

調査区域の植物の重要な種は表 3.1-36、重要な植物群落は表 3.1-37 に示す法律や規制等の選定基準に基づいて選定しました。

表 3.1-36 植物の重要な種の選定基準

選定基準		カテゴリー	
A 注)	「文化財保護法」(昭和 25 年法律第 214 号)	・ 特別天然記念物(特天)・天然記念物(国天)	
	「広島県文化財保護条例」(昭和 51 年条例第 3 号)	・ 天然記念物(県天)	
	「広島市文化財保護条例」(昭和 43 年条例第 20 号)	・ 天然記念物(市天)	
B	「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」(平成 4 年法律第 75 号)	・ 国際希少野生動植物種(国際) ・ 国内希少野生動植物種(国内) ・ 特定第一種国内希少野生動植物種(特一国内) ・ 特定第二種国内希少野生動植物種(特二国内)	
C	「広島県野生生物の種の保護に関する条例」 (平成 6 年条例第 1 号)	・ 指定野生生物種(指定) ・ 特定野生生物種(特定)	
D	「環境省レッドリスト 2020」(令和 2 年(2020 年)3 月、環境省)	・ 絶滅(EX) ・ 野生絶滅(EW) ・ 絶滅危惧 IA 類(CR) ・ 絶滅危惧 IB 類(EN) ・ 絶滅危惧 II 類(VU)	・ 準絶滅危惧(NT) ・ 情報不足(DD) ・ 絶滅のおそれのある地域個体群(LP)
E	「レッドデータブックひろしま 2021」 (令和 4 年(2022 年)3 月、広島県)	・ 絶滅(EX) ・ 野生絶滅(EW) ・ 絶滅危惧 I 類(CR+EN) ・ 絶滅危惧 II 類(VU) ・ 準絶滅危惧(NT)	・ 情報不足(DD) ・ 絶滅のおそれのある地域個体群(LP) ・ 要注目種(AN)
F	「広島市の生物ーまもりたい生命の営みー」 (平成 12 年(2000 年)3 月、広島市) 「広島市の生物 補遺版」 (平成 18 年(2006 年)10 月、広島市)	・ 絶滅(絶滅) ・ 野生絶滅(野絶) ・ 絶滅危惧(絶危) ・ 準絶滅危惧(準絶)	・ 軽度懸念(軽度) ・ 情報不足(不足) ・ 環境指標種(指標)

注) 特別天然記念物、天然記念物に関しては、種指定されているもののみを対象とし、地域指定や個別指定されているものは除きました。

表 3.1-37 重要な植物群落の選定基準

選定基準		カテゴリー
a	「文化財保護法」(昭和 25 年法律第 214 号)	・ 特別天然記念物または天然記念物に指定された植物の生育地(国天)
	「広島県文化財保護条例」(昭和 51 年条例第 3 号)	・ 天然記念物に指定された植物の生育地(県天)
	「広島市文化財保護条例」(昭和 43 年条例第 20 号)	・ 天然記念物に指定された植物の生育地(市天)
b	「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」(平成 4 年法律第 75 号)	・ 生息地等保護区(国保護)
c	「広島県自然環境保全条例」(昭和 47 年条例第 63 号)	・ 県自然環境保全地域(県保全) ・ 県緑地環境保全地域(県緑地)
d	「自然環境保全基礎調査 特定植物群落調査」 第 2 回(昭和 53 年度(1978 年度))、(環境庁) 第 3 回(昭和 59 年～61 年度(1984～1986 年度))、 (環境庁) 第 5 回(平成 9 年～10 年度(1997～1998 年度))、 (環境庁)	【特定植物群落】(特植) A 原生林もしくはそれに近い自然林 B 国内若干地域に分布するが、極めて稀な植物群落または個体群 C 比較的普通に見られるものであっても、南限、北限、隔離分布等分布限界になる産地に見られる植物群落または個体群 D 砂丘、断崖地、塩沼地、湖沼、河川、湿地、高山、石灰岩地等の特殊な立地に特有な植物群落または個体群で、その群落の特徴が 典型的なもの E 郷土景観を代表する植物群落で、特にその群落の特徴が典型的なもの(武蔵野の雑木林、阿蘇の山地草原、各地の社寺林) F 過去において人工的に植栽されたことが明らかな森林であっても、長期にわたって伐採等の手が入っていないもの G 乱獲その他の人為の影響によって、当該都道府県内で極端に少なくなるおそれのある植物群落または個体群 H その他、学術上重要な植物群落または個体群(種の多様性の高い群落、貴重種の生息地となっている群落等)
e	「第 7 回自然環境保全基礎調査植生調査」(平成 29 年度(2017 年度)、環境省)	自然植生のうち植生自然度が高いとされた植物群落等(植生自然度 10, 9)(自植)
f	「植物群落レッドデータ・ブック」(平成 8 年(1996 年))、 (財)日本自然保護協会・(財)世界自然保護基金日本委員)	・ ランク 1: 要注意(1) ・ ランク 2: 破壊の危惧(2) ・ ランク 3: 対策必要(3) ・ ランク 4: 緊急に対策必要(4)
g	「広島市の生物ーまもりたい生命の営みー」 (平成 12 年(2000 年)3 月、広島市) 「広島市の生物 補遺版」 (平成 18 年(2006 年)10 月、広島市)	・ 絶滅(絶滅) ・ 野生絶滅(野絶) ・ 絶滅危惧(絶危) ・ 準絶滅危惧(準絶) ・ 軽度懸念(軽度) ・ 情報不足(不足) ・ 環境指標種(指標)

(7) 植物相

文献その他の資料調査において確認された植物種のうち、表 3.1-36 の選定基準に該当する種は、表 3.1-38 (1)～(2)に示すとおりです。

表 3.1-38(1) 植物の重要な種 (1/2)

No.	目名	科名	種名	重要な種の選定基準					
				A	B	C	D	E	F
1	ウラボシ	オシダ	ツクシイワヘゴ						準絶
2		シノブ	シノブ						指標
3		ウラボシ	イワヒトデ					CR+EN	絶危
4	ヒノキ	コウヤマキ	コウヤマキ						指標
5	モクレン	モクレン	オガタマノキ						軽度
6	オモダカ	トチカガミ	トチカガミ				NT	DD	
7	ヤマノイモ	ヒナノシャクジョウ	ヒナノシャクジョウ					NT	絶危
8	タコノキ	ホンゴウソウ	ウエマツソウ				VU	CR+EN	絶危
9	クサスギ カズラ	ラン	ヒナラン				EN	CR+EN	絶危
10			シラン				NT		
11			エビネ				NT	NT	準絶
12			キンセイラン				VU	VU	絶危
13			ナツエビネ				VU	VU	準絶
14			ギンラン					NT	
15			キンラン				VU	VU	準絶
16			ミズトンボ				VU	NT	準絶
17			セイタカスズムシソウ					CR+EN	
18			クモラン					NT	準絶
19	イネ	ガマ	ミクリ				NT	NT	不足
20		ホシクサ	クロホシクサ				VU	VU	
21		カヤツリグサ	コウキヤガラ						準絶
22			トダスゲ				CR		
23			シオクグ					NT	
24			ノスゲ				VU		
25	キンボウゲ	ケシ	ナガミノツルケマン				NT		軽度
26		キンボウゲ	オキナグサ				VU	VU	絶危
27	ツゲ	ツゲ	ツゲ						準絶
28	ユキノシタ	ベンケイソウ	ツメレンゲ				NT		準絶
29	マメ	マメ	タヌキマメ					NT	
30			イヌハギ				VU	VU	不足
31			ツルフジバカマ					NT	
32	バラ	バラ	カワラサイコ					NT	
33			ユキヤナギ						準絶
34	ブナ	ブナ	イチイガシ					DD	
35	キントラノオ	オトギリソウ	アゼオトギリ				EN	CR+EN	
36	フトモモ	ミソハギ	ミズマツバ				VU	NT	不足
37			ミズキカシグサ				VU		
38	アブラナ	アブラナ	コイヌガラシ				NT	DD	不足
39			ハナナズナ		特一国内		CR	EX	絶滅
40	ナデシコ	ヤマゴボウ	マルミノヤマゴボウ					NT	準絶

表 3.1-38(2) 植物の重要な種 (2/2)

No.	目名	科名	種名	重要な種の選定基準					
				A	B	C	D	E	F
41	ツツジ	ハイノキ	シロバイ					NT	準絶
42		ツツジ	ホンシャクナゲ					VU	絶危
43			キシツツジ						指標
44			シロバナウンゼンツツジ						指標
45	リンドウ	アカネ	ナガバジュズネノキ					NT	
46		キョウチクトウ	フナバラソウ				VU	NT	
47			アキノクサタチバナ					EX	絶滅
48			スズサイコ				NT	NT	
49	ナス	ヒルガオ	マメダオシ				CR	VU	
50	シソ	オオバコ	イヌノフグリ				VU		軽度
51			カワヂシャ				NT	DD	不足
52	キク	キキョウ	キキョウ				VU		軽度
53		キク	サンベサワアザミ						軽度
54			フジバカマ				NT	CR+EN	絶危
55			アキノハハコグサ				EN	VU	
56	セリ	トベラ	トベラ						指標
計	24 目	32 科	56 種	0 種	1 種	0 種	30 種	37 種	37 種

注 1) 種の分類、配列は原則として「河川水辺の国勢調査のための生物リスト」（令和 6 年（2024 年）10 月、国土交通省）に準拠しました。

注 2) 重要な種の選定基準は表 3.1-36 に対応します。

(イ) 重要な植物群落

調査区域において表 3.1-37 の選定基準に該当する植物群落は、確認されませんでした。

(ウ) 巨樹・巨木林

「第 4 回自然環境保全基礎調査 日本の巨樹・巨木林」（平成 3 年、環境庁）および「第 6 回自然環境保全基礎調査 巨樹・巨木林フォローアップ調査」（平成 13 年、環境省）によると、調査区域には、巨樹・巨木林は存在しません。

(4) 生態系の状況

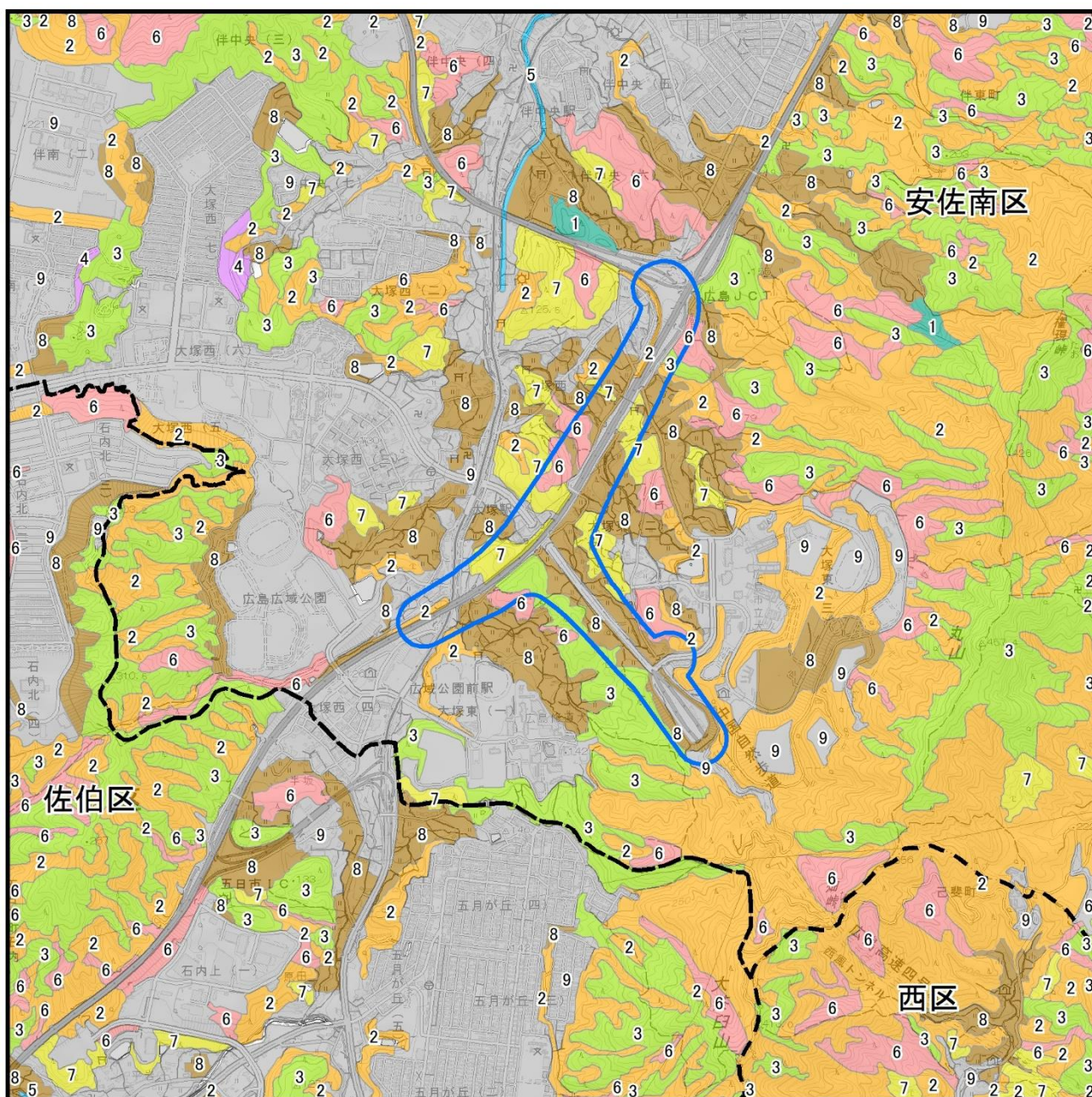
(a) 調査区域の自然環境の類型化

調査区域の自然環境について、植生等を踏まえて表 3.1-39 に示す 9 の環境類型に区分しました。また、これを基に作成した環境類型区分図は、図 3.1-17 に示すとおりです。

対象道路事業実施区域内の環境は、「耕作地」及び「市街地等」が大半を占めています。その他、「常緑針葉樹林」、「植林地」及び「竹林」が点在しています。また、調査区域は、「落葉広葉樹林」や「市街地等」が広く分布しており、「耕作地」も点在します。

表 3.1-39 環境類型区分一覧

環境類型区分		植生等
1	常緑広葉樹林	シイ・カシ二次林、アラカシ二次林
2	落葉広葉樹林	コナラ群落(VII)、アカメガシワ・エノキ群落、クサギ・アカメガシワ群落
3	常緑針葉樹林	アカマツ群落(VII)
4	低木群落	クズ群落
5	河川	ツルヨシ群集
6	植林地	スギ・ヒノキ・サワラ植林、その他植林
7	竹林	竹林
8	耕作地	畑雑草群落、水田雑草群落、放棄水田雑草群落、路傍・空地雑草群落
9	市街地等	市街地、緑の多い住宅地、残存・植栽樹群をもった公園、工場地帯、造成地



凡例

- 対象道路事業実施区域
- 1.常緑広葉樹林
- 2.落葉広葉樹林
- 3.常緑針葉樹林
- 4.低木群落
- 5.河川
- 6.植林地
- 7.竹林
- 8.耕作地
- 9.市街地等
- 開放水域

出典：「1/25,000 現存植生図「祇園」（平成 29 年度（2017 年度））」
 GIS データ（令和 7 年（2025 年）3 月閲覧、
 環境省生物多様性センターHP
<http://gis.biodic.go.jp/webgis/sc-023.html>）

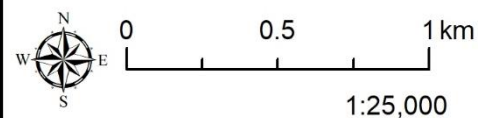


図 3.1-17 環境類型区分図

(b) 地域を特徴づける生態系の抽出及びその状況

調査区域の自然環境について、動植物の生息・生育基盤として着目した場合、植生や土地利用による変化が大きいものと考えられることから、地域を特徴づける生態系として、樹林環境、耕作地・市街地等、水辺環境に区分しました。地域を特徴づける生態系の区分の概要は表 3. 1-40 に示すとおりです。

表 3. 1-40 地域を特徴づける生態系の区分の概要

地域を特徴づける生態系の区分		主な構成種・群集
区分名	環境類型区分	
樹林環境	常緑広葉樹林	哺乳類：ノウサギ、ニホンモモンガ、アカネズミ、タヌキ、キツネ、ニホンイタチ、イノシシ、ニホンジカ 鳥類：ハチクマ、サシバ、クマタカ、アオバズク、コゲラ、ヤマガラ、ヒヨドリ、イカル、アオジ、ホオジロ 爬虫類：ニホントカゲ、シマヘビ、アオダイショウ、ニホンマムシ 両生類：ニホンヒキガエル、ニホンアカガエル、モリアオガエル 昆虫類：セミ類、チョウ類、ガ類、ハチ類、コウチュウ類
	落葉広葉樹林	
	常緑針葉樹林	
	植林地	
	竹林	
耕作地・市街地等	低木群落	哺乳類：ジネズミ、コウベモグラ、アブラコウモリ、アカネズミ、タヌキ、キツネ、ニホンイタチ、イノシシ、ニホンジカ 鳥類：キジ、ダイサギ、キジバト、クイナ、コチドリ、サシバ、モズ、ヒバリ、ツバメ、ヒヨドリ、スズメ、ハクセキレイ、ホオジロ 爬虫類：ニホンヤモリ、ニホントカゲ、ニホンカナヘビ、シマヘビ、アオダイショウ、ヤマカガシ、ニホンマムシ 両生類：アカハライモリ、ニホンアマガエル、ニホンアカガエル、トノサマガエル、ヌマガエル、シュレーゲルアオガエル 昆虫類：クモ類、トンボ類、バッタ類、チョウ類、ハチ類、ガムシ類 底生動物：オオタニシ、モノアラガイ、ヒラマキミズマイマイ
	耕作地	
	市街地等	
水辺環境	河川	哺乳類：ジネズミ、ニホンイタチ 鳥類：カルガモ、ダイサギ、アオサギ、コチドリ、セグロセキレイ 爬虫類：ニホンイシガメ、ニホンスッポン、シマヘビ 両生類：オオサンショウウオ、アカハライモリ、ツチガエル 昆虫類：カゲロウ類、トンボ類、トビケラ類、ホタル類、ガムシ類 魚類：ギンブナ、オイカワ、カワムツ、モツゴ、カマツカ、ドジョウ、ナマズ、ギギ、ミナミメダカ、ドンコ、カワヨシノボリ 底生動物：カワニナ、モノアラガイ、ミナミヌマエビ、テナガエビ、スジエビ、モクズガニ

(c) 地域を特徴づける生態系の注目種・群集の候補の抽出

生態系の構成を踏まえて、事業の影響による生態系の構造と機能の変化に指標する種・群集として、上位性、典型性、特殊性の視点から注目種・群集を抽出しました。なお、注目種・群集を抽出する際の上位性、典型性、特殊性の考え方は、表 3.1-41 に示すとおりです。

地域を特徴づける生態系の注目種・群集の抽出結果は表 3.1-42、注目種・群集を含む主な構成種・群集の食物連鎖模式図は図 3.1-18 に示すとおりです。なお、調査区域に特殊性に該当する環境が存在しなかったため、特殊性の注目種・群集は抽出されませんでした。

注目種・群集は、現地調査結果を踏まえて、適宜、見直しを実施します。

表 3.1-41 上位性、典型性、特殊性の考え方

視点	抽出の考え方
上位性	生態系を形成する動植物種等において栄養段階の上位に位置する種を対象とします。該当する種は栄養段階の上位の種で、生態系の攪乱や環境変化等の総合的な影響を指標しやすい種が対象となります。また、小規模な湿地やため池等、対象地域における様々な空間スケールの生態系における食物網にも留意し、対象種を選定します。そのため、哺乳類、鳥類等の行動圏の広い大型の脊椎動物以外に、爬虫類、魚類等の小型の脊椎動物や、昆虫類等の無脊椎動物も対象となる場合があります。
典型性	対象地域の生態系の中で、各環境類型区分内における動植物種等と基盤的な環境あるいは動植物種等の間の相互関連を代表する動植物種等、生態系の機能に重要な役割を担うような動植物種等（例えば、生態系の物質循環に大きな役割を果たしている、現存量や占有面積の大きい植物種、個体数が多い動物種、代表的なギルド※に属する種等）、動植物種等の多様性を特徴づける種、生態遷移を特徴づける種、回遊魚のように異なる生態系間を移動する種等が対象となります。また、環境類型区分ごとの空間的な階層構造にも着目し、選定します。
特殊性	湧水地、洞窟、噴気口の周辺、石灰岩地域や、砂泥底海域に孤立した岩礁や貝殻礁等、成立条件が特殊な環境で、対象事業に比べて比較的小規模である場に注目し、そこに生息する動植物種等を選定します。該当する動植物種等としては特殊な環境要素や特異な場の存在に生息が強く規定される動植物種等があげられます。

※ギルド：同一の栄養段階に属し、ある共通の資源に依存して生活している種のグループ

出典：「環境アセスメント技術ガイド 生物の多様性・自然との触れ合い」（平成 29 年 3 月 一般社団法人 日本環境アセスメント協会）

表 3.1-42 地域を特徴づける生態系の注目種・群集の候補

区分	地域を特徴づける生態系	注目種等	抽出理由
上位性	樹林環境	猛禽類	栄養段階の上位に位置し、当該生息基盤を繁殖地や餌場等として利用する鳥類。目視確認等により生息状況を把握することが可能。
	耕作地・市街地等	キツネ	栄養段階の上位に位置する哺乳類。目視や痕跡確認等により生息状況を把握することが可能。
	水辺環境	オオサンショウウオ	栄養段階の上位に位置し、当該生息基盤を繁殖地や餌場等として利用する両生類。目視確認等により生息状況を把握することが可能。
典型性	樹林環境	タヌキ	鳥類、両生類、昆虫類や植物等を採食する雑食で、哺乳類の代表種。目視や痕跡確認等により生息状況を把握することが可能。
		カラ類	昆虫類や植物の種子を採食し、猛禽類や中型哺乳類の餌資源となる鳥類。目視確認等により生息状況を把握することが可能。
		モリアオガエル	昆虫類等を採食し、猛禽類や爬虫類等の餌資源となる両生類。目視確認等により生息状況を把握することが可能。
		ミヤマカミキリ	クヌギやコナラ等の里山の二次林を代表する種の樹液を採食し、鳥類や中型哺乳類の餌資源となる昆虫類。目視確認等により生息状況を把握することが可能。
	耕作地・市街地等	シマヘビ	カエル類や小鳥を採食し、サシバ等大型鳥類の餌資源となる爬虫類。目視確認等により生息状況を把握することが可能。
		ホオジロ	昆虫類や植物の種子を採食し、肉食哺乳類や爬虫類の餌資源となる鳥類。目視確認等により生息状況を把握することが可能。
		ニホンアマガエル	昆虫類や植物の種子を採食し、鳥類や爬虫類の餌資源となる両生類。目視確認等により生息状況を把握することが可能。
	水辺環境	カワムツ	昆虫類等を採食し、サギ類の餌資源となる魚類。目視確認等により生息状況を把握することが可能。
		トンボ類	昆虫類等を採食し、鳥類の餌資源となる昆虫類。目視確認等により生息状況を把握することが可能。

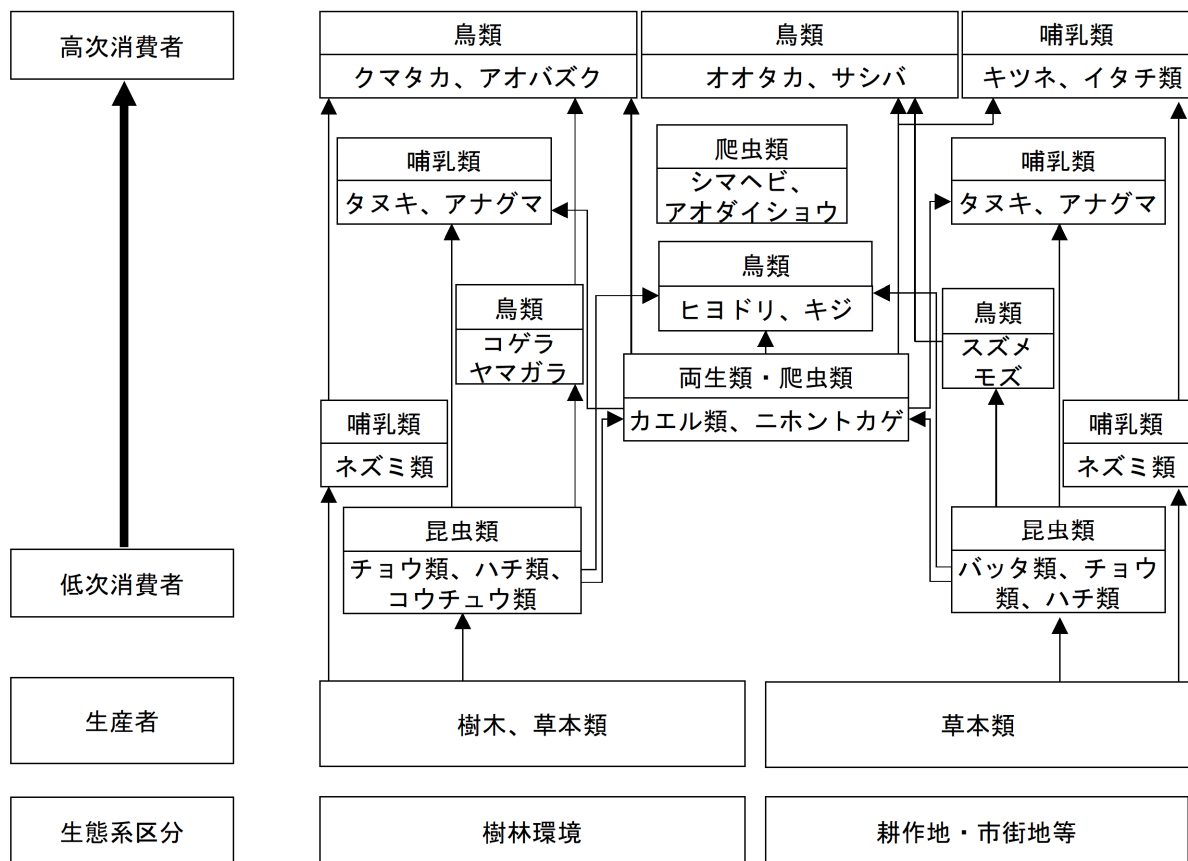


図 3.1-18 (1) 食物連鎖模式図 (陸域)

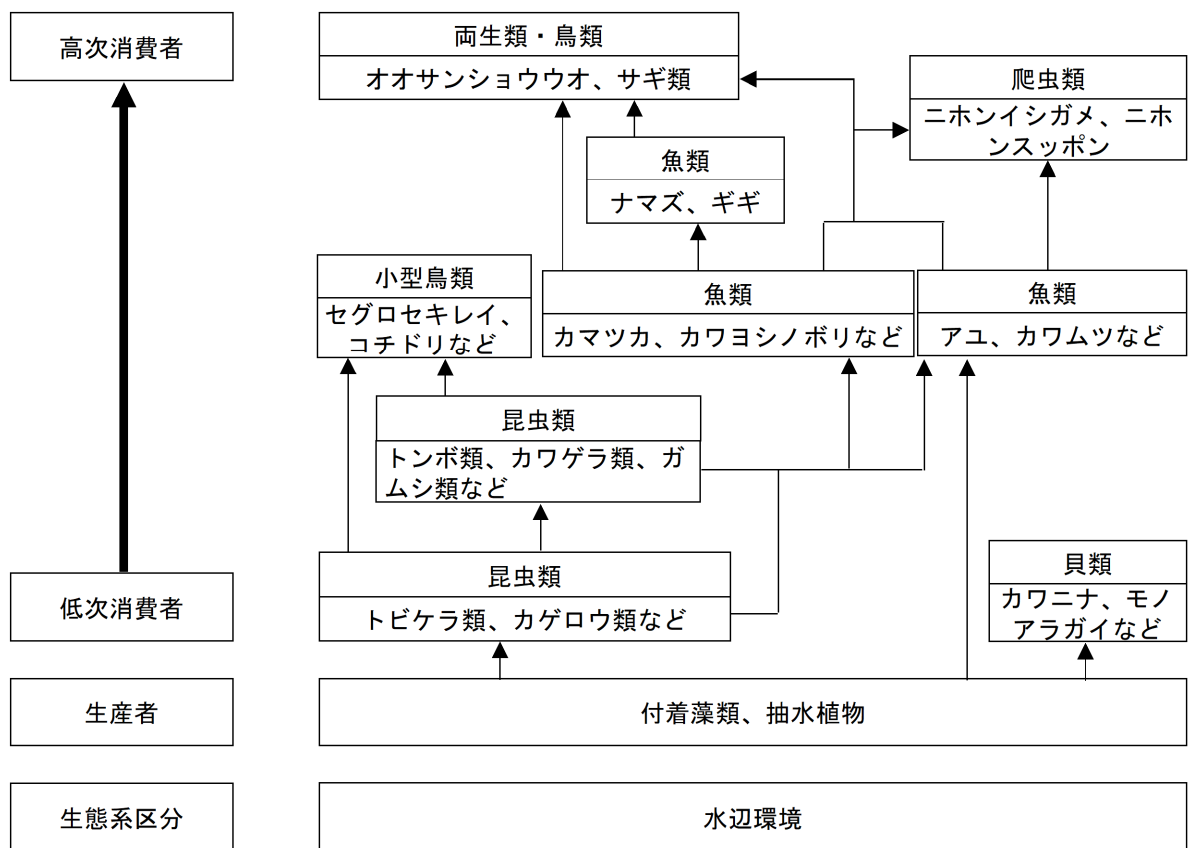


図 3.1-18 (2) 食物連鎖模式図 (水域)

(d) 重要な自然環境のまとまりの場

調査区域の自然環境から、表 3.1-43 に示す基準に基づき選定した重要な自然環境のまとまりの場は、表 3.1-44 及び図 3.1-19 に示すとおりです。

対象道路事業実施区域の周辺には、重要な自然環境のまとまりの場として、「保安林」が分布しています。

表 3.1-43 重要な自然環境のまとまりの場の選定基準

選定基準		選定根拠
A	特定植物群落(特植)	「自然環境保全基礎調査第3回基礎調査特定植物群落調査」(環境省自然環境局生物多様性センター自然環境情報GIS提供システム)における特定植物群落
B	国立公園(国立)	「自然公園法」(昭和32年法律第161号)における自然公園の区域のうち特別地域
	国定公園(国定)	
	広島県立自然公園(県立)	
C	国指定鳥獣保護区(国鳥) 広島県指定鳥獣保護区(県鳥)	「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」(平成14年法律第88号)における鳥獣保護区
D	原生自然環境保全地域(国原生)	「自然環境保全法」(昭和47年法律第80号)における指定地区
	自然環境保全地域(国自然)	
	野生動植物保護地区(国保護)	「広島県自然環境保全条例」(昭和47年条例第63号)における指定地区
	県自然環境保全地域(県保全) 県緑化環境保全地域(県緑化)	
E	自然植生(自植)	「第7回自然環境保全基礎調査植生調査」(環境省自然環境局生物多様性センター自然環境情報GIS提供システム)において、自然植生のうち植生自然度が高いとされた植物群落等(植生自然度10,9)
F	保安林(保林)	「森林法」(昭和26年法律第249号)により指定された保安林

表 3.1-44 重要な自然環境のまとまりの場

重要な自然環境のまとまりの場	選定基準						対象道路事業実施区域	
	A	B	C	D	E	F	内	外
保安林						保林		○

図 3.1-19 重要な自然環境のまとまりの場

3.1.6 景観及び人と自然との触れ合いの活動の場の状況

(1) 景観の状況

景観資源は、「景観として認識される自然的構成要素として位置づけられるもの」であり、調査区域における植物を選定しました。

調査区域の景観資源の状況は、表 3.1-45 及び図 3.1-20 に示すとおりです。

調査区域には、都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律（昭和 37 年法律第 142 号（昭和 37 年 5 月 18 日公布）、最終改正：平成 16 年法律第 111 号（平成 16 年 6 月 18 日公布））に基づき指定される「保存樹」が存在します。

主要な眺望点は、「不特定かつ多数のものが利用している景観資源を眺望する場所」であり、調査区域における峠、寺社等の眺望の良い場所を選定しました。

調査区域の主要な眺望点の状況は、表 3.1-46(1)～(2) 及び図 3.1-20 に示すとおりです。

調査区域には、対象道路事業実施区域を眺望できる地点として、広島広域公園などが存在します。

表 3.1-45 調査区域の景観資源

No.	類型	名称	所在地	所有者
1	保存樹	イチョウ	安佐南区沼田伴 3615	専念寺
2		ツブラジイ	安佐南区沼田町伴石原 7518	松峯河内神社
3		イチョウ	佐伯区五日市町石内白山 3434	浄安寺薬師堂
4		モチヅキザクラ	佐伯区五日市石内 6851	教徳寺（湯戸町内会）
5		イロハモミジ	佐伯区利松 3 丁目 4-6	法専寺
6		モッコク	佐伯区五日市町石内 2186	―注 1)
7		コウヤマキ	佐伯区五日市町石内甲 2719	―注 1)
8		アカマツ	西区三滝本町 1 丁目 5-18	―注 1)
9		クロガネモチ	西区三滝町 21-18	―注 1)

注 1) 所有者が個人であることを示します。

注 2) 「道路環境影響評価の技術手法(平成 24 年度版)」(平成 25 年 3 月、国土交通省国土技術政策総合研究所・独立行政法人土木研究所)によれば、景観資源の例として、文化財保護法で選定された重要文化的景観を構成する自然景観資源等が挙げられています。調査区域は、重要文化的景観に指定されている区域は分布していませんが、埋蔵文化財包蔵地として、岸城跡等が分布しています。

出典：「広島市の美しい保存樹・保存樹林について」（令和 7 年（2025 年）3 月閲覧、広島市 HP <https://www.city.hiroshima.lg.jp/soshiki/138/7339.html>）

表 3. 1-46(1) 調査区域の主要な眺望点

No.	名称	概況	文献	所在地
01	安佐南区高取北 1 丁目 15	八幡神社の参道に位置し、南東方向が見渡せる眺望場所です。	③	安佐南区 高取北
02	大元神社	この辺りは小高い丘でしたが、近年、造成によって大部分がなくなり、神社も今の場所に移されました。その時、社なども新しく建て替えられました。	③	安佐南区 高取北
03	山崎河内神社	今から 200 年余り前、岩窟にあったものが移されてきましたが、その場所が山深い谷底であり、神を祭る場所ではないと憂いた信徒が現在の場所に社殿を移築し、奉祀したと伝えられています。	③	安佐南区 高取南
04	恵比須神社	生業を守護し、福利をもたらすとされ、都市では商売繁盛の神様として有名です。民間信仰の守り神「おんぼんさん」が隣に置かれています。	③	安佐南区 高取南
05	飛倉毘沙門天	平成 6 年（1994 年）に建立された毘沙門堂です。その名は信貴山の故事に由来します。飛倉豊命霊泉という鉱泉、療養泉基準を超えた良質の湧水があります。	③	安佐南区 高取南
06	雲岩寺	開基は明らかではありませんが、お堂に残る阿弥陀如来像や付近に残る五輪塔群などの形式から推察して少なくとも室町期以前と思われます。現在のお堂や鐘楼は平成 4 年のアストラムライン工事により移転しました。	②	安佐南区 伴東
07	棚田	山辺に広がる棚田が見渡せる眺望場所です。	②	安佐南区 伴西
08	サクラの絶景ポイント	奥畑に咲き誇るサクラを一望のもとに見渡すことができるポイントです。棚田の石垣や集落、山々も美しい風景を引き立てています。	②	安佐南区 伴西
09	金毘羅神社	もと大原地区で祀っていた金比良さんが、江戸時代に水害の守り神であるのに田畑と共に神様も水害で流されました。大原地区では祀られないことになったため、三城田地区に持ち帰り祀ったといわれています。	①④	安佐南区 伴中央
10	伴東城跡	アストラムライン工事のため、山が半分掘削されることになり発掘調査されました。城跡は、数か所の郭や堅堀り等が葦き石とともに確認され、唐三彩、備前焼などの陶器片も出土しました。	④	安佐南区 伴東
11	諏訪神社	祭神は建御名方神、伴市は武田の一族といわれています。例祭は、10 月の第 1 日曜日に開催されています。	④	安佐南区 伴中央
12	火山	標高 488m です。火山山頂は、展望の良い広場で「神武天皇烽火傳説地」の石柱が立っています。	⑥	安佐南区 山本町
13	黄幡神社	元宮は大塚川と平木川の合流点で旧山陽道沿いにあり、大正時代に移ったと伝えられています。それ以前の社名に呼田尾黄幡社の名前が残っています。	④	安佐南区 伴中央
14	稲荷神社	下城地区の山側に赤い鳥居が連なって見えます。稲荷神社の本宮は、京都の伏見稲荷です。五穀豊穰を祈るとともに、火災防止も祈願しています。	④	安佐南区 大塚西
15	宮ヶ瀬神社	大塚村の村社であったため、大塚村の守護神であり、家内安全、五穀豊穰の神とされています。現在は、アストラムラインの建設に伴い、本宮の上の丘に移転しています。	②	安佐南区 大塚西
16	八面神社	元は八王社ともいわれ、八大龍王を祀り稲作農民の命、水の精を祀るとも、荒神を祀るとも、五男神と三女神とも伝えられています。	④	安佐南区 大塚西
17	権現峠	権現峠には、すぐ右に「権現神社」があり、伴方面に道が下っています。古くから地域の住民たちが山本方面へ行き来する際に利用されました。	⑥	安佐南区 大塚東
18	大塚観音堂	ご本尊の木造十一面千手観音像は、市の重要文化財に指定されています。岸城城主がこの像に感応し、立てたお堂が同寺であると伝えられています。	②	安佐南区 大塚西
19	岸城跡	「芸藩通志」に「大塚村にあり大塚四郎兵衛所居」と記されています。西峯院慈光寺はその香花院であったといわれています。	④	安佐南区 大塚西
20	安佐南区大塚西 1 丁目 27	道路沿いから北西方向が見渡せる眺望場所です。	②	安佐南区 大塚西
21	安佐南区大塚東 2 丁目 21	道路沿いから北方向が見渡せる眺望場所です。	②	安佐南区 大塚東
22	広島市立大学周 辺の田園風景	広島市立大学周辺は田園風景が広がります。近代的な建築物と田園風景が見事なコントラストをなしています。	②	安佐南区 大塚東
23	若宮神社	寺谷にあり、地区の神様として祀られています。祭神、勧請年月、宇も不明ですが、元庄屋に祀られていた神様といわれています。	④	安佐南区 大塚東
24	安佐南区大塚西 3 丁目 24	道路沿いから北北西方向が見渡せる眺望場所です。	②	安佐南区 大塚西
25	広島広域公園	ホットスタッフフィールド広島、補助競技場、サンフレッチェビレッジ広島第一球技場・第二球技場、テニスコートがあります。また公園の周囲には散策道・ランニングコースがあり、サクラ、ツツジ、モミ、イチョウなど四季を通じて景色を楽しむことができます。	②⑤	安佐南区 大塚西

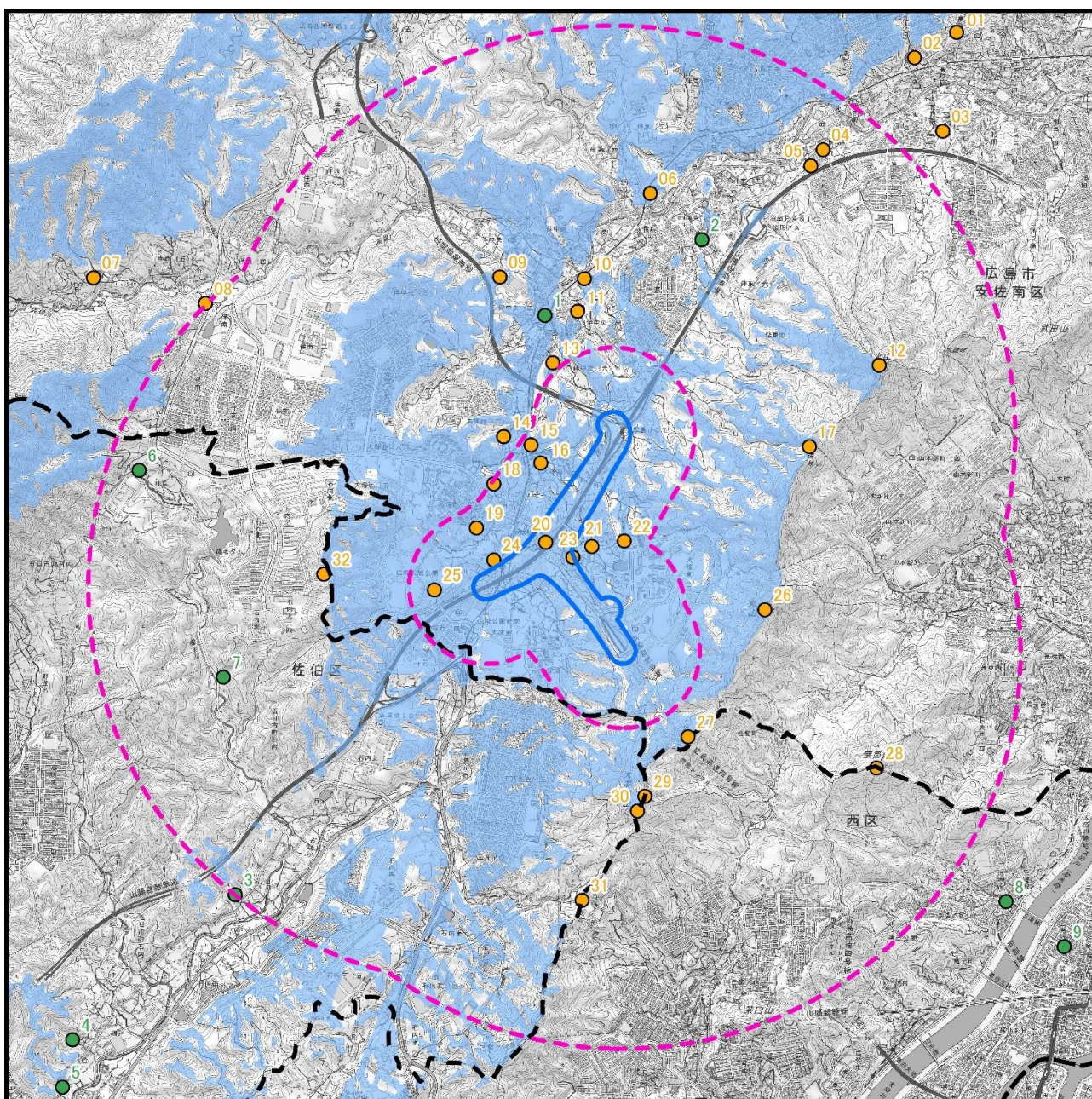
表 3.1-46(2) 調査区域の主要な眺望点

No.	名称	概況	文献	所在地
26	丸山	標高 457.6m です。山頂には、反射板があります。	⑥	安佐南区 山本町
27	畑峠	畑峠では、舗装道路があります。左は西広島方面であり、宗箇山にもアクセスできます。	⑥	安佐南区 大塚東
28	宗箇山	地域の方々には“三滝山”として親しまれており、標高 356m の頂への道中には広場や展望台が存在し、市街地や三滝山の尾根などを見渡すことができます。	⑦	安佐南区 長束町
29	大茶臼山	標高 413m です。山頂一帯は、無線台に占領されています。三角点から東に下る階段道は、西広島や宗箇山につながっています。	⑥	佐伯区五日 市町石内
30	大茶臼山展望岩	大茶臼山山頂付近にある展望岩です。	-	佐伯区五日 市町石内
31	己斐峠	佐伯区と西区の間に位置する峠です。標高 217m です。	-	西区 己斐
32	こころ展望公園	佐伯区に位置する公園です。展望台からは瀬戸内海や宮島を一望することができます。	-	佐伯区 石内北

注) 表中に文献番号がないものは、航空写真等により確認したものを示します。

文献及び HP (令和 7 年 (2025 年) 3 月閲覧)

- ① : 「あさみなみ散策マップ～伴・奥畑ルート～」(平成 26 年 (2014 年) 3 月改訂、広島市安佐南区役所地域起こし推進課)
- ② : 「あさみなみ散策マップ～大塚ルート～」(平成 26 年 (2014 年) 3 月改訂、広島市安佐南区役所地域起こし推進課)
- ③ : 「あさみなみ散策マップ～高取・長楽寺ルート～」(平成 27 年 (2015 年) 3 月改訂、広島市安佐南区役所地域起こし推進課)
- ④ : 「沼田歴史散歩」(平成 28 年 (2016 年) 11 月、沼田歴史散歩の会)
- ⑤ : 「広島広域公園」
(広島市 HP <https://www.sports-or.city.hiroshima.jp/facilities/kouiki>)
- ⑥ : 「ひろしま森巡りコース (武田山～火山～丸山～大茶臼山)」(ひろしま森づくりコミュニティネット HP
http://mori-hiroshimacity.genki365.net/gnkh07/pub/content_list.php?type=86&sn=11&en=20)
- ⑦ : 「三滝山 (宗箇山) ガイドブックみたきやま」(平成 22 年 (2010 年) 11 月改訂、広島市西区役所区政振興課)



凡例

- 対象道路事業実施区域
- 可視領域
- 景観資源(保存樹)
- 主要な眺望点
- 対象道路事業実施区域から500m、3kmの範囲

出典：「広島市の美しい保存樹・保存樹林について」(令和7年(2025年)3月閲覧、広島市HP

<https://www.city.hiroshima.lg.jp/soshiki/138/7339.html>)

「あさみなみ散策マップ ～伴・奥畑ルート～」、「あさみなみ散策マップ ～大塚ルート～」、「あさみなみ散策マップ ～高取・長楽寺～」、「沼田歴史散歩」、「広島広域公園」、「ひろしま森巡りコース(武田山～火山～丸山～大茶臼山)」、「三滝山(宗箇山)ガイドブックみたきやま」(令和7年(2025年)3月閲覧) 出典の詳細は、表3.1-46に示すとおりです。



0 1 2km

1:50,000

図 3.1-20 景観資源及び主要な眺望点の分布状況

(2) 人と自然との触れ合いの活動の場の状況

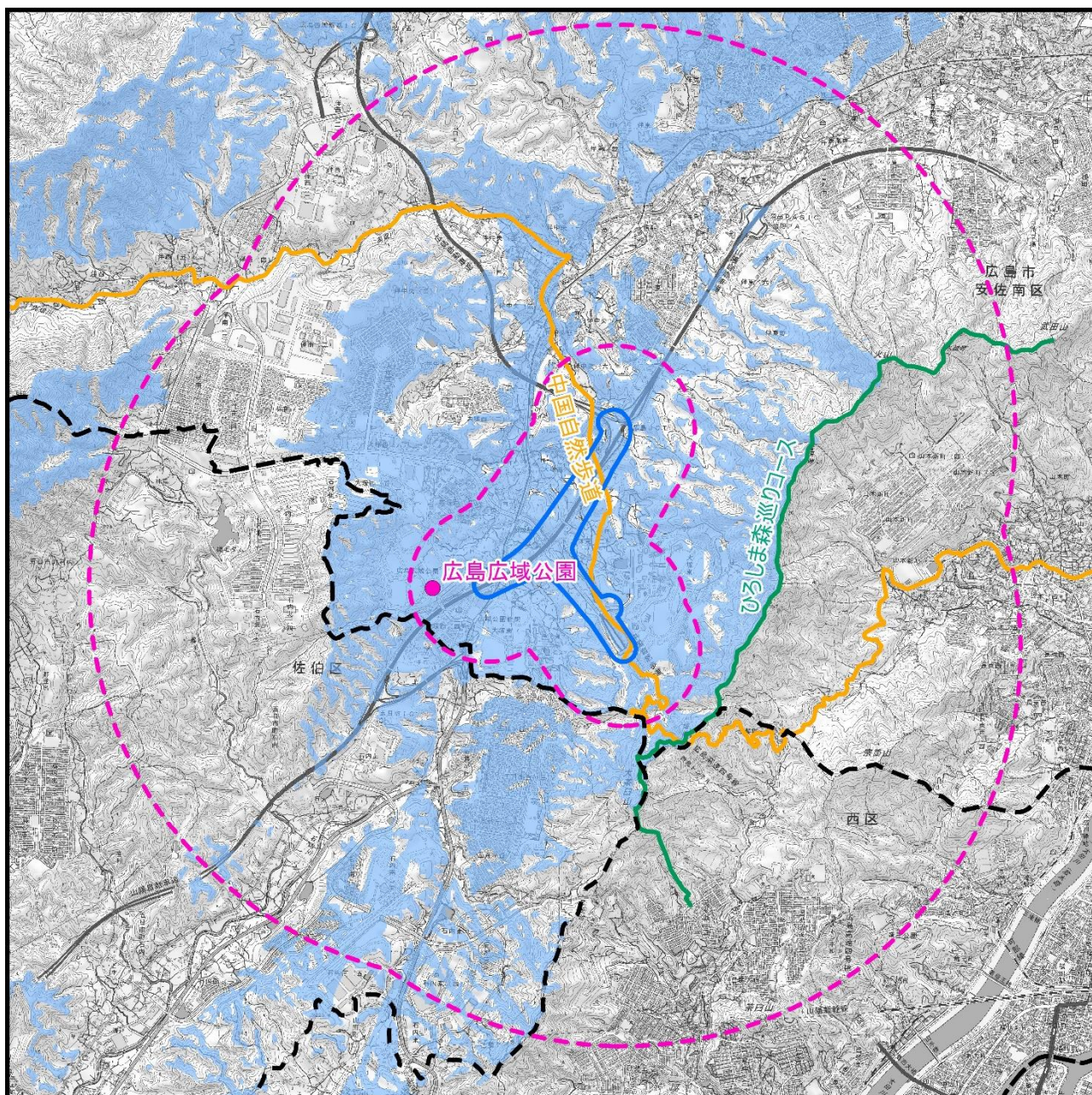
調査区域の主要な人と自然との触れ合いの活動の場の状況は、表 3.1-47 及び図 3.1-21 に示すとおりです。

調査区域における主要な人と自然との触れ合いの活動の場として、広島広域公園、中国自然歩道及びひろしま森巡りコースが存在します。

表 3.1-47 調査区域の主要な人と自然との触れ合いの活動の場

No.	名称	概況	所在地
1	広島広域公園	ホットスタッフフィールド広島、補助競技場、サンフレッチェビレッジ広島第一球技場・第二球技場、テニスコートがあります。また、公園の周囲には散策道・ランニングコースがあり、サクラ、ツツジ、モミ、イチョウなど四季を通じて景色を楽しむことができます。	安佐南区 大塚西
2	中国自然歩道	中国地方 5 県にまたがる中国自然歩道（一周ルート）の一部があります。廿日市市から広島市安佐北区へ抜ける道の一部であり、途中には広島市憩いの森があります。	安佐南区 伴・大塚
3	ひろしま森巡りコース （武田山～火山～丸山～大茶臼山）	武田山から火山、丸山を経て大茶臼山へ至るコースです。このコースには、銀山城址などのみどころが豊富にあり、整備されています。武田山から鈴ヶ峰に至る長い稜線づたいの縦走コースは眺望が良く、アルプスのように長く、歩き応えがあるため、「広島南アルプス」などと呼ばれ、多くの愛好家に親しまれています。	安佐南区伴東 西区己斐

出典：「あさみなみ散策マップ～大塚ルート～」(平成 26 年(2014 年)3 月改訂、
広島市安佐南区役所地域起こし推進課)
「広島広域公園」(令和 7 年(2025 年)3 月閲覧、広島市 HP
<https://www.sports-or.city.hiroshima.jp/facilities/kouiki>)
「広島県の自然歩道」(令和 7 年(2025 年)3 月閲覧、広島県 HP
<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/hiroshima-shizenhodo/index.html>)
「ひろしま森巡りコース（武田山～火山～丸山～大茶臼山）」
(令和 7 年(2025 年)3 月閲覧、ひろしま森づくりコミュニティネット
http://mori-hiroshimacity.genki365.net/gnkh07/pub/content_list.php?type=86&sn=11&en=20)



凡例

- 対象道路事業実施区域
- 人と自然との触れ合い活動の場
- ひろしま森巡りコース
- 中国自然歩道
- 可視領域
- 対象道路事業実施区域から500m、3kmの範囲

出典：「あさみなみ散策マップ ～大塚ルート～」(平成26年(2014年)3月改訂、広島市安佐南区役所 地域起こし推進課)
「広島県の自然歩道」(令和7年(2025年)3月閲覧、広島市HP
<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/hiroshima-shizenhodo/index.html>)、
「ひろしま森巡りコース (武田山～火山～丸山～大茶臼山)」(令和7年(2025年)3月閲覧、ひろしま森づくりコミュニティネット)

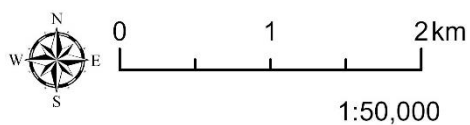


図 3.1-21 人と自然との触れ合いの活動の場

「3.1 自然的状況」において参照した既存資料（資料名、発行年月等、発行元）は、表 3.1-48 に示すとおりです。

表 3.1-48 (1) 「3.1 自然的状況」において参照した既存資料

項目		番号	資料名	発行年月等	発行元
大気に係る環境の状況	気象	1	地域気象観測所一覧	令和 7 年 3 月閲覧	気象庁
		2	過去の気象データダウンロード	令和 7 年 3 月閲覧	気象庁
	大気質	3	令和 2 年度版～令和 6 年度版 広島市の環境（環境白書）	令和 7 年 3 月閲覧	広島市
		4	平成 31 年度版～令和 5 年度 ダイオキシソ類環境調査測定結果	令和 7 年 3 月閲覧	広島市
	騒音	5	令和 2 年度版～令和 6 年度版 広島市の環境（環境白書）	令和 7 年 3 月閲覧	広島市
	振動	6	令和 2 年度版～令和 6 年度版 広島市の環境（環境白書）	令和 7 年 3 月閲覧	広島市
水に係る環境の状況	水象	7	国土数値情報 河川データ（平成 20 年度）	令和 7 年 3 月閲覧	国土交通省
		8	広島市河川図	平成 26 年 7 月	広島市河川課
	水質	9	国土数値情報 河川データ（平成 20 年度）	令和 7 年 3 月閲覧	国土交通省
		10	令和 6 年度版 広島市の環境（環境白書）	令和 7 年 3 月閲覧	広島市
		11	令和 5 年度 ダイオキシソ類環境調査測定結果	令和 7 年 3 月閲覧	広島市
	水底の底質	12	令和 5 年度 ダイオキシソ類環境調査測定結果	令和 7 年 3 月閲覧	広島市
	地下水	13	令和 2 年度版～令和 6 年度版 広島市の環境（環境白書）	令和 7 年 3 月閲覧	広島市
		14	平成 31 年度～令和 5 年度 ダイオキシソ類環境調査測定結果	令和 7 年 3 月閲覧	広島市
土壌及び地盤の状況	土壌	15	土壌汚染対策法に基づく要措置区域等の指定状況	令和 7 年 3 月閲覧	広島市
		16	令和 6 年度版 広島市の環境（環境白書）	令和 7 年 3 月閲覧	広島市
		17	平成 27 年度～令和 5 年度 ダイオキシソ類環境調査測定結果	令和 7 年 3 月閲覧	広島市
		18	20 万分の 1 土地分類基本調査 GIS データ 土壌図	令和 7 年 3 月閲覧	国土交通省
	地盤	19	全国地盤環境情報ディレクトリ令和 5 年度	令和 7 年 3 月閲覧	環境省
		20	令和 6 年度版 広島市の環境（環境白書）	令和 7 年 3 月閲覧	広島市
地形及び地質の状況	地形	21	20 万分の 1 土地分類基本調査 GIS データ 地形分類図	令和 7 年 3 月閲覧	国土交通省
	地質	22	20 万分の 1 土地分類基本調査 GIS データ 表層地質図	令和 7 年 3 月閲覧	国土交通省
	重要な地形・地質	23	文化財保護法	令和 4 年 6 月	法律第 68 号
		24	広島県文化財保存活用大綱	令和 3 年 3 月	広島県教育委員会
		25	広島市文化財保護条例	昭和 43 年 4 月	条例第 20 号
		26	日本の地形レッドデータブック第 1 集 —危機にある地形—	平成 12 年 12 月	小泉・青木
		27	日本の地形レッドデータブック第 2 集 —保存すべき地形—	平成 14 年 3 月	小泉・青木
		28	日本の典型地形について	令和 7 年 3 月閲覧	国土地理院
	活断層	29	活断層データベース	令和 7 年 3 月閲覧	産業技術総合研究所
動植物の生息又は生育、主な動物群集又は植物群落、植生及び生態系の状況	動植物	30	生物多様性情報システム データベース検索 第 2 回動植物分布調査	昭和 53～55 年度	環境庁
		31	生物多様性情報システム データベース検索 第 3 回動植物分布調査	昭和 58～63 年度	環境庁
		32	生物多様性情報システム データベース検索 第 4 回動植物分布調査	昭和 63～平成 5 年度	環境庁
		33	生物多様性情報システム データベース検索 第 5 回動植物分布調査	平成 5～10 年度	環境省
		34	レッドデータブックひろしま 2021	令和 4 年 3 月	広島県

表 3.1-48 (2) 「3.1 自然的状況」において参照した既存資料

項目		番号	資料名	発行年月等	発行元
動植物の 生息又は 生育、主 な動物群 集又は植 物群落、 植生及び 生態系の 状況	動植物	35	広島市の生物-まもりたい生命の営み-	平成 12 年 3 月	広島市
		36	五日市町誌上巻	昭和 49 年 3 月	五日市町誌編集委員会
		37	沼田町史	昭和 55 年 4 月	広島市
		38	比婆科学	平成元年～令和 4 年	比婆科学教育振興会
		39	広島県の動植物-自然環境基本情報-	平成 3 年	広島県
		40	広島市植物公園紀要	平成 4 年～令和 3 年	広島市植物公園
		41	広島県の両生・爬虫類	平成 8 年 5 月	中国新聞社
		42	広島虫の会会報	平成 8 年～令和 5 年	広島虫の会
		43	広島県植物誌	平成 9 年 11 月	中国新聞社
		44	広島県の哺乳類	平成 12 年 6 月	中国新聞社
		45	ひろしま野鳥図鑑増補改訂版	平成 14 年 11 月	中国新聞社
		46	希少猛禽類調査(イヌワシ・クマタカ)の生態等に関する結果	平成 16 年	環境省・経済産業省・国土交通省(林野庁協力)
		47	広島県昆虫誌(改訂増補版) I～IV	平成 26 年	比婆科学教育振興会
		48	広島県のカミキリムシ	平成 30 年 11 月	広島虫の会
		49	広島県鳥類目録 2023	令和 5 年 12 月	日本野鳥の会広島県支部
		50	河川水辺の国勢調査のための生物リスト	令和 6 年 10 月	国土交通省
		51	環境アセスメントデータベース EADAS	令和 7 年 3 月閲覧	環境省
		52	第 4 回自然環境保全基礎調査 日本の巨樹・巨木林	平成 3 年	環境庁
		53	第 6 回自然環境保全基礎調査 巨樹・巨木林フォローアップ調査	平成 13 年	環境省
		54	1/25,000 現存植生図「祇園」	平成 29 年	環境省
景観及び 人と自然 との触れ 合いの活 動の場の 状況	生態系	55	国土数値情報 森林地域データ(平成 27 年度)	令和 7 年 3 月閲覧	国土交通省
		56	環境アセスメント技術ガイド 生物の多様性・自然との触れ合い	平成 29 年 3 月	一般社団法人 日本環境アセスメント協会
	景観	57	都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律	平成 16 年 6 月	法律第 111 号
		58	広島市の美しい保存樹・保存樹林について	令和 7 年 3 月閲覧	広島市
		59	あさみなみ散策マップ ～伴・奥畑ルート～	平成 26 年 3 月	広島市安佐南区役所地域起こし推進課
		60	あさみなみ散策マップ ～大塚ルート～	平成 26 年 3 月	広島市安佐南区役所地域起こし推進課
		61	あさみなみ散策マップ ～高取・長楽寺ルート～	平成 27 年 3 月	広島市安佐南区役所地域起こし推進課
		62	沼田歴史散歩	平成 28 年 11 月	沼田歴史散歩の会
		63	広島広域公園	令和 7 年 3 月閲覧	広島市
		64	ひろしま森巡りコース(武田山～火山～丸山～大茶臼山)	令和 7 年 3 月閲覧	ひろしま森づくりコミュニティネット
		65	三滝山(宗箇山)ガイドブックみたきやま	平成 22 年 11 月	広島市西区役所区政振興課
	人と自然との触れ合いの活動の場	66	あさみなみ散策マップ ～大塚ルート～	平成 26 年 3 月	広島市安佐南区役所地域起こし推進課
		67	広島広域公園	令和 7 年 3 月閲覧	広島市
		68	広島県の自然歩道	令和 7 年 3 月閲覧	広島県
		69	ひろしま森巡りコース(武田山～火山～丸山～大茶臼山)	令和 7 年 3 月閲覧	ひろしま森づくりコミュニティネット

3.2 社会的状況

調査区域における主な社会的状況を把握した結果は、表 3.2-1(1)～(3)に示すとおりです。

表 3.2-1(1) 調査区域の社会的状況

項目	調査区域の概況
人口及び産業の状況	1. 人口 令和 6 年（2024 年）1 月時点の広島市安佐南区の人口は 243,209 人、世帯数は 109,130 世帯、広島市佐伯区の人口は 140,040 人、世帯数は 64,575 世帯です。安佐南区の人口は、令和 3 年以降減少傾向です。佐伯区の人口は、令和 5 年まで増加傾向でしたが、令和 6 年に減少しています。 2. 産業 調査区域の令和 2 年国勢調査結果における産業別就業者数は、安佐南区、佐伯区ともに第三次産業の占める割合が高くなっています。調査区域の令和 5 年（2023 年）の農業産出額は、耕種では、「野菜」が最も多く、畜産では、「鶏」及び「鶏卵」が多くなっています。調査区域の令和 2 年（2020 年）の所有形態別林野面積は、安佐南区、佐伯区ともに民有林が広がっています。調査区域の平成 30 年（2018 年）の漁業種類別漁獲量は、「その他の刺網」及び「その他の釣」が多くなっています。調査区域の令和 3 年（2021 年）の商業における年間販売額は、安佐南区は 675,712 百万円、佐伯区は 262,367 百万円です。調査区域の令和 2 年（2020 年）の工業における製造品出荷額は、安佐南区は 6,664,049 万円、佐伯区は 22,995,830 万円です。
土地利用の状況	1. 土地利用 調査区域の令和 5 年（2023 年）の地目別土地面積は、安佐南区、佐伯区ともに「山林」が最も広がっています。対象道路事業実施区域内は「森林」、「田」、「道路」が広く分布しています。 2. 有害物質に係る土地利用 調査区域は、廃棄物埋立地及びその跡地等について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律により指定された指定区域は分布していません。
地歴の状況	1. 地歴 調査区域では、昭和 60 年代以降に山陽自動車道が整備され土地利用に大きな変化がありました。
河川、湖沼及び海域の利用並びに地下水の利用の状況	1. 河川及び湖沼の利用 調査区域には、一級河川である太田川水系の大塚川及び二級河川である八幡川水系の半坂川の最上流部が存在します。 調査区域における令和 5 年（2023 年）3 月末現在の水道の利用状況として、上水道 1 箇所、簡易水道 1 箇所、専用水道 62 箇所の利用があります。 調査区域における内水面漁業権は、指定されていません。 2. 地下水 調査区域における令和 5 年（2023 年）3 月末現在の地下水の利用状況として、表流水が多く利用されています。
交通の状況	1. 道路 調査区域の主要な道路として、広島西風新都線（高速 4 号線）から山陽自動車道五日市 IC までに、市道の安佐南 4 区 453 号線や主要地方道の広島湯来線などが存在します。 2. 鉄道 対象道路事業実施区域の周囲では南北にアストラムラインが走行し、調査区域には伴中央駅、大塚駅及び広域公園前駅が存在します。
学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設の配置の状況及び住宅の配置の概況	1. 教育文化施設 調査区域の教育文化施設等の状況として、安佐南区、佐伯区ともに保育所が最も多くなっています。 2. 保健医療施設 調査区域の保健医療施設等の状況として、安佐南区、佐伯区ともに一般診療所が最も多くなっています。 3. 文化施設 調査区域の文化施設等の状況として、安佐南区、佐伯区ともにスポーツ関連施設が最も多くなっています。 4. 環境の保全についての配慮が特に必要な施設 対象道路事業実施区域から 200m の範囲内には、学校が 3 箇所、医療機関が 3 箇所、福祉施設が 4 箇所存在します。 5. 住宅の配置 調査区域には、住居等が点在しており、佐伯区五月が丘では、集合住宅が存在します。 6. 将来の住宅地の面整備計画 調査区域において、「広島市市営住宅マネジメント計画～推進プラン編（平成 28 年（2018 年）12 月、広島市）」による団地等の更新計画はありませんが、民間事業として新たに「グリーンフォートみそら」が整備されています。

表 3.2-1(2) 調査区域の社会的状況

項目	調査区域の概況
下水道の整備状況	1. 下水道 調査区域の令和 6 年（2024 年）3 月 31 日時点での下水道処理人口普及率は、広島市で 96.5%です。
廃棄物の状況	1. 一般廃棄物 調査区域の令和 5 年度（2023 年度）におけるごみ総排出量は 341,726t、最終処分量は 40,984t です。 2. 産業廃棄物 広島市における平成 30 年度（2018 年度）の発生量は約 2,240 千 t です。対象道路事業実施区域を中心とした 20km の範囲には、一般廃棄物の中間処理施設及び最終処分場、産業廃棄物処理施設が存在します。
電波の受信状況	1. 地上デジタル放送 一般社団法人 放送サービス高度化推進協会によれば、調査区域では、己斐中継局や佐東中継局からの放送を受信しています。
温室効果ガス排出量の状況	温室効果ガス排出量の削減目標は、令和 12 年度（2030 年度）で 50%削減（平成 25 年度（2013 年度）比）、令和 32 年度（2050 年度）で排出量の実質ゼロとなっています。 令和 4 年度（2022 年度）の温室効果ガスの総排出量の速報値は、660.6 万トン-CO ₂ であり、基準年度と比べて 24.9%の減となっています。1 人当たりの排出量は、基準年度と比べて 24.8%の減となっています。
環境の保全を目的として法令等により指定された地域その他の対象及び当該対象に係る規制の内容その他の環境の保全に関する施策の内容	1. 国土利用計画法に基づく都市計画区域 対象道路事業実施区域の大部分を市街化調整区域が占めています。 2. 公害防止計画 広島地域及び備後地域では、令和 2 年度末で公害防止計画期間が終了しました。令和 3 年度以降については、両地域ともに公害が著しい状況ではないことから次期計画は策定されていません。 3. 大気汚染防止法により定められた指定地域 調査区域は、大気汚染防止法に基づく指定地域に指定されていません。なお、本事業において、大気汚染防止法に規定する施設及び作業に該当するものはありません。 4. 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法に基づく窒素酸化物対策地域及び粒子状物質対策地域 対象道路事業実施区域及びその周囲は、窒素酸化物対策地域及び粒子状物質対策地域に該当しません。 5. 幹線道路の沿道の整備に関する法律第 5 条第 1 項の規定により指定された沿道整備道路 対象道路事業実施区域及びその周囲の道路は、沿道整備道路に該当しません。 6. 世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約の世界遺産一覧表に記載された文化遺産及び自然遺産の区域 対象道路事業実施区域及びその周囲は、世界遺産一覧表に記載された文化遺産及び自然遺産の区域に該当しません。 7. 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律及び広島県野生生物の種の保護に関する条例により指定された生息地等保護地区 対象道路事業実施区域及びその周囲は、指定区域に該当しません。 8. 特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約（ラムサール条約）により指定された湿地 対象道路事業実施区域及びその周囲は、指定区域に該当しません。 9. 文化財保護法、広島県文化財保護条例及び広島市文化財保護条例により指定された文化財及び重要文化的景観 対象道路事業実施区域及びその周囲には、埋蔵文化財包蔵地が分布します。 10. 自然公園法及び広島県立自然公園条例により指定された自然公園 対象道路事業実施区域及びその周囲は、指定区域に該当しません。 11. 自然環境保全法及び広島県自然環境保全条例により指定された保全地域 対象道路事業実施区域及びその周囲は、指定区域に該当しません。 12. 首都圏近郊緑地保全法により指定された近郊緑地保全地域 対象道路事業実施区域及びその周囲は、指定区域に該当しません。 13. 瀬戸内海環境保全特別措置法により指定された自然海浜保全地区 対象道路事業実施区域及びその周囲は、指定区域に該当しません。 14. 近畿圏の保全区域の整備に関する法律により指定された近郊緑地保全区域 対象道路事業実施区域及びその周囲は、指定区域に該当しません。 15. 都市緑地法により指定された緑地保全地域及び特別緑地保全地区 対象道路事業実施区域及びその周囲は、指定区域に該当しません。 16. 都市緑地法に関する基本計画 対象道路事業実施区域及びその周囲が含まれる広島市では、都市緑地法に基づき、「広島市みどりの基本計画（2021-2030）～水・みどり・いのちの輝くまち ひろしまの実現～」を策定しています。 17. 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律により指定された鳥獣保護区等 対象道路事業実施区域及びその周囲は、指定区域に該当しません。 18. 都市計画法により指定された風致地区 対象道路事業実施区域及びその周囲は、指定区域に該当しません。

表 3.2-1(3) 調査区域の社会的状況

項目	調査区域の概況
環境の保全を目的として法令等により指定された地域その他の対象及び当該対象に係る規制の内容その他の環境の保全に関する施策の内容	19. 景観法により景観行政団体が定める良好な景観の形成に関する計画 景観行政団体である広島市については、「広島市景観計画」（令和4年1月4日、広島市）が策定されており、対象道路事業実施区域は、景観計画重点地域の「⑧西風新都地区」に該当します。
	20. 地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律に基づく歴史的風致の維持及び向上に関する計画 広島市では策定されていません。
	21. 国有林及び民有林 対象道路事業実施区域及びその周囲には、国有林及び民有林が分布する。対象道路事業実施区域内は、地域森林計画対象民有林が分布しています。
	22. 保安林 対象道路事業実施区域内には、保安林は分布していません。
	23. 国土防災に係る指定区域 対象道路事業実施区域及びその周囲における国土防災に係る指定区域として、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づく「土砂災害特別警戒区域」、「土砂災害警戒区域」及び「土砂災害危険箇所」、砂防法に基づく「砂防指定地」、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づく「急傾斜地崩壊危険区域」が分布します。対象道路事業実施区域内には、土砂災害特別警戒区域（土石流・急傾斜地の崩壊）、土砂災害警戒区域（土石流・急傾斜地の崩壊）、土砂災害危険箇所、砂防指定地が分布します。
	24. 大気汚染物質に関する環境基準 本事業において、大気汚染防止法に規定する施設及び作業に該当するものではありません。
	25. 環境基本法により定められた騒音に係る環境基準の種類の指定状況 対象道路事業実施区域の一部は、第2種住居地域又は近隣商業地域に指定されており、環境基準類型はB又はCの類型が指定されています。
	26. 河川における生活環境の保全に関する環境基準 対象道路事業実施区域及びその周囲においては、安川が類型Bに指定されています。
	27. 大気汚染に関する規制基準 対象道路事業実施区域及びその周囲におけるいおう酸化物の排出基準（K値）は7.0です。本事業において、ばい煙発生施設の設置は想定していません。
	28. 騒音規制法に基づく指定地域内における自動車騒音の限度等 対象道路事業実施区域の一部は、第2種住居地域又は近隣商業地域が存在することから、騒音指定地域に係る第2種区域又は第3種区域、自動車騒音の要請限度に係るb区域又はc区域に該当します。
	29. 振動に関する規制区域及び規制基準 対象道路事業実施区域及びその周囲は、第1種区域及び第2種区域に該当します。
	30. 水質汚濁に関する規制基準 本事業は該当法並びに各条例に基づく規制対象事業に該当しません。
	31. 悪臭に関する規制基準 広島市の全域が臭気指数規制の地域に指定されています。
	32. 土壌汚染対策法により指定された区域 対象道路事業実施区域及びその周囲は、指定区域に該当しません。
	33. 地盤沈下に関する規制基準 対象道路事業実施区域及びその周囲は、地下水採取の規制に関する指定地域は分布しません。

3.2.1 人口及び産業の状況

(1) 人口の状況

調査区域の令和2年（2020年）～令和6年（2024年）の人口及び世帯数は、表 3.2-2 及び図 3.2-1 に示すとおりです。

安佐南区の人口は、令和3年以降減少傾向です。佐伯区の人口は、令和5年まで増加傾向でしたが、令和6年に減少しています。

また、調査区域の人口集中地区の状況は、図 3.2-2 に示すとおりです。対象道路事業実施区域は、人口集中地区に該当しません。

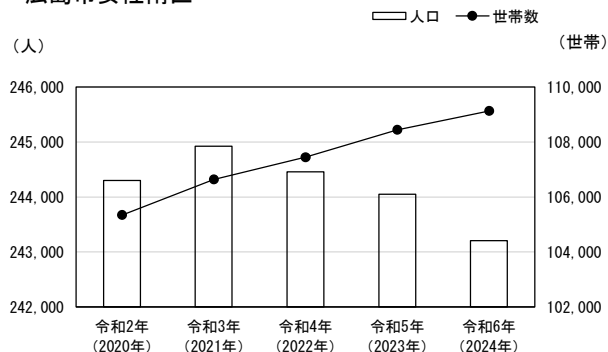
表 3.2-2 人口及び世帯数の推移

各年1月1日現在

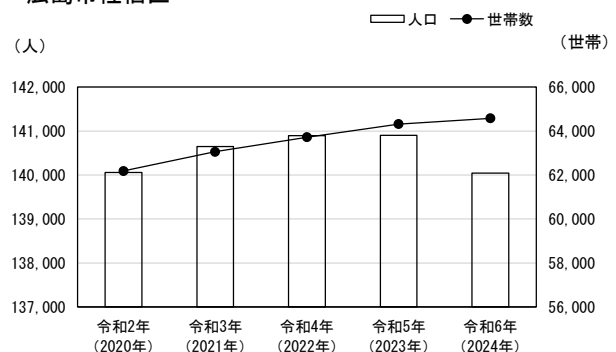
市町村名	年	人口(人)			世帯数 (世帯)
		男	女	合計	
広島市 安佐南区	令和2年 (2020年)	119,470	124,831	244,301	105,344
	令和3年 (2021年)	119,717	125,206	244,923	106,637
	令和4年 (2022年)	119,336	125,121	244,457	107,453
	令和5年 (2023年)	118,977	125,076	244,053	108,443
	令和6年 (2024年)	118,551	124,658	243,209	109,130
広島市 佐伯区	令和2年 (2020年)	68,082	71,973	140,055	62,188
	令和3年 (2021年)	68,391	72,257	140,648	63,054
	令和4年 (2022年)	68,492	72,401	140,893	63,722
	令和5年 (2023年)	68,512	72,386	140,898	64,314
	令和6年 (2024年)	68,116	71,924	140,040	64,575

出典：「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査」
(令和2年（2020年）1月～令和6年（2024年）1月、総務省)

広島市安佐南区



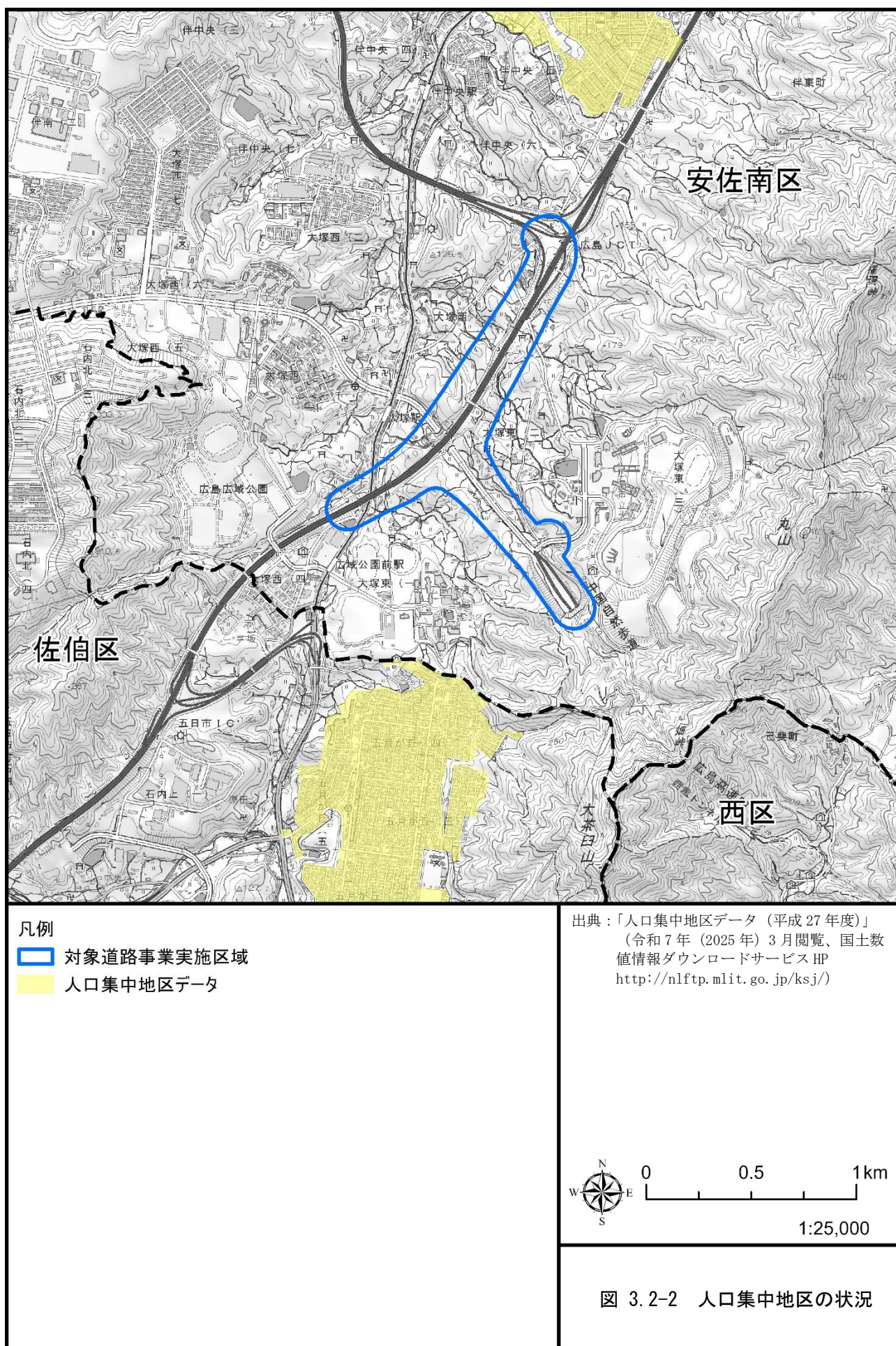
広島市佐伯区



注) 各年1月1日現在の値です。

出典：「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査」
(令和2年（2020年）1月～令和6年（2024年）1月、総務省)

図 3.2-1 調査区域における人口及び世帯数の推移



(2) 産業の状況

(a) 産業構造及び産業配置

調査区域の令和2年国勢調査結果における産業別就業者数は、表 3.2-3 に示すとおりです。
安佐南区、佐伯区ともに第三次産業の占める割合が高くなっています。

表 3.2-3 産業別就業者数（令和2年（2020年））

市町村名 産業分類別	広島市安佐南区		広島市佐伯区	
	就業者数 (人)	割合 (%)	就業者数 (人)	割合 (%)
第一次産業	1,220	1.1	642	1.0
農業、林業	1,208	1.1	613	0.9
漁業	12	0.0	29	0.0
第二次産業	23,648	20.6	14,084	21.7
鉱業、採石業、砂利採取業	12	0.0	6	0.0
建設業	10,772	9.4	5,784	8.9
製造業	12,864	11.2	8,294	12.8
第三次産業	86,444	75.3	48,124	74.1
電気・ガス・熱供給・水道業	841	0.7	339	0.5
情報通信業	3,500	3.0	1,542	2.4
運輸業、郵便業	6,295	5.5	4,282	6.6
卸売業、小売業	21,905	19.1	12,567	19.4
金融業、保険業	2,909	2.5	1,306	2.0
不動産業、物品賃貸業	3,173	2.8	1,627	2.5
学術研究、専門・技術サービス業	4,073	3.5	2,220	3.4
宿泊業、飲食サービス業	5,912	5.2	3,170	4.9
生活関連サービス業、娯楽業	3,760	3.3	2,354	3.6
教育、学習支援業	7,016	6.1	3,335	5.1
医療、福祉	14,993	13.1	9,224	14.2
複合サービス事業	813	0.7	436	0.7
サービス業(他に分類されないものを除く)	7,502	6.5	3,982	6.1
公務(他に分類されるものを除く)	3,752	3.3	1,740	2.7
分類不能の産業	3,457	3.0	2,075	3.2
総数（産業大分類）	114,769	100.0	64,925	100.0

注) 割合は四捨五入を行っているため、個々の項目の合計が100にならない場合があります。

出典：「令和2年国勢調査就業状態等基本集計」（令和4年（2022年）5月、総務省統計局）

(b) 生産品目、生産量及び生産額

(7) 農 業

調査区域の令和5年（2023年）の農業産出額は、表3.2-4に示すとおりです。

農業産出額は、耕種では、「野菜」が最も多く、畜産では、「鶏」及び「鶏卵」が多くなっています。

表 3.2-4 農業産出額（令和5年（2023年））

単位：1,000万円

市町村名		広島市全域
区 分		
耕種	米	84
	麦 類	0
	雑 穀	0
	豆 類	0
	いも類	6
	野 菜	427
	果 実	18
	花 き	×
	工芸農作物	0
	その他作物	×
畜産	肉用牛	20
	乳用牛	35
	生乳	33
	豚	－
	鶏	86
	鶏卵	86
	ブロイラー	－
	その他畜産物	0
	加工農作物	－
農業産出額		688

注1)「0」は単位に満たないもの、「－」は事実のないもの、「×」は非公表のものを示します。

注2)統計数値については、表示単位未満を四捨五入したため、合計値と内訳の計が一致しない場合があります。

出典：「令和5年市町村別農業産出額（推計）」（令和7年（2025年）3月、農林水産省）

(4) 林 業

調査区域の令和2年（2020年）の所有形態別林野面積は、表3.2-5に示すとおりです。

安佐南区、佐伯区ともに民有林が広く分布しています。

表 3.2-5 所有形態別林野面積（令和2年（2020年））

単位：ha

市町村名		広島市安佐南区	広島市佐伯区
区 分			
国 有		519	993
民有	小 計	6,394	16,717
	独立行政法人等	－	115
	公 有	251	1,215
	私 有	6,143	15,387
合 計		6,913	17,710

注) 「－」は事実のないものを示します。

出典：「2020年農林業センサス」（令和3年（2021年）12月、農林水産省）

(ウ) 水産業

調査区域の平成 30 年（2018 年）の漁業種類別漁獲量は、表 3.2-6 に示すとおりです。
漁業種類別漁獲量は、「その他の刺網」及び「その他の釣」が多くなっています。

表 3.2-6 漁業種類別漁獲量（平成 30 年（2018 年））

単位：t

市町村名		広島市全域
区 分		
底びき網	遠洋底びき網	－
	以西底びき網	－
	沖合底びき網	－
	小型底びき網	30
船びき網		－
まき網	大中型まき網	－
	中・小型まき網	－
刺網	さけ・ます流し網	－
	かじき等流し網	－
	その他の刺網	41
敷網	さんま棒受網	－
定置網	大型定置網	－
	さけ定置網	－
	小型定置網	－
その他の網漁業		－
はえ縄	まぐろはえ縄	－
	その他のはえ縄	3
はえ縄以外の釣	かつお一本釣	－
	いか釣	－
	ひき縄釣	－
	その他の釣	40
採貝・採藻		2
その他の漁業		37
漁獲量計		153

注）「－」は事実のないものを示します。

出典：「海面漁業生産統計調査」（令和 2 年（2020 年）3 月、農林水産省）

(イ) 商 業

調査区域の令和 3 年（2021 年）の商業の状況は、表 3.2-7 に示すとおりです。
年間販売額は、安佐南区は 675,712 百万円、佐伯区は 262,367 百万円です。

表 3.2-7 商業の状況（令和 3 年（2021 年））

市町村名	広島市安佐南区	広島市佐伯区
項 目		
事業所数	1,390	904
従業員数(人)	16,581	8,562
年間販売額(百万円)	675,712	262,367

注）事業所数及び従業員数は、令和 3 年（2021 年）6 月 1 日現在。

製造品出荷額は、令和 2 年（2020 年）1 月～令和 2 年（2020 年）12 月実績。

出典：「令和 3 年経済センサス活動調査（卸業、小売業）」（令和 5 年（2023 年）3 月、総務省統計局）

(オ) 工 業

調査区域の令和 3 年（2021 年）の工業の状況は、表 3.2-8 に示すとおりです。

製造品出荷額は、安佐南区は 6,664,049 万円、佐伯区は 22,995,830 万円です。

表 3.2-8 工業の状況（令和 3 年（2021 年））

項 目 \ 市町村名	広島市安佐南区	広島市佐伯区
事業所数	130	104
従業員数(人)	3,293	5,360
製造品出荷額(万円)	6,664,049	22,995,830

注) 事業所数及び従業員数は、令和 3 年（2021 年）6 月 1 日現在。

製造品出荷額は、令和 2 年（2020 年）1 月～令和 2 年（2020 年）12 月実績。

出典：「令和 3 年経済センサス-活動調査（製造業）」（令和 4 年（2022 年）12 月、総務省統計局）

3.2.2 土地利用の状況

(1) 地目別土地面積

調査区域の令和 6 年（2024 年）の地目別土地面積は、表 3.2-9 に示すとおりです。

表 3.2-9 によると、安佐南区、佐伯区ともに「山林」が最も広く、図 3.2-3 によると、対象道路事業実施区域内は「森林」、「田」、「道路」が広く分布しています。

調査区域における「国土利用計画法」（昭和 49 年法律第 92 号、最終改正：令和 4 年 6 月 17 日法律第 68 号）に基づく農業地域は図 3.2-4、森林地域は図 3.2-5 に示すとおりです。

表 3.2-9 地目別土地面積（令和 6 年（2024 年））

単位：千㎡

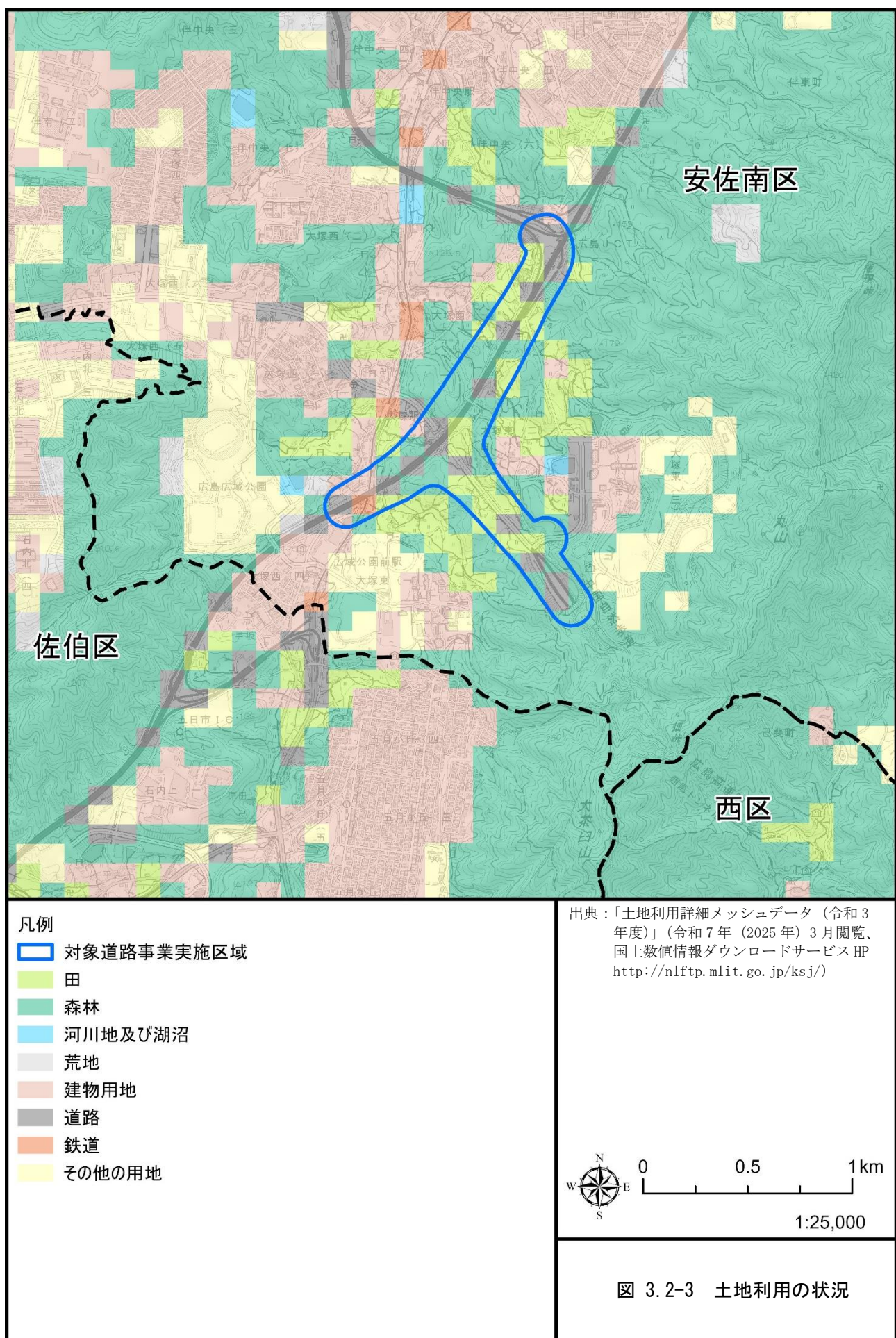
区 分 \ 市町村名	広島市安佐南区	広島市佐伯区
田	3,392	4,669
畑	1,718	2,282
宅 地	17,133	12,619
鉱 泉 地	0	0
池 沼	11	13
山 林	29,344	86,185
牧 場	0	0
原 野	262	1,397
雑 種 地	4,329	3,791
軌 道 用 地	120	91
総 数	56,309	111,047

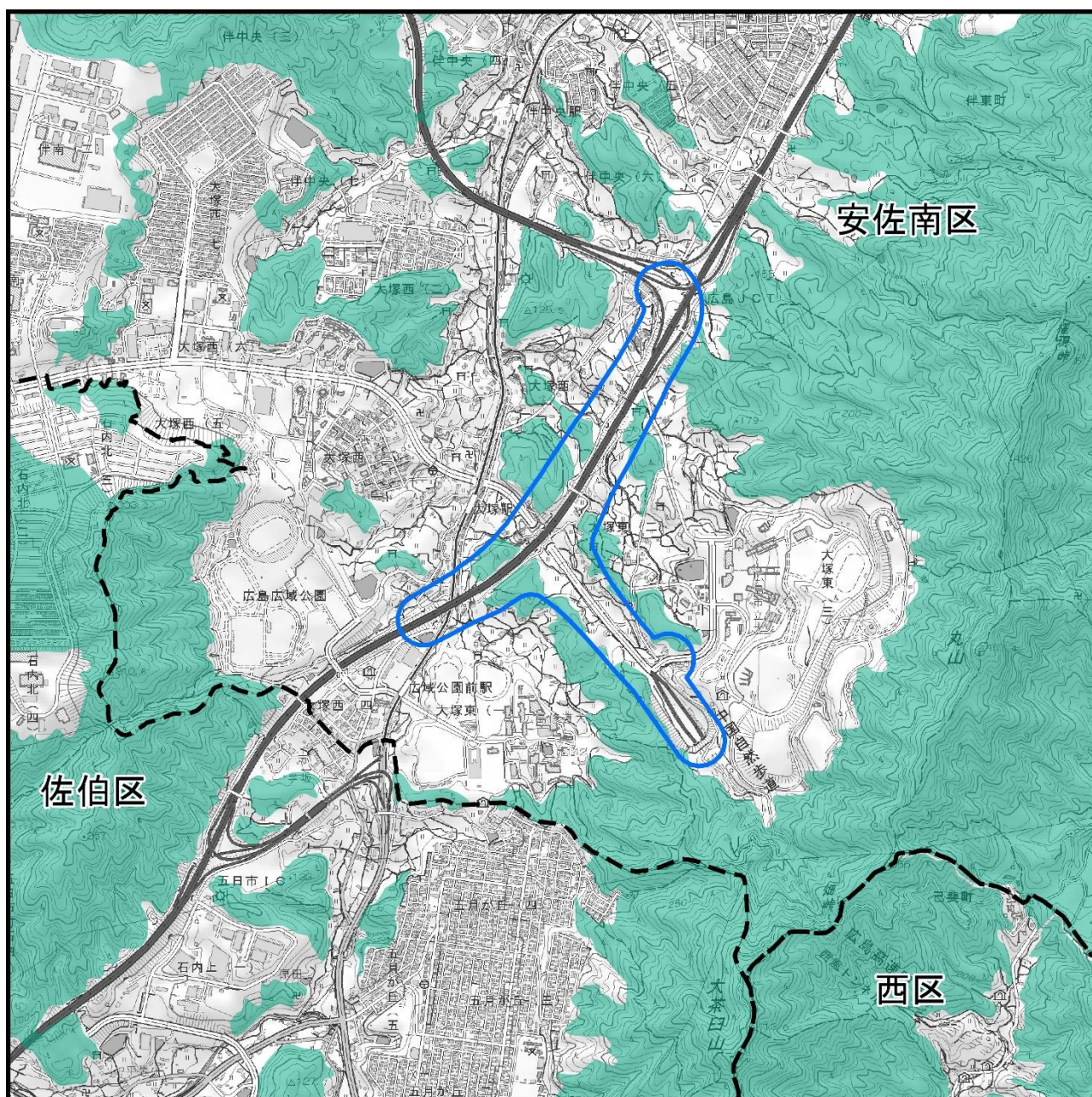
注) 統計数値については、表示単位未満を四捨五入したため、合計値と内訳の計が一致しない場合があります。

出典：「広島市統計書（令和 6 年版）」（令和 7 年（2025 年）3 月、広島市）

(2) 有害物質に係る土地利用

調査区域には、廃棄物埋立地及びその跡地等について、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和 45 年法律第 137 号（昭和 45 年 12 月 25 日公布）、最終改正：令和 4 年法律第 68 号（令和 4 年 6 月 17 日公布））第 15 条の 17 第 1 項の規定により指定された指定区域は分布しません。





凡例

- 対象道路事業実施区域
- 森林地域

出典：「森林地域データ（平成 27 年度）」（令和 7 年（2025 年）3 月閲覧、国土数値情報ダウンロードサービス HP
<http://nlftp.mlit.go.jp/ksj/>）

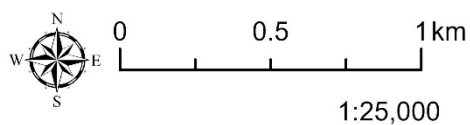
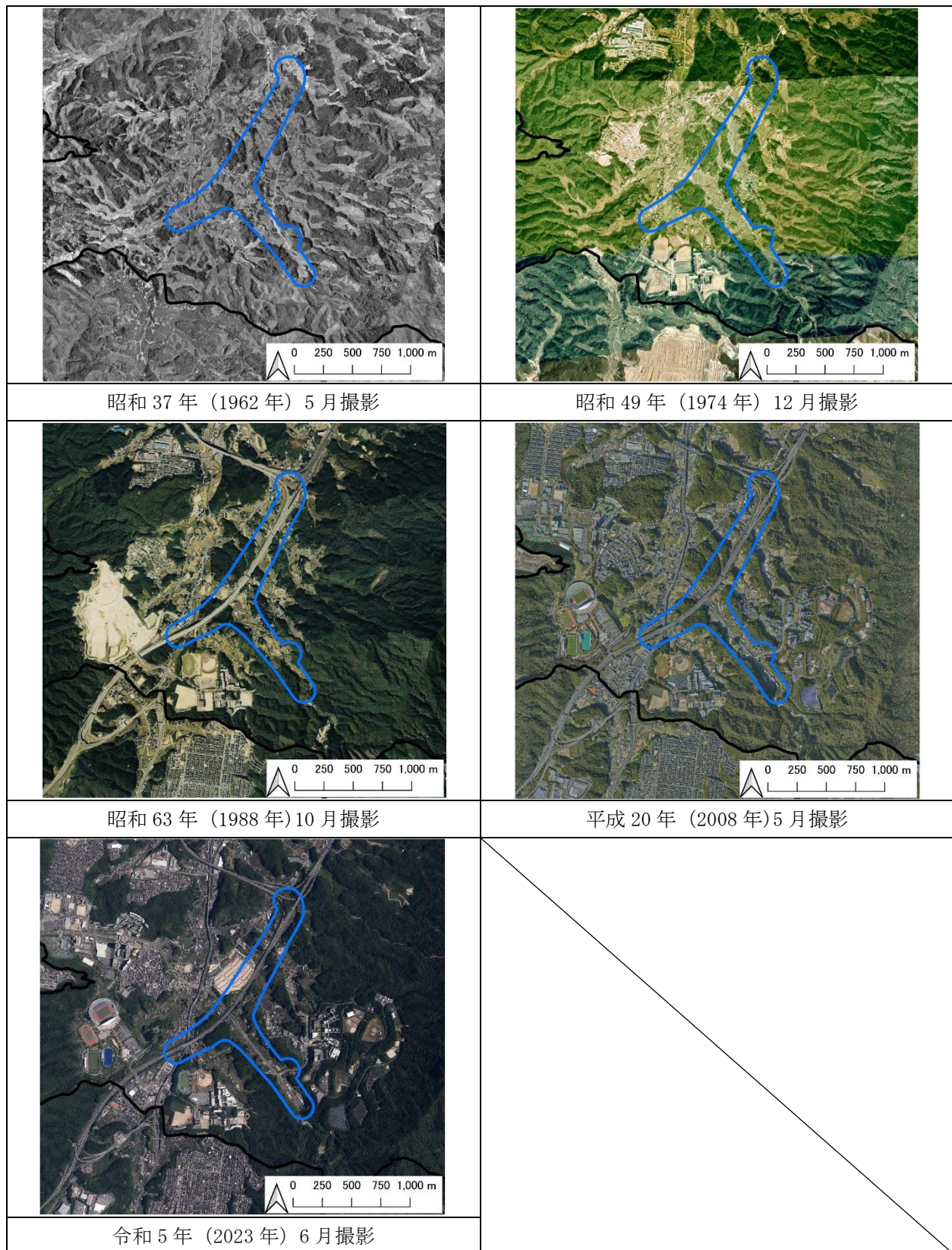


図 3.2-5 森林地域

3.2.3 地歴の状況（土地利用の経緯）

調査区域における昭和 37 年（1962 年）以降の空中写真は、図 3.2-6 に示すとおりです。
昭和 60 年代以降に山陽自動車道が整備され、土地利用に大きな改変がありました。



出典：「地図・空中写真閲覧サービス」（令和 7 年（2025 年）3 月閲覧、国土地理院 HP
<https://mapps.gsi.go.jp/maplibSearch.do#1>）

図 3.2-6 対象道路事業実施区域の空中写真

3.2.4 河川、湖沼及び海域の利用並びに地下水の利用の状況

(1) 河川及び湖沼の利用状況

調査区域は、一級河川である太田川水系の大塚川及び二級河川である八幡川水系の半坂川の最上流部が存在します。

また、調査区域における令和5年（2023年）3月末現在の水道の利用状況は、表3.2-10及び図3.2-7に示すとおりです。調査区域における令和5年（2023年）3月末現在の水道水源の状況は、表3.2-11に示すとおりです。

また、調査区域における内水面漁業権は、指定されていない状況です。

表 3.2-10 水道水の利用状況（令和5年（2023年）3月末現在）

市町村名	行政区域内 人口 (人)	上水道			簡易水道					
		箇所数 (箇所)	計画給水 人口 (人)	現在給水 人口 (人)	箇所数 (箇所)	計画給水 人口 (人)	現在給水 人口 (人)			
広島市	1, 186, 868	1	1, 173, 650	1, 157, 424	1	250	70			
市町村名	専用水道					合計			普及率 (%)	
	自己水源			その他						
	箇所数 (箇所)	確認時 給水人口 (人)	現在 給水人口 (人)	箇所数 (箇所)	確認時 給水人口 (人)	現在 給水人口 (人)	箇所数 (箇所)	計画給水 人口 (人)		現在給水 人口 (人)
広島市	27	6, 246	3, 565	35	5, 006	2, 537	64	1, 180, 146	1, 161, 059	98. 2

注1)他の市町の水道事業者から給水されている区間があります。

注2)専用水道のうちその他（自己水源以外）の給水人口については、上水道事業の数値に含まれているため、合計には含めません。

出典：「令和4年度広島県の水道の現況（令和5年3月末現在）」（令和6年（2024年）3月、広島県健康福祉局食品生活衛生課）

表 3.2-11 水道水源の状況（令和5年（2023年）3月末現在）

市町村名	番号	水道種別	水源種別	水源名	取水地点 (受水地点)	浄水場名
広島市	1	上水道	表流水	太田川	市戸坂取水場(太田川)	牛田
	2	上水道	表流水 ダム放流	太田川	八木取水場(太田川)	緑井
	3	上水道	表流水 ダム直接	太田川 高瀬堰	高陽取水場(太田川)	高陽
	4	上水道	表流水	弥平谷川	湯来水道ステーション 取水ポンプ池 弥平谷川(水内川支流)	湯来水道 ステーション
	5	上水道	深井戸	桐1、2号取水井	—	桐
	6	上水道	深井戸	大谷取水井	—	大谷
	7	上水道	深井戸	鹿ノ道1、2号取水井	—	鹿ノ道
	8	上水道	浄水受水	広島用水(3地点)	瀬野川(畑賀)、矢野、阿戸	浄水受水
	9	上水道	浄水受水	西部用水(3地点)	河内、北原、坪井	浄水受水
	10	簡易水道	表流水	—	太田川水系	—

出典：「令和4年度広島県の水道の現況（令和5年3月末現在）」（令和6年（2024年）3月、広島県健康福祉局食品生活衛生課）

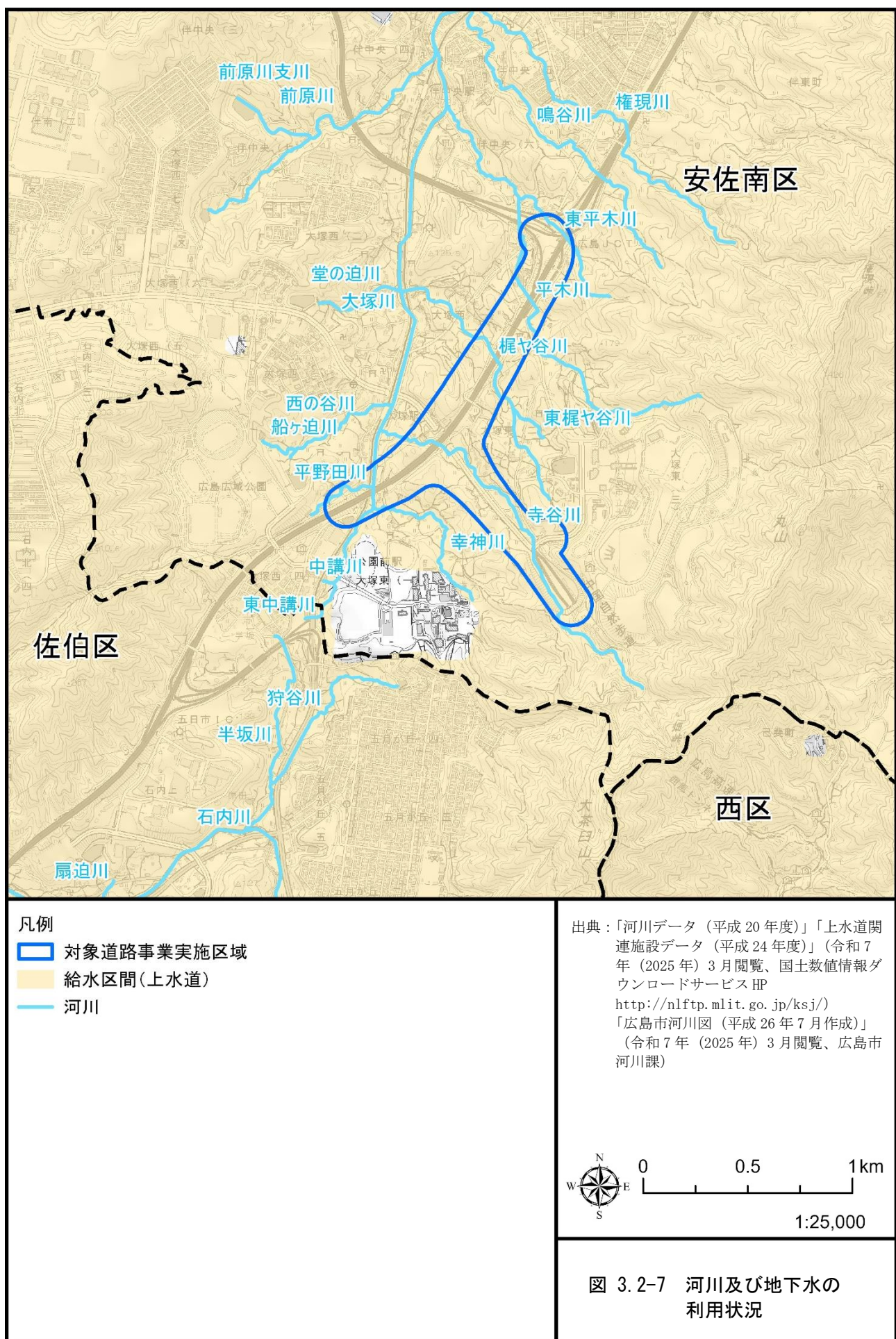
(2) 地下水の利用状況

調査区域においては、表 3.2-12 に示すとおり、令和 5 年（2023 年）3 月末現在、広島市で表流水が多く利用されています。

表 3.2-12 河川及び湖沼の利用状況（令和 5 年（2023 年）3 月末現在）

事業主体名	一日平均取水量(m ³ /日)									
	河川水					地下水		沈殿水 受水	浄水 受水	合計
	ダム直接	ダム放流	湖沼水	表流水	伏流水	浅井戸	深井戸			
広島市	64,647	62,759	-	195,781	-	-	159	-	37,088	363,266

出典：「令和 4 年度広島県の水道の現況（令和 5 年 3 月末現在）」（令和 6 年（2024 年）3 月、広島県健康福祉局食品生活衛生課）



3.2.5 交通の状況

(1) 道路の状況

調査区域の主要な道路及び交通量の状況は、表 3.2-13 及び図 3.2-8 に示すとおりです。

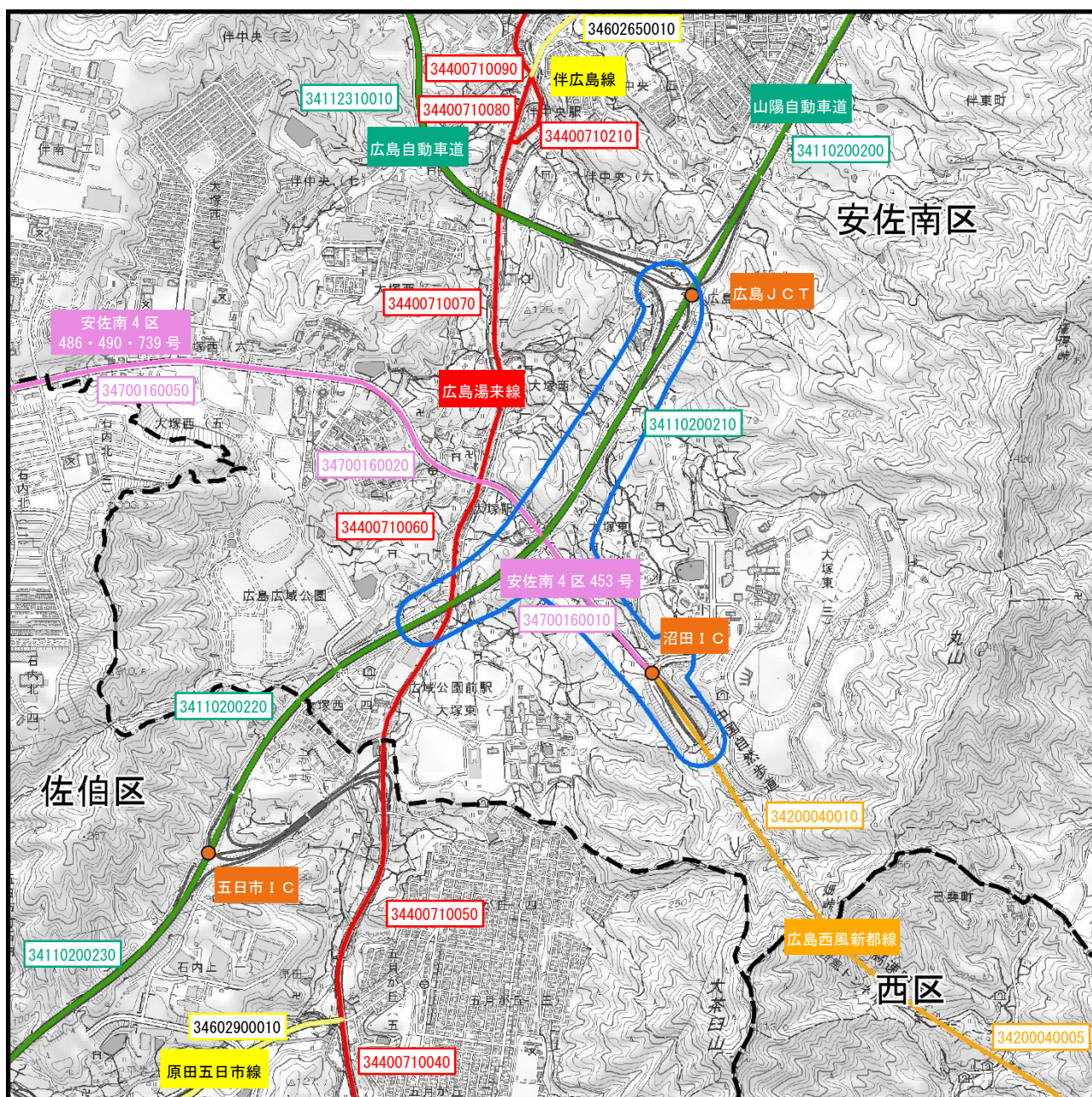
広島西風新都線（広島高速 4 号線）から山陽自動車道五日市 IC までに、市道の安佐南 4 区 453 号線や主要地方道広島湯来線などが存在します。

表 3.2-13 調査区域の主要な道路の状況（令和 3 年度（2021 年度））

交通調査 基本区間番号	路線名	起点	終点	12 時間 交通量(台)	24 時間 交通量(台)
34200040005	広島西風新都線 (広島高速 4 号線)	市道西 1 区駅前観音線	広島市西区・ 広島市安佐南区境	13,882	16,510
34200040010	広島西風新都線 (広島高速 4 号線)	広島市西区・ 広島市安佐南区境	市道安佐南 4 区 453 号線	13,882	16,510
34110200200	山陽自動車道	-	広島自動車道	27,679	43,827
34110200210	山陽自動車道	広島自動車道	広島市安佐南区・ 広島市佐伯区境	26,134	41,659
34110200220	山陽自動車道	広島市安佐南区・ 広島市佐伯区境	主要地方道広島湯来線	26,134	41,659
34110200230	山陽自動車道	主要地方道広島湯来線	広島市佐伯区・ 廿日市市境	18,961	32,263
34112310010	広島自動車道	市道安佐南 4 区 608 号線	山陽自動車道	12,314	16,048
34602650010	一般県道伴広島線	主要地方道広島豊平線	主要地方道広島湯来線	20,822	27,485
34602900005	一般県道原田五日市線	主要地方道広島湯来線	市道佐伯 1 区 367 号線	17,404	22,103
34400710090	主要地方道広島湯来線	主要地方道広島湯来線	一般県道伴広島線	10,303	12,879
34400710080	主要地方道広島湯来線	主要地方道広島湯来線	主要地方道広島湯来線	22,471	29,886
34400710070	主要地方道広島湯来線	市道安佐南 4 区 453 号線	主要地方道広島湯来線	22,471	29,886
34400710060	主要地方道広島湯来線	山陽自動車道	市道安佐南 4 区 453 号線	31,021	41,358
34400710050	主要地方道広島湯来線	一般県道原田五日市線	山陽自動車道	39,836	54,575
34400710040	主要地方道広島湯来線	一般県道伴広島線	一般県道原田五日市線	25,804	34,577
34400710210	主要地方道広島湯来線	主要地方道広島湯来線	主要地方道広島湯来線	3,662	4,541
34700160010	市道安佐南 4 区 453 号線	広島西風新都線 (高速 4 号線)	主要地方道広島湯来線	14,680	19,084
34700160020	市道安佐南 4 区 453 号線	主要地方道広島湯来線	-	20,010	26,413
34700160050	市道安佐南 4 区 486・490・739 号線	-	主要地方道広島湯来線	20,010	26,413

注) 斜体は推計値を示します。

出典：「令和 3 年度全国道路・街路交通情勢調査 一般交通量調査結果」
(令和 5 年(2023 年) 6 月、令和 3 年度全国道路・街路交通情勢調査 HP <https://www.mlit.go.jp/road/census/r3/>)



凡例

- 対象道路事業実施区域
- 高速自動車道
- 都市高速道路
- 一般県道
- 主要地方道
- 一般市道
- 高速道路(IC・JCT)
- 交通調査基本区間番号

出典：「令和3年度全国道路・街路交通情勢調査 一般交通量調査結果」(令和5年(2023年)6月、令和3年度全国道路・街路交通情勢調査HP
<https://www.mlit.go.jp/road/census/r3/>)

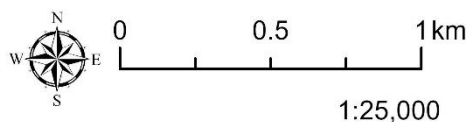


図 3.2-8 道路の状況

(2) 鉄道の状況

調査区域の鉄道網の状況は、表 3.2-14 及び図 3.2-9 に示すとおりです。

調査区域では南北にアストラムラインが走行し、大塚駅及び広域公園前駅が存在します。

表 3.2-14 調査区域の主要な鉄道の状況（令和4年度（2022年度））

路線名	項目	起点	終点	調査区域の駅		
アストラムライン (広島新交通1号線)	駅名	本通	広域公園前	伴中央	大塚	広域公園前
	乗降客数(人/日)	21,286	2,855	1,497	1,465	2,855

出典：「駅別乗降客数データ（令和4年度）」（令和7年（2025年）3月閲覧、国土数値情報ダウンロードサービス HP
<http://nlftp.mlit.go.jp/ksj/>）



3.2.6 学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設の配置の状況及び住宅の配置の概況

(1) 教育文化施設等の状況

調査区域の教育文化施設等の状況は、表 3.2-15 及び図 3.2-10(1)に示すとおりです。
安佐南区、佐伯区ともに保育所が最も多くなっています。

表 3.2-15 教育文化施設等の状況

区 分	保育所	幼稚園	小学校	中学校	高等学校	大学
広島市安佐南区	62	18	26	15	7	8
広島市佐伯区	42	4	20	10	4	1

注 1) 広島市統計書の値は、令和 5 年（2023 年）5 月 1 日現在。

注 2) 保育所は、認定こども園及び地域型保育事業所を含みます。

注 3) 中学校は、中等教育学校を含みます。

出典：「広島市統計書（令和 6 年度版）」（令和 7 年（2025 年）3 月、広島市）
「学校データ（令和 3 年度）」（令和 7 年（2025 年）3 月閲覧、
国土数値情報ダウンロードサービス HP <http://nlftp.mlit.go.jp/ksj/>）
「広島県大学情報ポータルサイト」（令和 7 年（2025 年）3 月閲覧、
広島県 HP <https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/daigakuportal/>）

(2) 保健医療施設等の状況

調査区域の保健医療施設等の状況は、表 3.2-16 及び図 3.2-10(1)に示すとおりです。
安佐南区、佐伯区ともに一般診療所が最も多くなっています。

表 3.2-16 保健医療施設等の状況

区 分	病院	一般診療所	歯科診療所	薬局	助産所
広島市安佐南区	14	176	105	118	10
広島市佐伯区	10	103	69	66	6

注) 令和 3 年（2021 年）10 月 1 日現在。

出典：「広島市統計書（令和 6 年度版）」（令和 7 年（2025 年）3 月、広島市）

(3) 文化施設等の状況

調査区域の文化施設等の状況は、表 3.2-17 及び図 3.2-10(1)に示すとおりです。安佐南区、佐伯区ともにスポーツ関連施設が最も多くなっています。

表 3.2-17 文化施設等の状況

区 分	美術館	資料館・記念館・ 博物館・科学館	図書館	動植物園	スポーツ 関連施設
広島市安佐南区	-	1	6	-	44
広島市佐伯区	-	-	3	1	41

注) 「-」は該当する施設がないことを示します。

出典：「文化施設データ（平成 25 年度）」
（令和 7 年（2025 年）3 月閲覧、国土数値情報ダウンロードサービス HP <http://nlftp.mlit.go.jp/ksj/>）

(4) 環境の保全についての配慮が特に必要な施設の一覧

調査区域に立地している環境保全上配慮が特に必要な施設は、表 3.2-18 に示すとおりです。

対象道路事業実施区域から 200m の範囲内には、学校が 3 箇所、医療機関が 3 箇所、福祉施設が 4 箇所存在します。

表 3.2-18 環境の保全についての配慮が特に必要な施設の一覧

No.	種別	区分	名称	所在地
S01	学校	大学	広島都市学園大学	安佐南区大塚東 3-2-1
S02	学校	専門学校	広島工学院大学校	安佐南区大塚東 3-2-1
S03	学校	専門学校	広島医療保健専門学校	安佐南区大塚東 3-2-1
M01	医療機関	診療所	中島歯科クリニック	安佐南区沼田町大塚 2164
M02	医療機関	診療所	特別養護老人ホーム 新都西風苑医務室	安佐南区大塚東 3-3-9
M03	医療機関	診療所	矢野脳神経外科・やのこどもクリニック	安佐南区沼田町大塚 3094-1
H01	福祉施設	保育施設	森の幼稚園 まめとっこ	安佐南区大塚東
H02	福祉施設	老人福祉施設	ショートステイ新都西風苑	安佐南区大塚東 3-3-9
H03	福祉施設	老人福祉施設	特別養護老人ホームやすらぎの里広域公園	大塚西 4-2-20
H04	福祉施設	共同生活援助	太田川学園沼田ケアホーム	伴中央 6-36-9

注) 表中の環境の保全についての配慮が特に必要な施設の一覧は、対象道路事業実施区域周辺（対象道路事業実施区域から 200m の範囲）の施設を計上しました。なお、S01～S03 の学校は同一住所に 3 つの施設、M02 及び H02 の福祉施設は同一住所に 2 つの施設が存在します。

出典：「医療機関データ（令和 2 年度）、福祉施設データ（令和 3 年度）、文化施設データ（平成 25 年度）、学校データ（令和 3 年度）」
（令和 7 年（2025 年）3 月閲覧、国土数値情報ダウンロードサービス HP <http://nlftp.mlit.go.jp/ksj/>）
「広島県大学情報ポータルサイト」（令和 7 年（2025 年）3 月閲覧、広島県 HP <https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/daigakuportal/>）
「医療情報ネット（ナビイ）」（令和 7 年（2025 年）3 月閲覧、厚生労働省 HP <https://www.iryuu.teikyouseido.mhlw.go.jp/zkn-web/juminkanja/S2300/initialize>）

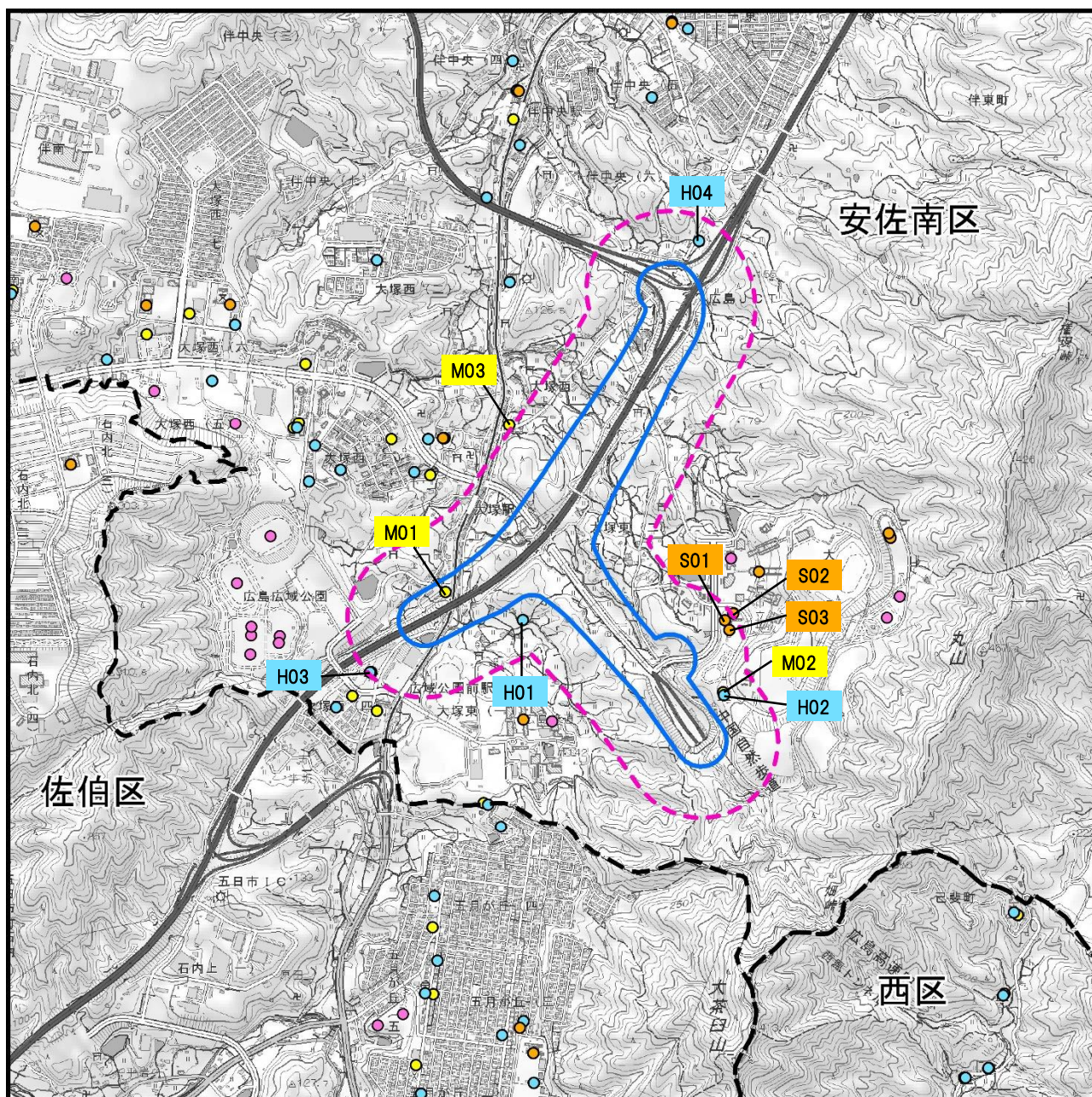
(5) 住宅の配置の概況

調査区域の住宅の分布状況は、図 3.2-10(2)に示すとおりです。

調査区域には、住居等が点在しており、佐伯区五月が丘では、集合住宅が存在します。

(6) 将来の住宅地の面整備計画の状況

調査区域において、「広島市市営住宅マネジメント計画～推進プラン編（平成 28 年（2018 年）12 月、広島市）」による団地等の更新計画はありませんが、民間事業として新たに「グリーンフォートみそら」が整備されています。



凡例

- 対象道路事業実施区域
- 学校
- 医療機関
- 福祉施設
- 文化施設
- 対象道路事業実施区域から200mの範囲

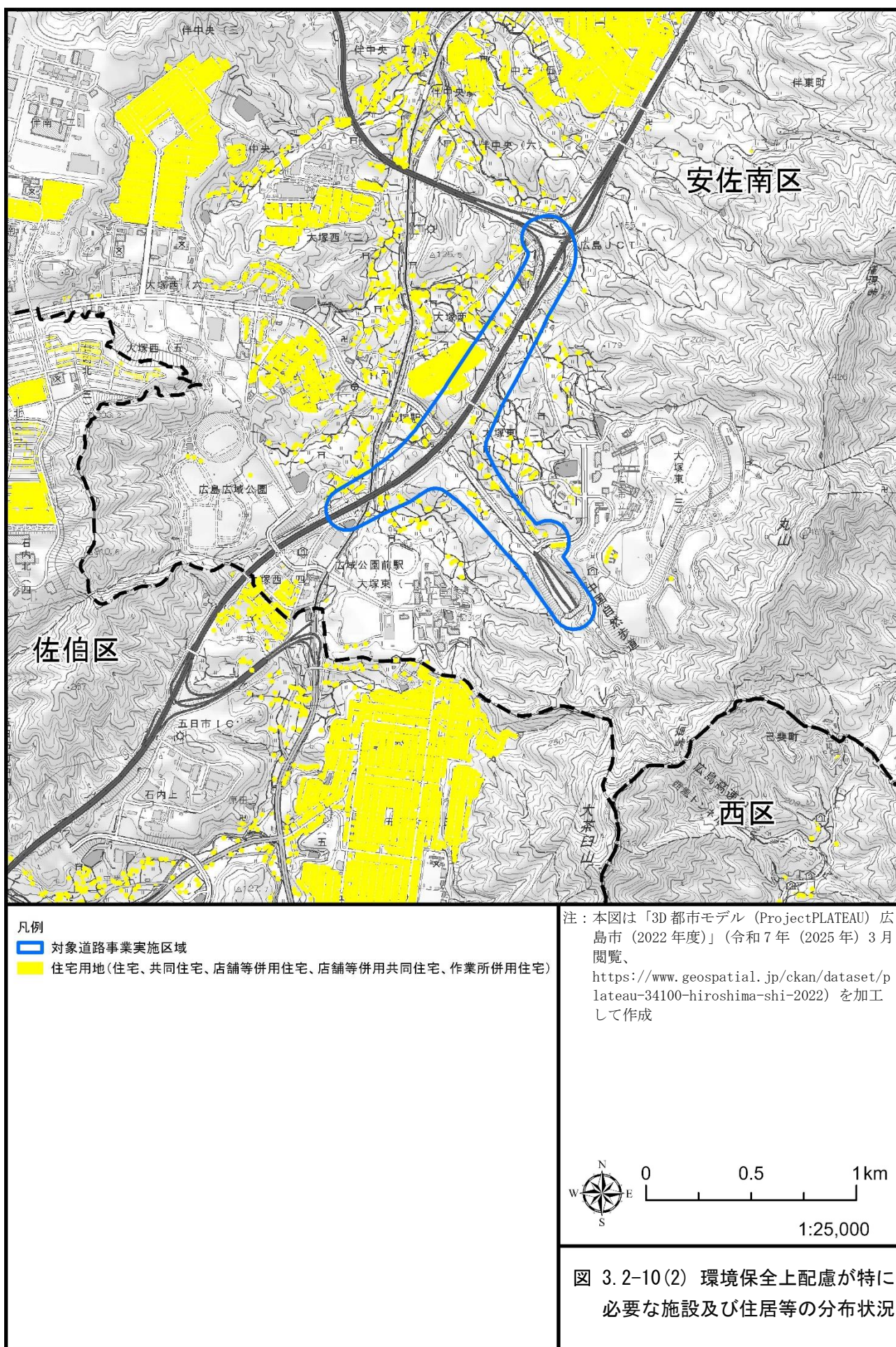
出典：「医療機関データ（令和2年度）、福祉施設データ（令和3年度）、文化施設データ（平成25年度）、学校データ（令和3年度）」（令和7年（2025年）3月閲覧、国土数値情報ダウンロードサービス HP <http://nlftp.mlit.go.jp/ksj/>）
「広島県大学情報ポータルサイト」（令和7年（2025年）3月閲覧、広島県 HP <https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/daigakuportal/>）
「医療情報ネット（ナビイ）」（令和7年（2025年）3月閲覧、厚生労働省 HP <https://www.iryuu.teikyouseido.mhlw.go.jp/znk-web/juminkanja/S2300/initialize>）



0 0.5 1km

1:25,000

図 3.2-10(1) 環境保全上配慮が特に必要な施設及び住居等の分布状況



3.2.7 下水道の整備状況

調査区域の令和6年（2024年）3月31日時点での下水道の整備状況は、表 3.2-19 に示すとおりであり、下水道処理人口普及率は、広島市で96.5%です。

表 3.2-19 下水道処理人口普及率（令和6年（2024年）3月31日現在）

市町村名	人口(人)	下水道処理人口(人)	下水道処理人口普及率(%)
広島市	1,175,327	1,134,695	96.5

出典：「広島県の下水道2024」（令和6年（2024年）3月、広島県 土木建設局 都市環境整備課）

3.2.8 廃棄物の状況

(1) 一般廃棄物の状況

一般廃棄物の状況は、表 3.2-20 に示すとおりであり、広島市の令和5年度（2023年度）におけるごみ総排出量は353,525t、最終処分量は45,297tです。

表 3.2-20 一般廃棄物の状況（令和5年度（2023年度））

区分		広島市
ごみ 総排出量	計画収集量(t/年)	322,408
	直接搬入量(t/年)	19,318
	集団回収量(t/年)	0
	合計(t/年)	341,726
ごみ 処理量	直接焼却量(t/年)	265,001
	直接最終処分量(t/年)	6,934
	焼却以外の中間処理量(t/年)	69,790
	直接資源化量(t/年)	1
	合計(t/年)	341,726
中間処理後再生利用量(t/年)		50,918
リサイクル率(%)		14.9
最終処分量(t/年)		40,984

注) リサイクル率：(直接資源化量＋中間処理後再生利用量＋集団回収量)

/ (ごみ処理量＋集団回収量) × 100

出典：「令和年度環境省一般廃棄物処理実態調査結果」（令和7年（2025年）3月、環境省）

(2) 産業廃棄物の状況

広島市における産業廃棄物の状況は表 3.2-21 に示すとおりであり、広島市における平成30年度（2018年度）の発生量は約2,240千tです。

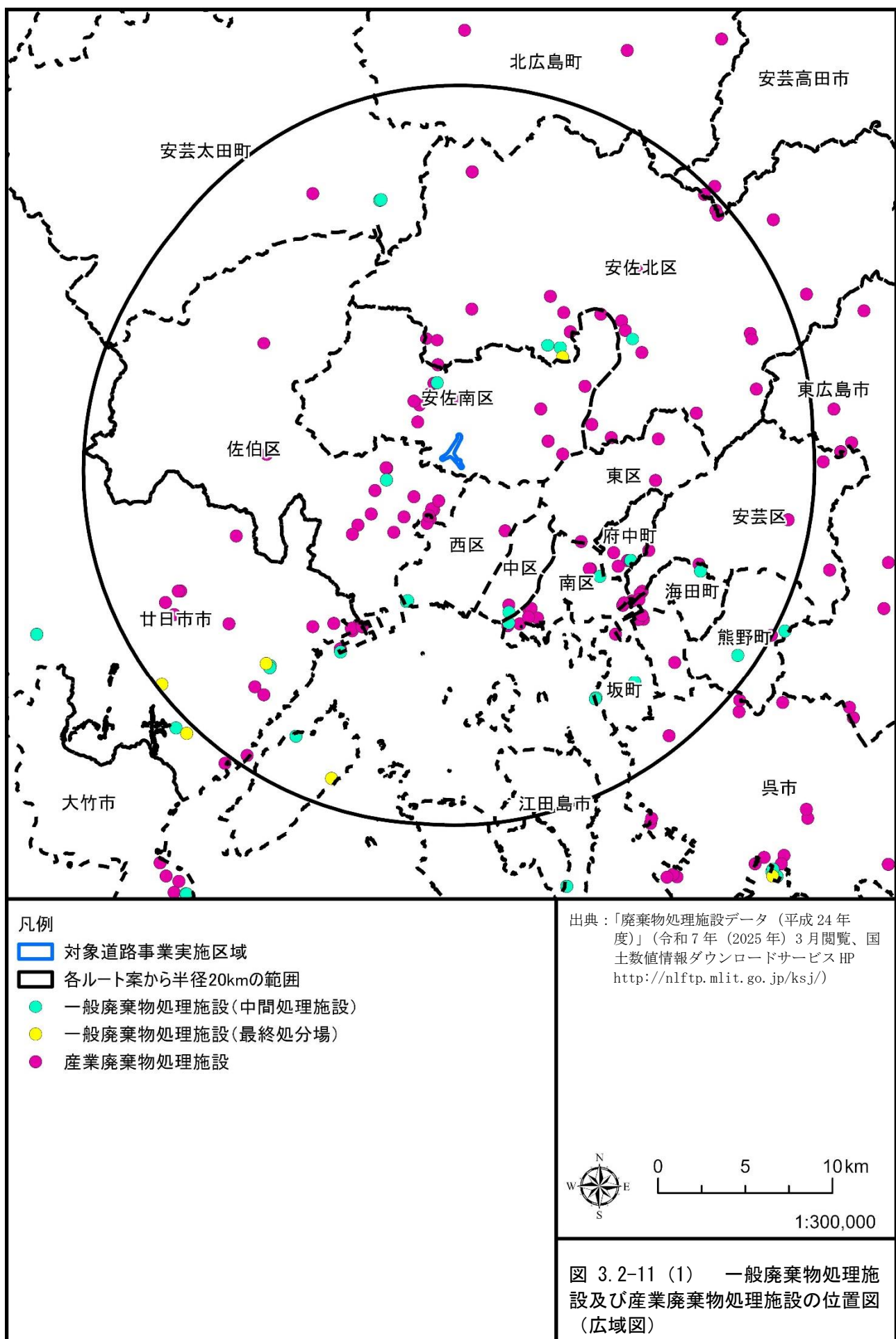
また、対象道路事業実施区域を中心とした20kmの範囲における一般廃棄物の中間処理施設及び最終処分場、産業廃棄物処理施設の位置は図 3.2-11 に示すとおりです。

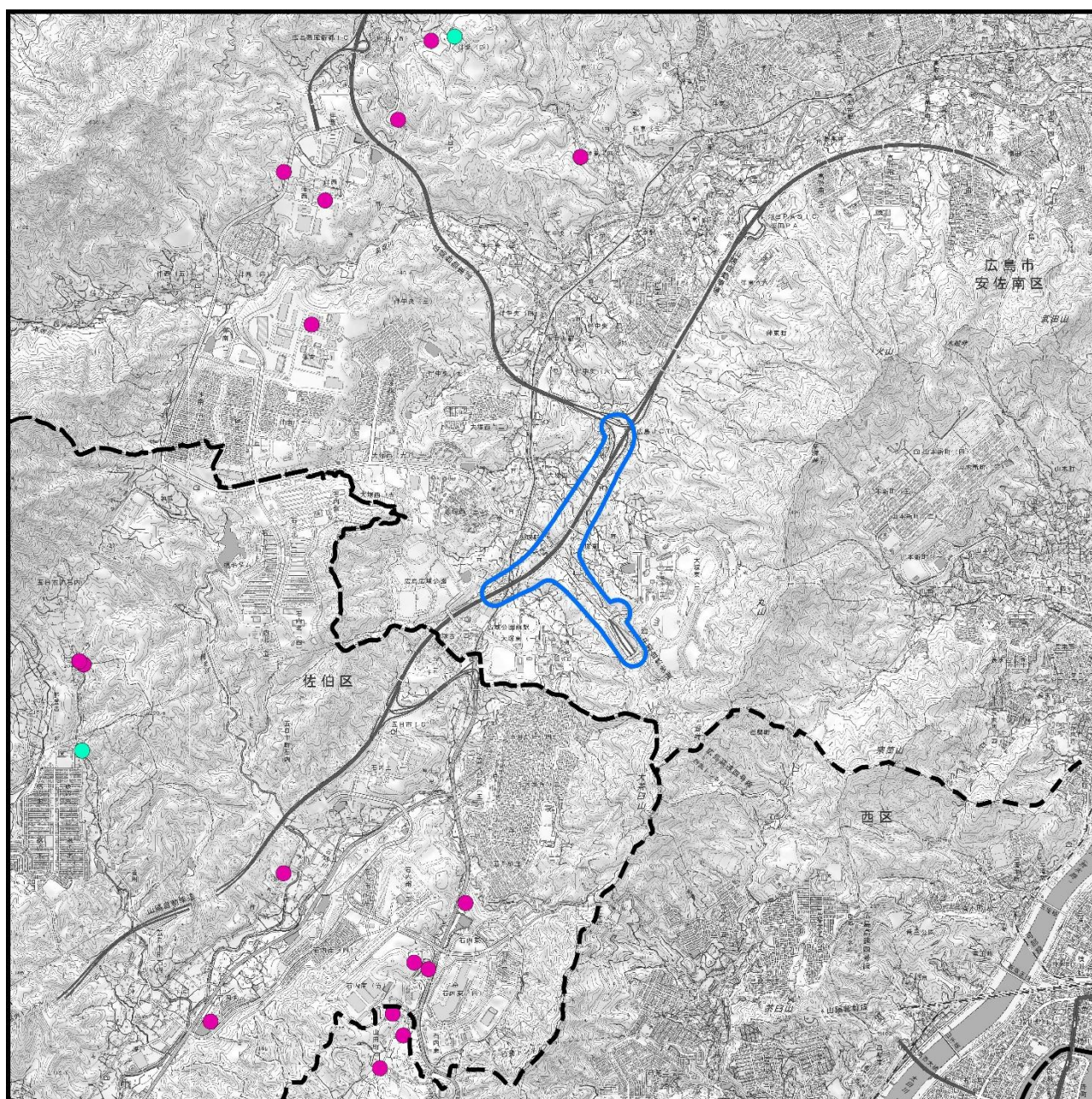
表 3.2-21 産業廃棄物の状況（平成30年度（2018年度））

単位：t/年

区分	発生量	排出量	中間処理量	再生利用量	最終処分量
広島市	2,239,878	2,137,006	2,095,793	791,159	93,310

出典：「広島市産業廃棄物実態調査結果（平成30年度実績）」（令和元年（2019年）10月、広島市）





凡例

- 対象道路事業実施区域
- 一般廃棄物処理施設(中間処理施設)
- 一般廃棄物処理施設(最終処分場)
- 産業廃棄物処理施設

出典：「廃棄物処理施設データ（平成 24 年度）」（令和 7 年（2025 年）3 月閲覧、国土数値情報ダウンロードサービス HP <http://nlftp.mlit.go.jp/ksj/>）

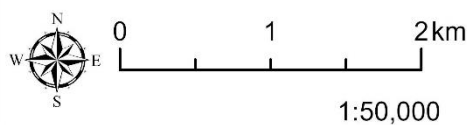
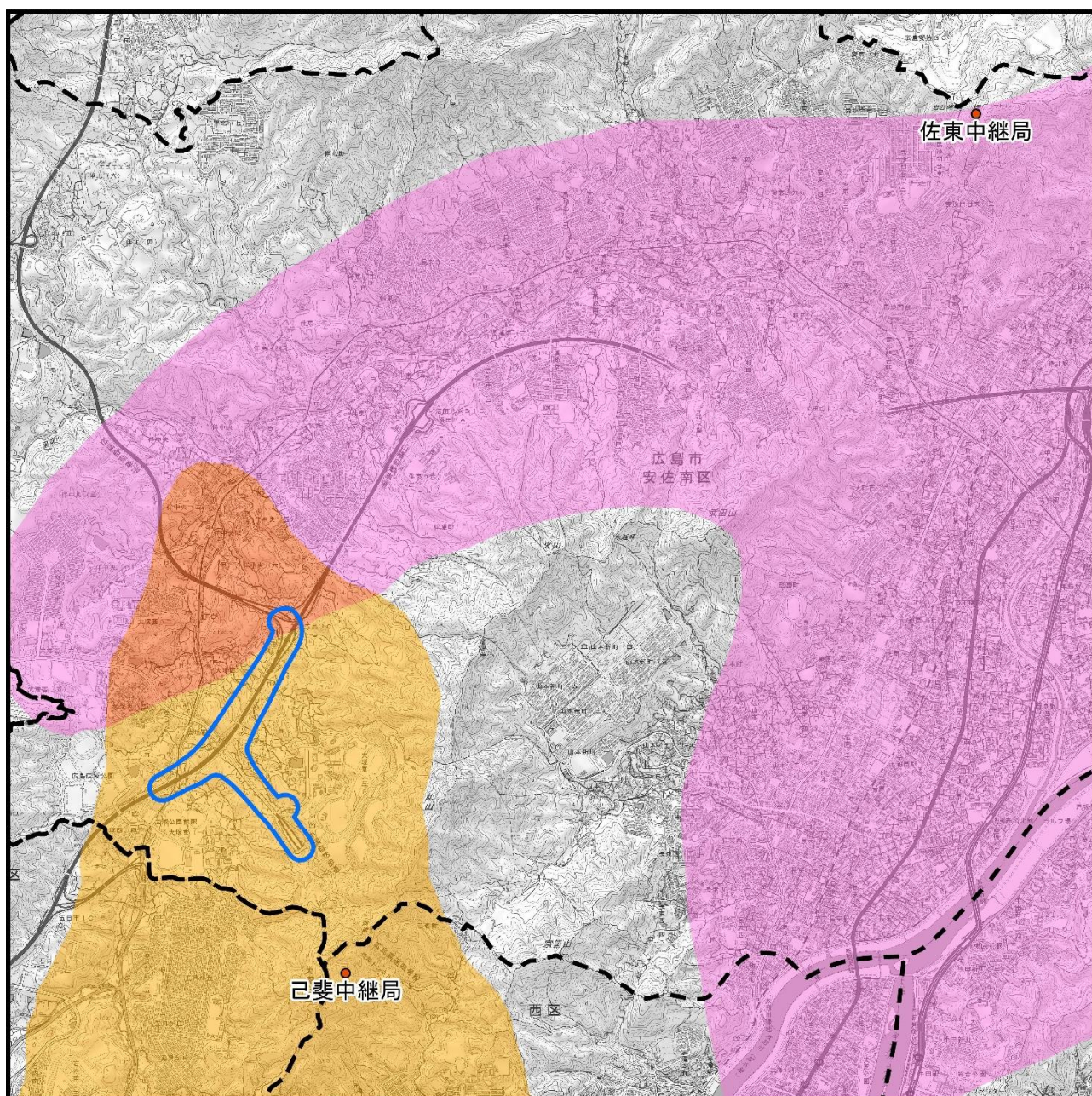


図 3.2-11 (2) 一般廃棄物処理施設及び産業廃棄物処理施設の位置図（拡大図）

3.2.9 電波の受信状況

地上デジタル放送の受信エリアの目安は、図 3.2-12 に示すとおりです。

一般社団法人放送サービス高度化推進協会によれば、調査区域では、己斐中継局や佐東中継局からの放送を受信しています。



凡例

- 対象道路事業実施区域
- 中継局
- 受信エリア(佐東中継局)
- 受信エリア(己斐中継局)

出典：「A-P A B 一般社団法人放送サービス高度化推進協会」（令和 7 年（2025 年）3 月閲覧、一般社団法人放送サービス高度化推進協会 HP <https://tv-area.jp/#/>）

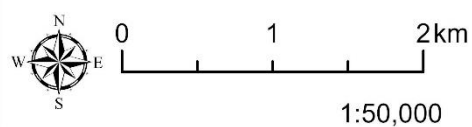


図 3.2-12 地上デジタル放送の
受信エリアの目安

3.2.10 温室効果ガス排出量の状況

広島市地球温暖化対策実行計画では、表 3.2-22 に示すとおり、温室効果ガス排出量の削減目標を設定しています。また、広島市の温室効果ガス排出量の推移は、表 3.2-23 及び図 3.2-13 に示すとおりです。

令和 3 年度(2021 年度)の温室効果ガスの総排出量は、672.6 万トン-CO₂であり、基準年度である平成 25 年度(2013 年度)と比べて、23.5%の減となっています。1 人当たりの排出量は、基準年度と比べて 23.7%の減となっています。

その主な要因は、温室効果ガス全体の半分を占める民生・家庭部門及び民生・業務部門が減少したことです。また、代替フロン等 4 ガスが基準年度より増加していますが、全体に占める割合は低く、前年度よりは減少しています。

令和 4 年度(2022 年度)の温室効果ガスの総排出量の速報値は、660.6 万トン-CO₂であり、基準年度と比べて 24.9%の減となっています。1 人当たりの排出量は、基準年度と比べて 24.8%の減となっています。

表 3.2-22 温室効果ガス排出量の削減目標（広島市地球温暖化対策実行計画）

区分	目標年度	削減目標（総量目標）
長期目標	令和 32 年 (2050 年)	温室効果ガス排出量の実質ゼロ
中期目標	令和 12 年 (2030 年度)	50%削減（平成 25 年度(2013 年度)比）
		※部門別目標 *二酸化炭素： 産業部門 46%削減、民生・家庭部門 61%削減、民生・業務部門 58%削減、 運輸部門 32%削減、廃棄物 17%削減 *メタン：18%削減 *一酸化二窒素：15%削減 *代替フロン等 4 ガス：45%削減 *二酸化炭素吸収量：2.3 万トン-CO ₂

出典：「市域の温室効果ガス排出量（令和 3 年度確定値及び令和 4 年度速報値）」
（令和 7 年（2025 年）3 月閲覧、広島市）

表 3.2-23 広島市の温室効果ガス排出量の推移

（単位：万トン-CO₂）

区分	平成 25 年度 (2013 年度) [基準年度]	平成 30 年度 (2018 年度)	令和 元年度 (2019 年度)	令和 2 年度 (2020 年度)	令和 3 年度 (2021 年度)		令和 4 年度【速報】 (2022 年度)	
						基準年度比		基準年度比
二酸化炭素(CO ₂)	837.3	720.3	668.2	632.9	619.2	▲26.0%	607.8	▲27.4%
産業部門	160.1	145.4	134.2	124.6	120.0	▲25.1%	114.4	▲28.6%
民生・家庭部門	224.4	188.0	166.5	166.3	160.7	▲28.4%	155.9	▲30.5%
民生・業務部門	272.6	220.3	203.3	193.0	193.4	▲29.0%	191.3	▲29.8%
運輸部門	163.0	149.0	145.4	130.8	126.7	▲22.3%	129.8	▲20.4%
廃棄物	17.2	17.6	18.7	18.1	18.4	+6.9%	16.5	▲3.9%
メタン(CH ₄)	2.9	2.2	2.5	2.4	2.3	▲19.5%	2.1	▲25.2%
一酸化二窒素(N ₂ O)	13.1	12.8	12.6	12.1	10.0	▲24.1%	9.9	▲24.5%
代替フロン等 4 ガス (HFCs、PFCs、SF ₆ 、NF ₃)	26.3	40.6	43.0	45.4	41.2	+56.6%	40.8	+54.9%
総排出量	879.6	775.8	726.3	692.7	672.6	▲23.5%	660.6	▲24.9%
1 人当たり排出量 (トン-CO ₂ /人)	7.41	6.49	6.07	5.80	5.66	▲23.7%	5.58	▲24.8%

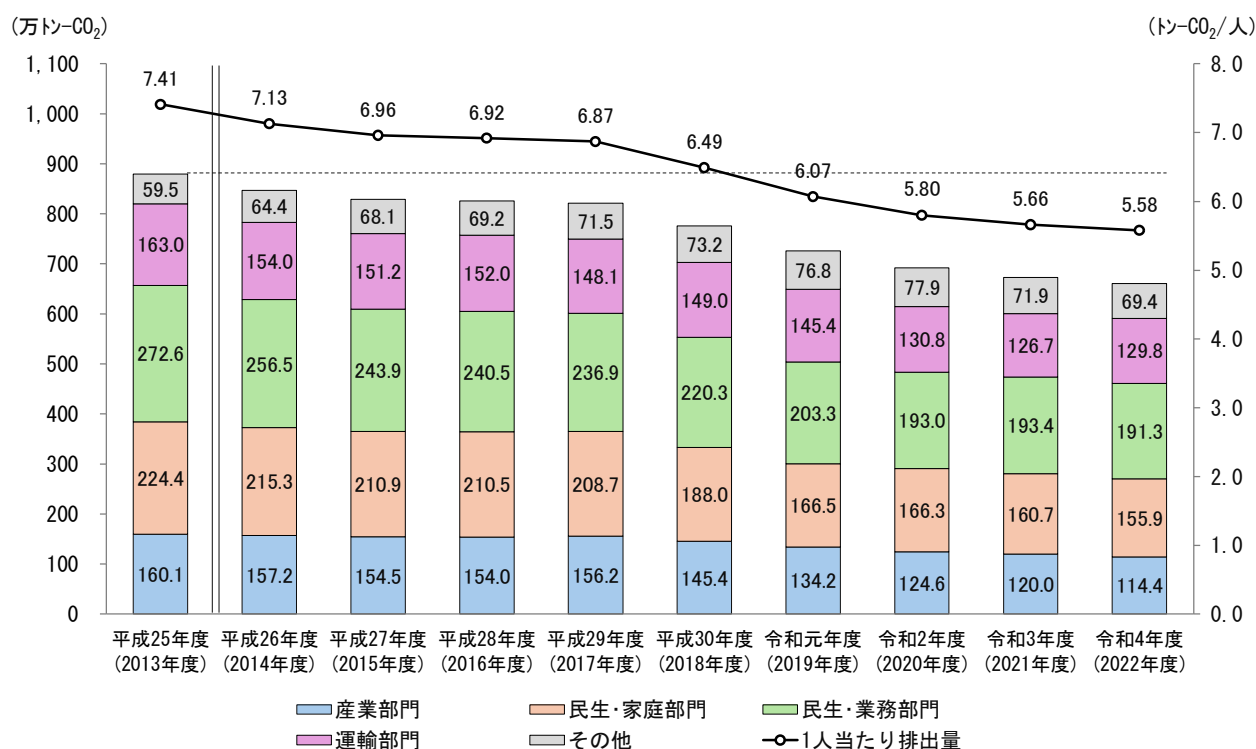
注1) 値は、今後、各種統計データの年報値の修正、算定方法の見直し等により変更される場合があります。

注2) 排出量は小数点以下第 2 位を四捨五入しているため、合計と内訳の計が一致しない場合があります。

注3) 基準年度比はトン-CO₂単位の数値から算出しています。

注4) 1 人当たり排出量の算出に使用した広島市人口は各年 12 月 31 日現在の値です。

出典：「市域の温室効果ガス排出量（令和 3 年度確定値及び令和 4 年度速報値）」
（令和 7 年（2025 年）3 月閲覧、広島市）



出典：「市域の温室効果ガス排出量（令和3年度確定値及び令和4年度速報値）」
 （令和7年（2025年）3月閲覧、広島市）

図 3.2-13 広島市の温室効果ガス排出量の推移

3.2.11 環境の保全を目的として法令等により指定された地域その他の対象及び当該対象に係る規制の内容その他の環境の保全に関する施策の内容

(1) 土地利用計画

調査区域の令和6年（2024年）の都市計画区域及び用途地域の状況は、表3.2-24に示すとおりです。

調査区域における「国土利用計画法」（昭和49年法律第92号、最終改正：令和4年6月17日法律第68号）に基づく都市計画区域は図3.2-14、「都市計画法」（昭和43年法律第100号、最終改正：令和4年法律第68号）に基づく用途地域は図3.2-15に示すとおりです。

対象道路事業実施区域の大部分を市街化調整区域が占めています。

表 3.2-24 都市計画区域及び用途地域の状況（令和6年（2024年））

単位：ha

市町村名		広島市安佐南区	広島市佐伯区
区 分			
都市計画区域	市街化区域	3,557	2,075
	市街化調整区域	3,910	4,115
	総面積	7,467	6,190
用途地域	第1種低層住居専用地域	1,058	640
	第2種低層住居専用地域	9	11
	第1種中高層住居専用地域	211	117
	第2種中高層住居専用地域	259	327
	第1種住居地域	1,130	426
	第2種住居地域	279	49
	準住居地域	15	11
	近隣商業地域	327	170
	商業地域	21	33
	準工業地域	112	207
	工業地域	136	84
	工業専用地域	—	—
	総面積	3,557	2,075

注1)令和6年（2024年）3月31日現在。

注2)統計数値については、表示単位未満を四捨五入したため、合計値と内訳の計が一致しない場合があります。

出典：「広島市統計書（令和6年度版）」（令和7年（2025年）3月、広島市）

(2) 公害防止計画

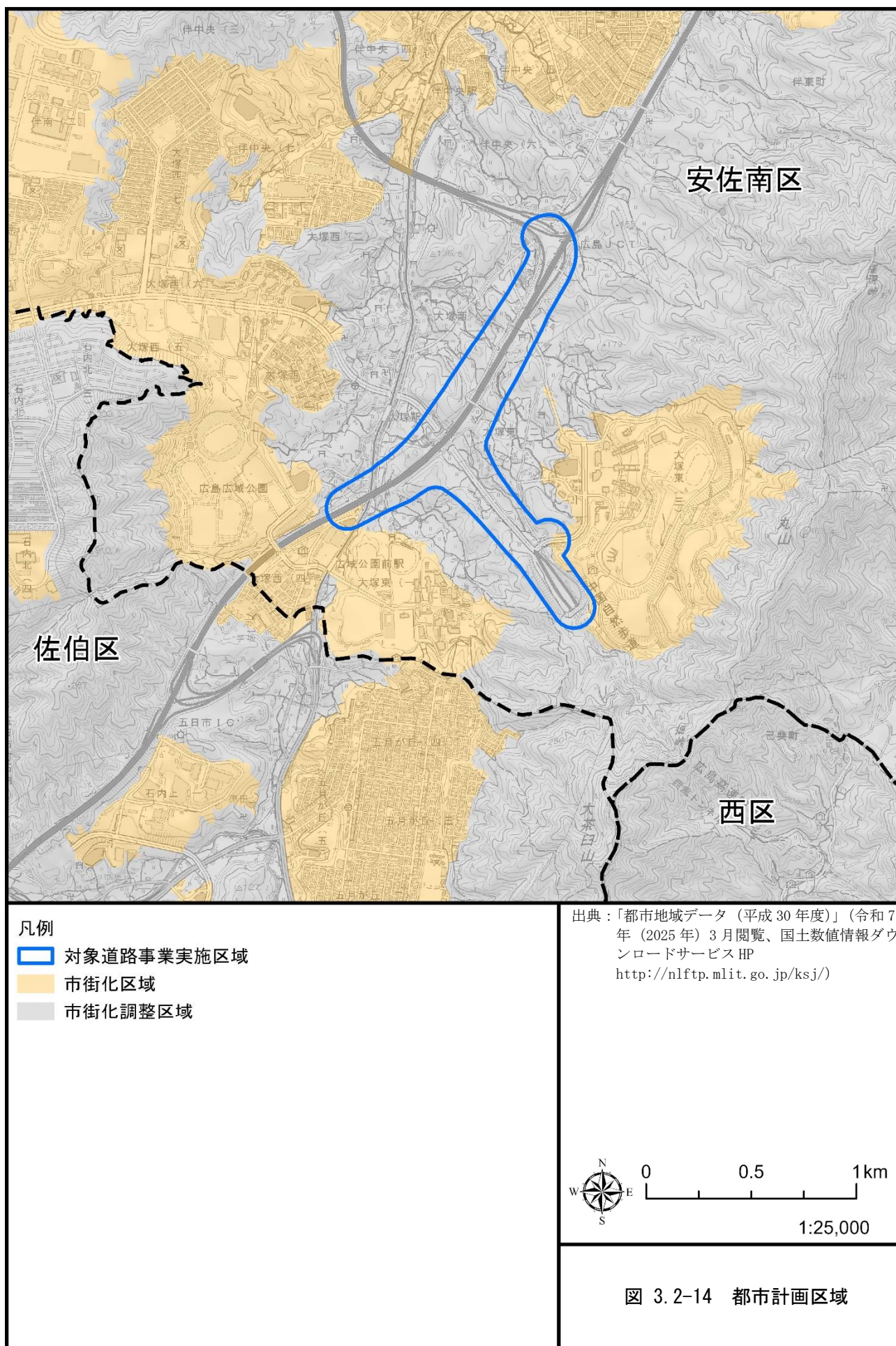
公害防止計画の推進を図るため、計画に基づく公害防止対策を推進しています。

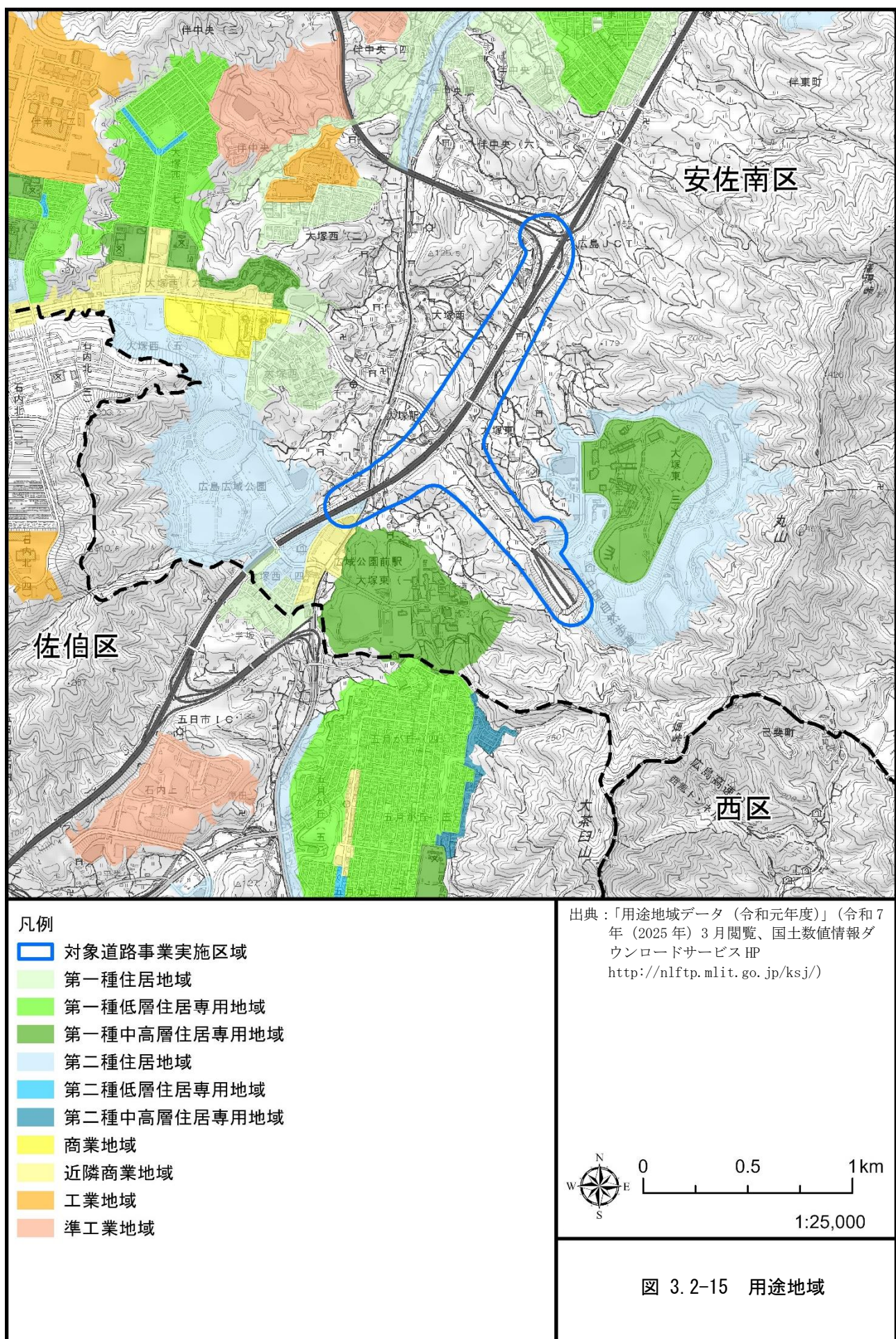
令和2年度末で広島地域及び備後地域の公害防止計画期間が終了しました。令和3年度以降については、両地域ともに公害が著しい状況ではないことから次期計画は策定していません。

(3) 大気汚染防止法により定められた指定地域

大気汚染防止法（昭和43年法律第97号（昭和43年6月10日公布）、最終改正：令和4年法律第68号（令和4年6月17日公布））では、第5条の2第1項の規定により、工場または事業場が集合している地域で、排出基準の確保が困難であると認められる地域を指定地域として定めています。

調査区域は、大気汚染防止法に基づく指定地域に指定されていません。なお、本事業において、大気汚染防止法に規定する施設及び作業に該当するものではありません。





(4) 窒素酸化物対策地域及び粒子状物質対策地域

自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成 4 年法律第 70 号（平成 4 年 6 月 3 日公布）、最終改正：令和元年法律第 14 号（令和元年 5 月 24 日公布））により、窒素酸化物対策地域及び粒子状物質対策地域が定められています。調査区域は、窒素酸化物対策地域及び粒子状物質対策地域に該当しません。

(5) 幹線道路の沿道の整備に関する法律により指定された沿道整備道路

幹線道路の沿道の整備に関する法律（昭和 55 年法律第 34 号（昭和 55 年 5 月 1 日公布）、最終改正：平成 29 年法律第 26 号（平成 29 年 5 月 12 日公布））第 5 条第 1 項の規定により、沿道整備道路が規定されています。調査区域の道路は、沿道整備道路に該当しません。

(6) 世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約の世界遺産一覧表に記載された文化遺産及び自然遺産

調査区域には、「世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約」（平成 4 年条約第 7 号（平成 4 年 9 月 28 日公布））の第 11 条 2 の世界遺産一覧表に記載された文化遺産及び自然遺産の区域は分布しません。

(7) 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保全に関する法律

調査区域は、「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」（平成 4 年法律第 75 号（平成 4 年 6 月 5 日公布）、最終改正：令和 4 年法律第 68 号（令和 4 年 6 月 17 日公布）、「広島県野生生物の種の保護に関する条例」（平成 6 年条例第 1 号（平成 6 年 3 月 29 日公布）、最終改正：令和 6 年条例第 38 号（令和 6 年 12 月 23 日公布））に基づく生息地等保護地区に指定されていません。

(8) 特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約の規定により指定された湿地の区域

調査区域には、「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約（ラムサール条約）」（昭和 55 年条約第 28 号（昭和 55 年 9 月 22 日公布）、最終改正：平成 6 年条約第 1 号（平成 6 年 4 月 29 日公布））に基づき指定された湿地は分布しません。

(9) 文化財保護法

(ア) 指定文化財等

調査区域における「文化財保護法」（昭和 25 年法律第 214 号（昭和 25 年 5 月 30 日公布）、最終改正：令和 4 年法律第 68 号（令和 4 年 6 月 17 日公布））、「広島県文化財保護条例」（昭和 51 年条例第 3 号（昭和 51 年 3 月 29 日公布）、最終改正：平成 17 年条例第 37 号（平成 17 年 7 月 6 日公布））、「広島市文化財保護条例」（昭和 43 年条例第 20 号（昭和 43 年 4 月 1 日公布））により史跡・名勝・天然記念物に指定された文化財は、表 3.2-25 及び図 3.2-16 に示すとおりです。また、既知の埋蔵文化財包蔵地は表 3.2-26 及び図 3.2-16 に示すとおりであり、対象道路事業実施区域周辺に埋蔵文化財が分布しています。

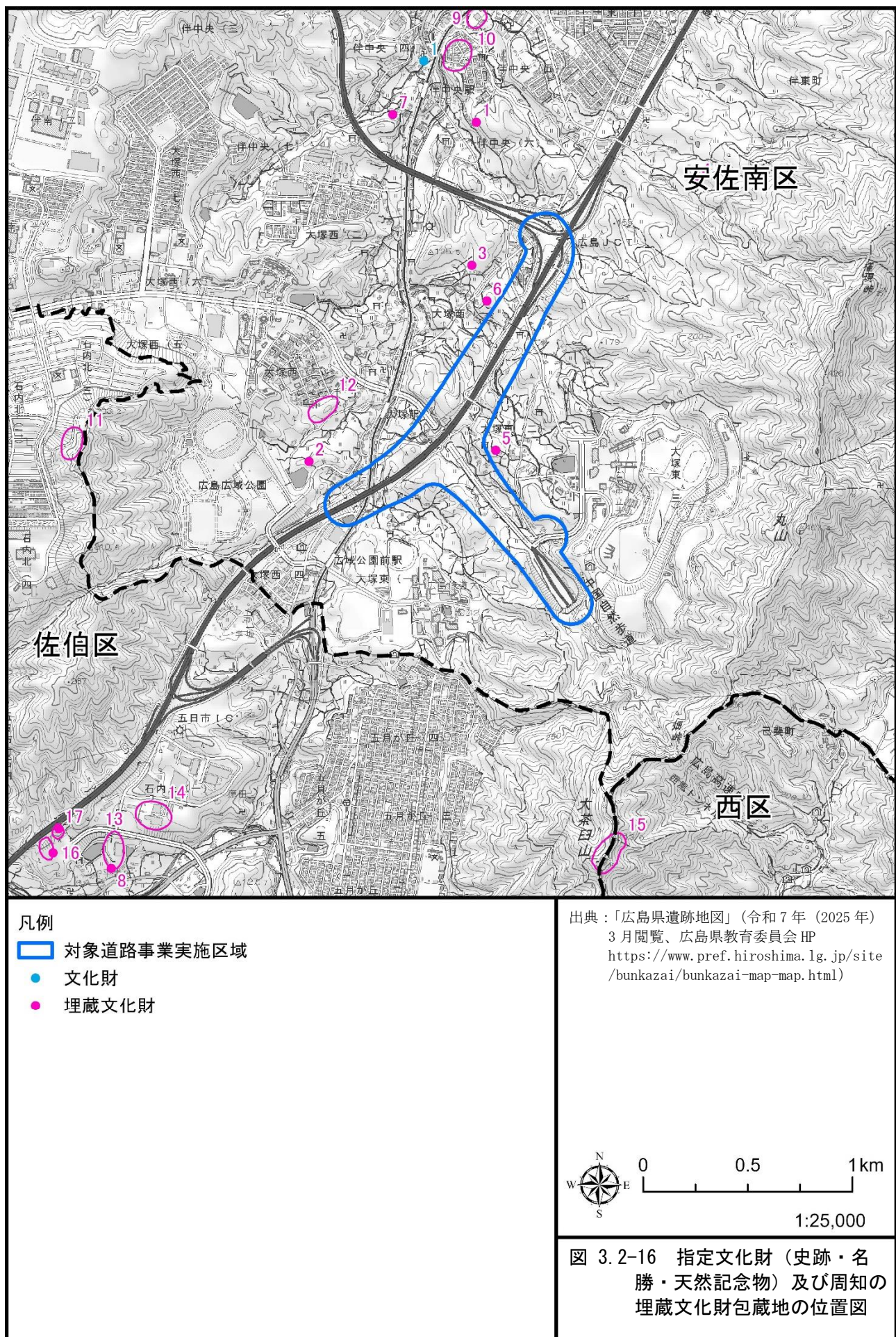


表 3.2-25 調査区域の文化財

番号	種別	指定	名称	所在地
1	重要有形文化財	市指定	木造阿弥陀如来半跏像	安佐南区沼田町伴 専念寺

出典：「広島県の文化財」（令和 7 年（2025 年）3 月閲覧、広島県 HP
<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/bunkazai/bunkazai-area-index.html>）
「広島市の文化財」（令和 7 年（2025 年）3 月閲覧、広島市 HP
<https://www.city.hiroshima.lg.jp/soshiki/46/11419.html>）

表 3.2-26 調査区域の埋蔵文化財包蔵地

番号	種別	名称	所在地
1	古墓	養峠古墓	安佐南区沼田町
2	古墓	中講古墓	安佐南区大塚西
3	古墓	梶ヶ谷第 1 号古墓	安佐南区沼田町
4	古墓	梶ヶ谷第 2 号古墓	安佐南区沼田町
5	古墓	中東古墓	安佐南区大塚
6	祭祀遺跡	梶ヶ谷遺跡	安佐南区沼田町
7	寺院跡	大徳寺跡	安佐南区沼田町
8	集落跡	串山城遺跡	佐伯区五日市町
9	城跡	伴城跡	安佐南区沼田町
10	城跡	伴支城跡	安佐南区沼田町
11	城跡	西城跡	佐伯区五日市町
12	城跡	岸城跡	安佐南区沼田町
13	城跡	串山城跡	佐伯区五日市町
14	城跡	今市城跡	佐伯区五日市町
15	城跡	立石城跡	西区己斐上、佐伯区五日市町
16	—	教場西遺跡	佐伯区
17	—	教場東遺跡	佐伯区

出典：「広島県遺跡地図」（令和 7 年（2025 年）3 月閲覧、広島県教育委員会 HP
<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/bunkazai/bunkazai-map-map.html>）

(イ) 重要文化的景観

重要文化的景観は、地域の特色を示す代表的な景観や他に例を見ない独特なものとして国が選定したものであり、選定は都道府県や市区町村からの申出に基づき、また、重要文化的景観選定基準に照らして行われます。

調査区域は、重要文化的景観に指定されている区域は分布しません。

(10) 自然公園法

調査区域は、「自然公園法」（昭和 32 年法律第 161 号（昭和 32 年 6 月 1 日公布）、最終改正：令和 4 年法律第 68 号（令和 4 年 6 月 17 日公布））に基づく国立公園及び国定公園、「広島県立自然公園条例」（昭和 34 年条例第 41 号（昭和 34 年 10 月 9 日公布）、最終改正：令和 6 年条例第 38 号（令和 6 年 12 月 23 日公布））に基づく県立自然公園に指定されていません。

(11) 自然環境保全法

調査区域は、「自然環境保全法」(昭和 47 年法律第 85 号(昭和 47 年 6 月 22 日公布)、最終改正：令和 4 年法律第 68 号(令和 4 年 6 月 17 日公布))に基づく原生自然環境保全地域及び自然環境保全地域、「広島県自然環境保全条例」(昭和 47 年条例第 63 号(昭和 47 年 12 月 26 日公布)、最終改正：令和 6 年条例第 38 号(令和 6 年 12 月 23 日公布))に基づく自然環境保全地域及び緑地環境保全地域に指定されていません。

(12) 首都圏近郊緑地保全法

調査区域は、「首都圏近郊緑地保全法」(昭和 41 年法律第 101 号(昭和 41 年 6 月 30 日公布)、最終改正：令和 6 年法律第 40 号(令和 6 年 5 月 29 日公布))に基づく近郊緑地保全地域に指定されていません。

(13) 瀬戸内海環境保全特別措置法

調査区域は、「瀬戸内海環境保全特別措置法」(昭和 48 年法律第 110 号(昭和 48 年 10 月 2 日公布)、最終改正：令和 4 年法律第 68 号(令和 4 年 6 月 17 日公布))に基づく自然海浜保全地区に指定されていません。

(14) 近畿圏の保全区域の整備に関する法律

調査区域は、「近畿圏の保全区域の整備に関する法律」(昭和 42 年法律第 103 号(昭和 42 年 7 月 31 日公布)、最終改正：令和 6 年法律第 40 号(令和 6 年 5 月 29 日公布))に基づく近郊緑地保全区域に指定されていません。

(15) 都市緑地法

調査区域は、「都市緑地法」(昭和 48 年法律第 72 号(昭和 48 年 9 月 1 日公布)、最終改正：令和 6 年法律第 40 号(令和 6 年 5 月 29 日公布))に基づく緑地保全地域及び特別緑地保全地区に指定されていません。

(16) 都市緑地法に関する基本計画

「都市緑地法」(昭和 48 年法律第 72 号(昭和 48 年 9 月 1 日公布)、最終改正：令和 6 年法律第 40 号(令和 6 年 5 月 29 日公布))第 4 条第 1 項の規定に基づき、広島市は、「広島市みどりの基本計画(2021-2030)～水・みどり・いのちの輝くまち ひろしまの実現～」(令和 3 年(2021 年)2 月、広島市)を策定しています。当該計画では、緑地の保全や緑化の推進に関する将来像や目標、施策等を定めるマスタープランとして、「都市公園の整備及び管理」、「緑化の推進」、「緑の保全」に関する施策を総合的・計画的に推進しています。

(17) 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律

調査区域は、「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」(平成 14 年法律第 88 号(平成 14 年 7 月 12 日公布)、最終改正：令和 4 年法律第 68 号(令和 4 年 6 月 17 日公布))に基づく鳥獣保護区等に指定されていません。

(18) 都市計画法

調査区域は、「都市計画法」（昭和 43 年法律第 100 号（昭和 43 年 6 月 15 日公布）、最終改正：令和 6 年法律第 40 号（令和 6 年 5 月 29 日公布））に基づく風致地区に指定されていません。

(19) 景観法

「景観法」（平成 16 年法律第 110 号（平成 16 年 6 月 18 日公布）、最終改正：令和 6 年法律第 40 号（令和 6 年 5 月 29 日公布））に基づき、広島県においては「ふるさと広島の景観の保全と創造に関する条例」（平成 3 年条例第 4 号（平成 3 月 3 月 14 日公布）、最終改正：平成 22 年条例第 1 号（平成 22 年 3 月 23 日公布））により、景観形成上必要な地域が景観指定地域や大規模行為届出対象地域に指定されています。「景観行政団体」である広島市については、「広島市景観計画」（令和 4 年 1 月 4 日、広島市）が策定されています。

対象道路事業実施区域は、景観計画重点地域のうち「⑧西風新都地区」に該当しており、届け出対象となる行為は表 3.2-27 に示すとおりです。

表 3.2-27 「広島市景観計画」における届け出対象となる行為

地区区分		届出対象行為	建築物の建築等	工作物（限定列举）の建設等			開発行為等	
				①工作物 1	②工作物 2	③工作物 3	開発行為	土石の採取、土地の形質の変更等
景観計画重点地区	平和、歴史・文化関連地区 ①原爆ドーム及び平和記念公園周辺地区（A～D） ②平和大通り沿道地区 ③縮景園周辺地区 ④不動院周辺地区 ⑤広島東照宮・國前寺周辺地区		規模にかかわらず全て					
	水と緑、にぎわい・おもてなし関連地区 ①原爆ドーム及び平和記念公園周辺地区（E） ⑥広島城・中央公園地区 ⑦リバーフロント・シーフロント地区 ⑨広島駅新幹線口地区 ⑩広島駅南口地区 ⑪広島市民球場周辺地区 ⑫都心幹線道路沿道地区 ⑬宇品みなと地区		以下のいずれかにあたるもの ・高さ 13m を超えるもの ・幅員が 10m を超える道路に係る沿道の角地では、高さ 7m を超えるもの ・主な河川又は港湾に面する部分では、高さ 7m を超えるもの ・原爆ドーム北側眺望景観保全エリアにおいて、建築物の屋上部分に設置する工作物で、下端の標高が高さの最高限度の基準に定める高さから 13m 減じた高さを超えるもの ・一般区域のうち原爆ドームの背景となる阿武山において、地盤面が標高 430m を超えるもの	種類ごとに規模等限定		①（A～D）・②・⑦・⑩・⑫の地区		
	⑧西風新都地区						面積 5ha 以上のもの	面積 500 m ² 以上のもの等
	⑭一般区域（上記以外）							

注）①工作物 1：第 1 種工作物（煙突、電波塔、ガスタンクなど）

②工作物 2：第 2 種工作物（携帯電話等基地局アンテナ、時間貸し駐車場等、自動販売機など）

③工作物 3：第 3 種工作物（橋りょう）

出典：「広島市景観計画」（令和 4 年（2022 年）1 月、広島市）

(20) 地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律への対応状況

「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律」(平成 20 年法律第 40 号(平成 20 年 5 月 23 日公布)、最終改正:令和 6 年法律第 40 号(令和 6 年 5 月 29 日公布))第 5 条第 1 項の規定に基づく歴史的風致の維持及び向上に関する計画(歴史的風致維持向上計画)は、広島市では策定されていません。

(21) その他の環境の保全を目的として法令等に規定する区域等の状況

(a) 国有林及び民有林

調査区域の「森林法」(昭和 26 年法律第 249 号(昭和 26 年 6 月 26 日公布)、最終改正:令和 5 年法律第 63 号(令和 5 年 6 月 16 日公布))に定める国有林並びに地域森林計画における民有林の状況は、図 3.2-17 に示すとおりです。

対象道路事業実施区域内には、国有林は分布していないものの、地域森林計画対象民有林が分布しています。

(b) 保安林

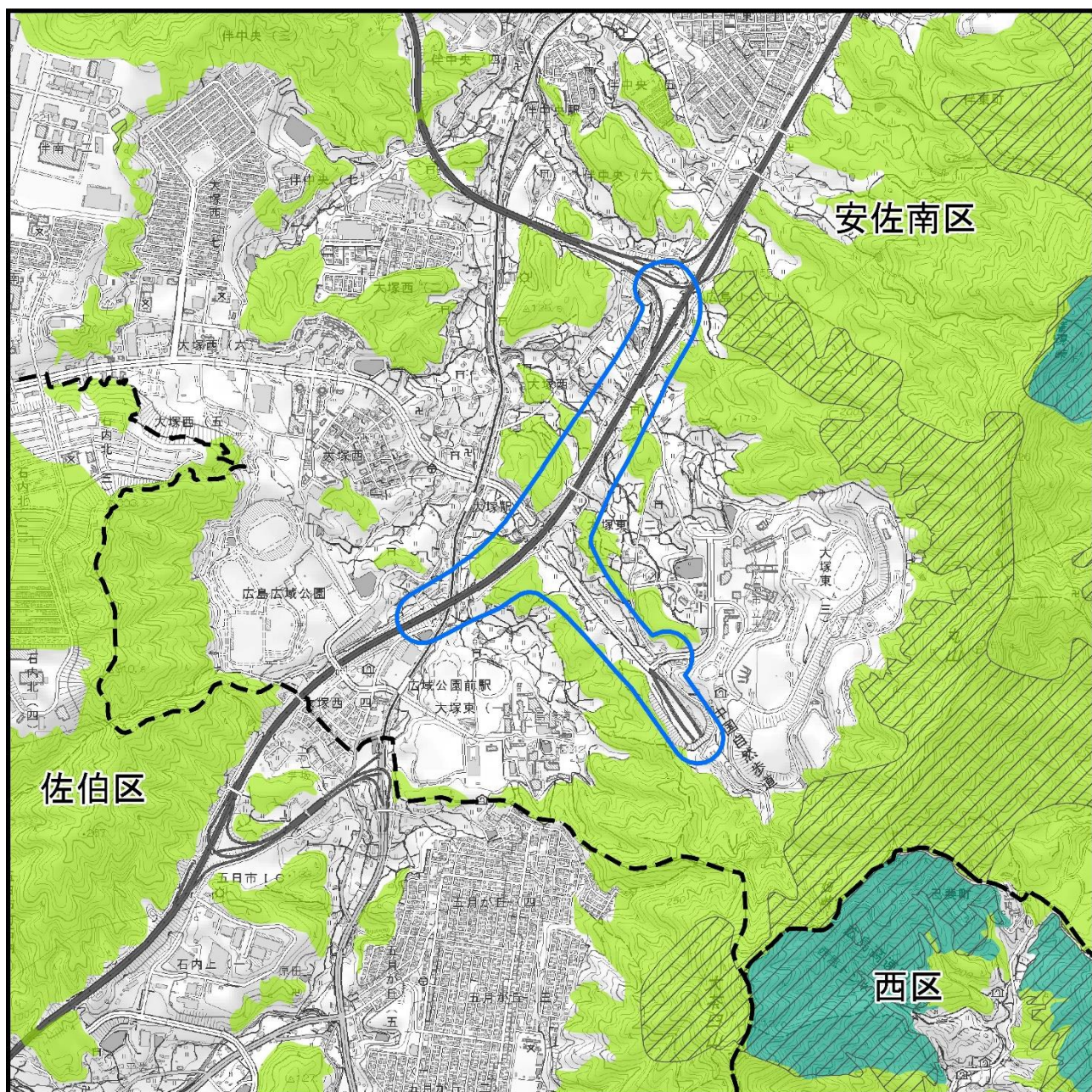
調査区域の「森林法」(昭和 26 年法律第 249 号(昭和 26 年 6 月 26 日公布)、最終改正:令和 5 年法律第 63 号(令和 5 年 6 月 16 日公布))により指定された保安林の分布状況は、図 3.2-17 に示すとおりです。

対象道路事業実施区域内には、保安林は分布していません。

(c) 国土防災に係る指定区域

調査区域における国土防災に係る指定区域として、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」(平成 12 年法律第 57 号(平成 12 年 5 月 8 日公布)、最終改正:令和 4 年法律第 69 号(令和 4 年 6 月 17 日公布))に基づく「土砂災害特別警戒区域」、「土砂災害警戒区域」及び「土砂災害危険箇所」、「砂防法」(明治 30 年法律第 29 号(明治 30 年 3 月 30 日公布)、最終改正:令和 4 年法律第 68 号(令和 4 年 6 月 17 日公布))に基づく「砂防指定地」、「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」(昭和 44 年法律第 57 号(昭和 44 年 7 月 1 日公布)、最終改正:令和 5 年法律第 34 号(令和 5 年 5 月 26 日公布))に基づく「急傾斜地崩壊危険区域」が指定されています。これらの分布状況は、図 3.2-18 に示すとおりです。

対象道路事業実施区域内には、土砂災害警戒区域(土石流、急傾斜地の崩壊)等が分布しています。



凡例

- 対象道路事業実施区域
- 国有林
- 地域森林計画対象民有林
- 保安林

出典：「森林地域データ（平成 27 年度）」（令和 7 年（2025 年）3 月閲覧、国土数値情報ダウンロードサービス HP
<http://nlftp.mlit.go.jp/ksj/>）

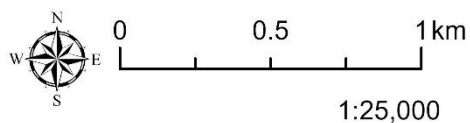
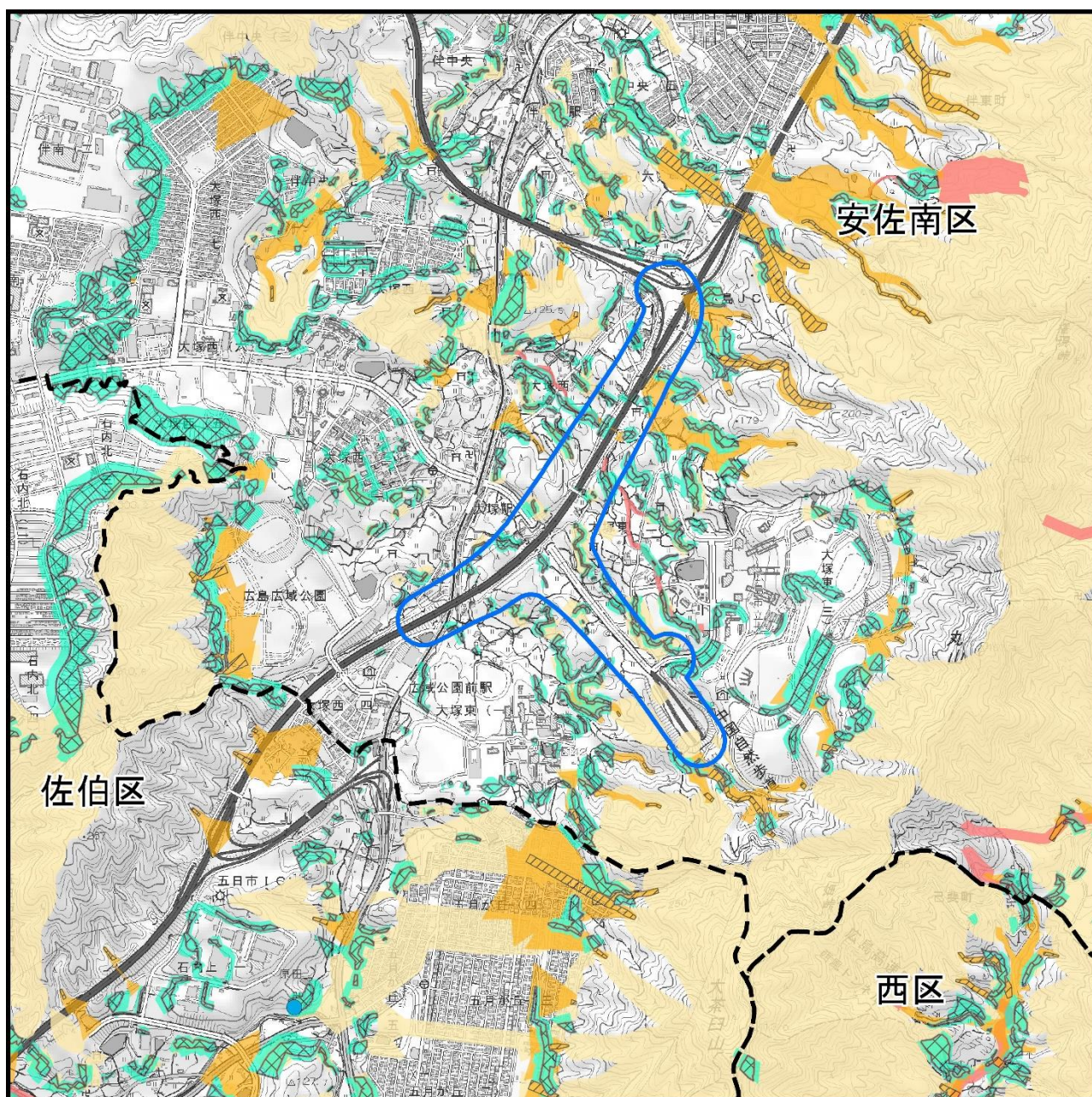


図 3.2-17 国有林・地域森林計画対象民有林及び保安林の状況



凡例

- 対象道路事業実施区域
- 土石流, 土砂災害警戒区域
- 急傾斜地の崩壊, 土砂災害警戒区域
- 土石流, 土砂災害特別警戒区域
- 急傾斜地の崩壊, 土砂災害特別警戒区域
- 急傾斜地崩壊危険区域
- 土砂災害危険箇所
- 砂防指定地

出典：「土砂災害警戒区域データ（令和4年度）、土砂災害危険箇所データ（平成22年度）」、「急傾斜地崩壊危険区域データ（令和3年度）」（令和7年（2025年）3月閲覧、国土数値情報ダウンロードサービスHP
<http://nlftp.mlit.go.jp/ksj/>)
「砂防関係指定地情報 砂防指定地_2024-12-30」（令和7年（2025年）3月閲覧、広島県Dobox
<https://hiroshima-dobox.jp/datasets/55>)

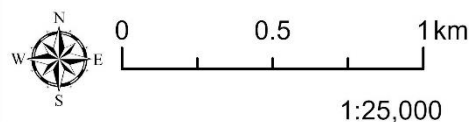


図 3.2-18 国土防災に係る指定地等

(22) 公害関係法令等

(a) 環境基準

環境基準は、「環境基本法」（平成 5 年法律第 91 号（平成 5 年 11 月 19 日公布）、最終改正：令和 3 年法律第 36 号（令和 3 年 5 月 19 日公布））第 16 条に基づき、「大気汚染」、「水質の汚濁」、「土壌の汚染」及び「騒音」に係る環境上の条件について、それぞれ、人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準として定められています。

(7) 大気汚染

「大気汚染物質に係る環境基準」は、表 3.2-28 に示すとおりです。また、ベンゼン等の有害大気汚染物質については表 3.2-29 に、微小粒子状物質については表 3.2-30 に示す基準がそれぞれ定められています。

なお、本事業において、「大気汚染防止法」（昭和 43 年法律第 97 号（昭和 43 年 6 月 10 日公布）、最終改正：令和 4 年法律第 68 号（令和 4 年 6 月 17 日公布））に規定する施設及び作業に該当するものではありません。

表 3.2-28 大気汚染物質に係る環境基準

物 質	二酸化いおう	一酸化炭素	(注 1) 浮遊粒子状物質	(注 2) 光化学 オキシダント	二酸化窒素	(注 3) 非メタン 炭化水素
環境上の条件	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm 以下であり、かつ、1 時間値が 0.1ppm 以下であること。	1 時間値の 1 日平均値が 10ppm 以下であり、かつ、1 時間値の 8 時間平均値が 20ppm 以下であること。	1 時間値の 1 日平均値が 0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1 時間値が 0.20mg/m ³ 以下であること。	1 時間値が 0.06ppm 以下であること。	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内又はそれ以下であること。	光化学オキシダントの日最高 1 時間値 0.06ppm に対応する非メタン炭化水素の濃度として、午前 6 時から 9 時までの 3 時間平均値が、0.20ppmC から 0.31ppmC の範囲にあること。

注 1) 浮遊粒子状物質とは大気中に浮遊する粒子状物質であってその粒径が 10 μm 以下のものをいいます。

注 2) 光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質（中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。）をいいます。

注 3) 光化学オキシダントの生成防止のための大気中炭化水素濃度の指針。

注 4) 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については、適用しません。

出典：「大気の汚染に係る環境基準について」（昭和 48 年環境庁告示第 25 号、最終改正：平成 8 年環境庁告示第 73 号）

「二酸化窒素に係る環境基準について」（昭和 53 年環境庁告示第 38 号、最終改正：平成 8 年環境庁告示第 74 号）

表 3.2-29 有害大気汚染物質（ベンゼン等）に係る環境基準

物 質	ベンゼン	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	ジクロロメタン
環境上の条件	1 年平均値が 0.003mg/m ³ 以下であること。	1 年平均値が 0.13mg/m ³ 以下であること。	1 年平均値が 0.2mg/m ³ 以下であること。	1 年平均値が 0.15mg/m ³ 以下であること。

出典：「ベンゼン等による大気の汚染に係る環境基準について」（平成 9 年環境庁告示第 4 号、最終改正：平成 30 年環境省告示第 100 号）

表 3.2-30 微小粒子状物質に係る環境基準

物 質	微小粒子状物質
環境上の条件	1 年平均値が 15 μg/m ³ 以下であり、かつ、1 日平均値が 35 μg/m ³ 以下であること。

注) 微小粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、粒径が 2.5 μm の粒子を 50% の割合で分離できる分粒装置を用いて、より粒径の大きい粒子を除去した後に採取される粒子をいいます。

出典：「微小粒子状物質による大気の汚染に係る環境基準について」（平成 21 年環境省告示第 33 号）

(イ) 騒音

「騒音に係る環境基準」は、表 3.2-31～表 3.2-32 に示すとおりです。調査区域において、「環境基本法」（平成 5 年法律第 91 号（平成 5 年 11 月 19 日公布）、最終改正：令和 3 年法律第 36 号（令和 3 年 5 月 19 日公布））に基づく「騒音に係る環境基準」における類型の指定地域が存在します。対象道路事業実施区域の指定状況は図 3.2-19 に示すとおりであり、一部に「B」、「C」の類型が指定されています。なお、この環境基準は、航空機騒音、鉄道騒音及び建設作業騒音には適用しないものです。

「幹線交通を担う道路に近接する空間における特例基準値」は、表 3.2-33 に示すとおりです。なお、「幹線交通を担う道路」とは、高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道（市町村道にあつては 4 車線以上の区間に限る。）等を表し、「幹線交通を担う道路に近接する空間」とは、以下のように車線数の区分に応じて道路端からの距離によりその範囲が特定されています。

- ・ 2 車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路 15 メートル
- ・ 2 車線を超える車線を有する幹線交通を担う道路 20 メートル

表 3.2-31 騒音に係る環境基準

地域の 類 型	基準値		広島市
	昼間(6:00～22:00)	夜間(22:00～6:00)	
A	55dB 以下	45dB 以下	第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域又は第 2 種中高層住居専用地域の定めのある地域
B			第 1 種住居地域、第 2 種住居地域又は準住居地域の定めのある地域及び用途地域の定めのない地域(C 類型に該当する地域を除く。)
C	60dB 以下	50dB 以下	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域又は工業専用地域の定めのある地域並びに佐伯区湯来町のうち大字下(字宇佐・字津伏及び字久日市の地域に限る。)、大字伏谷(字今山(137 番地の 1 から 137 番地の 55 まで・145 番地・146 番地及び 149 番地の地域に限る。))及び字岡野原(778 番地の 1 から 778 番地の 14 までの地域に限る。)の地域

出典：「騒音・振動規制の概要」（令和 6 年（2024 年）5 月、広島県環境県民局環境保全課）

出典：「騒音に係る環境基準の類型を当てはめる地域の指定」（平成 24 年（2012 年）3 月 30 日、広島市告示第 116 号）

表 3.2-32 道路交通騒音に係る環境基準（道路に面する地域）

地域の区分	基準値	
	昼間(6:00～22:00)	夜間(22:00～6:00)
A 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域	60dB 以下	55dB 以下
B 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域及び C 地域のうち車線を有する道路に面する地域	65dB 以下	60dB 以下

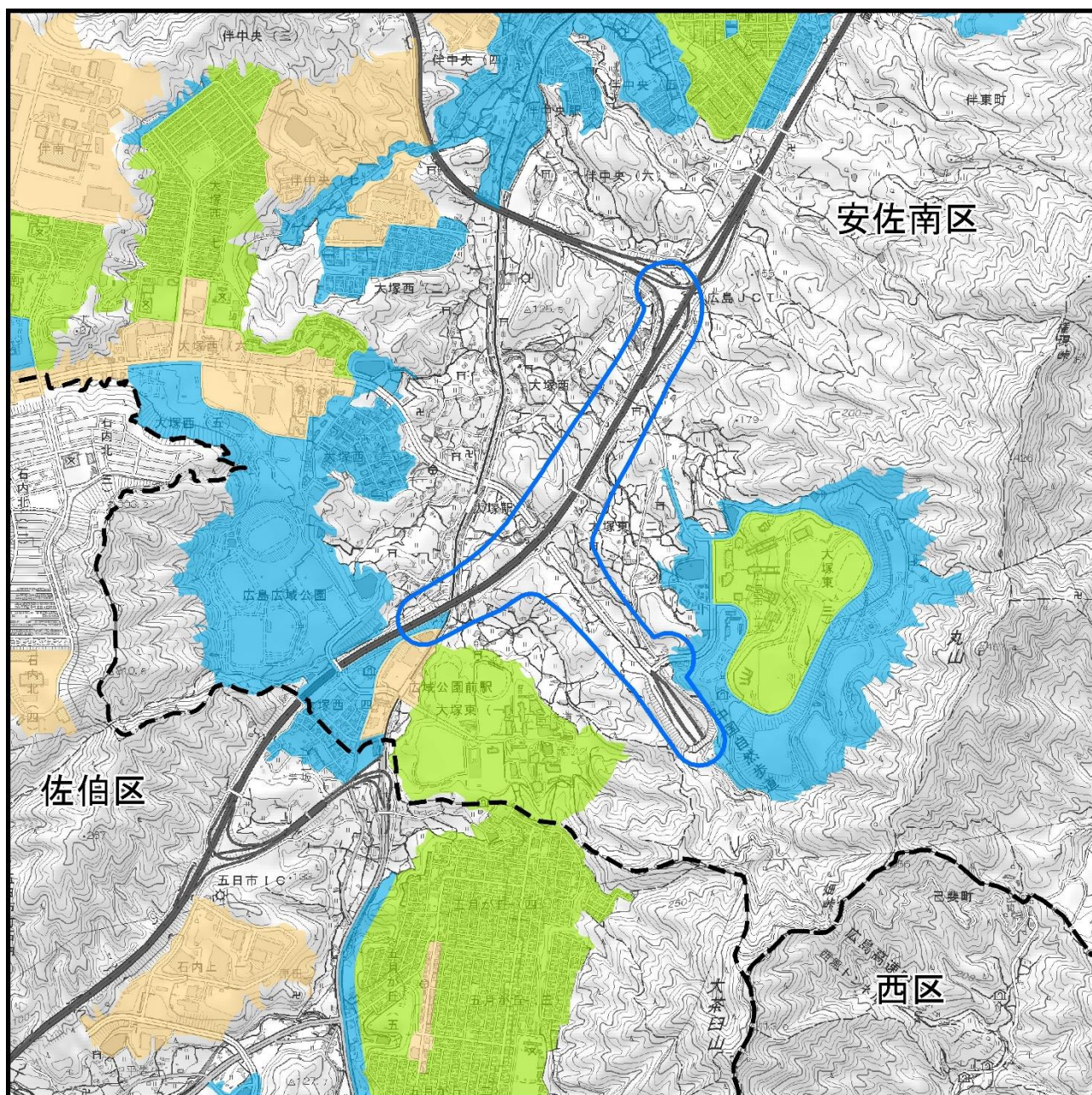
注) 車線とは、1 縦列の自動車安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいいます。

出典：「騒音・振動規制の概要」（令和 6 年（2024 年）5 月、広島県環境県民局環境保全課）

表 3.2-33 幹線交通を担う道路に近接する空間における特例基準値

基準値	
昼間(6:00～22:00)	夜間(22:00～6:00)
70dB 以下	65dB 以下
備 考 個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準(昼間にあっては 45 デシベル以下、夜間にあっては 40 デシベル以下)によることができます。	

出典：「騒音・振動規制の概要」（令和 6 年（2024 年）5 月、広島県環境県民局環境保全課）



凡例

- 対象道路事業実施区域
- 騒音に係る環境基準の類型:A
- 騒音に係る環境基準の類型:B
- 騒音に係る環境基準の類型:C

出典：「用途地域データ（令和元年度）」（令和7年（2025年）3月閲覧、国土数値情報ダウンロードサービスHP
<http://nlftp.mlit.go.jp/ksj/>

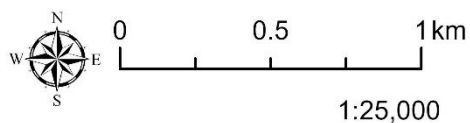


図 3.2-19 環境基本法に基づく騒音に係る環境基準の類型の指定状況

(ウ) 水質汚濁

公共用水域と地下水の水質に係る環境基準として、「人の健康の保護に関する環境基準」は表 3.2-34 に示すとおりであり、全公共用水域について一律に定められています。

河川における「生活環境の保全に関する環境基準」は、表 3.2-35 に示すとおりであり、調査区域においては、安川が類型Bに指定されています。

表 3.2-34 人の健康の保護に関する環境基準（公共用水域）

昭和 46 年 12 月 28 日 環境庁告示第 59 号
最終改正 令和 7 年 2 月 14 日 環境省告示第 5 号

項 目	水質汚濁に係る環境基準
カドミウム	0.003mg/L 以下
全シアン	検出されないこと
鉛	0.01mg/L 以下
六価クロム	0.02mg/L 以下
砒素	0.01mg/L 以下
総水銀	0.0005mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと
PCB	検出されないこと
ジクロロメタン	0.02mg/L 以下
四塩化炭素	0.002mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L 以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下
トリクロロエチレン	0.01mg/L 以下
テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L 以下
チウラム	0.006mg/L 以下
シマジン	0.003mg/L 以下
チオベンカルブ	0.02mg/L 以下
ベンゼン	0.01mg/L 以下
セレン	0.01mg/L 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L 以下
ふっ素	0.8mg/L 以下
ほう素	1mg/L 以下
1,4-ジオキサン	0.05mg/L 以下
備 考 1. 基準値は年間平均値とします。ただし、全シアンに係る基準値については最高値とします。 2. 「検出されないこと」とは、定められた方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいいます。 3. 硝酸性・亜硝酸性窒素の濃度は、規格 43.2.1、43.2.3、43.2.5 又は 43.2.6 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと規格 43.1 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とします。	

表 3.2-35 生活環境の保全に関する環境基準（河川）

昭和 46 年 12 月 28 日 環境庁告示第 59 号
最終改正 令和 7 年 2 月 14 日 環境省告示第 5 号

ア

類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン濃度 (pH)	生物化学的酸 素要求量(BOD)	浮遊物質 量(SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌数
AA	水道 1 級・自然環境保全及び A 以下の欄にかかげるもの	6.5 以上 8.5 以下	1mg/L 以下	25 mg/L 以下	7.5mg/L 以上	20CFU/100mL 以下
A	水道 2 級・水産 1 級・水浴及 び B 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	2mg/L 以下	25 mg/L 以下	7.5mg/L 以上	300CFU/ 100mL 以下
B	水道 3 級・水産 2 級及び C 以 下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	3mg/L 以下	25 mg/L 以下	5mg/L 以上	1,000CFU/ 100mL 以下
C	水産 3 級・工業用水 1 級及び D 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	5mg/L 以下	50 mg/L 以下	5mg/L 以上	-
D	工業用水 2 級・農業用水及び E の欄に掲げるもの	6.0 以上 8.5 以下	8mg/L 以下	100 mg/L 以下	2mg/L 以上	-
E	工業用水 3 級、環境保全	6.0 以上 8.5 以下	10mg/L 以下	ごみ等の浮遊が認 められないこと。	2mg/L 以上	-

備 考

- 基準値は日間平均値とします。ただし、大腸菌数に係る基準値については、90%水質値（年間の日間平均値の全データをその値の小さいものから順に並べた際の $0.9 \times n$ 番目（ n は日間平均値のデータ数）のデータ値（ $0.9 \times n$ が整数でない場合は端数を切り上げた整数番目の値をとる。））とします。
- 農業用利水点については、水素イオン濃度 6.0 以上 7.5 以下、溶存酸素量 5mg/L 以上とします。
- 水道 1 級を利用目的としている地点（自然環境保全を利用目的としている地点を除く。）については、大腸菌数 100 CFU/100ml 以下とします。
- 水産 1 級、水産 2 級及び水産 3 級については、当分の間、大腸菌数の項目の基準値は適用しません。
- 大腸菌数に用いる単位は CFU（コロニー形成単位（Colony Forming Unit））/100ml とし、大腸菌を培地で培養し、発育したコロニー数を数えることで算出します。

注 1) 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

注 2) 水道 1 級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
水道 2 級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
水道 3 級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの

注 3) 水産 1 級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産 2 級及び水産 3 級の水産生物用
水産 2 級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産 3 級の水産生物用
水産 3 級：コイ、フナ等、 β -中腐水性水域の水産生物用

注 4) 工業用水 1 級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
工業用水 2 級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの
工業用水 3 級：特殊の浄水操作を行うもの

注 5) 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

イ

類型	水生生物の生息状況	基準値		
		全亜鉛	ノニル フェノール	直鎖アルキルベンゼンス ルホン酸及びその塩(LAS)
生物 A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生 生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.03mg/L 以下
生物特 A	生物 A の水域のうち、生物 A の欄に掲げる水 生生物の産卵場(養殖場)又は幼稚仔の生育場 として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.0006mg/L 以下	0.02mg/L 以下
生物 B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及 びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.05mg/L 以下
生物特 B	生物 A 又は生物 B の水域のうち、生物 B の欄 に掲げる水生生物の産卵場(養殖場)又は幼稚 仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.04mg/L 以下

備 考

- 基準値は、年間平均値とします。

(I) 地下水

「地下水に係る環境基準」は、表 3.2-36 に示すとおりです。

表 3.2-36 地下水の水質汚濁に係る環境基準について

平成9年3月13日 環境庁告示第10号
最終改正 令和3年10月7日 環境省告示第63号

項 目	地下水の水質汚濁に係る環境基準
カドミウム	0.003mg/L 以下
全シアン	検出されないこと
鉛	0.01mg/L 以下
六価クロム	0.02mg/L 以下
砒素	0.01mg/L 以下
総水銀	0.0005mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと
PCB	検出されないこと
ジクロロメタン	0.02mg/L 以下
四塩化炭素	0.002mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下
クロロエチレン(別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)	0.002mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下
1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L 以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下
トリクロロエチレン	0.01mg/L 以下
テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L 以下
チウラム	0.006mg/L 以下
シマジン	0.003mg/L 以下
チオベンカルブ	0.02mg/L 以下
ベンゼン	0.01mg/L 以下
セレン	0.01mg/L 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L 以下
ふっ素	0.8mg/L 以下
ほう素	1mg/L 以下
1,4-ジオキサン	0.05mg/L 以下
備 考	
1. 環境基準は年間平均値とします。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とします。	
2. 「検出されないこと」とは、定められた方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいいます。	
3. 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格 K0102 の 43.2.1、43.2.3、43.2.5 又は 43.2.6 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと規格 K0102 の 43.1 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とします。	
4. 1,2-ジクロロエチレンの濃度は、規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 により測定されたシス体の濃度と規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.1 により測定されたトランス体の濃度の和とします。	

(オ) 土壌汚染

「土壌汚染に係る環境基準」は、表 3.2-37 に示すとおりです。

表 3.2-37 土壌の汚染に係る環境基準

平成3年8月23日 環境庁告示第46号
最終改正 令和2年4月2日 環境省告示第44号

項 目	環境上の条件
カドミウム	検液 1L につき 0.003mg 以下であり、かつ、農用地においては、米 1 kg につき 0.4mg 以下であること。
全シアン	検液中に検出されないこと。
有機りん	検液中に検出されないこと。
鉛	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
六価クロム	検液 1L につき 0.05mg 以下であること。
砒素	検液 1L につき 0.01mg 以下であり、かつ、農用地（田に限る。）においては、土壌 1 kg につき 15mg 未満であること。
総水銀	検液 1L につき 0.0005mg 以下であること。
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。
PCB	検液中に検出されないこと。
銅	農用地（田に限る。）において、土壌 1 kg につき 125mg 未満であること。
ジクロロメタン	検液 1L につき 0.02mg 以下であること。
四塩化炭素	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
クロロエチレン(別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)	検液 1L につき 0.002 mg 以下であること。
1,2-ジクロロエタン	検液 1L につき 0.004mg 以下であること。
1,1-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.1mg 以下であること。
1,2-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.04mg 以下であること。
1,1,1-トリクロロエタン	検液 1L につき 1mg 以下であること。
1,1,2-トリクロロエタン	検液 1L につき 0.006mg 以下であること。
トリクロロエチレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
テトラクロロエチレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
1,3-ジクロロプロペン	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
チウラム	検液 1L につき 0.006mg 以下であること。
シマジン	検液 1L につき 0.003mg 以下であること。
チオベンカルブ	検液 1L につき 0.02mg 以下であること。
ベンゼン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
セレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
ふっ素	検液 1L につき 0.8mg 以下であること。
ほう素	検液 1L につき 1mg 以下であること。
1,4-ジオキサン	検液 1L につき 0.05mg 以下であること。
備 考	
1. 環境上の条件のうち検液中濃度に係るものにあつては定められた方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとします。	
2. カドミウム、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、セレン、ふっ素及びほう素に係る環境上の条件のうち検液中濃度に係る値にあつては、汚染土壌が地下水面から離れており、かつ、原状において当該地下水中のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水 1L につき 0.003mg、0.01mg、0.05mg、0.01mg、0.0005mg、0.01mg、0.8mg 及び 1mg を超えていない場合には、それぞれ検液 1L につき 0.009mg、0.03mg、0.15mg、0.03mg、0.0015mg、0.03mg、2.4mg 及び 3mg とします。	
3. 「検液中に検出されないこと」とは、定められた方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいいます。	
4. 有機燐とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及び EPN をいいます。	
5. 1,2-ジクロロエチレンの濃度は、日本産業規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 により測定されたシス体の濃度と日本産業規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.1 により測定されたトランス体の濃度の和とします。	

注) 上記の環境基準は、汚染がもつぱら自然的原因によることが明らかであると認められる場所及び原材料の堆積場、廃棄物の埋立地その他の上表の項目の欄に掲げる項目に係る物質の利用又は処分を目的として現にこれらを集積している施設に係る土壌については適用しません。

(カ) ダイオキシン類

ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁（水底の底質汚染を含む。）及び土壌汚染に係る環境基準は、「ダイオキシン類対策特別措置法」（平成11年法律第105号（平成11年7月16日公布）、最終改正：令和4年法律第68号（令和4年6月17日公布））に基づき全国一律に定められており、表3.2-38に示す基準が定められています。

表 3.2-38 ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁（水底の底質汚染を含む。）及び土壌汚染に係る環境基準

平成11年12月27日 環境庁告示第68号
最終改正 令和4年11月25日 環境省告示第89号

物質	環境上の条件
大気	0.6pg-TEQ/m ³ 以下
水質（水底の底質を除く。）	1pg-TEQ/L以下
水底の底質	150pg-TEQ/g以下
土壌	1,000pg-TEQ/g以下
備考 1. 基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とします。 2. 大気及び水質（水底の底質を除く。）の基準値は、年間平均値とします。 3. 土壌にあっては、環境基準が達成されている場合であって、土壌中のダイオキシン類の量が250pg-TEQ/g以上の場合（簡易測定方法により測定した場合にあっては、簡易測定値に2を乗じた値が250pg-TEQ/g以上の場合）には、必要な調査を実施することとします。	

- 注1) 大気汚染に係る環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については適用しません。
- 注2) 水質汚濁（水底の底質汚染を除く。）に係る環境基準は、公共用水域及び地下水について適用します。
- 注3) 水底の底質汚染に係る環境基準は、公共用水域の水底の底質について適用します。
- 注4) 土壌汚染に係る環境基準は、廃棄物の埋立地その他の場所であって、外部から適切に区別されている施設に係る土壌については適用しません。

(b) 規制基準等

(7) 大気汚染

1) 大気汚染防止法

いおう酸化物の排出基準は、「大気汚染防止法施行規則」（昭和46年厚生省・通商産業省令第1号（昭和46年6月22日公布）、最終改正：令和6年環境省令第17号（令和6年4月1日公布））に基づき、排出基準（K値）が定められており、調査区域のK値は7.0です。

また、ばいじん、有害物質の一般排出基準については、「大気汚染防止法」（昭和43年法律第97号（昭和43年6月10日公布）、最終改正：令和4年法律第68号（令和4年6月17日公布））に基づき、発生施設の種類、規模ごとに排出基準値が定められています。本事業ではそれらが適用されるばい煙発生施設の設置は想定していません。

2) 大気汚染防止法に基づく石綿規制

解体等工事に伴う石綿(アスベスト)飛散防止対策の一層の強化を図る「大気汚染防止法の一部を改正する法律」が令和2年6月5日に、「大気汚染防止法施行令の一部を改正する政令」等が令和2年10月7日に公布されました。改正法は令和3年4月1日から順次施行されています。主な変更点として、対象建材の拡大や作業基準・罰則の拡大等です。特定建築材料として、石綿含有吹付け材(耐火建物、ビルの機械室、ボイラ室等の天井壁等)、石綿含有保温材、その他の石綿含有建材などがありますが、本事業においては特定建築材料を使用した建物等の解体は想定していません。

(イ) 騒音

「騒音規制法」(昭和43年法律第98号(昭和43年6月10日公布)、最終改正：令和4年法律第68号(令和4年6月17日公布))、「広島県生活環境の保全等に関する条例」(平成15年広島県条例第35号(平成15年10月7日公布)、最終改正：令和5年広島県条例第3号(令和5年3月13日公布))に基づき、特定工場等及び特定作業場において発生する騒音の規制基準、特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準及び自動車交通騒音の要請限度が定められています。騒音に関する規制基準は表 3.2-39～表 3.2-44 に示すとおりです。

なお、対象道路事業実施区域の一部は、「第2種住居地域」及び「近隣商業地域」が存在することから、騒音指定地域に係る第2種区域又は第3種区域、自動車騒音の要請限度に係るb区域又はc区域に指定されています。

表 3.2-39 騒音規制法に基づく地域指定及び県条例による規制地域指定状況

市町村	第1種区域	第2種区域	第3種区域	第4種区域
広島市	第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域 田園住居地域	第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域 第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域	近隣商業地域 商業地域 準工業地域	工業地域 (工業専用地域)

出典：「騒音・振動規制の概要」(令和6年(2024年)5月、広島県環境県民局環境保全課)

表 3.2-40 騒音規制法に基づく騒音特定工場等の規制区域及び規制基準

区域の区分	時間の 区分	許容限度 (dB)		備考
		県告示	市告示	
第 1 種区域	昼 間	50	50	第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域 田園住居地域
	朝・夕	45	45	
	夜 間	45	45	
第 2 種区域	昼 間	55	55	第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域 第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域 用途地域の定めのない地域
	朝・夕	50	50	
	夜 間	45	45	
第 3 種区域	昼 間	60	65	近隣商業地域 商業地域 準工業地域
	朝・夕	60	65	
	夜 間	50	55	
第 4 種区域	昼 間	70	70	工業地域 工業専用地域
	朝・夕	70	70	
	夜 間	60	65	

注) 昼間：午前 8 時から午後 6 時まで
朝：午前 6 時から午前 8 時まで
夕：午後 6 時から午後 10 時まで
夜間：午後 10 時から午前 6 時まで

出典：「騒音・振動規制の概要」（令和 6 年（2024 年）5 月、広島県環境県民局環境保全課）
「騒音・振動防止の手引き（工場・事業場編）」（令和 7 年（2025 年）3 月閲覧、広島市 HP
<https://www.city.hiroshima.lg.jp/site/kankyohozen/13323.html>）

表 3.2-41(1) 騒音に係る特定施設（法施行令別表第1）

昭和43年11月27日 政令第324号
最終改正 令和3年12月24日 政令第346号

1	金属加工機械
イ	圧延機械(原動機の定格出力の合計が22.5kw以上のものに限る。)
ロ	製管機械
ハ	ベンディングマシーン(ロール式のものであって、原動機の定格出力が3.75kw以上のものに限る。)
ニ	液圧プレス(矯正プレスを除く。)
ホ	機械プレス(呼び加圧能力が294キロニュートン以上のものに限る。)
ヘ	せん断機(原動機の定格出力が3.75kw以上のものに限る。)
ト	鍛造機
チ	ワイヤーフォーミングマシン
リ	ブラスト(タンブラスト以外のものであって、密閉式のものを除く。)
ヌ	タンブラー
ル	切断機(条例名称：高速度切断機)(と石を用いるものに限る。)
2	空気圧縮機及び送風機(原動機の定格出力が7.5kw以上のものに限る。)
3	土石用又は鉱物用の破碎機、摩砕機、ふるい及び分級機(原動機の定格出力が7.5kw以上のものに限る。)
4	織機(原動機を用いるものに限る。)
5	建設用資材製造機械
イ	コンクリートプラント(気ほうコンクリートプラントを除き、混練機の混練容量が0.45m ³ 以上のものに限る。)
ロ	アスファルトプラント(混練機の混練重量が200kg以上のものに限る。)
6	穀物用製粉機(ロール式のものであって、原動機の定格出力が7.5kw以上のものに限る。)
7	木材加工機械
イ	ドラムバッカー
ロ	チップパー(原動機の定格出力が2.25kw以上のものに限る。)
ハ	碎木機
ニ	帯のこ盤(製材用のものにあっては原動機の定格出力が15kw以上のもの、木工用のものにあっては原動機の定格出力が2.25kw以上のものに限る。)
ホ	丸のこ盤(帯のこ盤と同じ。)
ヘ	かんな盤(原動機の定格出力が2.25kw以上のものに限る。)
8	抄紙機
9	印刷機(原動機を用いるものに限る。)
10	合成樹脂用射出成形機
11	鋳造型機(ジョルト式のものに限る。)

表 3.2-41(2) 騒音に係る特定施設（広島県条例施行規則別表 10）

平成 15 年 10 月 7 日 規則第 69 号
最終改正 令和 6 年 3 月 28 日 規則第 11 号

1	金属加工機械
イ	やすり目立機(すべての施設)
ロ	旋盤(定格出力が 3.75kw 以上のものに限る。)
ハ	型削盤(定格出力が 3.75kw 以上のものに限る。)
ニ	平削盤(定格出力が 7.5kw 以上のものに限る。)
ホ	金属研磨機(移動式のものを除く。)(すべての施設)
ヘ	高速度切断機(と石を用いるものを除く。)
2	空気圧縮機及び送風機(原動機の定格出力が 7.5kw 未満、3.75kw 以上のものに限る。)
3	コンクリートブロックマシン(すべての施設)
4	木材加工機械
イ	帯のこ盤(木工用のものであり原動機の定格出力が 2.25kw 未満、0.75kw 以上のものに限る。)
ロ	丸のこ盤(帯のこ盤と同じ。)
ハ	かんな盤(原動機の定格出力が 2.25kw 未満、0.75kw 以上のものに限る。)
5	ダイカストマシン(すべての施設)
6	オシレートコンベア(すべての施設)
7	電動発電機(すべての施設)

表 3.2-42 騒音に係る特定建設作業

特定建設作業の種類	敷地境界における 大きさ	作業時間	1 日の作業 時間長	作業期間	作業日
くい打機、くい抜機又はくい打くい抜機を使用する作業	85dB	第 1 号区域 午後 7 時から翌日 午前 7 時まで行わ れないこと 第 2 号区域 午後 10 時から翌 日午前 6 時まで行 われないこと	第 1 号区域 10 時間を超 えないこと 第 2 号区域 14 時間を超 えないこと	連続して 6 日を超 えないこ と	日曜日そ 他の休 日には行 わないこ と
びょう打機を使用する作業					
さく岩機を使用する作業					
空気圧縮機を使用する作業 (さく岩機の動力として使用 する作業を除く)					
コンクリートプラント又はアスファルトプラ ントを設けて行う作業					
バックホウを使用する作業					
トラクターショベルを使用する作業					
ブルドーザーを使用する作業					

注)騒音の測定は、建設作業の敷地境界線において行います。

出典：「特定建設作業のしおり」（令和 7 年（2025 年）3 月閲覧、広島市）
「騒音・振動規制の概要」（令和 6 年（2024 年）5 月、広島県環境県民局環境保全課）

表 3.2-43 区域の区分

区域の区分	指定状況
第 1 号区域	特定工場等の騒音の規制区域のうち、第 1 種区域、第 2 種区域及び第 3 種区域に属する区域並びに第 4 種区域に属する区域であって、学校、幼保連携認定型こども園、保育所、病院、診療所(患者を入院させるための施設を有するもの)、図書館、特別養護老人ホームの敷地の周囲 80 メートルの区域をいいます。
第 2 号区域	特定工場等の騒音の規制区域のうち第 1 号区域以外の区域をいいます。

出典：「騒音・振動規制の概要」（令和 6 年（2024 年）5 月、広島県環境県民局環境保全課）

表 3.2-44 騒音規制法に基づく自動車騒音の要請限度

区域の区分	当てはめる地域	車線等	昼間(6:00～22:00)	夜間(22:00～6:00)
a 区域	第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域 田園住居地域	1 車線道路	65 dB	55 dB
	第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域	2 車線以上道路	70 dB	65 dB
b 区域	第一種住居地域 第二種住居地域	1 車線道路	65 dB	55 dB
	準住居地域	2 車線以上道路	75 dB	70 dB
c 区域	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域 工業専用地域	車線を有する道路 幹線道路近接区域	75 dB	70 dB

注 1) 騒音の測定は、原則として交差点を除く部分に係る自動車騒音を対象とし、連続する 7 日間のうち代表すると認められる 3 日間について行います。

注 2) 騒音の大きさは、測定した値を時間の区分ごとに 3 日間の全時間を通じてエネルギー平均した値とします。

注 3) 原則として日本工業規格 Z8731 に定める騒音レベルの測定方法とし、建築物による無視できない販社の影響を避ける位置で測定します（避けられない場合は補正）。

注 4) 「幹線道路近接区域」とは、幹線交通を担う道路に近接する区域（2 車線以下の場合は道路の敷地境界線から 15m、2 車線を超える場合は 20m までの範囲）を指します。

注 5) 「幹線道路を担う道路」とは、道路法第 3 条に規定する高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道（市町村道にあっては、4 車線以上の区間に限る。）、一般自動車道であって都市計画法施行規則第 7 条第 1 項第 1 号に定める自動車専用道路をいいます。

出典：「騒音・振動規制の概要」（令和 6 年（2024 年）5 月、広島県環境県民局環境保全課）

(ウ) 振 動

「振動規制法」（昭和 51 年法律第 64 号（昭和 51 年 6 月 10 日公布）、最終改正：令和 4 年法律第 68 号（令和 4 年 6 月 17 日公布））では、特定工場等において発生する振動の規制に関する基準、特定建設作業に伴って発生する振動に関する規制基準及び道路交通振動の要請限度が定められています。振動の規制に関する基準は、表 3.2-45～表 3.2-49 に示すとおりです。

なお、調査区域の指定状況は、図 3.2-20 に示すとおりであり、対象道路事業実施区域の一部は、「第 1 種区域」又は「第 2 種区域」に指定されています。

表 3.2-45 振動特定工場等の規制区域及び規制基準

区域の区分	昼間(7:00～19:00)	夜間(19:00～7:00)
第 1 種区域	60dB	55dB
第 2 種区域	65dB	60dB

注 1) 第 1 種区域：騒音規制地域の区域の区分が第 1 種区域及び第 2 種区域に属する区域の範囲

第 2 種区域：騒音規制地域の区域の区分が第 3 種区域及び第 4 種区域（工業専用地域を除く。）に属する区域の範囲

注 2) 振動の測定は、特定工場の敷地境界線において行います。

出典：「騒音・振動規制の概要」（令和 6 年（2024 年）5 月、広島県環境県民局環境保全課）

表 3.2-46 振動規制法に基づく特定施設（法施行令別表第1）

昭和 51 年 10 月 22 日 政令第 280 号
最終改正 令和 3 年 12 月 24 日 政令第 346 号

1	金属加工機械
イ	液圧プレス(矯正プレスを除く)(すべての施設)
ロ	機械プレス(すべての施設)
ハ	せん断機(定格出力が 1kw 以上のものに限定。)
ニ	鍛造機(すべての施設)
ホ	ワイヤーフォーミングマシン(定格出力が 37.5kw 以上のものに限定。)
2	圧縮機(原動機の定格出力が 7.5kW 以上のものに限定。)
3	土石用又は鉋物用の破碎機、摩砕機、ふるい及び分級機(原動機の定格出力が 7.5kW 以上のものに限定。)
4	織機(原動機を用いるものに限定。)(すべての施設)
5	イ コンクリートブロックマシン(原動機の定格出力の合計が 2.95kW 以上のものに限定。)
	ロ コンクリート管製造機械(原動機の定格出力の合計が 10kW 以上のものに限定。)
	ハ コンクリート柱製造機械(原動機の定格出力の合計が 10kW 以上のものに限定。)
6	イ ドラムパーカー(すべての施設)
	ロ チッパー(原動機の定格出力が 2.2kW 以上のものに限定。)
7	印刷機械(原動機の定格出力が 2.2kW 以上のものに限定。)
8	ゴム練用又は合成樹脂練用のロール機(カレンダーロール機以外のもので原動機の定格出力が 30kW 以上のものに限定。)
9	合成樹脂射出成形機(すべての施設)
10	鋳造型機(ジョルト式のものに限定。)(すべての施設)

表 3.2-47 特定建設作業振動の規制基準

特定建設 作業の区分	振動の 許容限度	禁止される 作業時間	1 日の作業の 許容時間	連続作業 の 許容時間	休日作業の 禁止
くい打機くい抜機くい打 くい抜機の使用作業 剛球の使用作業 舗装版破碎機の使用作業 ブレーカーの使用作業	75dB	第 1 号区域 午後 7 時から翌日 の午前 7 時まで 第 2 号区域 午後 10 時から翌 日の午前 6 時まで	第 1 号区域 10 時間 第 2 号区域 14 時間	6 日以内	日曜日その他の休日 には行わないこと

注) 振動の測定は、建設作業の敷地境界線において行います。

出典：「特定建設作業のしおり」（令和 7 年（2025 年）3 月閲覧、広島市）
「騒音・振動規制の概要」（令和 6 年（2024 年）5 月、広島県環境県民局環境保全課）

表 3.2-48 区域の区分

区域の区分	指定状況
第 1 号区域	特定工場等の騒音の規制区域のうち、第 1 種区域、第 2 種区域及び第 3 種区域に属する区域並びに第 4 種区域に属する区域であって、学校、幼保連携認定型こども園、保育所、病院、診療所(患者を入院させるための施設を有するもの)、図書館、特別養護老人ホームの敷地の周囲 80 メートルの区域をいいます。
第 2 号区域	特定工場等の騒音の規制区域のうち第 1 号区域以外の区域をいいます。

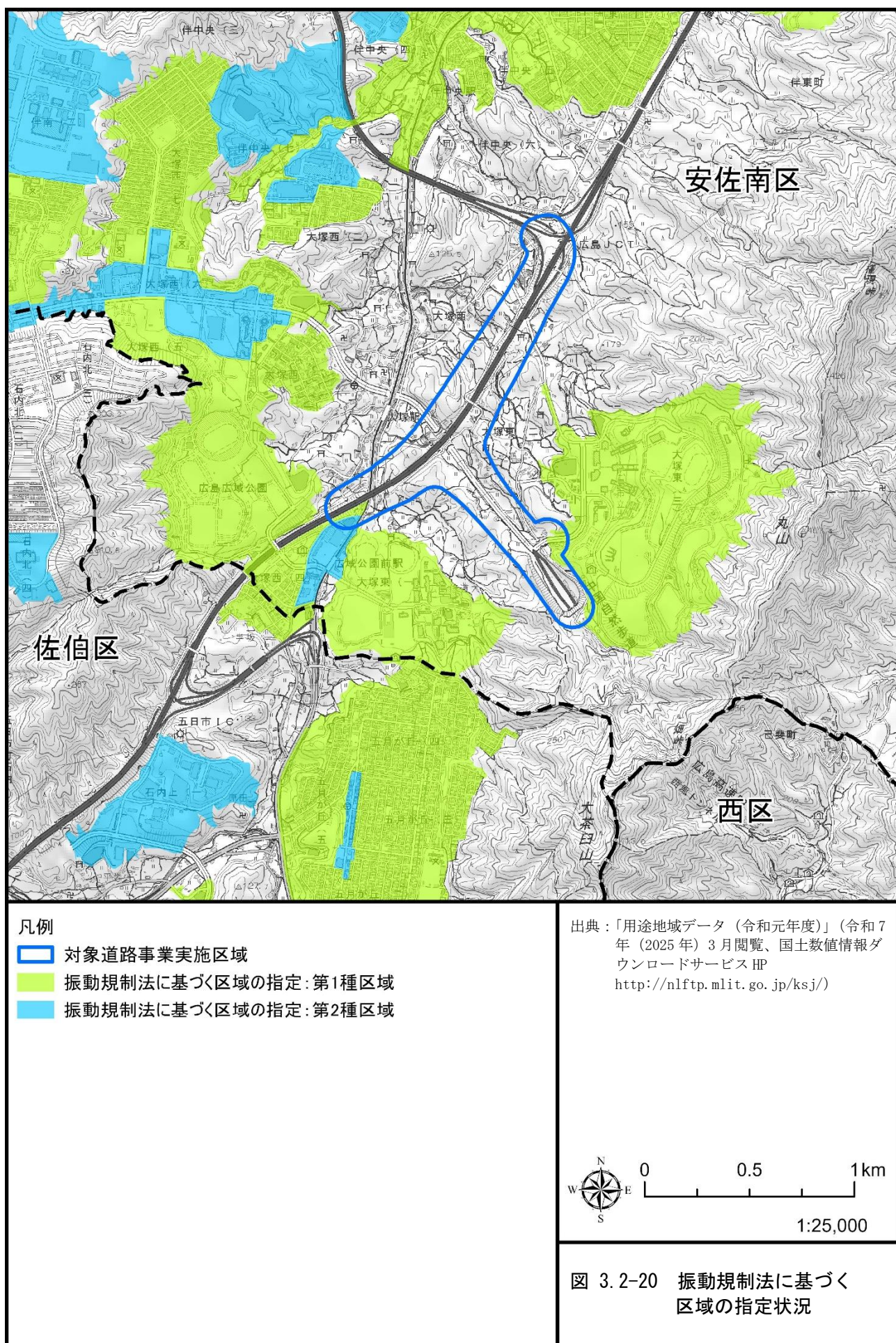
出典：「騒音・振動規制の概要」（令和 6 年（2024 年）5 月、広島県環境県民局環境保全課）

表 3.2-49 道路交通振動の要請限度

区域の区分	昼間(7:00～19:00)	夜間(19:00～7:00)
第 1 種区域	65dB	60dB
第 2 種区域	70dB	65dB

注) 振動の測定は、道路の敷地境界線において行います。

出典：「振動規制法施行規則（昭和 51 年総理府令第 58 号（昭和 51 年 11 月 10 日交付）、
最終改正 令和 3 年環境省令第 3 号（令和 3 年 3 月 25 日交付））」



(I) 水質汚濁

「水質汚濁防止法」(昭和 45 年法律第 138 号(昭和 45 年 12 月 25 日公布)、最終改正：令和 4 年法律第 68 号(令和 4 年 6 月 17 日公布))では、国民の健康の保護や生活環境の保全を図るため、工場や事業場から公共用水域に排出される水の排出及び地下に浸透する水の浸透を規制しています。

そのうち、工場及び事業場からの排水については、「排水基準を定める省令」(昭和 46 年総理府令第 35 号(昭和 46 年 6 月 21 日公布)、最終改正：令和 6 年環境省令第 29 号(令和 6 年 11 月 11 日公布))に基づく排水基準が定められており、その内容は、表 3.2-50 及び表 3.2-51 に示すとおりです。生活環境項目に係る排水基準は、1 日当たりの平均的な排水の量が 50m³ 以上である特定事業場からの排水についてのみ適用されます。検定方法は「水質汚濁防止法施行規則第 6 条の 2 の規定に基づき環境大臣が定める検定方法」(平成元年環境庁告示第 39 号(平成元年 8 月 21 日公布)、最終改正：令和 6 年環境省告示第 4 号(令和 6 年 2 月 5 日公布))に示されます。

また、「水質汚濁防止法」並びに「広島県生活環境の保全等に関する条例」(平成 15 年広島県条例第 35 号(平成 15 年 10 月 7 日公布)、最終改正：令和 5 年条例第 3 号(令和 5 年 3 月 13 日公布))、「水質汚濁防止法第 3 条第 3 項の規定に基づく排水基準を定める条例」(昭和 46 年広島県条例第 69 号(昭和 46 年 12 月 24 日公布)、最終改正：平成 21 年広島県条例第 35 号(平成 21 年 7 月 6 日公布))により、生活環境項目については上乗せ排水基準(表 3.2-52 参照)が設定されていますが、本事業は該当法並びに各条例に基づく規制対象事業に該当しません。

表 3.2-50 水質汚濁防止法に基づく排水基準（有害物質）

昭和 46 年 6 月 21 日 昭和 46 年総理府令第 35 号
最終改正 令和 6 年 11 月 11 日 環境省令第 29 号

一律排水基準		地下浸透基準
種類又は項目	許容限度	
カドミウム及びその化合物	0.03mg/L	0.001mg/L
シアン化合物	1mg/L	0.1mg/L
有機りん化合物	1mg/L	0.1mg/L
鉛及びその化合物	0.1mg/L	0.005mg/L
六価クロム化合物	0.2mg/L	0.04mg/L
砒素及びその化合物	0.1mg/L	0.005mg/L
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.005mg/L	0.0005mg/L
アルキル水銀化合物	検出されないこと	0.0005mg/L
ポリ塩化ビフェニル	0.003mg/L	0.0005mg/L
トリクロロエチレン	0.1mg/L	0.002mg/L
テトラクロロエチレン	0.1mg/L	0.0005mg/L
ジクロロメタン	0.2mg/L	0.002mg/L
四塩化炭素	0.02mg/L	0.0002mg/L
1,2-ジクロロエタン	0.04mg/L	0.0004mg/L
1,1-ジクロロエチレン	1mg/L	0.002mg/L
1,2-ジクロロエチレン	シス体 0.4mg/L	0.004mg/L
1,1,1-トリクロロエタン	3mg/L	0.0005mg/L
1,1,2-トリクロロエタン	0.06mg/L	0.0006mg/L
1,3-ジクロロプロペン	0.02mg/L	0.0002mg/L
チウラム	0.06mg/L	0.0006mg/L
シマジン	0.03mg/L	0.0003mg/L
チオベンカルブ	0.2mg/L	0.002mg/L
ベンゼン	0.1mg/L	0.001mg/L
セレン及びその化合物	0.1mg/L	0.002mg/L
ほう素及びその化合物	海域 230mg/L、 その他 10mg/L	0.2mg/L
ふっ素及びその化合物	海域 15mg/L、 その他 8mg/L	0.2mg/L
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物（アンモニア性窒素に 0.4 を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量）	100mg/L	アンモニア性窒素：0.7mg/L 亜硝酸性窒素：0.2mg/L 硝酸性窒素：0.2mg/L
1,4-ジオキサン	0.5mg/L	0.005mg/L
塩化ビニルモノマー	－	0.0002mg/L
備 考		
1. 「検出されないこと。」とは、第 2 条の規定に基づき環境大臣が定める方法により排出水の汚染状態を検定した場合において、その結果が当該検定方法の定量限界を下回ることをいいます。 2. 砒（ひ）素及びその化合物についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令（昭和 49 年政令第 363 号）の施行の際現にゆう出している温泉（温泉法（昭和 23 年法律第 125 号、最終改正：令和 4 年法律第 68 号）第 2 条第 1 項に規定するものをいいます。以下同じ。）を利用する旅館業に属する事業場に係る排水水については、当分の間、適用しません。		

表 3.2-51 水質汚濁防止法に基づく排水基準（その他項目）

昭和 46 年 6 月 21 日 昭和 46 年総理府令第 35 号
最終改正 令和 6 年 11 月 11 日 環境省令第 29 号

種類又は項目			許容限度〔mg/L〕							
			第 1 種水域		第 2 種水域		第 3 種水域		第 4 種水域	
			河川等	湖沼	河川等	湖沼	河川等	湖沼		
生活環境項目	水素イオン濃度 (pH)		5.8～8.6	5.8～8.6	5.8～8.6	5.8～8.6	5.8～8.6	5.8～8.6	5.5～9.0	
	生物化学的酸素要求量(BOD)		90(70)		160(120)		160(120)			
	化学的酸素要求量(COD)			50(40)		85(65)		120(90)	130(100)	
	浮遊物質(SS)		90(70)		90(70)		200(150)		200(150)	
	ノルマルヘキサン抽出物質含有量	動植物油脂類	8		8		20		20	
	鉱油類		5							
	フェノール類含有量		5							
	銅含有量		3							
	亜鉛含有量		2							
	溶解性鉄含有量		10							
	溶解性マンガン含有量		10							
	クロム含有量		2							
	大腸菌群数〔個/cm ³ 〕		(3,000)							
	温度、外観、透視度及び臭気		排出先の公共用水域に著しい変化を与えない程度							
備 考										
1. () 内は日間平均値です。										
2. 「河川等」とは、海域及び湖沼以外の公共用水域をいいます。										
3 この表に掲げる排水基準は、日平均排水量 50m ³ 以上の特定事業場について適用します。ただし、「シアン又はクロムを使用するもの」及び「と畜業、食鶏処理業又は廃油再生業に属するもの」については、日平均排水量 30m ³ 以上の特定事業場について適用します。										
4. 亜鉛含有量については、業種により暫定排水基準があります。										
5. クロム含有量については、排水量に関係なく適用します。										
6. 上乘せ基準を適用する水域区分については、第 1 種水域から第 4 種水域及び呉水域の 5 水域であり、表 3.2-52 に示すとおりです。										

備 考

1. () 内は日間平均値です。
2. 「河川等」とは、海域及び湖沼以外の公共用水域をいいます。
- 3 この表に掲げる排水基準は、日平均排水量 50m³ 以上の特定事業場について適用します。ただし、「シアン又はクロムを使用するもの」及び「と畜業、食鶏処理業又は廃油再生業に属するもの」については、日平均排水量 30m³ 以上の特定事業場について適用します。
4. 亜鉛含有量については、業種により暫定排水基準があります。
5. クロム含有量については、排水量に関係なく適用します。
6. 上乗せ基準を適用する水域区分については、第 1 種水域から第 4 種水域及び呉水域の 5 水域であり、表 3.2-52 に示すとおりです。

注) 許容限度の数値は、水素イオン濃度については表に示した数値を含む範囲内、その他の項目については表に示した数値以下を許容限度とします。

出典：「水質規制のしおり」（令和 6 年（2024 年）11 月、広島県）

表 3.2-52 生活環境項目の上乗せ排水基準

区域	範囲
瀬戸内海水域及び特定湖沼	本庄ダム貯水池（本庄貯水池）、御調ダム貯水池（青竜湖）、新成羽川ダム貯水池（備中湖）、魚切ダム貯水池（窓竜湖）、南原ダム貯水池（南原貯水池）、明神ダム貯水池（明神貯水池）、下部ダム貯水池、上部ダム貯水池、野呂川ダム貯水池（野呂峡やすらぎ湖）、本庄ダム貯水池（本庄貯水池）、柳迫ダム貯水池、大山下池、奥山池、栗原ダム貯水池（門田水源地）、奈良池、久山田ダム貯水池（久山田水源地）、竜泉寺ダム貯水池、岩谷ダム貯水池、内浦ダム貯水池、大浦第一ダム貯水池、大浦第二ダム貯水池、釜谷ダム貯水池、熊野ダム貯水池（熊野貯水池）、新道ダム貯水池、服部大池、八日谷ダム貯水池（八日谷貯水池）
呉水域	呉市と安芸郡坂町の境界である陸岸の地点から同市仁方町と同市川尻町の境界である陸岸の地点に至る陸岸の地先海域並びに同海域に直接流入する河川（JR 呉線二河川橋梁から上流の二河川及び同呉線西大川橋梁から上流の黒瀬川を除く。）及びこれに接続する公共用水域をいいます。
瀬戸内海水域	広島市、廿日市市、大竹市、安芸太田町、北広島町の一部、東広島市、呉市、竹原市、三原市、世羅町の一部、尾道市、府中市、福山市、神石高原町、庄原市の一部、安芸高田市の一部、府中町、海田町、坂町、熊野町、江田島町、大崎上島町
下水道排水区間	工場又は事業場が下水道法第 2 条第 7 号に規定する排水区域内に所在する場合、当該公共下水道に設置される終末処理場に係る放流水の水質基準が上乗せ排水基準となります。

出典：「水質規制のしおり」（令和 6 年（2024 年）11 月、広島県）

(オ) 悪 臭

「悪臭防止法」(昭和 46 年法律第 91 号(昭和 46 年 6 月 1 日公布)、最終改正:令和 4 年法律第 68 号(令和 4 年 6 月 17 日公布))では、生活環境の保全と国民の健康の保護を目的として特定悪臭物質の規制基準や臭気指数の許容限度が定められています。広島市では、表 3.2-53 に示すとおり臭気指数の許容限度のみ定められています。

表 3.2-53 (1) 悪臭防止法に基づく規制地域

市町村	地域の範囲	規制の区分
広島市	全域	臭気指数規制

出典:「悪臭規制について」(令和 7 年(2025 年)3 月閲覧、広島市 HP
<https://www.city.hiroshima.lg.jp/business/gomi-kankyo/1006007/1026636/1003150.html>)

表 3.2-53 (2) 臭気指数基準

区域の区分			許容限度 (臭気指数)
広島市	第 1 種区域	都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号に規定する第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域の定めのある地域	10
	第 2 種区域	都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号に規定する近隣商業地域、商業地域及び準工業地域の定めのある地域並びに同号に規定する用途地域の定めのない地域であつて第 3 種区域に該当する区域を除く区域	13
	第 3 種区域	都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号に規定する工業地域及び工業専用地域の定めのある地域並びに都市計画法第 5 条に規定する都市計画区域の定めのない地域	15

出典:「悪臭規制について」(令和 7 年(2025 年)3 月閲覧、広島市 HP
<https://www.city.hiroshima.lg.jp/business/gomi-kankyo/1006007/1026636/1003150.html>)

(カ) 土壌汚染

「土壌汚染対策法」(平成 14 年法律第 53 号(平成 14 年 5 月 29 日公布)、最終改正：令和 4 年法律第 68 号(令和 4 年 6 月 17 日公布))における指定区域の指定に係る特定有害物質とその指定基準は表 3.2-54 に示すとおりです。なお、調査区域は、指定区域に該当しません。

表 3.2-54 特定有害物質と指定基準

分類	特定有害物質	土壌溶出量基準	土壌含有量基準
		(mg/L 以下)	(mg/kg 以下)
(揮発性有機化合物) 第 1 種特定有害物質	クロロエチレン(塩化ビニルモノマー)	0.002	—
	四塩化炭素	0.002	—
	1,2-ジクロロエタン	0.004	—
	1,1-ジクロロエチレン	0.1	—
	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04	—
	1,3-ジクロロプロペン	0.002	—
	ジクロロメタン	0.02	—
	テトラクロロエチレン	0.01	—
	1,1,1-トリクロロエタン	1	—
	1,1,2-トリクロロエタン	0.006	—
	トリクロロエチレン	0.01	—
	ベンゼン	0.01	—
(重金属等) 第 2 種特定有害物質	カドミウム及びその化合物	0.003	45
	六価クロム化合物	0.05	250
	シアン化物	検出されないこと	遊離シアン 50
	水銀及びその化合物	0.0005	15
	アルキル水銀	検出されないこと	—
	セレン及びその化合物	0.01	150
	鉛及びその化合物	0.01	150
	砒素及びその化合物	0.01	150
	ふっ素及びその化合物	0.8	4,000
	ほう素及びその化合物	1	4,000
(農薬等) 第 3 種特定有害物質	2-クロロ-4,6-ビス-1,3,5-トリアジン(シマジン)	0.003	—
	N,N-ジエチルチオカルバミン酸 S-4-クロロベンジル(チオベンカルブ)	0.02	—
	テトラメチルチウラムジスルフィド(チウラム)	0.006	—
	ポリ塩化ビフェニル	検出されないこと	—
	有機りん化合物(パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン、EPN に限る。)	検出されないこと	—

出典：「特定有害物質及び指定基準」(令和 7 年(2025 年)3 月閲覧、広島県 HP <https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/eco/e-e5-dojo-index-kaisei.html>)

(キ) 地盤沈下

広島県においては、「工業用水法」(昭和 31 年法律第 146 号(昭和 31 年 6 月 11 日公布)、最終改正：令和 4 年法律第 68 号(令和 4 年 6 月 17 日公布))に基づき、地下水採取の規制に関する指定地域が定められています。なお、「令和 5 年度 全国の地盤沈下地域の概況」(令和 7 年(2025 年)3 月、環境省 水・大気環境局)によると、調査区域には、指定地域は分布していません。

(23) その他環境保全計画等

(a) 第5次広島県環境基本計画

広島県では、「広島県環境基本条例」を平成7年（1995年）3月に制定し、平成9年（1997年）3月には「広島県環境基本計画」を策定しました。以来、社会情勢の変化等に合わせ見直しを行い、令和3年（2021年）3月に「第5次広島県環境基本計画」が策定されました。

昨今、環境を取り巻く情勢は、持続可能な開発目標（SDGs）への取組、温室効果ガス排出量の実質ゼロを目指す「ネット・ゼロカーボン社会」の実現に向けた対応、自然災害リスク増幅が懸念される気候変動への適応、プラスチックごみによる海洋汚染への対策など、世界や国内で目まぐるしく変化しており、広島県においても新たな環境課題等に対し積極的に取り組むことが求められています。このような社会情勢の変化に適切に対応し、環境への負荷の少ない持続可能な社会を実現するため、また、広島県の新たな総合計画を環境分野から推進するため、第5次広島県環境基本計画が策定されました。

第4次広島県環境基本計画策定後から現在、そして今後想定される社会情勢や環境の変化を把握し、今後の環境政策への影響を検討した上で計画の新たな視点・ポイントとして表3.2-55に示す3つを掲げています。施策体系は表3.2-56に示すとおりです。

表 3.2-55 計画の新たな視点・ポイント

計画の新たな視点・ポイント	
1	SDGs の考え方に基づく施策の推進
2	地球温暖化対策の推進
3	プラスチックごみの海洋流出防止対策

出典：「第5次広島県環境基本計画」（令和3年（2021年）3月、広島県）

表 3.2-56 施策体系

ネット・ゼロカーボン社会の実現に向けた地球温暖化対策の推進		地域環境の保全	
1	省エネルギー対策等の推進	1	良好な大気環境の確保
	(1) 二酸化炭素排出量の削減対策の推進		(1) 大気質の保全
	(2) その他の温室効果ガス削減対策の推進	2	健全な水環境の保全・管理
	2 再生可能エネルギーの導入促進		3 化学物質による健康リスクの低減・土壌環境の保全
	3 カーボンサイクルの推進	4	プラスチックごみの海洋流出防止対策
	(1) 広島型カーボンサイクル構築に向けた取組の推進		5 地域環境の維持・向上
	(2) 森林吸収源対策の推進	1	総合的な環境保全対策の推進
	4 気候変動を見据えた適応策の推進		(2) 身近な緑地環境と優れた景観の保全・創造
循環型社会の実現		自然環境と生物多様性の保全	
1	資源循環サイクルを拡大させた社会づくり	1	自然資源の持続可能な利用
	(1) 一般廃棄物の徹底的な資源循環		2 生態系の健全な維持管理
	(2) 産業廃棄物の徹底的な資源循環	環境負荷の少ない社会を支える人づくり・仕組みづくり	
	2 適正かつ効率的・安定的な廃棄物処理を支える社会づくり		
	(1) 一般廃棄物の適正かつ効率的な処理		
	(2) 産業廃棄物の適正処理		
	(3) 廃棄物不法投棄防止対策		

出典：「第5次広島県環境基本計画」（令和3年（2021年）3月、広島県）

(b) 広島市総合計画（広島市基本構想/第6次広島市基本計画（2020年-2030年）

広島市では、「国際平和文化都市」を都市像として掲げ、「世界に輝く平和のまち」、「国際的に開かれた活力のあるまち」、「文化が息づき豊かな人間性を育むまち」をまちづくりの3つの柱とした「広島市総合計画」を令和3年（2021年）3月に策定しました。また、これからのまちづくりにおける7つの大きな課題を挙げ、課題を乗り越えるためのコンセプトとして「持続可能なまちづくり」を掲げています。

(c) 第3次広島市環境基本計画

広島市では、平成28年（2016年）3月に「第2次広島市環境基本計画」（以下、「前計画」といいます）を策定し、広島市の環境の保全及び創造において目指すべき都市の姿（環境像）を「将来にわたって、豊かな水と緑に恵まれ、かつ、快適な都市生活を享受することができるまち」として掲げました。環境像の実現に向けた基本目標を四つの環境区分（自然環境、都市環境、生活環境、地球環境）ごとに設定し、様々な施策を推進することで、一定の成果を挙げてきました。

近年、様々な環境問題が頻発する中で、第3次広島市環境基本計画では、前計画の環境像である「将来にわたって、豊かな水と緑に恵まれ、かつ、快適な都市生活を享受することができるまち」を踏襲し、環境区分ごとに基本目標を立て施策の方針を定めています（表 3.2-57 参照）。

表 3.2-57 広島市環境像

環境像	環境区分	基本目標	施策の方針
将来にわたって、豊かな水と緑に恵まれ、かつ、快適な都市生活を享受することができるまち	自然環境	豊かな自然環境の保全 ～自然との共生～	・健全な水循環の確保 ・緑の保全 ・生物の多様性の確保 ・自然との触れ合いの推進
	都市環境	自然と調和した快適な 都市環境の創造 ～都市の持続可能な発展～	・水と緑を活かした潤いのあるまちづくり の推進 ・自然と調和した美しく品のある都市景観 の創出 ・環境への負荷の少ない交通体系等の整備 ・まちづくりにおける環境の保全等につ いての配慮
	生活環境	健全で快適な生活環境の保全 ～循環型社会の形成～	・大気環境の保全 ・水環境・土壌環境の保全 ・有害化学物質等の対策の推進 ・騒音・振動の防止 ・ゼロエミッションシティ広島の推進 ・プラスチックごみ対策の推進
	地球環境	地球環境の保全への貢献 ～脱炭素社会の構築～	・地球温暖化対策（緩和策と適応策） ・オゾン層の保護 ・酸性雨の防止

出典：「第3次広島市環境基本計画」（令和3年（2021年）3月、広島市）

「3.2 社会的状況」において参照した既存資料（資料名、発行年月等、発行元）は、表 3.2-58 に示すとおりです。

表 3.2-58 (1) 「3.2 社会的状況」において参照した既存資料

項目	概況	番号	資料名	発行年月等	発行元
人口及び産業の状況	人口	1	住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査	令和7年3月閲覧	総務省
		2	国土数値情報 人口集中地区データ（平成27年度）	令和7年3月閲覧	国土交通省
	産業	3	令和2年国勢調査就業状態等基本集計	令和4年5月	総務省統計局
		4	令和5年市町村別農業産出額（推計）	令和7年3月	農林水産省
		5	2020年農林業センサス	令和3年12月	農林水産省
		6	海面漁業生産統計調査	令和2年3月	農林水産省
		7	令和3年経済センサス-活動調査（卸業、小売業）	令和5年3月	総務省統計局
		8	令和3年経済センサス-活動調査（製造業）	令和4年12月	総務省統計局
土地利用の状況	土地利用	9	広島市統計書（令和6年度版）	令和6年3月	広島市
		10	国土数値情報 土地利用詳細メッシュデータ（令和3年度）	令和7年3月閲覧	国土交通省
		11	国土数値情報 農業地域データ（平成27年度）	令和7年3月閲覧	国土交通省
		12	国土数値情報 森林地域データ（平成27年度）	令和7年3月閲覧	国土交通省
地歴の状況	地歴	13	地図・空中写真閲覧サービス	令和7年3月閲覧	国土地理院
河川、湖沼及び海域の利用並びに地下水の利用の状況	河川及び湖沼の利用	14	令和4年度広島県の水道の現況	令和6年3月	広島県健康福祉局 食品生活衛生課
		15	国土数値情報 河川データ（平成20年度）	令和7年3月閲覧	国土交通省
		16	国土数値情報 上水道関連施設データ（平成24年度）	令和7年3月閲覧	国土交通省
		17	広島市河川図	平成26年7月	広島市
	地下水	18	令和4年度広島県の水道の現況	令和7年3月閲覧	広島県健康福祉局 食品生活衛生課
		19	水涯線（令和6年）	令和7年3月閲覧	国土地理院
交通の状況	道路	20	令和3年度全国道路・街路交通情勢調査 一般交通量調査結果	令和5年6月	全国道路・街路交通情勢調査
	鉄道	21	国土数値情報 駅別乗降客数データ（令和4年度）	令和7年3月閲覧	国土交通省
		22	国土数値情報 鉄道データ（令和4年度）	令和7年3月閲覧	国土交通省
学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設の配置の状況及び住宅の配置の概況	教育文化施設	23	広島市統計書（令和6年度版）	令和6年3月	広島市
		24	国土数値情報 学校データ（令和3年度）	令和7年3月閲覧	国土交通省
		25	広島県大学情報ポータルサイト	令和7年3月閲覧	広島県
	保健医療施設	26	広島市統計書（令和6年度版）	令和6年3月	広島市
	文化施設	27	国土数値情報 文化施設データ（平成25年度）	令和7年3月閲覧	国土交通省
	環境の保全についての配慮が特に必要な施設	28	国土数値情報 医療機関データ（令和2年度）	令和7年3月閲覧	国土交通省
		29	国土数値情報 福祉施設データ（令和3年度）	令和7年3月閲覧	国土交通省
		30	国土数値情報 文化施設データ（令和3年度）	令和7年3月閲覧	国土交通省
		31	国土数値情報 学校データ（令和3年度）	令和7年3月閲覧	国土交通省
		32	広島県大学情報ポータルサイト	令和7年3月閲覧	広島県
		33	医療情報ネット（ナビイ）	令和7年3月閲覧	厚生労働省
	住宅の配置	34	3D都市モデル(Project PLATEAU)広島市(2022年度)	令和7年3月閲覧	国土交通省
下水道の整備状況	下水道	35	広島県の下水道2024	令和7年3月	広島県土木建設局 都市環境整備課

表 3.2-58 (2) 「3.2 社会的状況」において参照した既存資料

項目	概況	番号	資料名	発行年月等	発行元
廃棄物の状況	一般廃棄物	36	令和 5 年度環境省一般廃棄物処理実態調査結果	令和 7 年 3 月	環境省
		37	国土数値情報 廃棄物処理施設データ（平成 24 年度）	令和 7 年 3 月閲覧	国土交通省
	産業廃棄物	38	広島市産業廃棄物実態調査結果（平成 30 年度実績）	令和元年 10 月	広島市
		39	国土数値情報 廃棄物処理施設データ（平成 24 年度）	令和 7 年 3 月閲覧	国土交通省
電波の受信状況		40	地上デジタル放送の受信エリアの目安	令和 7 年 3 月閲覧	一般社団法人放送サービス高度化推進協会
温室効果ガス排出量の状況	温室効果ガス	41	市域の温室効果ガス排出量（令和 3 年度確定値及び令和 4 年度速報値）	令和 7 年 3 月閲覧	広島市
環境の保全を目的として法令等により指定された地域その他の対象及び当該対象に係る規制の内容その他の環境の保全に関する施策の内容	土地利用計画	42	広島市統計書（令和 6 年度版）	令和 6 年 3 月	広島市
		43	国土数値情報 都市地域データ（平成 30 年度）	令和 7 年 3 月閲覧	国土交通省
		44	国土数値情報 用途地域データ（令和元年度）	令和 7 年 3 月閲覧	国土交通省
	文化財保護法	45	広島県遺跡地図	令和 7 年 3 月閲覧	広島県教育委員会
		46	広島県の文化財	令和 7 年 3 月閲覧	広島県
		47	広島市の文化財	令和 7 年 3 月閲覧	広島市
	景観法	48	広島市景観計画	令和 4 年 1 月	広島市
	その他の環境の保全を目的として法令等に規定する区域等の状況	49	国土数値情報 森林地域データ（平成 27 年度）	令和 7 年 3 月閲覧	国土交通省
		50	国土数値情報 土砂災害警戒区域データ（令和 4 年度）	令和 7 年 3 月閲覧	国土交通省
		51	国土数値情報 土砂災害危険箇所データ（平成 22 年度）	令和 7 年 3 月閲覧	国土交通省
		52	国土数値情報 急傾斜地崩壊危険区域データ（令和 3 年度）	令和 7 年 3 月閲覧	国土交通省
		53	砂防関係指定地情報_砂防指定地_2024-12-30」	令和 7 年 3 月閲覧	広島県
	公害関係法令等	54	騒音・振動規制の概要	令和 6 年 5 月	広島県環境県民局環境保全課
		55	国土数値情報 用途地域データ（令和元年度）	令和 7 年 3 月閲覧	国土交通省
		56	騒音・振動防止の手引き（工場・事業場編）	令和 7 年 3 月閲覧	広島市
		57	特定建設作業のしおり	令和 7 年 3 月閲覧	広島市
		58	水質規制のしおり	令和 6 年 11 月	広島県
		59	悪臭規制について	令和 7 年 3 月閲覧	広島市
		60	特定有害物質及び指定基準	令和 7 年 3 月閲覧	広島県
		61	令和 5 年度 全国の地盤沈下地域の概況	令和 7 年 3 月	環境省 水・大気環境局
	その他環境保全計画等	62	第 5 次広島県環境基本計画	令和 3 年 3 月	広島県
		63	第 3 次広島市環境基本計画	令和 3 年 3 月	広島市
		64	広島市総合計画	令和 3 年 3 月	広島市

第4章 対象事業に係る計画段階配慮事項並びに調査、予測及び評価の結果

4.1 計画段階配慮事項の選定

本事業に係る環境の保全のために配慮すべき事項（以下、「計画段階配慮事項」という）については、「道路環境影響評価の技術手法」（平成 25 年（2013 年）、国土交通省 国土技術政策総合研究所・独立行政法人土木研究所）（以下、「技術手法」という）で設定されている「重大な影響を受けるおそれのある環境要素」を参考とし、本事業の事業特性及び地域特性を踏まえ、表 4.1-1 のとおり選定しました。

なお、道路事業の計画段階配慮事項については、対象道路事業実施区域が決まる前の複数案の段階において、検討に必要な範囲内で調査・予測・評価を行うものであり、工事の実施による影響については、今後の方法書以降の手続きにおいて、適切に調査・予測・評価を実施します。

表 4.1-1 計画段階配慮事項の選定

影響要因の区分 環境要素の区分			土地又は工作物の 存在及び供用		選定理由
			道路の 存在	自動車の 走行	
環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	大気環境	大気質		○	事業実施想定区域及びその周辺には、集落・市街地等が分布しています。自動車の走行に伴い、大気質への環境影響を及ぼすおそれがあることから選定しました。
		騒音		○	事業実施想定区域及びその周辺には、集落・市街地等が分布しています。自動車の走行に伴い、騒音の影響が生じるおそれがあることから選定しました。
		振動		○	事業実施想定区域及びその周辺には、集落・市街地等が分布しています。自動車の走行に伴い、振動の影響が生じるおそれがあることから選定しました。
生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	動物		○		事業実施想定区域及びその周辺には、重要な種の生息地等が分布しています。道路の存在に伴い、動物への環境影響を及ぼすおそれがあることから選定しました。
	植物		○		事業実施想定区域及びその周辺には、重要な種の生育地等が分布しています。道路の存在に伴い、植物への環境影響を及ぼすおそれがあることから選定しました。
	生態系		○		事業実施想定区域及びその周辺には、生態系の保全上重要かつまとまって存在する自然環境が分布しています。道路の存在に伴い、生態系への環境影響を及ぼすおそれがあることから選定しました。
人と自然との豊かな触れ合いの確保を旨として調査、予測及び評価されるべき項目	景観		○		事業実施想定区域及びその周辺には、景観資源や主要な眺望点等が分布しています。道路の存在に伴い、景観への環境影響を及ぼすおそれがあることから選定しました。
	人と自然との触れ合いの活動の場		○		事業実施想定区域及びその周辺には、主要な人と自然との触れ合いの活動の場が分布しています。道路の存在に伴い、人と自然との触れ合いの活動の場への環境影響を及ぼすおそれがあることから選定しました。

※計画段階配慮事項については、対象道路事業実施区域が決まる前の複数案の段階において、検討に必要な範囲内で調査・予測・評価を行うものであり、工事の実施による影響が想定される大気環境（悪臭）、水環境（水質、底質、地下水）、土壤環境（地形及び地質、地盤、土壌）、廃棄物、温室効果ガスについては、選定していません。今後の方法書以降の手続きにおいて、適切に調査・予測・評価を実施します。

4.2 計画段階配慮事項に関する調査、予測及び評価の手法の選定

計画段階における地域特性の把握は、既存資料の調査によるものであり、詳細なルートや道路構造等も検討段階です。そのため、現時点で本事業が環境に及ぼす影響は、定量的に予測・評価できません。

計画段階配慮事項に関する調査・予測・評価の手法は、表 4.2-1 に示すとおりであり、現時点におけるルート案の位置や基本的な道路構造等を踏まえ、「技術手法」を参考に選定しました。

調査は、選定した計画段階配慮事項について、ルート案周辺における各環境要素の状況を既存資料から広域的に把握する手法としました。例えば、大気質や騒音では集落・市街地、動物や植物、生態系では重要な種の生息地・生育地等の位置・分布を把握しました。

予測は、環境の状況の変化を把握する方法としました。

評価は、ルート案毎に予測結果及び環境保全措置の実施方針等を踏まえ、重大な環境影響が実行可能な範囲でできる限り回避又は低減されるかを検討する手法としました。

表 4.2-1 計画段階配慮事項に関する調査、予測、評価の手法

計画段階配慮事項	検討対象	調査手法	予測手法	評価手法
自動車の走行による大気質	集落・市街地等の位置 ・集落・市街地 ^{注1)} ・学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設 ^{注2)} ・騒音、振動に係る環境基準の類型指定の状況 ^{注3)}	既存資料	集落・市街地等の位置と各ルート案との位置関係を把握	回避又は通過の状況を整理・比較
自動車の走行による騒音				
自動車の走行による振動				
道路の存在による動物	重要な種の生息地等 ・重要な動物種 ^{注4)} ・注目すべき生息地 ^{注5)}	既存資料	重要な種の生息地等の位置と各ルート案との位置関係を把握	回避又は通過、分断の状況を整理・比較
道路の存在による植物	重要な種・群落の生育地等 ・重要な植物種 ^{注6)}	既存資料	重要な種・群落の生育地等の位置と各ルート案との位置関係を把握	回避又は通過、分断の状況を整理・比較
道路の存在による生態系	生態系の保全上重要であって、まとまって存在する自然環境 ・重要な自然環境のまとまりの場（保安林 ^{注7)} ）	既存資料	生態系の保全上重要であってまとまって存在する自然環境の位置と各ルート案との位置関係を把握	回避又は通過、分断の状況を整理・比較
道路の存在による景観	重要な箇所 ・景観資源 ^{注8)} ・主要な眺望点 ^{注8)}	既存資料	景観資源及び主要な眺望点の位置と各ルート案との位置関係を把握	回避又は通過、分断の状況を整理・比較
道路の存在による人と自然との触れ合いの活動の場	主要な人と自然との触れ合いの活動の場 ^{注9)} の存在	既存資料	主要な人と自然との触れ合いの活動の場の位置と各ルート案との位置関係を把握	回避又は通過、分断の状況を整理・比較

注1) 集落・市街地は、「3D都市モデル（ProjectPLATEAU）広島市（2022年度）」（令和7年（2025年）3月閲覧、国土交通省HP）に基づき設定。

注2) 学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設は、「学校データ（令和3年度）」、「医療機関データ（令和2年度）」、「福祉施設データ（令和3年度）」、「文化施設データ（平成25年度）」（令和7年（2025年）3月閲覧、国土数値情報ダウンロードサービスHP）、「医療情報ネット（ナビイ）」（令和7年（2025年）3月閲覧、厚生労働省HP）に基づき設定。

注3) 騒音に係る環境基準の類型指定の状況は、「用途地域データ（令和元年）」（令和7年（2025年）3月閲覧、国土数値情報ダウンロードサービスHP）に基づき設定。また、振動規制法に係る道路交通振動の要請限度の区域の区分の状況は、「振動規制法（昭和51年）」（令和7年（2025年）3月閲覧）に基づき設定。

注4) 重要な動物種は、表3.1-26に示す選定基準に基づき設定。

注5) 注目すべき生息地は、表3.1-27に示す選定基準に基づき設定。

注6) 重要な植物種は、表3.1-36に示す選定基準に基づき設定。

注7) 保安林は、「森林地域データ（平成27年度）」（令和7年（2025年）3月閲覧、国土数値情報ダウンロードサービスHP）に基づき設定。

注8) 景観資源及び主要な眺望点は、「広島市の美しい保存樹・保存樹林について」（令和7年（2025年）3月閲覧、広島市HP）、「あさみなみ散策マップ～伴・奥畑ルート～」（平成26年（2014年）3月改訂、広島市安佐南区役所地域起こし推進課）、「あさみなみ散策マップ～大塚ルート～」（平成26年（2014年）3月改訂、広島市安佐南区役所地域起こし推進課）、「あさみなみ散策マップ～高取・長楽寺ルート～」（平成27年（2015年）3月改訂、広島市安佐南区役所地域起こし推進課）、「沼田歴史散歩」（平成28年11月、沼田歴史散歩の会）、「広島広域公園」（令和7年（2025年）3月閲覧、広島市HP）、「ひろしま森巡りコース（武田山～火山～丸山～大茶臼山）」（令和7年（2025年）3月閲覧、ひろしま森づくりコミュニティネットHP）、「三滝山（宗箇山）ガイドブックみたきやま」（平成22年（2010年）11月、広島市西区役所区政振興課）に基づき設定。

注9) 人と自然との触れ合いの活動の場は、「あさみなみ散策マップ～大塚ルート～」（平成26年（2014年）3月改訂、広島市安佐南区役所地域起こし推進課）、「広島県の自然歩道」（令和7年（2025年）3月閲覧、広島県HP）、「ひろしま森巡りコース（武田山～火山～丸山～大茶臼山）」（令和7年（2025年）3月閲覧、ひろしま森づくりコミュニティネットHP）に基づき設定。

4.3 計画段階配慮事項に関する調査、予測及び評価の結果

本事業に係る計画段階配慮事項に関する調査は、既存資料に基づき、表 4.2-1 の「検討対象」の位置・分布を把握しました。各案における予測・評価の結果は、表 4.3-1 に示すとおりです。

動物・人と自然との触れ合いの活動の場については、いずれのルート案も環境への影響は同程度と評価します。

大気質・騒音・振動については、いずれのルート案においても影響を与える可能性がありますが、ルート案①の方がルート案②に比べて影響の程度は小さいと評価します。

植物・生態系・景観については、いずれのルート案も影響は小さいと評価します。

なお、これらの各検討対象について、今後の方法書以降の手続きにおいて、必要に応じて適切な環境保全措置を検討します。

これにより、環境への重大な影響を回避又は低減できるものと評価します。

表 4.3-1(1) 複数案での比較評価の結果（大気質）

ルート案①【直結ルート案】	ルート案②【五日市 IC 接続ルート案】
予測地域内には、環境保全上配慮が特に必要な施設や住宅等が存在します。 このため、これらの施設や住宅等では、自動車の走行による大気質への影響が生じる可能性がある」と評価します。	予測地域内には、環境保全上配慮が特に必要な施設や住宅等が存在します。 このため、これらの施設や住宅等では、自動車の走行による大気質への影響が生じる可能性がある」と評価します。 ただし、集落・市街地の分布が比較的多いルート帯であるため、集落・市街地を通過する程度は、ルート案①に比べて大きいと考えられます。

ルート案①の方が環境への影響の程度は小さいと評価します。

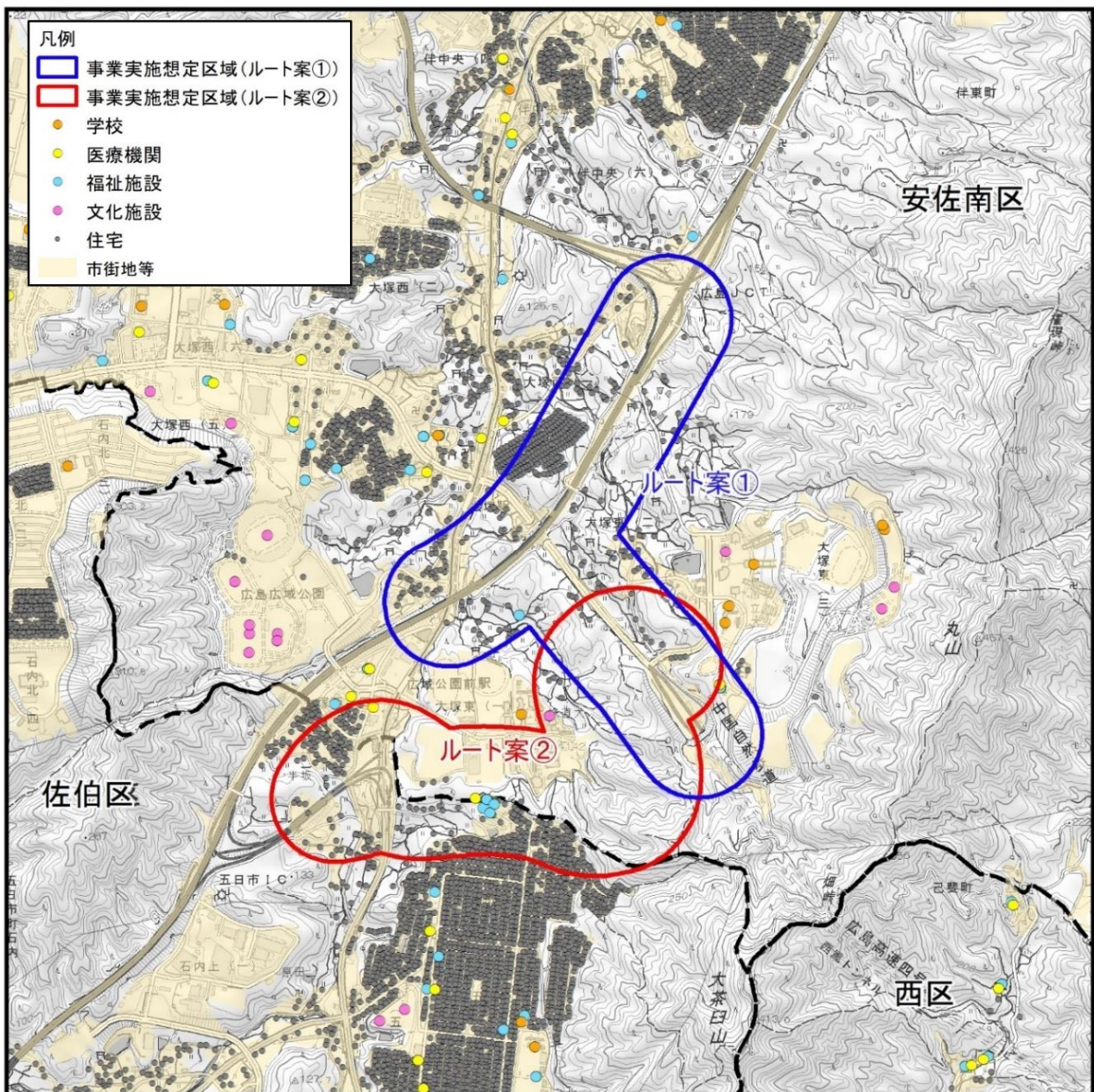


表 4.3-1(2) 複数案での比較評価の結果（騒音）

ルート案①【直結ルート案】	ルート案②【五日市 IC 接続ルート案】
予測地域内には、環境保全上配慮が特に必要な施設や住宅等が存在します。また、環境基準類型 A、B 及び C の指定地域が存在します。 このため、これらの施設や住宅等では、自動車の走行による騒音への影響が生じる可能性があるとして評価します。	予測地域内には、環境保全上配慮が特に必要な施設や住宅等が存在します。また、環境基準類型 A、B 及び C の指定地域が存在します。 このため、これらの施設や住宅等では、自動車の走行による騒音への影響が生じる可能性があるとして評価します。 ただし、集落・市街地の分布が比較的多いルート帯であるため、集落・市街地を通過する程度は、ルート案①に比べて大きいと考えられます。
ルート案①の方が環境への影響の程度は小さいと評価します。	

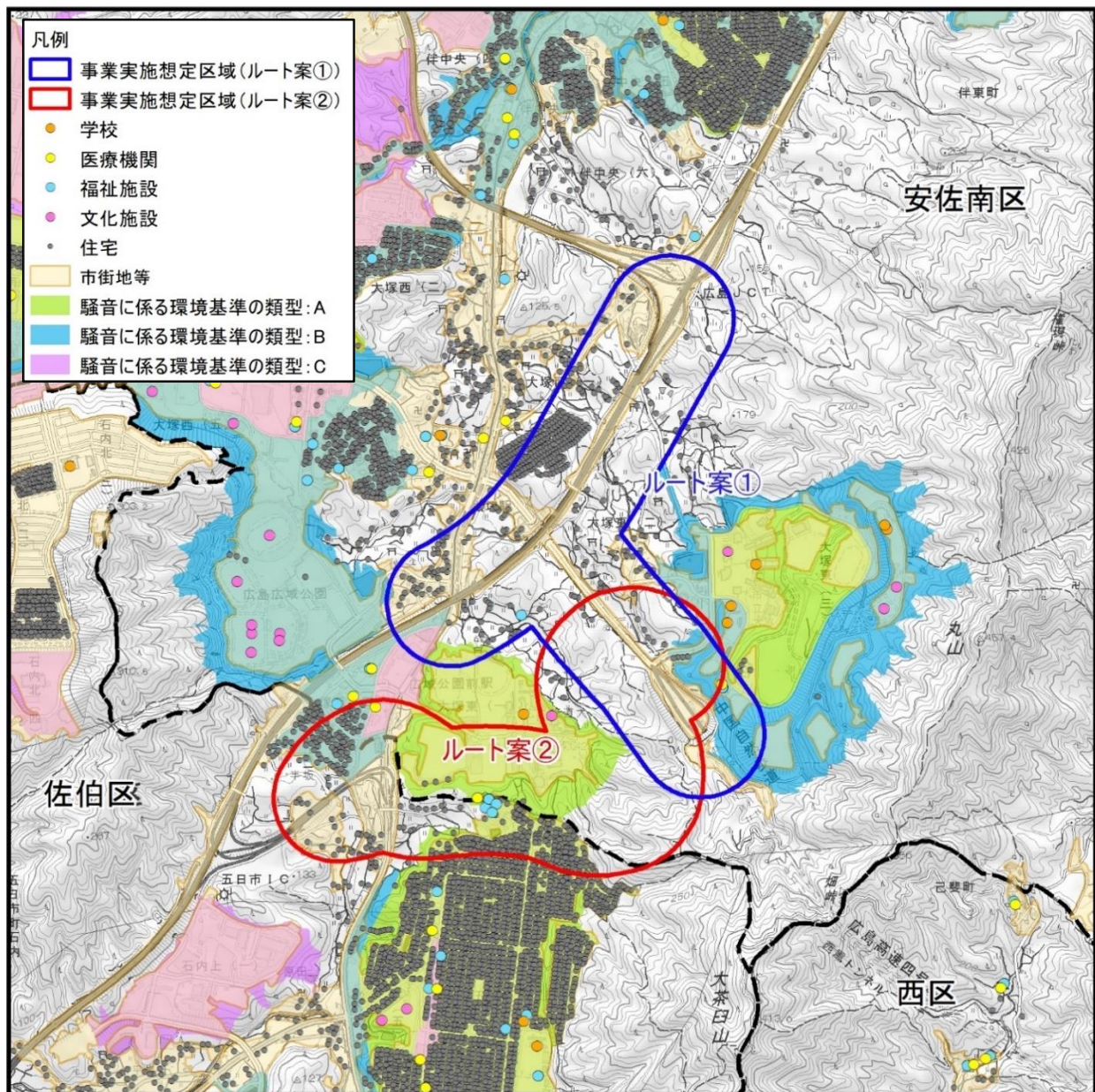


表 4.3-1(3) 複数案での比較評価の結果（振動）

ルート案①【直結ルート案】	ルート案②【五日市 IC 接続ルート案】
予測地域内には、環境保全上配慮が特に必要な施設や住宅等が存在します。また、予測地域の一部分が第1種区域及び第2種区域に該当します。 このため、これらの施設や住宅等では自動車の走行による振動の影響が生じる可能性があるとして評価します。	予測地域内には、環境保全上配慮が特に必要な施設や住宅等が存在します。また、予測地域の半分以上が第1種区域及び第2種区域に該当します。 このため、これらの施設や住宅等では自動車の走行による振動の影響が生じる可能性があるとして評価します。 ただし、集落・市街地の分布が比較的多いルート帯であるため、集落・市街地を通過する程度は、ルート案①に比べて大きいと考えられます。
ルート案①の方が環境への影響の程度は小さいと評価します。	

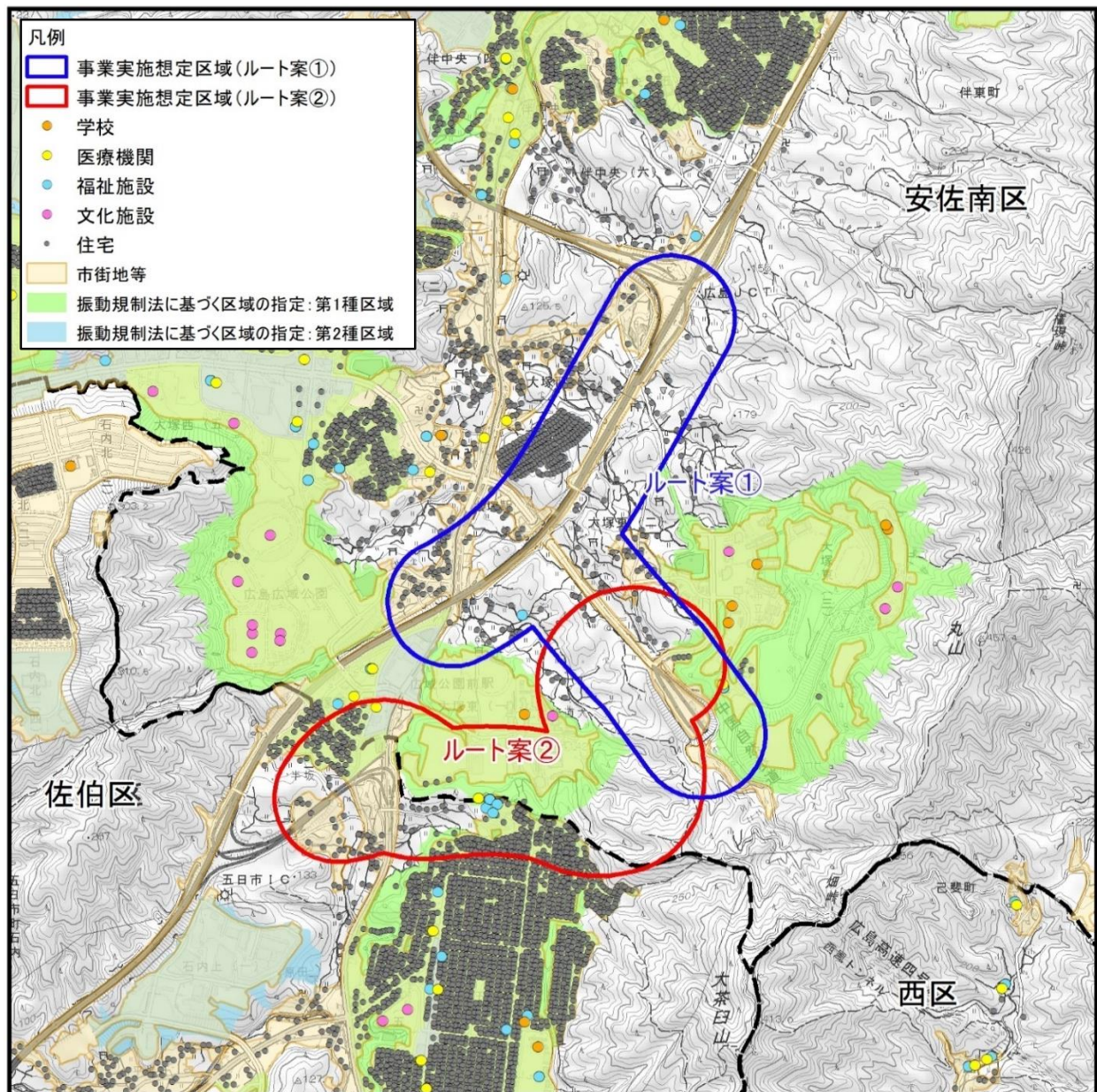
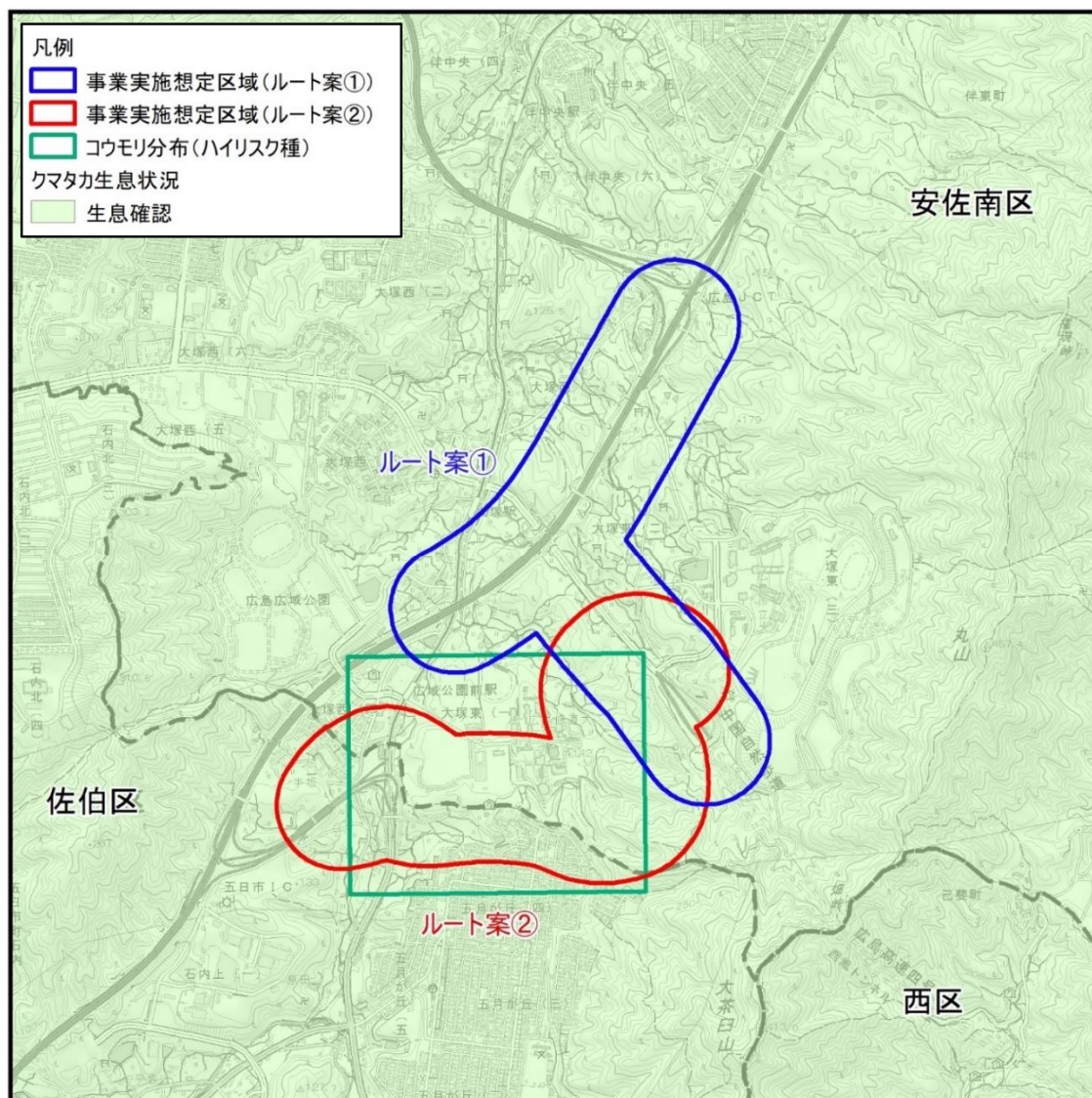


表 4.3-1(4) 複数案での比較評価の結果（動物・植物）

ルート案①【直結ルート案】	ルート案②【五日市 IC 接続ルート案】
【動物】 予測地域内には、動物の注目すべき生息地が分布しています。このため、道路の存在による影響（通過又は分断）が発生する可能性があるとして評価します。 ただし、今後の具体的なルートの位置や道路構造を決定する段階において、動物の生息環境に配慮したルート等を検討することにより、影響低減が可能です。 【植物】 予測地域内において、既存資料からは重要な植物の生育地が確認できませんでした。 このため、道路の存在による影響（通過又は分断）は小さいと評価します。	【動物】 予測地域内には、動物の注目すべき生息地が分布しています。このため、道路の存在による影響（通過又は分断）が発生する可能性があるとして評価します。 ただし、今後の具体的なルートの位置や道路構造を決定する段階において、動物の生息環境に配慮したルート等を検討することにより、影響低減が可能です。 【植物】 予測地域内において、既存資料からは重要な植物の生育地が確認できませんでした。 このため、道路の存在による影響（通過又は分断）は小さいと評価します。
動物については、いずれのルート案も環境への影響が懸念されますが、今後の具体的なルート位置や道路構造の検討により影響低減が可能であるため、各ルート案の影響は同程度であると評価します。 植物については、いずれのルート案も環境への影響は小さいと評価します。	



注) 植物については重要な植物の生息地が確認できませんでした。

表 4.3-1(5) 複数案での比較評価の結果（生態系）

ルート案①【直結ルート案】	ルート案②【五日市 IC 接続ルート案】
予測地域内には、重要な自然環境のまほとまりの場である保安林が僅かに存在します。 このため、道路の存在による影響（通過又は分断）が生じる可能性があると評価します。 ただし、今後の具体的なルートの位置を決定する段階において、保安林をできるだけ回避したルート等を検討することにより、影響低減が可能です。	予測地域内には、重要な自然環境のまほとまりの場は存在しません。 このため、道路の存在による影響（通過又は分断）は小さいと評価します。
ルート案①ではわずかに保安林が存在しますが、今後の具体的なルートの位置を決定する段階において、保安林をできるだけ回避したルート等を検討することにより、いずれのルート案も環境への影響は小さくなると評価します。	

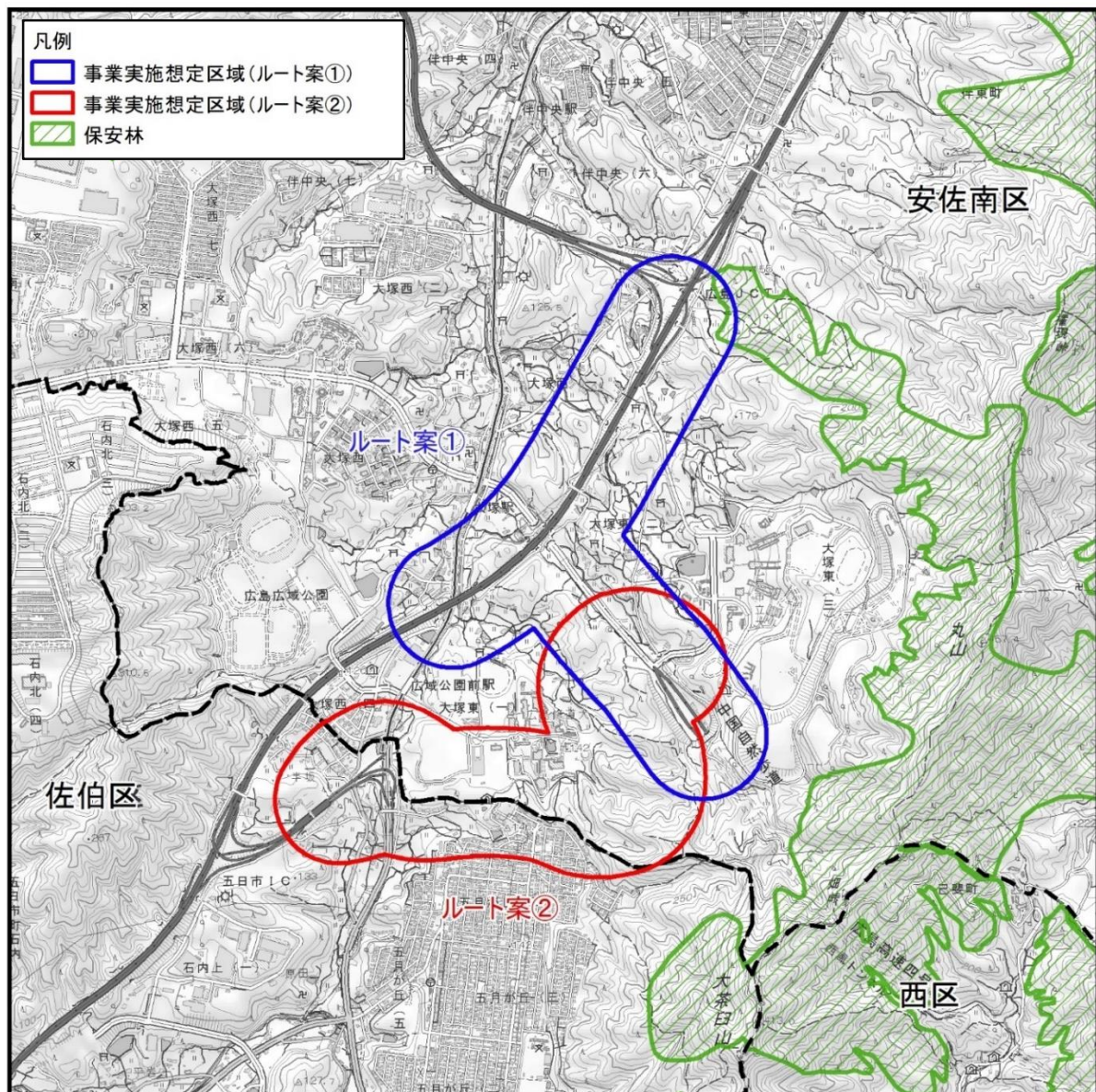


表 4.3-1(6) 複数案での比較評価の結果（景観）

ルート案①【直結ルート案】	ルート案②【五日市 IC 接続ルート案】
予測地域内には、主要な眺望点が存在します。 このため、道路の存在による影響（通過又は分断）が生じる可能性があるとして評価します。 ただし、今後の具体的なルートの位置や道路構造を決定する段階において、主要な眺望点をできるだけ回避したルート等を検討することにより、影響低減が可能です。	予測地域内には、主要な眺望点や景観資源が存在しません。 このため、道路の存在による影響（通過又は分断）は小さいと評価します。
ルート案①では主要な眺望点が存在しますが、今後の具体的なルートの位置や道路構造を決定する段階において、主要な眺望点をできるだけ回避したルート等を検討することにより、いずれのルート案も環境への影響は小さくなると評価します。	

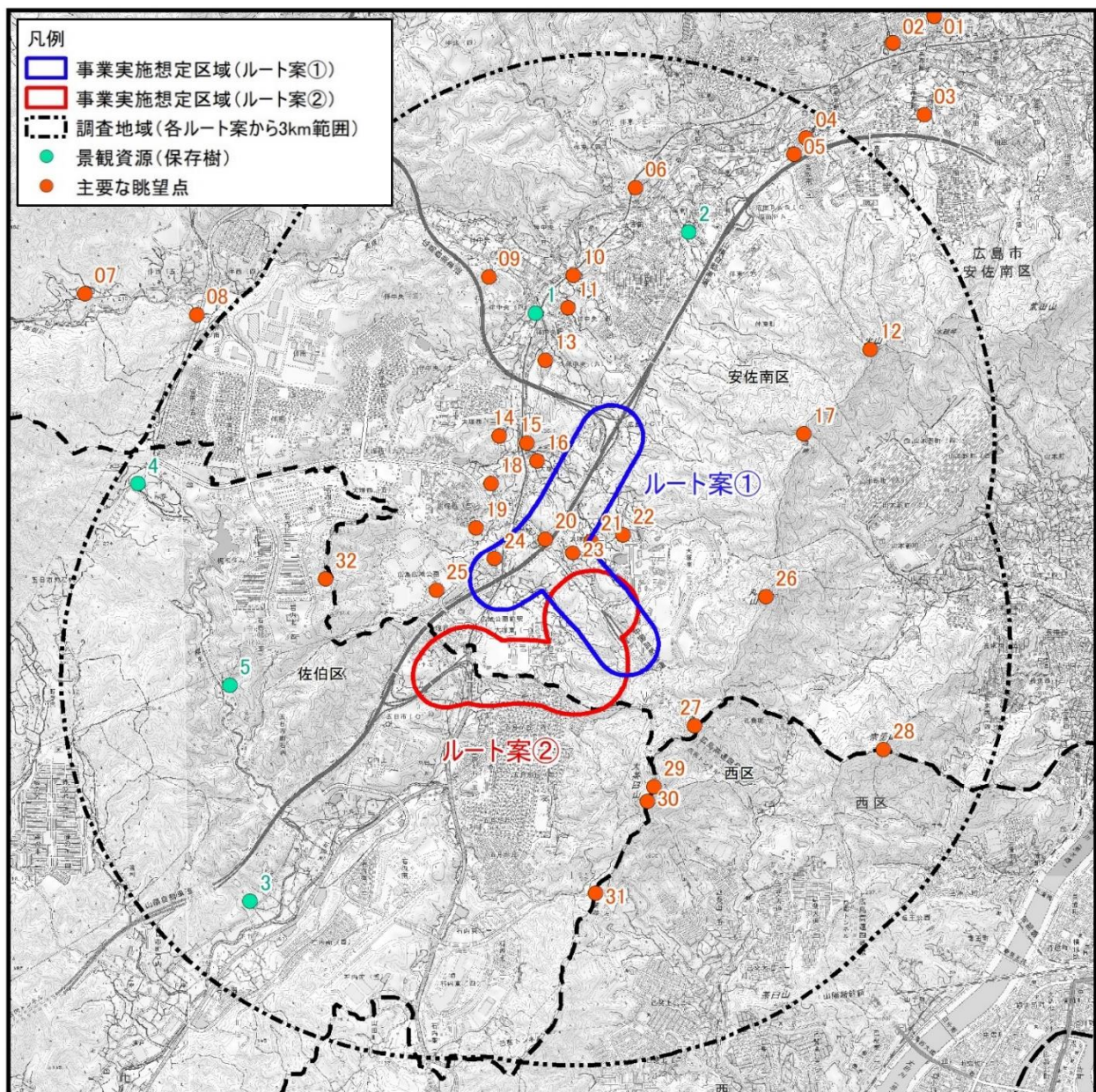
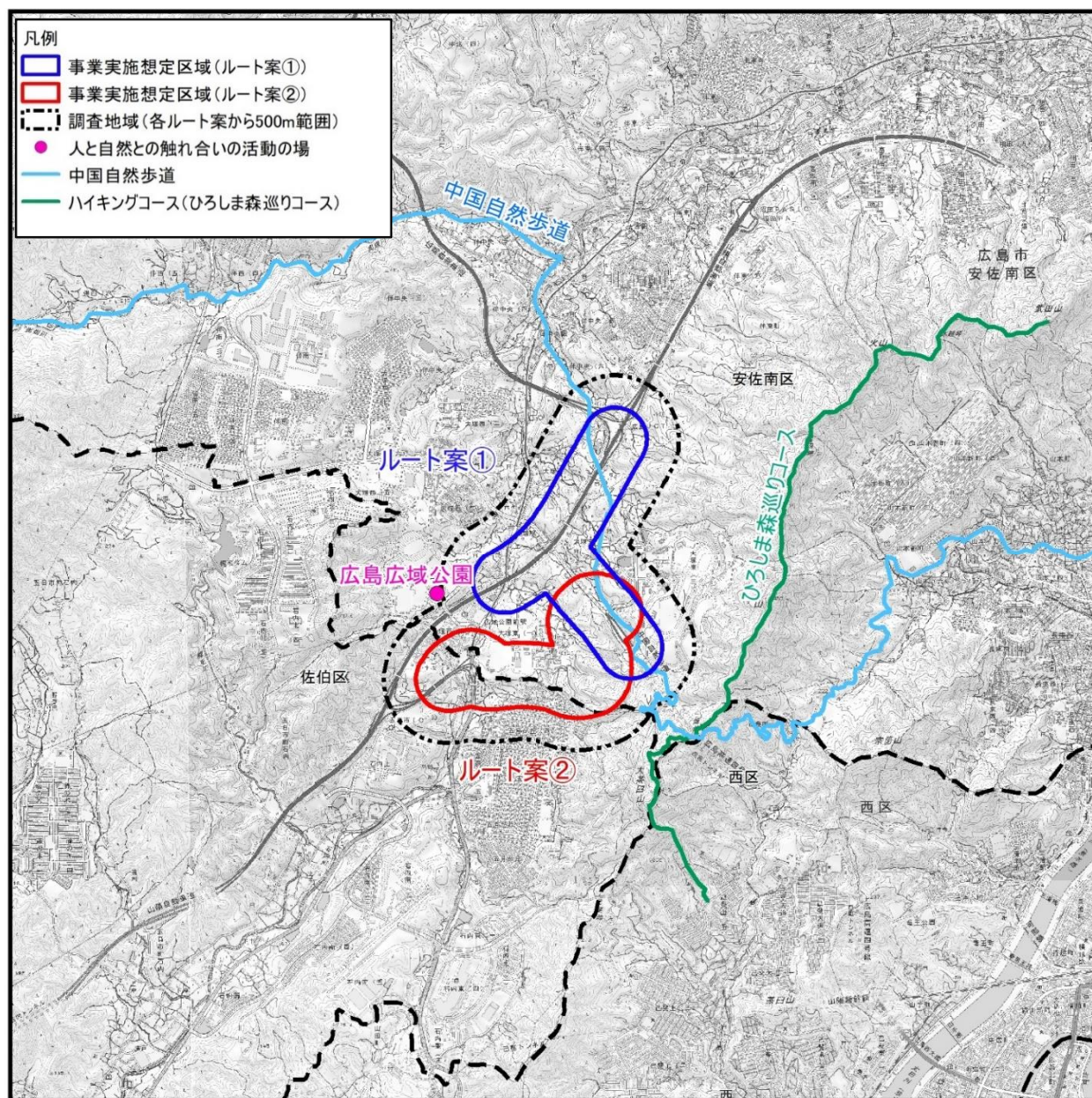


表 4.3-1(7) 複数案での比較評価の結果（人と自然との触れ合いの活動の場）

ルート案①【直結ルート案】	ルート案②【五日市 IC 接続ルート案】
予測地域内に「中国自然歩道」が存在します。 このため、道路の存在による影響（通過又は分断）が生じる可能性があるとして評価します。 ただし、今後の具体的なルートの位置や道路構造を決定する段階において、人と自然との触れ合いの活動の場をできるだけ回避したルート等を検討することにより、影響低減が可能です。	予測地域内に「中国自然歩道」が存在します。 このため、道路の存在による影響（通過又は分断）が生じる可能性があるとして評価します。 ただし、今後の具体的なルートの位置や道路構造を決定する段階において、人と自然との触れ合いの活動の場をできるだけ回避したルート等を検討することにより、影響低減が可能です。
いずれのルート案も環境への影響は同程度と評価します。	



第5章 計画段階環境配慮書についての国土交通大臣意見と都市計画決定権者の見解

環境影響評価法（平成9年法律第81号（平成9年6月13日公布）、最終改正：令和2年法律第41号（令和2年6月10日公布））第3条の6の規定に基づく配慮書についての環境の保全の見地からの国土交通大臣意見とそれに対する都市計画決定権者の見解は、表 5-1 に示すとおりです。

表 5-1(1) 配慮書についての国土交通大臣意見と都市計画決定権者の見解

項目		国土交通大臣意見	都市計画決定権者の見解
総論	(1) 対象事業実施区域等の設定	今後の詳細なルート の位置及び道路構造の検討に当たっては、「2. 各論」での指摘を踏まえつつ、環境の保全上重要な以下の施設等への影響を回避又は極力低減すること。 ア. 学校、病院その他の環境の保全について配慮が特に必要な施設及び住居（以下「住居等」という） イ. 森林法に基づき指定された保安林 ウ. 主要な河川及び取水源 エ. 自然環境保全法に基づく自然環境保全基礎調査の第7回調査（植生調査）において植生自然度が高いとされた植生 オ. 景観資源、主要な眺望点及び人と自然との触れ合いの活動の場	対象道路事業実施区域の設定に当たっては、環境の保全上重要と考えられる施設等（学校、病院その他の環境の保全について配慮が特に必要な施設や住居、森林法に基づき指定された保安林、主要な河川及び取水源、植生自然度が高い植生、景観資源、主要な眺望点及び人と自然との触れ合いの活動の場）について、実行可能な範囲内でできる限り回避又は低減します。 今後の詳細なルート の位置や道路構造の検討に当たっては、環境の保全上重要と考えられる施設等（学校、病院その他の環境の保全について配慮が特に必要な施設や住居、森林法に基づき指定された保安林、主要な河川及び取水源、植生自然度が高い植生、景観資源、主要な眺望点及び人と自然との触れ合いの活動の場）について、実行可能な範囲内でできる限り回避又は低減に努めます。
	(2) 環境影響評価の項目の選定等	本事業に伴い影響を受けるおそれのある大気質、騒音、振動、水質、地形及び地質、動物、植物、生態系、景観、人と自然との触れ合いの活動の場、廃棄物等、その他の環境要素等に係る項目から、環境影響評価の項目を適切に選定すること。 また、今後、本事業において、広島高速4号線への連絡道路が計画されることにより、追加的な環境影響が生ずるおそれがある場合は、連絡道路の存在及び供用を前提とした調査、予測及び評価を行うこと。	環境影響評価の項目は、事業特性及び重要な保全対象を含む地域特性を踏まえ、適切に選定します。 また、今後、本事業の実施に伴い当該道路への連絡道路が計画され、それにより本事業の実施に伴う環境影響に追加的な影響が生じるおそれがある場合は、今後の環境影響評価の手続きにおいて、連絡道路の存在及び供用を前提とした調査、予測及び評価を行います。
	(3) 地域住民等への説明及び関係機関との連携	本事業は、市街地及びその周辺において、長期間にわたる工事の実施が想定されることから、本事業の実施に伴う環境影響及び環境保全措置の内容について、地域住民等に対し丁寧かつ十分に説明すること。 また、本事業の実施に当たっては、関係機関と調整を十分に行った上で、方法書以降の環境影響評価手続を実施すること。	今後の環境影響評価手続において、本事業の実施に伴う環境影響及び環境保全措置の内容について、地域住民等に対し丁寧かつ十分に説明するとともに、関係機関と調整を十分に行います。

表 5-1(2) 配慮書についての国土交通大臣意見と都市計画決定権者の見解

項目		国土交通大臣意見	都市計画決定権者の見解
各論	(1) 大気環境	事業実施想定区域（以下「想定区域」という。）及びその周辺には、住居等が複数存在しており、案②「五日市 IC 接続ルート案」は、案①「直結ルート案」に比べ、住居等が比較的多いルート帯であるため、自動車の走行による大気質への影響並びに騒音及び振動の増加による住居等への影響が生じることが懸念される。このため、詳細なルートの位置及び道路構造の検討に当たっては、大気質、騒音及び振動による影響を回避又は極力低減するよう慎重に検討すること。	今後の詳細なルートの位置及び道路構造の検討に当たっては、大気質、騒音及び振動による影響を回避又は極力低減するよう慎重に検討します。
	(2) 水環境	想定区域及びその周辺には、砂防法に基づき指定された砂防指定地、山地災害危険地区調査要領に基づき指定された山腹崩壊危険地区、森林法に基づき指定された土砂流出防備保安林等の土地の改変に慎重を要する地域が存在していることから、特にこれらの地域において、土地の改変等に伴う土砂及び濁水の流出、地下水等の水量の減少又は枯渇等の水環境への影響が懸念される。このため、土工部及び橋梁部においては、土工量を抑制するルートの位置及び構造を検討することにより、土地の改変に伴う土砂及び濁水の流出による水環境への影響を回避又は極力低減すること。また、トンネル構造を採用する場合は、地下水等の坑内への流出、トンネル内への漏水等による地下水等の減少又は枯渇等の影響を回避又は極力低減するため、地下水等の位置、使用状況等を十分調査するとともに、適切に予測及び評価を実施すること。	今後の詳細なルートの位置及び道路構造の検討に当たっては、土工量を抑制するよう配慮し、土地の改変に伴う土砂及び濁水の流出による水環境への影響を回避又は極力低減します。 なお、道路構造は、地表式（盛土構造、切土構造）、嵩上式（高架構造、盛土構造）を計画しており、トンネル構造の計画はありません。
	(3) 動植物及び生態系	想定区域及びその周辺には、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成 4 年法律第 75 号）に基づき国内希少野生動植物種に指定されているクマタカ、「環境省レッドリスト 2020」で絶滅危惧Ⅱ類に分類されているサシバ等の重要な動物の生息が確認されているほか、自然環境保全法に基づく自然環境保全基礎調査の第 7 回調査（植生調査）において自然度が高いとされた植生が存在していることに加え、森林法に基づき指定された保安林が存在している。このため、詳細なルートの位置及び道路構造の検討に当たっては、重要な動植物の生息及び生育地に十分配慮するとともに、直接改変を回避又は極力低減すること。また、専門家等からの助言を踏まえて調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ環境保全措置を検討すること。	今後の詳細なルートの位置や道路構造の検討に当たっては、重要な動植物の生息及び生育地に十分配慮します。 また、今後の環境影響評価の手続きにおいて、必要に応じ、専門家等からの助言を踏まえて調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ環境保全措置の検討を行います。
	(4) 人と自然との触れ合いの活動の場	想定区域及びその周辺には、中国自然歩道が存在し、人と自然との触れ合いの活動の場への影響が懸念される。このため、詳細なルート及び道路構造の検討に当たっては、中国自然歩道の直接改変を回避又は極力低減するとともに、工事期間中を含め、人と自然との触れ合いの活動の場の機能を低下させないよう配慮すること。	今後の詳細なルートの位置や道路構造の検討に当たっては、中国自然歩道の直接改変を回避又は極力低減するとともに、工事期間中を含め、人と自然との触れ合いの活動の場の機能を低下させないよう配慮します。

表 5-1 (3) 配慮書についての国土交通大臣意見と都市計画決定権者の見解

項目		国土交通大臣意見	都市計画決定権者の見解
(5) 廃棄物等	ア 廃棄物について 本事業の実施により多くの廃棄物が発生するおそれがある。このため、今後の事業計画の検討に当たっては、本事業の実施に伴い発生する廃棄物の発生量を極力抑制すること。 また、やむを得ず発生する廃棄物については、可能な限り再生利用を図るなど適正な処理を行う計画とすること。	今後の事業計画の検討に当たっては、本事業の実施に伴い発生する廃棄物の発生量を極力抑制します。 また、やむを得ず発生する廃棄物については、可能な限り再生利用を図るなど適正な処理を行う計画を立案します。	
	イ 建設発生土について 本事業の実施に伴う土地改変、掘削等により多くの建設発生土が発生するおそれがある。このため、詳細なルートの位置及び道路構造の検討に当たっては、土工量を抑制する位置、工法の採用等により土量バランスを考慮した上で、建設発生土の発生量を極力抑制すること。 また、やむを得ず発生する建設発生土については、可能な限り再生資源として利用を図るなど適正な処理を行う計画とすること。	今後の詳細なルートの位置及び道路構造の検討に当たっては、土工量を抑制する位置、工法の採用等により土量バランスを考慮した上で、建設発生土の発生量を極力抑制します。 また、やむを得ず発生する建設発生土については、可能な限り再生資源として利用を図るなど適正な処理を行う計画を立案します。	
(6) 温室効果ガス等	今後の事業計画の具体化に当たっては、2050年カーボンニュートラル実現を目指し、「地球温暖化対策計画」等を踏まえつつ、省エネルギー性能の高い機器の活用等による工事中の排出削減対策、道路照明のLED化等の省エネ設備の導入、道路空間への再生可能エネルギーの導入等により、温室効果ガス等の排出削減に資するものとなるよう検討すること。	今後の事業計画の具体化に当たっては、省エネルギー性能の高い機器の活用等による工事中の排出削減対策、道路照明のLED化等の省エネ設備の導入等により、温室効果ガス等の排出削減に資するものとなるよう検討します。	

第6章 計画段階環境配慮書についての意見と都市計画決定権者の見解

6.1 一般の環境の保全の見地からの意見と都市計画決定権者の見解

広島高速4号線延伸事業（都市計画道路広島西風新都線）の計画段階環境配慮書に対する一般の環境の保全の見地からの意見の提出はありませんでした。

6.2 関係する地方公共団体の長からの意見と都市計画決定権者の見解

「環境影響評価法」（平成9年法律第81号（平成9年6月13日公布）、最終改正：令和2年法律第41号（令和2年6月10日公布））第3条の7の規定に基づき、配慮書について広島県知事、広島市の市長に意見聴取を実施しました。配慮書についての環境の保全の見地からの広島県知事からの意見とそれに対する都市計画決定権者の見解は表 6.2-1、広島市長からの意見とそれに対する都市計画決定権者の見解は表 6.2-2 に示すとおりです。

表 6.2-1 配慮書についての広島県知事からの意見とそれに対する都市計画決定権者の見解

No.	広島県知事からの意見	都市計画決定権者の見解
1	1. 全体的事項 ○本事業は、広島高速4号線と山陽自動車道を連結する大規模な工事であり、土地の造成及び道路の建設工事等の実施及び施設の供用にあたって、地域環境に対して影響を及ぼす可能性があるため、今後のルート選定、道路構造の検討及び環境影響評価の実施にあたっては、過去の環境データを積極的に活用すること等により、環境への影響を回避・低減すること。	今後の環境影響評価の手続きにおいて、最新の知見や専門家等の意見等を踏まえ、具体的なルート位置や道路構造を決定する段階で調査、予測、評価を行い、必要に応じて環境保全措置等の配慮を行います。
2	○環境影響評価方法書（以下「方法書」という。）においては、計画段階配慮事項に係る各環境要素における予測・評価の結果を踏まえて、ルートを選定した根拠を詳細に記載すること。	ルートの選定理由について、方法書に記載します。
3	○土地の造成及び道路の建設工事等の実施及び施設の供用にあたって、地域環境に対して影響を及ぼす可能性があるため、今後のルート選定、道路構造の検討及び環境影響評価の実施にあたっては、以下の措置を適切に講じることにより、環境への影響を回避・低減すること。	今後の環境影響評価の手続きにおいて、環境への影響については、適切に調査、予測及び評価を行った上で、必要に応じて環境保全措置等の配慮を行います。
4	2. 個別的事項 (1) 大気質、騒音、振動 事業実施想定区域及びその周辺には、環境保全上特に配慮が必要な施設が存在し、また、住宅等が立地していることから、周辺の主要道路を含めてその影響について考慮すること。	今後の環境影響評価の手続きにおいて、大気質、騒音及び振動への影響については、適切に調査、予測及び評価を行った上で、できる限り回避・低減します。
5	(2) 動物、植物、生態系 ○事業実施想定区域及びその周辺は、重要な動物の生息地が分布すると予測され、重要な動物が確認されていることから、方法書以降の手続きにおいては、住民や専門家の意見を十分に聴取し、重要な動物等、植物及び生態系を含め、適切な調査、予測及び評価を行うこと。	今後の環境影響評価の手続きにおいて、最新の知見や専門家等の意見等を踏まえ、具体的なルート位置や道路構造を決定する段階で調査、予測、評価を行い、必要に応じて環境保全措置等の配慮を行います。
6	○事業実施想定区域及びその周辺には保安林が存在するため、今後の具体的なルートの位置を決定する段階において、保安林をできるだけ回避したルートを検討し、環境への影響を小さくすること。	具体的なルートの位置や道路構造を決定する段階において、できる限り回避・低減されるように取り組みます。なお、回避が困難又は、必ずしも十分に低減されないおそれのある場合には、今後の環境影響評価の中で適切に調査・予測・評価を行い、必要に応じて環境保全措置等の配慮を行います。
7	(3) 景観 事業実施想定区域及びその周辺には、主要な眺望点や景観資源が分布していることから、眺望点からの景観や、文化財等と一体となった地域景観への調和について配慮すること。	今後の環境影響評価の手続きにおいて、景観への影響については、適切に調査、予測及び評価を行った上で、必要に応じて環境保全措置等の配慮を行います。
8	(4) 人と自然との触れ合いの活動の場 事業実施想定区域及びその周辺には、中国自然歩道が存在し、道路の存在による影響が生じる可能性があると考えられるため、配慮すること。	今後の環境影響評価の手続きにおいて、人と自然との触れ合いの活動の場への影響については、適切に調査、予測及び評価を行った上で、必要に応じて環境保全措置等の配慮を行います。

表 6.2-2 配慮書についての広島市長からの意見とそれに対する都市計画決定権者の見解

No.	広島市長からの意見	都市計画決定権者の見解
1	1. 全体的事項 (1)環境影響評価方法書の作成に当たっては、使用する用語や表現は住民等にわかりやすいものとなるよう努め、専門用語を用いる場合は用語の解説を記載すること。	方法書の巻末に専門用語の用語集を作成します。
2	(2)本事業を進めるに当たっては、住民等に対し十分な説明を行うとともに、住民等の疑問や意見を積極的に聴取し、誠意をもって対応すること。	今後の事業の実施にあたっては、事業計画や本事業の実施に伴う環境影響、環境保全措置等の内容について、積極的な情報提供と丁寧な説明に努めます。
3	2. 個別的事項 (1)騒音について 本事業計画の更なる検討に当たっては、事業実施想定区域内に新たに造成された住宅地への影響も適切に配慮して行うとともに、検討の経緯及び内容について、環境影響評価方法書に適切に記載すること。 また、具体的なルートの設定に当たっては、事業実施に伴う環境への影響について適切に調査、予測及び評価を行い、環境影響が回避又は十分に低減されるよう必要な環境保全措置を検討すること。	事業実施に向けては、本事業の目的を勘案しつつ、騒音への影響について、適切に配慮するとともに、経緯及び内容をできる限り図書に記載します。 また、今後の環境影響評価の手続きにおいて、騒音への影響については、適切に調査、予測及び評価を行った上で、必要に応じて環境保全措置等の配慮を行います。
4	(2)動物及び植物について ア 環境影響評価方法書以降の手続で作成する図書について、現地調査の可否を適切に判断できるよう、文献調査による動物及び植物の確認種リスト等の記載と併せて、当該動物及び植物の確認場所等の位置情報の解像度も記載すること。	当該動物及び植物の確認場所等の位置情報の解像度については、重要な種の確認場所が特定される可能性があることから記載はしないものの、位置情報の把握に努めるとともに、技術手法等を参考に現地調査の可否を適切に判断します。
5	イ 事業実施想定区域を流下する大塚川及びその支川については、その下流部の安川及び古川での確認状況を踏まえると、国の特別天然記念物であるオオサンショウウオの生息の可能性が考えられる。このため、環境影響評価方法書以降の手続において、調査、予測及び評価並びに環境保全措置の検討を適切に行うことにより、オオサンショウウオの生息環境への配慮を行うこと。	環境影響評価方法書以降の手続きにおいて、オオサンショウウオへの影響について、適切に調査、予測及び評価を行った上で、必要に応じて環境保全措置等の配慮を行います。
6	(3)人と自然との触れ合いの活動の場について 環境影響評価方法書以降の手続において、対象事業実施区域に河川が含まれる場合は、市民が川辺で水に親しめる環境に配慮するといった観点も含め、調査、予測及び評価並びに環境保全措置の検討を適切に行うこと。	今後の環境影響評価の手続きにおいて、人と自然との触れ合いの活動の場への影響については、適切に調査、予測及び評価を行った上で、必要に応じて環境保全措置等の配慮を行います。

第7章 都市計画対象道路事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法

7.1 専門家等による技術的助言

環境影響評価項目並びに調査、予測及び評価の手法の選定にあたり、専門家等の助言を受けており、その専門家等の専門分野及び助言内容については、表 7.1-1 に示すとおりです。

表 7.1-1 専門家等の専門分野、助言内容

項目		専門分野	技術的助言の内容
動物、植物、生態系	哺乳類、両生類、爬虫類、魚類、底生動物	哺乳類、両生類、爬虫類、魚類、淡水性貝類	・方法書案の環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法について異論なし。 ・山際の湿地帯では、重要な両生類が産卵場として利用している可能性があることから、現地調査時には留意すること。 ・オオサンショウウオが確認された場合は、外来のオオサンショウウオである可能性があるため、DNA 分析により由来を確認すること。
	鳥類	鳥類・猛禽類	・方法書案の環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法について異論なし。 ・本事業は、鳥類に対する大きな懸念はないと考えている。
	底生動物、昆虫類	昆虫類	・方法書案の環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法について異論なし。 ・底生動物では、コンクリート三面張りの河川においても、トンボ類の生息場として機能していることから、調査対象とすること。 ・コウモリ類を対象とした夜間調査時に、クツワムシやカヤキリの鳴き声を確認すること。 ・当該地では、里山環境を指標するトンボ類やチョウ類、コウチュウ類等が生息している可能性が考えられることから、現地調査や予測・評価時に留意すること。
	植物・生態系	植物	・方法書案の環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法について異論なし。 ・谷奥にある水田地帯では、重要な種が生育している可能性があることから、現地調査時には留意すること。 ・当該地域は、サンヨウアオイとミヤコアオイの分布境界付近に位置するため、同定には留意すること。

注) 大気質、騒音、振動等については、数値計算により定量的な予測が可能であり、法令等で定められた基準や既存資料に基づく参考指標等との比較により評価することができるため、専門家等へのヒアリングは行っていません。

7.2 環境影響評価の項目

本事業に係る環境影響評価の項目について、「道路事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令」（平成10年建設省令第10号（平成10年6月12日公布）、最終改正：令和元年国土交通省令第20号（令和元年6月28日公布））及び「道路が都市施設として都市計画に定められる場合における当該都市施設に係る道路事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令」（平成10年建設省令第19号（平成10年6月12日公布）、最終改正：令和元年国土交通省令第20号（令和元年6月28日公布））（以下、「国土交通省令」という）、「道路環境影響評価の技術手法（平成24年度版）」（平成25年（2013年）3月、国土交通省国土技術政策総合研究所・独立行政法人土木研究所）及び「国土技術政策総合研究所資料第1124号道路環境影響評価の技術手法4.騒音4.1自動車の走行に係る騒音（令和2年度版）」（以下、「技術手法」という）、「技術指針」（平成11年6月1日広島市公告、最終改正：令和3年10月1日）を参考のうえ、配慮書での検討結果、事業特性、地域特性及び専門家等による技術的助言を踏まえて検討し、環境影響評価を行う項目を選定しました。

本事業における環境影響評価項目の選定結果及び選定理由は、表7.2-1に示すとおりです。

環境影響評価項目の選定の結果、環境影響評価を行う項目は、大気質、騒音、振動、低周波音、水質、地下水汚染、日照障害、電波障害、動物、植物、生態系、景観、人と自然との触れ合いの活動の場、文化財、廃棄物等に係る項目を選定しました。

表 7.2-1 本事業における環境影響評価項目の選定結果及び選定の理由

影響要因の区分				工事の実施				存在		供用		事業特性・地域特性を踏まえた項目選定の理由	
				建設機械の稼働	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	既存の工作物の除去	切土工等又は設置	工事施工ヤードの設置	工事用道路等の設置	道路（地表式又は掘割式）の存在	道路（嵩上式）の存在		自動車の走行
環境要素の区分													
環境の自然的構成要素の良好な状態の保持	大気環境	大気質	窒素酸化物 浮遊粒子状物質	●	●					○		対象道路事業実施区域周辺には、住居等が存在し、工事の実施（建設機械の稼働、資材及び機械の運搬に用いる車両の運行）及び供用後の自動車の走行に係る二酸化窒素、浮遊粒子状物質の影響が考えられるため、項目として選定します。また、計画段階環境配慮書では、文献調査に基づく検討であったため、更に詳細な検討を行う必要があることから選定します。	
			粉じん等	○	○							対象道路事業実施区域周辺には、住居等が存在し、工事の実施（建設機械の稼働、資材及び機械の運搬に用いる車両の運行）に係る粉じん等の影響が考えられるため、項目として選定します。	
			有害物質									対象道路事業では、有害物質を発生させるような施設を整備しないことから、項目として選定しません。	
		騒音	騒音	○	○					○		対象道路事業実施区域周辺には、住居等が存在し、工事の実施（建設機械の稼働、資材及び機械の運搬に用いる車両の運行）及び供用後の自動車の走行に係る騒音、振動の影響が考えられるため、項目として選定します。また、計画段階環境配慮書では、文献調査に基づく検討であったため、更に詳細な検討を行う必要があることから選定します。	
		振動	振動	○	○					○			
		悪臭	悪臭									対象道路事業では、悪臭を発生させるような施設を整備しないことから、項目として選定しません。	
		その他	低周波音							●		対象道路事業実施区域周辺には、住居等が存在し、計画路線のうち一部の区間について道路構造を嵩上式とする計画であり、供用後の自動車の走行に係る低周波音の影響が考えられるため、項目として選定します。	
	水環境	水質	水の汚れ									×	対象道路事業では、休憩所を設置しないため、項目として選定しません。
			水の濁り				●					×	対象道路事業実施区域周辺には、河川等の公共用水域が存在し、工事の実施（切土工等又は既存の工作物の除去、工事施工ヤードの設置、工事用道路等の設置）に係る濁水の影響が考えられるため、項目として選定します。本事業では、休憩所を設置しないため、休憩所の供用に係る濁水については、項目として選定しません。
			富栄養化										対象道路事業では、公共用水域において富栄養化を発生させるような汚水の排水はないため、項目として選定しません。
			溶存酸素										対象道路事業では、公共用水域において溶存酸素を低下させるような汚水の排水はないため、項目として選定しません。
			有害物質										対象道路事業では、公共用水域に有害物を排水するような施設を整備しないため、項目として選定しません。
			水温										対象道路事業では、温水を排水するような施設を整備しないため、項目として選定しません。
		底質	底質										対象道路事業では、河川の改修を実施しない計画であるため、項目として選定しません。
		地下水汚染	地下水汚染			●							対象道路事業に係る工事の実施（切土工等又は既存の工作物の除去）により地下水への影響が考えられるため、項目として選定します。
		水象	水源										対象道路事業では、水源周辺の改修を実施しない計画であるため、項目として選定しません。
			河川流、湖沼										対象道路事業では、河川及び湖沼の改修を実施しない計画であるため、項目として選定しません。
			地下水、湧水			●			●				対象道路事業に係る工事の実施（切土工等又は既存の工作物の除去）及び道路（嵩上式）の存在により地下水への影響が考えられるため、項目として選定します。
			海域										対象道路事業では、海岸の改修や海面埋立等の工事を実施しない計画であるため、項目として選定しません。
			水辺環境										対象道路事業では、水辺環境の改修を実施しない計画であるため、項目として選定しません。
	土壌環境	地形・地質	現況地形・地質等				×		×			対象道路事業実施区域周辺には、重要な地形・地質が存在しないため、項目として選定しません。	
		地盤沈下	地盤沈下									対象道路事業実施区域周辺は、軟弱地盤ではなく、対象道路事業の実施による地盤沈下の影響は小さいと考えられるため、項目として選定しません。	
		土壌汚染	土壌汚染									対象道路事業実施区域周辺は、土壌汚染対策法に基づく指定区域ではなく、有害物質を取り扱う施設も立地していないため、項目として選定しません。	
	その他の環境	日照阻害	日照阻害						○			対象道路事業実施区域周辺には、住居等が存在し、計画路線のうち一部の区間について道路構造を嵩上式とする計画であり、供用後の道路（嵩上式）の存在に係る日照阻害の影響が考えられるため、項目として選定します。	
		電波障害	電波障害						●			対象道路事業実施区域周辺には、住居等が存在し、計画路線のうち一部の区間について道路構造を嵩上式とする計画であり、供用後の道路（嵩上式）の存在に係る電波障害の影響が考えられるため、項目として選定します。	
		風害	風害									対象道路事業では、換気塔のような高層建築物を整備しない計画であるため、項目として選定しません。	
		反射光	反射光									対象道路事業では、光を反射させるような施設を整備しない計画であるため、項目として選定しません。	
生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全	動物	重要な種及び注目すべき生息地	●				○				対象道路事業実施区域周辺には、重要な種及び注目すべき生息地が確認されており、工事の実施（建設機械の稼働、工事施工ヤードの設置、工事用道路等の設置）及び供用後の道路（地表式、嵩上式）の存在に係る動物への影響が考えられるため、項目として選定します。また、計画段階環境配慮書では、文献調査に基づく検討であったため、更に詳細な検討を行う必要があることから選定します。		
	植物	重要な種及び群落				○		○			対象道路事業実施区域周辺には、植物の重要な種及び群落が確認されており、地域を特徴づける生態系が存在します。工事の実施（工事施工ヤードの設置、工事用道路等の設置）及び供用後の道路（地表式、嵩上式）の存在に係る植物、生態性への影響が考えられるため、項目として選定します。また、計画段階環境配慮書では、文献調査に基づく検討であったため、更に詳細な検討を行う必要があることから選定します。		
	生態系	地域を特徴づける生態系				○		○					
人と自然との豊かな触れ合いの確保	景観	主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観						○			対象道路事業実施区域周辺には、主要な眺望点、景観資源及び眺望景観や主要な人と自然との触れ合いの活動の場が存在しており、工事の実施（工事施工ヤードの設置、工事用道路等の設置）に係る主要な人と自然との触れ合いの活動の場への影響が考えられるため、項目として選定します。また、供用後の道路（地表式、嵩上式）の存在により、対象道路事業実施区域周辺における不特定多数の人が利用する地域の主要な眺望点、景観資源及び眺望景観や主要な人と自然との触れ合いの活動の場への影響が考えられるため、項目として選定します。なお、計画段階環境配慮書では、文献調査に基づく検討であったため、更に詳細な検討を行う必要があることから選定します。		
	人と自然との触れ合いの活動の場	主要な人と自然との触れ合いの活動の場				●		○					
	文化財	文化財				●					対象道路事業実施区域周辺には、文化財が確認されており、工事の実施（建設機械の稼働、工事施工ヤードの設置、工事用道路等の設置）に係る文化財への影響が考えられるため、項目として選定します。		
環境への負荷	廃棄物等	廃棄物			○						対象道路事業に係る工事の実施（切土工等又は既存の工作物の除去）により、廃棄物の発生が考えられるため、項目として選定します。		
		残土			●						対象道路事業に係る工事の実施（切土工等又は既存の工作物の除去）により、残土の発生が考えられるため、項目として選定します。		
	温室効果ガス等	二酸化炭素									対象道路事業では、二酸化炭素の影響の程度がきわめて小さいと考えられるため、項目として選定しません。		
		その他の温室効果ガス									対象道路事業では、その他の温室効果ガスを発生させるような施設を整備しないことから、項目として選定しません。		
		オゾン層破壊物質									対象道路事業では、オゾン層破壊物質を発生させるような施設を整備しないことから、項目として選定しません。		
一般環境中の放射性物質	放射線の量	空間線量率									対象道路事業は、放射線量を増加させるような事業ではないため、項目として選定しません。		
		放射能濃度											

注 1) 表中の“○”は技術手法に係る参考項目であり、対象道路事業においても環境影響評価項目として選定した項目、“×”は技術手法に係る参考項目ですが、対象道路事業による影響がないことから環境影響評価項目として選定しない項目、“●”は技術手法に係る参考項目ではありませんが、事業特性、地域特性から環境影響評価項目として選定した項目、空欄は技術指針に示されている環境要素ですが、対象道路事業による影響がない又は小さいことから環境影響評価項目として選定しない項目、太枠は計画段階環境配慮書で選定された計画段階配慮事項に準ずる項目を示します。

注 2) この表において各用語の定義は、以下に示すとおりです。

- ・「粉じん等」とは、粉じん、ばいじん及び自動車の運行又は建設機械の稼働に伴い発生する粒子状物質をいいます。
- ・「重要な種」及び「重要な種及び群落」とは、それぞれ学術上又は希少性の観点から重要なものをいいます。また、「注目すべき生息地」とは、学術上若しくは希少性の観点から重要である生息地又は地域の象徴であることその他の理由により注目すべき生息地をいいます。
- ・「主要な眺望点」とは、不特定かつ多数の者が利用している景観資源を眺望する場所をいいます。また、「主要な眺望景観」とは、主要な眺望点から景観資源を眺望する場合の眺望される景観をいいます。
- ・「主要な人と自然との触れ合いの活動の場」とは、不特定かつ多数の者が利用している人と自然との触れ合いの活動の場をいいます。
- ・「切土工等」とは、切土をする工事その他の相当量の建設発生土又は汚泥を発生させる工事をいいます。また、「工事施工ヤード」とは、工事中の作業に必要な区域として設置される区域をいいます。

7.3 調査、予測及び評価の手法

選定した調査、予測及び評価の手法並びにその理由は、表 7.3-1 に示すとおりです。

表 7.3-1(1) 選定した調査、予測及び評価の手法並びにその選定理由

環境要素 の大区分	項目		当該項目に関連する 事業特性	当該項目に関連する 地域特性	手法			手法の選定理由
	環境要素 の区分	影響要因 の区分			調査の手法	予測の手法	評価の手法	
大気質	二酸化窒素 及び浮遊粒 子状物質	工事の実施 (建設機械の 稼働)	土地の形状の変更あ るいは工作物の新設を 行うための工事が実施 されます。 工事の実施に伴う建 設機械の稼働により、二 酸化窒素、浮遊粒子状物 質の影響が考えられま す。	1. 住居等の保全対象の配置の状況 対象道路事業実施区域には、医療 機関が1箇所存在します。 また、住居等が点在しており、山 陽自動車道の北西側には住宅団地 (グリーンフォートみそら)が整備 されています。 主要地方道広島湯来線沿いには 集落・市街地が形成されています。	1. 調査すべき情報 1) 二酸化窒素の濃度の状況 2) 浮遊粒子状物質の濃度の状況 3) 気象(風向、風速)の状況 2. 調査の基本的な手法 調査は、既存資料調査及び現地調査に より行います。なお、現地調査は以下の 方法により行います。	1. 予測の基本的な手法 技術手法(国総研資料第714号2.5)に記載のブルーム式及びパ フ式の拡散式により、年平均値を予測します。 2. 予測地域 予測地域は、対象道路事業実施区域周辺に住居等の保全対象が立 地する地域及び立地することが予定される地域とします。 3. 予測地点 予測地点は、予測地域の内、建設機械が稼働する区域の敷地境界 線上とし、特に影響を受けるおそれがある地点、保全すべき対象等 への影響を的確に把握できる地点の観点から設定します。予測高さ は、原則として地上1.5mとします。 4. 予測対象時期等 予測対象時期は、工事の区分ごとに環境影響が最も大きくなると 予想される時期とします。	1. 回避又は低減に係る評価 調査及び予測の結果並び に環境保全措置の検討を行 った場合にはその結果を踏 まえ、建設機械の稼働及び 資材及び機械の運搬に用い る車両の運行並びに自動車 の走行に伴い発生する二酸 化窒素及び浮遊粒子状物質 に関する影響が、事業者に より実行可能な範囲内でで きる限り回避され、又は低 減されており、必要に応じ その他の方法により環境の 保全についての配慮が適正 になされているかどうかに ついて、見解を明らかにし ます。 2. 基準又は目標との整合性の 検討 「二酸化窒素に係る環境 基準について」(二酸化窒 素)及び「大気の汚染に係る 環境基準について」(浮遊粒 子状物質)と調査及び予測 の結果との間に整合が図ら れているかどうかを評価し ます。	事業特性、地域 特性並びに配慮 書の検討を踏ま えて、国土交通省 令、技術手法等を 参考に選定しま した。
		工事の実施 (資材及び機 械の運搬に 用いる車両 の運行)	土地の形状の変更あ るいは工作物の新設を 行うための工事が実施 されます。 工事の実施に伴う資 材及び機械の運搬に用 いる車両の運行により、 二酸化窒素、浮遊粒子状 物質の影響が考えられ ます。	2. 二酸化窒素及び浮遊粒子状物質 の状況 対象道路事業実施区域に最も近 い一般環境大気測定局は伴小学校 局です。 令和5年度(2023年度)の大気質 濃度の調査結果について、二酸化窒 素及び浮遊粒子状物質は、環境基準 を達成していました。 3. 気象の状況 対象道路事業実施区域に最も近 い気象観測所は広島地域気象観測 所です。 広島地域気象観測所における令 和6年(2024年)の気象概況は、年 平均気温が18.0℃、年降水量1908.0 mm、年平均風速は3.2m/s、風向は、 北北西の風が卓越する傾向でした。	1) 二酸化窒素の濃度の状況 「二酸化窒素に係る環境基準につい て」(昭和53年7月11日環境庁告示第 38号)に規定される測定方法(ザルツマ ン試薬を用いる吸光光度法又はオゾン を用いる化学発光法による連続測定) により行います。 2) 浮遊粒子状物質の濃度の状況 「大気汚染に係る環境基準について」 (昭和48年5月8日環境庁告示第25 号)に規定される測定方法(β線吸収法 (JIS B7954)による連続測定)により行 います。 3) 気象(風向、風速)の状況 「地上気象観測指針」(平成14年(2002 年)、気象庁)による観測方法(風向風速 計による連続測定)により行います。	1. 予測の基本的な手法 技術手法(国総研資料第714号2.6)に記載のブルーム式及びパ フ式の拡散式により、年平均値を予測します。 2. 予測地域 予測地域は、対象道路事業実施区域周辺に住居等の保全対象が立 地する地域及び立地することが予定される地域とします。 3. 予測地点 予測地点は、予測地域の内、資材及び機械の運搬に用いる車両が 運行するルート of 敷地境界線上とし、特に影響を受けるおそれがある 地点、保全すべき対象等への影響を的確に把握できる地点の観点 から設定します。予測高さは、原則として地上1.5mとします。 4. 予測対象時期等 予測対象時期は、資材及び機械の運搬に用いる車両の運行による 環境影響が最も大きくなると予想される時期とします。		
		供用(自動車 の走行)	都市計画第一種道路 事業の種類は、指定都市 高速道路の新設であり、 延長は約1km、車線数は 4車線です。 道路構造は、地表式 (盛土構造、切土構造)、 嵩上式(高架構造、盛土 構造)で計画していま す。 対象道路における自 動車の走行により、二酸 化窒素、浮遊粒子状物質 の影響が考えられます。	4. 調査地点 調査地点は、予測地点との対応を考慮 し、濃度変化があると考えられる箇所ご とに、また代表する気象状況が得られる 箇所とします。 5. 調査期間等 二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の現 地調査期間は、春夏秋冬ごとにそれぞれ 1週間の連続測定を基本とします。 気象(風向・風速)の現地調査期間は、 通年観測(365日連続測定)を基本とし ます。	4. 調査地点 調査地点は、予測地点との対応を考慮 し、濃度変化があると考えられる箇所ご とに、また代表する気象状況が得られる 箇所とします。 5. 調査期間等 二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の現 地調査期間は、春夏秋冬ごとにそれぞれ 1週間の連続測定を基本とします。 気象(風向・風速)の現地調査期間は、 通年観測(365日連続測定)を基本とし ます。	1. 予測の基本的な手法 「技術手法」(国総研資料第714号2.1)に記載の正規型ブルーム 式及び積算型簡易パフ式の拡散式により、年平均値を予測します。 2. 予測地域 予測地域は、調査地域のうち、影響範囲内に住居等の保全対象が 立地する地域及び立地することが予定される地域とします。 3. 予測地点 予測地点は、予測地域の中から、道路構造及び交通条件が変化す るごとに区間を分割し、その区間において地域を代表する地点、特 に影響を受けるおそれがある地点、保全すべき対象等への影響を的確 に把握できる地点の観点から設定します。予測高さは、原則とし て地上1.5mとします。 4. 予測対象時期等 予測対象時期は、計画交通量の発生が見込まれる時期とします。		

表 7.3-1(2) 選定した調査、予測及び評価の手法並びにその選定理由

環境要素 の大区分	項目		当該項目に関連する 事業特性	当該項目に関連する 地域特性	手法			手法の選定理由
	環境要素 の区分	影響要因 の区分			調査の手法	予測の手法	評価の手法	
大気質	粉じん等	工事の実施 (建設機械の稼働)	土地の形状の変更あるいは工作物の新設を行うための工事が実施されます。 建設機械の稼働により、粉じん等の影響が考えられます。	1. 住居等の保全対象の配置の状況 対象道路事業実施区域には、医療機関が1箇所存在します。 また、住居等が点在しており、山陽自動車道の北西側には住宅団地（グリーンフォートみそら）が整備されています。 主要地方道広島湯来線沿いには集落・市街地が形成されています。 2. 気象の状況 対象道路事業実施区域に最も近い気象観測所は広島地域気象観測所です。 広島地域気象観測所における令和6年（2024年）の気象概況は、年平均気温が18.0℃、年降水量1908.0mm、年平均風速は3.2m/s、風向は、北北西の風が卓越する傾向でした。	1. 調査すべき情報 1) 気象（風向、風速）の状況 2. 調査の基本的な手法 調査は、既存資料調査及び現地調査により行う。なお、現地調査は「地上気象観測指針」（平成14年（2002年）、気象庁）による観測方法（風向風速計による連続測定）により行います。 3. 調査地域 調査地域は、対象道路事業実施区域周辺において、住居等の保全対象が存在する、あるいは将来の立地が見込まれる地域とします。 4. 調査地点 調査地点は、予測地点との対応を考慮し、調査地域を代表する気象の状況が得られる箇所とします。 5. 調査期間等 現地調査の期間は、通年観測（365日連続測定）を基本とします。調査時間帯は、建設機械の稼働や資材及び機械の運搬に用いる車両の運行による環境影響の予測に必要な時間帯とします。	1. 予測の基本的な手法 技術手法（国総研資料第714号2.3）に記載のとおり、事例の引用又は解析により得られた経験式を用い、季節別降下ばいじん量を予測します。 2. 予測地域 予測地域は、対象道路事業実施区域周辺に住居等の保全対象が立地する地域及び立地することが予定される地域とします。 3. 予測地点 予測地点は、原則として建設機械が稼働する区域の予測断面における工事施工ヤードの敷地の境界線とします。予測高さは、地上1.5mとします。 4. 予測対象時期等 予測対象時期は、工事の区分ごとに環境影響が最も大きくなると予想される時期とします。	1. 回避又は低減に係る評価 調査及び予測の結果並びに環境保全措置の検討を行った場合にはその結果を踏まえ、建設機械の稼働や資材及び機械の運搬に用いる車両の運行に伴い発生する粉じん等に関する影響が、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかについて、見解を明らかにすることにより行います。 2. 基準又は目標との整合性の検討 粉じん等について、国等による基準又は目標は示されていないが、参考となる指標である降下ばいじん量に係る参考値(10 t /km ² /月)との整合が図られているかどうかを評価します。	事業特性、地域特性を踏まえて、国土交通省令及び技術手法を参考に選定しました。
		工事の実施 (資材及び機械の運搬に用いる車両の運行)	土地の形状の変更あるいは工作物の新設を行うための工事が実施されます。 資材及び機械の運搬に用いる車両の運行により、粉じん等の影響が考えられます。			1. 予測の基本的な手法 技術手法（国総研資料第714号2.4）に記載のとおり、事例の引用又は解析により得られた経験式を用い、季節別降下ばいじん量を予測します。 2. 予測地域 予測地域は、対象道路事業実施区域周辺に住居等の保全対象が立地する地域及び立地することが予定される地域とします。 3. 予測地点 予測地点は、原則として工事用道路の予測断面における敷地の境界線とします。予測高さは、地上1.5mとします。 4. 予測対象時期等 予測対象時期は、工事用車両の平均日交通量が最大になると予測される時期とします。		

表 7.3-1 (3) 選定した調査、予測及び評価の手法並びにその選定理由

環境要素 の大区分	項目		当該項目に関連する 事業特性	当該項目に関連する 地域特性	手法			手法の選定理由
	環境要素 の区分	影響要因 の区分			調査の手法	予測の手法	評価の手法	
騒音	騒音	工事の実施 (建設機械の稼働)	土地の形状の変更 あるいは工作物の新 設を行うための工事 が実施されます。 建設機械の稼働に より、建設作業騒音 の影響が考えられま す。	1. 住居等の保全対象の 配置の状況 対象道路事業実施区 域には、医療機関が1箇 所存在します。 また、住居等が点在し ており、山陽自動車道の 北西側には住宅団地（グ リーンフォートみそら） が整備されています。 主要地方道広島湯来 線沿いには集落・市街地 が形成されています。	1. 調査すべき情報 1) 騒音の状況 2) 地表面の状況 （地表面の状況：草地、裸地、芝地、舗装地の種類） 3) 沿道の状況 ①道路の状況 ②沿道の地表面の種類 ③住居等の平均階数、騒音の影響を受けやすい面の位置 ④建物の立地密度（建物背後に予測地点を設定する場合） 2. 調査の基本的な手法 調査は、既存資料調査及び現地調査により行います。な お、現地調査は以下の方法により行います。 1) 環境騒音の状況 「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する 基準」（昭和43年厚生省・建設省告示第1号）に規定する 騒音の測定方法により行います。 2) 道路交通騒音の状況 「騒音に係る環境基準について」（平成10年環境庁告示 第64号）に規定される測定方法（JIS Z8731に定める測定 方法に準じた24時間連続測定）により行います。 3) 沿道の状況 交通量、走行速度について、現地による計測機器を用 いた計測等で把握します。また、予測に減音効果を見込 むための遮音壁、遮音築堤、排水性舗装、吸音処理、環境 施設帯の立地等を現地踏査による目視で行います。 4) 地表面の状況 現地踏査による目視で行います。	1. 予測の基本的な手法 音の伝搬理論に基づく予測式として、技術手法（国総研資料第 714号4.2）に記載の日本音響学会の「ASJ CN-Model 2007」を用 い、時間率騒音レベルの90レンジ上端値を予測します。 2. 予測地域 予測地域は、調査地域と同じとします。 3. 予測地点 予測地点は、原則として建設機械が稼働する区域の予測断面に おける特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準 位置の敷地境界線とします。予測高さは、原則として地上1.2mと します。 4. 予測対象時期等 予測対象時期は、工事の区分ごとに環境影響が最も大きくなる と予想される時期とします。	1. 回避又は低減に係る評価 調査及び予測の結果並び に環境保全措置の検討を行 った場合にはその結果を踏 まえ、工事の実施（建設機械 の稼働、資材及び機械の運 搬に用いる車両の運行）及 び供用（自動車の走行）に伴 い発生する騒音に関する影 響が、事業者により実行可 能な範囲内でできる限り回 避され、又は低減されてお り、必要に応じその他の方 法により環境の保全につい ての配慮が適正になされて いるかどうかについて、見 解を明らかにすることによ り行います。	事業特性、地 域特性を踏まえ て、国土交通省 令及び技術手法 を参考に選定し ました。
		工事の実施 （資材及び 機械の運搬 に用いる車 両の運行）	土地の形状の変更 あるいは工作物の新 設を行うための工事 が実施されます。 資材及び機械の運 搬に用いる車両の運 行により、道路交通 騒音の影響が考えら れます。	土地の形状の変更 あるいは工作物の新 設を行うための工事 が実施されます。 資材及び機械の運 搬に用いる車両の運 行により、道路交通 騒音の影響が考えら れます。 市道安佐南4区454号線及び主 要地方道広島湯来線に おいて道路交通騒音の 調査が行われています。 市道安佐南4区454号線 の調査結果（令和元年度 （2019年度））は環境基準 を達成していました。主 要地方道広島湯来線の 調査結果（令和3年度 （2021年度））は2地点に おいて環境基準を達成 していませんでした。 なお、対象道路事業実 施区域周辺において、環 境騒音に関する公表資 料はありません。	「騒音に係る環境基準について」（平成10年環境庁告示 第64号）に規定される測定方法（JIS Z8731に定める測定 方法に準じた24時間連続測定）により行います。 3) 沿道の状況 交通量、走行速度について、現地による計測機器を用 いた計測等で把握します。また、予測に減音効果を見込 むための遮音壁、遮音築堤、排水性舗装、吸音処理、環境 施設帯の立地等を現地踏査による目視で行います。 4) 地表面の状況 現地踏査による目視で行います。	1. 予測の基本的な手法 音の伝搬理論に基づく予測式として、技術手法（国総研資料第 714号4.3）に記載の予測式を用い、既存道路の現況の等価騒音レ ベルに基づいて、工事中車両運行時の等価騒音レベルを予測しま す。 2. 予測地域 予測地域は、調査地域と同じとします。 3. 予測地点 予測地点は、原則として工事中道路の接続が予想される既存道 路など工事中車両が既存交通に合流する地点の近傍で、当該既存 道路の沿道の状況を勘案し、既存道路の代表的な断面における敷 地の境界線とします。予測高さは、原則として地上1.2mとしま す。 4. 予測対象時期等 予測対象時期は、工事中車両の台数が最大になると予想される 時期とします。	2. 基準又は目標との整合性の 検討 工事の実施（建設機械の 稼働）による騒音は「特定建 設作業に伴って発生する騒 音の規制に関する基準」（昭 和43年厚生省・建設省告示 第1号）と調査及び予測の 結果との間に整合が図られ ているかどうかを評価しま す。 工事の実施（資材及び機 械の運搬に用いる車両の運 行）及び供用（自動車の走 行）による騒音は「騒音に係 る環境基準について」（平成 10年環境庁告示第64号） と調査及び予測の結果との 間に整合が図られているか どうかを評価します。	
		供用（自動車 の走行）	都市計画第一種道 路事業の種類は、指 定都市高速道路の新 設であり、延長は約 1km、車線数は4車線 です。 道路構造は、地表 式（盛土構造、切土構 造）、嵩上式（高架構 造、盛土構造）で計画 しています。 対象道路における 自動車の走行によ り、道路交通騒音の 影響が考えられま す。	都市計画第一種道 路事業の種類は、指 定都市高速道路の新 設であり、延長は約 1km、車線数は4車線 です。 道路構造は、地表 式（盛土構造、切土構 造）、嵩上式（高架構 造、盛土構造）で計画 しています。 対象道路における 自動車の走行によ り、道路交通騒音の 影響が考えられま す。	調査地点は、予測地点との対応を考慮し、調査地域を代 表する騒音の状況、沿道の状況、地表面の状況が得られる 箇所とします。 5. 調査期間等 1) 環境騒音の状況 環境騒音が1年間を通じて平均的な状況を呈すると考え られる日における建設機械の稼働や工事中車両の運行に よる環境影響の予測に必要な時間帯とします。 2) 道路交通騒音の状況 道路交通騒音が1年間を通じて平均的な状況を呈すると 考えられる日の工事中車両の運行による環境影響の予測 に必要な時間帯、環境基準に基づく昼間及び夜間の時間帯 とします。	1. 予測の基本的な手法 音の伝搬理論に基づく予測式として、（一社）日本音響学会の道 路交通騒音の予測モデル（ASJRTN-Model）の最新版を用い、等価 騒音レベルを予測します。 2. 予測地域 予測地域は、調査地域と同じとします。 3. 予測地点 予測地点は、原則として予測地域の代表断面において、騒音に 係る環境基準に規定された幹線交通を担う道路に近接する空間 （以下、「近接空間」という）とその背後地の各々に設定します。 予測高さは、近接空間及び背後地における住居等の各階の平均的 な高さとしします。 4. 予測対象時期等 予測対象時期は、計画交通量の発生が見込まれる時期とします。		

表 7.3-1 (4) 選定した調査、予測及び評価の手法並びにその選定理由

環境要素 の大区分	項目		当該項目に関連する 事業特性	当該項目に関連する 地域特性	手法			手法の選定理由
	環境要素 の区分	影響要因 の区分			調査の手法	予測の手法	評価の手法	
振動	振動	工事の実施 (建設機械の稼働)	土地の形状の変更 あるいは工作物の新 設を行うための工事 が実施されます。 建設機械の稼働に より、建設作業振動 の影響が考えられま す。	1. 住居等の保全対象の 配置の状況 対象道路事業実施区 域には、医療機関が1箇 所存在します。 また、住居等が点在し ており、山陽自動車道の 北西側には住宅団地（グ リーンフォートみそら） が整備されています。 主要地方道広島湯来 線沿いには集落・市街地 が形成されています。	1. 調査すべき情報 1) 振動（振動レベル）の状況 2) 地盤（地盤種別及び地盤卓越振動数）の状況 2. 調査の基本的な手法 1) 振動の状況 振動レベルについて、「振動規制法施行規則」別表第二備考4及び7に規定する振動の測定方法により行います。 2) 地盤の状況 表層地質及び周辺地形の状況については、現地踏査による目視で行います。 地盤卓越振動数は、大型車単独走行時の地盤振動を周波数分析して求めることを原則とします。 3. 調査地域 調査地域は、対象道路事業実施区域周辺や工事用道路の接続が予想される既存道路沿道において、住居等の保全対象が存在する、あるいは将来の立地が見込まれる地域とします。 4. 調査地点 調査地点は、予測地点との対応を考慮し、調査地域を代表する振動の状況、地盤の状況が得られる箇所とします。 5. 調査期間等 1) 振動の状況 振動の状況を代表すると認められる1日について、工事用車両の運行による環境影響の予測に必要な時間帯、道路交通振動に係る要請限度の時間区分毎に行うことを原則とします。 2) 地盤の状況 表層地質及び周辺地形の状況については、地盤の状況を適切に把握できる時期を基本とします。 地盤卓越振動数は、原則として10回以上の測定を行います。	1. 予測の基本的な手法 技術手法（国総研資料第714号6.2）に記載のとおり、事例の引用又は解析により行います。 2. 予測地域 予測地域は、調査地域と同じとします。 3. 予測地点 予測地点は、原則として建設機械が稼働する区域の予測断面における敷地の境界線とします。 4. 予測対象時期等 予測対象時期は、工事の区分ごとに環境影響が最も大きくなると予想される時期とします。	1. 回避又は低減に係る評価 調査及び予測の結果並びに環境保全措置の検討を行った場合にはその結果を踏まえ、工事の実施（建設機械の稼働、資材及び機械の運搬に用いる車両の運行）及び供用（自動車の走行）に伴い発生する影響が、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかについて、見解を明らかにすることにより行います。 2. 基準又は目標との整合性の検討 工事の実施（建設機械の稼働）による振動は、「振動規制法施行規則」（昭和51年総理府令第58号）に規定される特定建設作業の規制に関する基準との整合が図られているかどうかを評価します。 工事の実施（資材及び機械の運搬に用いる車両の運行）及び供用（自動車の走行）による振動は、「振動規制法施行規則」（昭和51年総理府令第58号）に規定する「道路交通振動の限度」との整合が図られているかどうかを評価します。	事業特性、地域特性を踏まえて、国土交通省令及び技術手法を参考に選定しました。
		工事の実施 (資材及び機械の運搬に用いる車両の運行)	土地の形状の変更 あるいは工作物の新 設を行うための工事 が実施されます。 資材及び機械の運搬に用いる車両の運行により、道路交通振動の影響が考えられます。			1. 予測の基本的な手法 技術手法（国総研資料第714号6.3）に記載の振動レベルの八十パーセントレンジの上端値を予測するための式を用い、既存道路の現況の振動レベルに工事用車両の影響を加味して、振動レベルを予測します。 2. 予測地域 予測地域は、調査地域と同じとします。 3. 予測地点 予測地点は、原則として工事用道路の接続が予想される既存道路の接続箇所近傍に設定した予測断面における敷地の境界線とします。 4. 予測対象時期等 予測対象時期は、資材及び機械の運搬に用いる車両の運行による振動に係る環境影響が最大となる時期とします。		
		供用（自動車の走行）	都市計画第一種道路事業の種類は、指定都市高速道路の新設であり、延長は約1km、車線数は4車線です。 道路構造は、地表式（盛土構造、切土構造）、嵩上式（高架構造、盛土構造）で計画しています。 対象道路における自動車の走行により、道路交通振動の影響が考えられます。			1. 予測の基本的な手法 技術手法（国総研資料第714号6.1）に記載の振動レベルの八十パーセントレンジの上端値を予測するための式を用い、振動レベルを予測します。 2. 予測地域 予測地域は、調査地域と同じとします。 3. 予測地点 対象道路において道路構造、交通条件が変化することにより住居等が近接して立地する又は予定される位置を代表断面として選定し、この代表断面における対象道路の区域の境界を予測地点として設定することを原則とします。 4. 予測対象時期等 予測対象時期は、計画交通量の発生が見込まれる時期とします。		

表 7.3-1(5) 選定した調査、予測及び評価の手法並びにその選定理由

環境要素 の大区分	項目		当該項目に関連する 事業特性	当該項目に関連する 地域特性	手法			手法の選定理由
	環境要素 の区分	影響要因 の区分			調査の手法	予測の手法	評価の手法	
低周波音	低周波音	供用（自動車 の走行）	都市計画第一種道路 事業の種類は、指定都市 高速道路の新設であり、 延長は約 1km、車線数は 4 車線です。 道路構造は、地表式 （盛土構造、切土構造）、 嵩上式（高架構造、盛土 構造）で計画していま す。 嵩上式（高架構造、盛 土構造）区間において、 自動車の走行により、低 周波音の影響が考えら れます。	1. 住居等の保全対象の配 置の状況 対象道路事業実施区域 には、医療機関が 1 箇所 存在します。 また、住居等が点在し ており、山陽自動車道の 北西側には住宅団地（グ リーンフォートみそら） が整備されています。 主要地方道広島湯来線 沿いには集落・市街地が 形成されています。 2. 低周波音の状況 対象道路事業実施区域 周辺では、低周波音に係 る公表資料はありません。	1. 調査すべき情報 1) 住居等の位置 2. 調査の基本的な手法 調査は、文献その他の資料又は現地踏査により行いま す。 3. 調査地域 調査地域は、道路構造が高架構造であり、対象道路事業 実施区域周辺に住居等の保全対象が立地、又は立地が計画 されている地域とします。	1. 予測の基本的な手法 技術手法（国総研資料第 714 号 5.1）に記載の とおり既存調査結果により導かれた予測式を用 い、低周波音圧レベルを予測します。 2. 予測地域 予測地域は、調査地域と同じとします。 3. 予測地点 予測地域において高架構造の上部工形式又は 交通条件が変化するとに区間を区切り、各区間 のうち住居等の保全対象の位置を考慮して代表 断面を選定します。予測地点は、この代表断面に おける住居等の位置の地上 1.2m とします。 4. 予測対象時期等 計画交通量の発生が見込まれる時期とします。	1. 回避又は低減に係る評価 調査及び予測の結果並びに環境保 全措置の検討を行った場合にはその 結果を踏まえ、供用（自動車の走行）に 伴い発生する低周波音に関する影響 が、事業者により実行可能な範囲内で できる限り回避され、又は低減されて おり、必要に応じその他の方法により 環境の保全についての配慮が適正に なされているかどうかについて、見解 を明らかにすることにより行います。 2. 基準又は目標との整合性の検討 以下に示す参考値との整合が図ら れているかどうかについて評価しま す。 ・一般環境中に存在する低周波音圧 レベル ・ISO7196 に規定された G 特性低周波 音圧レベル	事業特性、地域 特性を踏まえて、 技術手法を参考に 選定しました。
水質	水の濁り	工事の実施 （切土工等又 は既存の工 作物の除去、 工事施工ヤ ード及び工 事用道路等 の設置）	都市計画第一種道路 事業の種類は、指定都市 高速道路の新設であり、 延長は約 1km、車線数は 4 車線です。 都市計画第一種道路 事業は、公共用水域の通 過が想定されています。 切土工等又は既存の 工作物の除去、工事施工 ヤードの設置、工事用道 路等の設置により、水の 濁りの影響が考えられ ます。	1. 水象の状況 対象道路事業実施区域 における河川は、東平木 川、平木川、梶ヤ谷川、東 梶ヤ谷川、寺谷川、幸神 川、平野田川及び大塚川 があります。 2. 水質の状況 対象道路事業実施区域 の下流域では、大塚川（類 型指定なし）、安川（大塚 川下流、B 類型）で 12 回 /年の調査を実施してい ます。 安川（大塚川下流、B 類 型）の令和 5 年度（2023 年 度）の環境基準達成状況 は、pH と大腸菌数が環境 基準を達成しない時期が ありましたが、DO、BOD 及 び SS は全ての時期で環 境基準を達成していまし た。	1. 調査すべき情報 対象道路事業実施区域における公共用水域の水象（流量 及び浮遊物質量）の状況を調査します。 2. 調査の基本的な手法 調査の基本的な手法は既存資料調査とし、文献その他の 資料による情報の収集及び当該情報の整理により行いま す。資料若しくは文献がない場合又は不備な場合は、現地 調査等によりこれを補います。現地調査は、「水質汚濁に係 る環境基準について」（昭和 46 年 12 月 28 日環境庁告示第 59 号）、「水質調査方法」（昭和 46 年 9 月 30 日環水管 30 号）等々に示される方法に基づいて実施します。 3. 調査地域 調査地域は、対象道路事業実施区域における公共用水域 において、切土工等、工事施工ヤードの設置及び工事用道 路等の設置を予定している水域とします。 4. 調査地点 調査地点は、調査地域において、水象（流量及び浮遊物 質量）の状況を適切に把握できる地点とします。 5. 調査期間等 調査期間は、水象（流量及び浮遊物質量）の状況を適切 に把握できる期間及び頻度として、原則として月 1 回、1 年以上実施します。	1. 予測の基本的な手法 対象道路事業実施区域における公共用水域に おいて、切土工等、工事施工ヤードの設置及び工 事用道路等の設置により生じる水の濁りの程度 を明らかにすることにより予測します。 2. 予測地域 予測地域は、対象道路事業実施区域における公 共用水域において、切土工等、工事施工ヤードの 設置及び工事用道路等の設置を予定している水 域とします。 3. 予測地点 予測地点は、切土工等、工事施工ヤードの設置 及び工事用道路等の設置に係る水の濁りの影響 を受ける水域の範囲とします。 4. 予測対象時期等 予測対象時期は、切土工等、工事施工ヤードの 設置、及び工事用道路等の設置に係る水の濁りが 影響を与える時期とします。	1. 回避又は低減に係る評価 調査及び予測の結果並びに環境保 全措置の検討を行った場合にはその 結果を踏まえ、切土工等、工事施工ヤ ードの設置及び工事用道路等の設置 により生じる水の濁りに関する影響 が、事業者により実行可能な範囲内で できる限り回避され、又は低減されて おり、必要に応じその他の方法により 環境の保全についての配慮が適正に なされているかどうかについて、見解 を明らかにすることにより行います。	事業特性、地域 特性を踏まえて、 技術手法を参考に 選定しました。

表 7.3-1(6) 選定した調査、予測及び評価の手法並びにその選定理由

環境要素 の大区分	項目		当該項目に関連する 事業特性	当該項目に関連する 地域特性	手法			手法の選定理由
	環境要素 の区分	影響要因 の区分			調査の手法	予測の手法	評価の手法	
地下水汚染	地下水汚染	工事の実施 (切土工等又は既 存 の 工 作物の除去)	都市計画第一種道路事業の種 類は、指定都市高速道路の新設 であり、延長は約 1km、車線数は 4 車線です。 土地の形状の変更あるいは工 作物の新設を行うための工事が 実施されます。 切土工等又は既存の工作物の 除去により、地下水汚染の影響 が考えられます。	1. 水象の状況 対象道路事業実施区域における河川 は、東平木川、平木川、梶ヤ谷川、東梶 ヤ谷川、寺谷川、幸神川、平野田川及び 大塚川があります。 2. 地下水の水質の状況 対象道路事業実施区域周辺の地下水 調査地点(地点：概 5、地点名：安佐南 区②)における令和 4 年度(2022 年度) の調査結果は、全ての項目が環境基準 を満足していました。 3. 地下水の利用状況 広島市では表流水(河川水)が多く利 用されています。また、地下水につい ては深井戸が利用されています。	1. 調査すべき情報 1) 地下水利用（井戸の有無等） の状況 2. 調査の基本的な手法 調査は、現地踏査又は聞き取 り調査により行います。 3. 調査地域 調査地域は、対象道路事業実 施区域周辺において地下水利用 が行われている地域とします。	1. 予測の基本的な手法 既存資料、事業計画(工事計画)等を踏まえて、事例等の 引用による定性的な手法で予測します。 2. 予測地域 予測地域は、調査地域と同じとします。 3. 予測地点 予測地域の地下水の変動の影響を的確に把握できる地 点とします。 4. 予測対象時期等 地下水位の変動の影響が最大となる時期とします。	1. 回避又は低減に係る評価 調査及び予測の結果並びに環境 保全措置の検討を行った場合には その結果を踏まえ、工事の実施(切 土工等又は既存の工作物の除去) に伴う地下水への影響が、事業者 により実行可能な範囲内でできる 限り回避され、又は低減されてお り、必要に応じその他の方法によ り環境の保全についての配慮が適 正になされているかどうかについ て、見解を明らかにすることによ り行います。	
水象	地下水、湧水	工事の実施 (切土工等又は既 存 の 工 作物の除去)	都市計画第一種道路事業の種 類は、指定都市高速道路の新設 であり、延長は約 1km、車線数は 4 車線です。 土地の形状の変更あるいは工 作物の新設を行うための工事が 実施されます。 切土工等又は既存の工作物の 除去により、地下水への影響が 考えられます。			1. 予測の基本的な手法 既存資料、事業計画(工事計画)等を踏まえて、事例等の 引用による定性的な手法で予測します。 2. 予測地域 予測地域は、調査地域と同じとします。 3. 予測地点 予測地域の地下水の変動の影響を的確に把握できる地 点とします。 4. 予測対象時期等 地下水位の変動の影響が最大となる時期とします。	1. 回避又は低減に係る評価 調査及び予測の結果並びに環境 保全措置の検討を行った場合には その結果を踏まえ、工事の実施(切 土工等又は既存の工作物の除去) 及び道路(嵩上式)の存在に伴う地 下水への影響が、事業者により実 行可能な範囲内でできる限り回避 され、又は低減されており、必要 に応じその他の方法により環境の 保全についての配慮が適正になさ れているかどうかについて、見解 を明らかにすることにより行いま す。	
		道 路（嵩 上 式)の存在	都市計画第一種道路事業の種 類は、指定都市高速道路の新設 であり、延長は約 1km、車線数は 4 車線です。 道路(嵩上式)の存在により、 地下水への影響が考えられま す。			1. 予測の基本的な手法 既存資料、事業計画(道路構造)等を踏まえて、事例等の 引用による定性的な手法で予測します。 2. 予測地域 予測地域は、調査地域と同じとします。 3. 予測地点 予測地域の地下水の変動の影響を的確に把握できる地 点とします。 4. 予測対象時期等 地下水位の変動の影響が最大となる時期とします。		

表 7.3-1 (7) 選定した調査、予測及び評価の手法並びにその選定理由

環境要素 の大区分	項目		当該項目に関連する 事業特性	当該項目に関連する 地域特性	手法			手法の選定理由
	環境要素 の区分	影響要因 の区分			調査の手法	予測の手法	評価の手法	
その他の 環境	日照障害	道 路（嵩 上 式）の存在	都市計画第一種道路事業の種類は、指定都市高速道路の新設であり、延長は約 1km、車線数は 4 車線です。 道路構造は、地表式（盛土構造、切土構造）、嵩上式（高架構造、盛土構造）で計画しています。 道路（嵩上式）の存在により、日照障害の影響が考えられます。	1. 土地利用の状況 対象道路事業実施区域周辺の土地利用状況は、田、森林、建物用地、道路、鉄道となっています。 2. 住居等の保全対象の配置の状況 対象道路事業実施区域には、医療機関が 1 箇所存在します。 また、住居等が点在しており、山陽自動車道の北西側には住宅団地（グリーンフォートみそら）が整備されています。 主要地方道広島湯来線沿いには集落・市街地が形成されています。 3. 地形の状況 丘陵地地形による小起伏丘陵地、大起伏丘陵地及び低地地形による扇状地性低地、山地地形による小起伏山地、中起伏山地や山麓地Ⅱが広く分布しています。	1. 調査すべき情報 1) 土地利用の状況 ①住居等の立地状況 ②周辺地域に著しい日影の影響を及ぼす中高層建築物の位置 2) 地形の状況 ①住居等の立地する土地の高さ、傾斜等 ②周辺地域に著しい日影の影響を及ぼす地形の位置 2. 調査の基本的な手法 調査は、文献その他の資料による情報の収集及び当該情報の整理により行います。 3. 調査地域 調査地域は、高架構造物の周辺地域において、日照障害が予想される範囲（冬至日の午前 8 時から午後 4 時までの間に日影が生じる範囲）を含む地域とします。 4. 調査期間等 調査期間は、土地利用の状況及び地形の状況に係る情報を適切に把握できる時期とします。	1. 予測の基本的な手法 技術手法に記載の太陽高度・方位及び高架構造物等の方位・高さ等を用いた式を用い、等時間の日影線を描いた日影図を作成することにより予測します。 2. 予測地域 予測地域は、対象道路事業実施区域周辺に住居等の保全対象、又は将来これらの立地予定がある箇所を含む区域とします。 3. 予測地点 予測地点は、予測地域内にあって、高架構造物等の沿道状況、高架構造物等と周辺地盤との高低差の程度を勘案し、日影状況の変化の程度を的確に把握できる地点とします。 予測高さは、住居等の保全対象で最も日影の影響が大きくなる居住階の高さとします。 4. 予測対象時期等 予測対象時期は、高架構造物等の設置が完了する時期の冬至日とします。	1. 回避又は低減に係る評価 調査及び予測の結果並びに環境保全措置の検討を行った場合にはその結果を踏まえ、道路（嵩上式）の存在による日照障害に関する影響が、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかについて、見解を明らかにすることにより行います。 2. 基準又は目標との整合性の検討 「公共施設の設置に起因する日陰により生ずる損害等に係る費用負担について」（昭和 51 年建設省計用発第 4 号）において示されている別表及び「建築基準法」（昭和 25 年法律第 201 号）第五十六条の二に係る別表第四との整合が図られているかを評価します。	事業特性、地域特性を踏まえて、国土交通省令、技術手法を参考に選定しました。
	電波障害	道 路（嵩 上 式）の存在	都市計画第一種道路事業の種類は、指定都市高速道路の新設であり、延長は約 1km、車線数は 4 車線です。 道路構造は、地表式（盛土構造、切土構造）、嵩上式（高架構造、盛土構造）で計画しています。 道路（嵩上式）の存在により、電波障害の影響が考えられます。	1. 土地利用の状況 対象道路事業実施区域周辺の土地利用状況は、田、森林、建物用地、道路、鉄道となっています。 2. 住居等の保全対象の配置の状況 対象道路事業実施区域には、医療機関が 1 箇所存在します。 また、住居等が点在しており、山陽自動車道の北西側には住宅団地（グリーンフォートみそら）が整備されています。 主要地方道広島湯来線沿いには集落・市街地が形成されています。 3. 地形の状況 丘陵地地形による小起伏丘陵地、大起伏丘陵地及び低地地形による扇状地性低地、山地地形による小起伏山地、中起伏山地や山麓地Ⅱが広く分布しています。 4. テレビ電波の受信状況 対象道路事業実施区域は、己斐中継局、佐東中継局からの電波を受信しています。	1. 調査すべき情報 1) テレビ電波の受信状況 2) テレビ電波の送信状況 3) 高層建築物及び住居等の分布状況 4) 地形の状況 2. 調査の基本的な手法 調査は、現地において測定機器により画像等を調べる手法又は既存資料調査により行います。 3. 調査地域 調査地域は、道路構造が高架構造の周辺地域において、土地利用及び地形の特性を踏まえて、電波障害に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域とします。 4. 調査期間等 調査期間は、土地利用の状況及び地形の状況に係る情報を適切に把握できる時期とします。	1. 予測の基本的な手法 道路（嵩上式）に係るテレビ電波の遮蔽障害及び反射障害について、「建造物障害予測の手引き（地上デジタル放送）」（平成 17 年 3 月、（一社）日本 CATV 技術協会）等に示される方法に準拠して予測します。 2. 予測地域 予測地域は、調査地域のうち、道路（嵩上式）に係るテレビ受信障害を受けるおそれがあると認められる地域とします。 3. 予測地点 予測地域内にあって、高架構造物等の沿道状況、高架構造物等と周辺地盤との高低差の程度を勘案し、電波状況の変化の程度を的確に把握できる地点とします。 4. 予測対象時期等 予測対象時期は、道路（嵩上式）の設置が完了する時期とします。	1. 回避又は低減に係る評価 調査及び予測の結果並びに環境保全措置の検討を行った場合にはその結果を踏まえ、道路（嵩上式）の存在による電波障害に関する影響が、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかについて、見解を明らかにすることにより行います。	事業特性、地域特性を踏まえて、技術指針を参考に選定しました。

表 7.3-1 (8) 選定した調査、予測及び評価の手法並びにその選定理由

環境要素 の大区分	項目		当該項目に関連する 事業特性	当該項目に関連する 地域特性	手法			手法の選定理由
	環境要素 の区分	影響要因 の区分			調査の手法	予測の手法	評価の手法	
動物	重要な種及び注目すべき生息地	工事の実施（建設機械の稼働、工事施工ヤード及び工事用道路等の設置等）	土地の形状の変更あるいは工作物の新設を行うための工事が実施されます。 建設機械の稼働、工事施工ヤード及び工事用道路等の設置等により、重要な動物種及び注目すべき生息地への影響が考えられます。	1. 動物の生息基盤の状況（水象、土壌、地形及び地質、土地利用の状況） 1) 水象の状況 対象道路事業実施区域における河川は、東平木川、平木川、梶ヤ谷川、東梶ヤ谷川、寺谷川、幸神川、平野田川及び大塚川があります。 2) 土壌の状況 対象道路事業実施区域周辺には、粗粒残積性未熟土壌、粗粒灰色低地土壌、褐色低地土壌が分布しています。 3) 地形及び地質の状況 地形について、対象道路事業実施区域周辺には、丘陵地地形による小起伏丘陵地、大起伏丘陵地及び低地地形による扇状地性低地、山地地形による小起伏山地、中起伏山地や山麓地Ⅱが分布しています。 地質について、対象道路事業実施区域周辺には、火成岩の花崗岩質岩石や砂（がち）が分布しています。 4) 土地利用の状況 対象道路事業実施区域周辺の土地利用状況は、田、森林、建物用地、道路、鉄道となっています。	1. 調査すべき情報 1) 動物相の状況 2) 重要な種等の状況 ①重要な種等の生態 ②重要な種等の分布及び生息の状況 ③重要な種等の生息環境の状況 2. 調査の基本的な手法 調査は、既存資料調査又は現地調査により行います。なお、現地調査は以下の方法により行います。 1) 動物相の状況 現地調査は、個体や痕跡の目視、鳴き声の聞き取り、必要に応じ個体の採取による方法とします。この場合、できる限り環境への影響が少ない調査方法とします。 2) 重要な種等の状況 ①重要な種等の生態 図鑑、研究論文、その他の資料により把握します。 ②重要な種等の分布及び生息の状況 「1) 動物相の状況」と同じとします。 ③重要な種等の生息環境の状況 現地踏査により微地形、水系、植物群落等の状況を目視確認する方法とします。 3. 調査地域 調査地域は、対象道路事業実施区域及びその周辺の区域とします。そのうち、現地踏査を行う範囲は、対象道路事業実施区域及びその端部から 250m 程度を目安とします。ただし、行動圏の広い重要な種等に関しては、必要に応じ適宜拡大します。 4. 調査地点 1) 動物相の状況 調査地域に生息する動物を確認しやすい場所に、調査地点又は経路を設定します。 2) 重要な種等の状況 重要な種等の生態を踏まえ、調査地域においてそれらが生息する可能性の高い場所に調査地点又は経路を設定します。 5. 調査期間等 調査期間は、1 年間を基本とします。猛禽類については、必要に応じて調査期間を適宜拡大します。 1) 動物相の状況 春夏秋冬の 4 季実施することを基本とし、そこに生息する動物を確認しやすい時期及び時間帯とします。 2) 重要な種等の状況 重要な種等の生態を踏まえ、その生息を確認しやすい時期及び時間帯とします。	1. 予測の基本的な手法 工事施工ヤード及び工事用道路等の位置及び建設機械の稼働に伴う騒音等への影響と、重要な種及び注目すべき生息地の分布範囲から、生息地が消失・縮小する区間及び重要な種等の移動経路が分断される区間並びにその程度を把握します。 次に、それらが重要な種等の生息に及ぼす影響の程度を、科学的な知見や類似事例を参考に予測します。 2. 予測地域 調査地域のうち、動物の生息の特性を踏まえて重要な種及び注目すべき生息地に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域とします。 3. 予測対象時期等 事業特性及び重要な種等の生態を踏まえ、影響が最大になるおそれのある時期等とします。	1. 回避又は低減に係る評価 調査及び予測の結果並びに環境保全措置の検討を行った場合にはその結果を踏まえ、建設機械の稼働、工事施工ヤード及び工事用道路等の設置等、並びに道路（地表式又は掘割式、嵩上式）の存在による動物に関する影響が、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかについて、見解を明らかにすることにより行います。	事業特性、地域特性を踏まえて、国土交通省令、技術手法並びに専門家等による技術的助言を参考に選定しました。
		道路（地表式又は掘割式、嵩上式）の存在）	都市計画第一種道路事業の種類は、指定都市高速道路の新設であり、延長は約 1km、車線数は 4 車線です。 道路構造は、地表式（盛土構造、切土構造）、嵩上式（高架構造、盛土構造）で計画しています。 地表式、嵩上式の存在により、重要な動物種及び注目すべき生息地への影響が考えられます。	対象道路事業実施区域周辺の土地利用状況は、田、森林、建物用地、道路、鉄道となっています。	1. 調査すべき情報 1) 動物相の状況 2) 重要な種等の状況 ①重要な種等の生態 ②重要な種等の分布及び生息の状況 ③重要な種等の生息環境の状況 2. 調査の基本的な手法 調査は、既存資料調査又は現地調査により行います。なお、現地調査は以下の方法により行います。 1) 動物相の状況 現地調査は、個体や痕跡の目視、鳴き声の聞き取り、必要に応じ個体の採取による方法とします。この場合、できる限り環境への影響が少ない調査方法とします。 2) 重要な種等の状況 ①重要な種等の生態 図鑑、研究論文、その他の資料により把握します。 ②重要な種等の分布及び生息の状況 「1) 動物相の状況」と同じとします。 ③重要な種等の生息環境の状況 現地踏査により微地形、水系、植物群落等の状況を目視確認する方法とします。 3. 調査地域 調査地域は、対象道路事業実施区域及びその周辺の区域とします。そのうち、現地踏査を行う範囲は、対象道路事業実施区域及びその端部から 250m 程度を目安とします。ただし、行動圏の広い重要な種等に関しては、必要に応じ適宜拡大します。 4. 調査地点 1) 動物相の状況 調査地域に生息する動物を確認しやすい場所に、調査地点又は経路を設定します。 2) 重要な種等の状況 重要な種等の生態を踏まえ、調査地域においてそれらが生息する可能性の高い場所に調査地点又は経路を設定します。 5. 調査期間等 調査期間は、1 年間を基本とします。猛禽類については、必要に応じて調査期間を適宜拡大します。 1) 動物相の状況 春夏秋冬の 4 季実施することを基本とし、そこに生息する動物を確認しやすい時期及び時間帯とします。 2) 重要な種等の状況 重要な種等の生態を踏まえ、その生息を確認しやすい時期及び時間帯とします。	1. 予測の基本的な手法 道路構造と重要な種の生息地及び注目すべき生息地の分布範囲から、生息地が消失・縮小する区間及び重要な種等の移動経路が分断される区間並びにその程度を把握します。 次に、それらが重要な種等の生息に及ぼす影響の程度を、科学的知見や類似事例を参考に予測します。 2. 予測地域 調査地域のうち、動物の生息の特性を踏まえて重要な種及び注目すべき生息地に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域とします。 3. 予測対象時期等 事業特性及び重要な種等の生態を踏まえ、影響が最大になるおそれのある時期等とします。	事業特性、地域特性並びに配慮書の検討を踏まえて、国土交通省令、技術手法並びに専門家等による技術的助言を参考に選定しました。	

表 7.3-1 (9) 選定した調査、予測及び評価の手法並びにその選定理由

環境要素 の大区分	項目		当該項目に関連する 事業特性	当該項目に関連する 地域特性	手法			手法の選定理由
	環境要素 の区分	影響要因 の区分			調査の手法	予測の手法	評価の手法	
植物	重要な種 及び群落	工事の実施 (工事施工ヤード及び工 事用道路等の設置等)	土地の形状の変更あ るいは工作物の新設を 行うための工事が実施 されます。 工事施工ヤード及び 工事用道路等の設置等 により、重要な植物種及 び注目すべき生育地へ の影響が考えられます。	1.植物の生育基盤の状況（水象、土壌、地 形及び地質、土地利用の状況） 1) 水象の状況 対象道路事業実施区域における河川は、 東平木川、平木川、梶ヤ谷川、東梶ヤ谷川、 寺谷川、幸神川、平野田川及び大塚川があ ります。 2) 土壌の状況 対象道路事業実施区域周辺には、粗粒残 積性未熟土壌、粗粒灰色低地土壌、褐色低 地土壌が分布しています。 3) 地形及び地質の状況 地形について、対象道路事業実施区域周 辺には、丘陵地地形による小起伏丘陵地、 大起伏丘陵地及び低地地形による扇状地 性低地、山地地形による小起伏山地、中起 伏山地や山麓地Ⅱが分布しています。 地質について、対象道路事業実施区域周 辺には、火成岩の花崗岩質岩石や砂（がち） が分布しています。 4) 土地利用の状況 対象道路事業実施区域周辺の土地利用 状況は、田、森林、建物用地、道路、鉄道 となっています。	1. 調査すべき情報 1) 植物相及び植生の状況 2) 重要な種及び群落の状況 ①重要な種及び群落の生態 ②重要な種及び群落の分布 ③重要な種及び群落の生育の状況 ④重要な種及び群落の生育環境の状況 2. 調査の基本的な手法 調査は、既存資料調査及び現地調査により 行います。なお、現地調査は以下の方法により 行います。 1) 植物相及び植生の状況 植物相の状況は、現地調査により、個体の目 視、必要に応じて個体の採取による方法とし ます。この場合、できる限り環境への影響が少 ない調査方法とします。植生の状況は、現地調 査により、植物社会学的調査による方法とし ます。 2) 重要な種及び群落の状況 ①重要な種及び群落の生態 図鑑、研究論文、その他の資料により把握 します。 ②重要な種及び群落の分布状況並びに生育 状況 「1) 植物相及び植生の状況」と同じとしま す。 ③重要な種及び群落の生育環境の状況 現地踏査において、微地形、水系等を目視 確認する方法とします。 3. 調査地域 調査地域は、対象道路事業実施区域及びそ の周辺の区域とします。そのうち、現地踏査を 行う範囲は、対象道路事業実施区域及びその 端部から 100m 程度を目安とします。 4. 調査地点 1) 植物相及び植生の状況 調査地域に生育する植物及び植生の生態的 特徴、地形や植生等の生育基盤等を踏まえて、 確認しやすい場所に調査地点又は経路を設定 します。 2) 重要な種及び群落の状況 重要な種・群落の生態を踏まえ、調査地域に おいて重要な種・群落が生育する可能性の高 い場所に調査地点又は経路を設定します。 5. 調査期間等 調査期間は、1 年間を基本とします。 1) 植物相及び植生の状況 植物相の状況は、春夏秋の 3 季調査するこ とを基本とし、そこに生育する植物を確認し やすい時期及び時間帯とします。植生の状況 は、春～秋にかけて 1～2 回程度実施するこ とを基本とし、植生の状況を確認しやすい時期 及び昼間とします。 2) 重要な種及び群落の状況 重要な種及び群落の生態を踏まえ、その生 育の状況を確認しやすい時期とし、時間帯は 昼間を基本とします。	1. 予測の基本的な手法 工事施工ヤード及び工事用道路等と重 要な種・群落の生育地の分布範囲から、生 育地が消失・縮小する区間及びその程度を 把握します。 次に、それらが重要な種及び群落の生育 に及ぼす影響の程度を、科学的な知見や類 似事例を参考に予測します。 2. 予測地域 予測地域は、調査地域と同じとします。 3. 予測対象時期等 予測対象時期は、事業特性及び重要な 種・群落の生態や特性を踏まえ、影響が最 大になるおそれのある時期等とします。	1. 回避又は低減に係る評価 調査及び予測の結果並びに環境保全 措置の検討を行った場合にはその結果 を踏まえ、工事施工ヤード及び工事用道 路等の設置等、並びに道路（地表式又は 掘割式、嵩上式）の存在による植物に関 する影響が、事業者により実行可能な範 囲内でできる限り回避され、又は低減さ れており、必要に応じその他の方法によ り環境の保全についての配慮が適正に なされているかどうかについて、見解を 明らかにすることにより行います。	事業特性、地域 特性並びに配慮書 の検討を踏まえ て、国土交通省令、 技術手法並びに専 門家等による技術 的助言を参考に選 定しました。
		道路（地表式 又は掘割式、 嵩上式）の存 在）	都市計画第一種道路 事業の種類は、指定都市 高速道路の新設であり、 延長は約 1km、車線数は 4 車線です。 道路構造は、地表式 （盛土構造、切土構造）、 嵩上式（高架構造、盛土 構造）で計画していま す。 地表式、嵩上式の存在 により、重要な植物種及 び注目すべき生育地へ の影響が考えられます。	2.植物の状況 対象道路事業実施区域周辺には、重要な 植物種が 56 種確認されています。 対象道路事業実施区域周辺において、重 要な植物群落や巨樹・巨木林は確認されて いません。	1. 調査すべき情報 1) 植物相及び植生の状況 2) 重要な種及び群落の状況 ①重要な種及び群落の生態 ②重要な種及び群落の分布 ③重要な種及び群落の生育の状況 ④重要な種及び群落の生育環境の状況 2. 調査の基本的な手法 調査は、既存資料調査及び現地調査により 行います。なお、現地調査は以下の方法により 行います。 1) 植物相及び植生の状況 植物相の状況は、現地調査により、個体の目 視、必要に応じて個体の採取による方法とし ます。この場合、できる限り環境への影響が少 ない調査方法とします。植生の状況は、現地調 査により、植物社会学的調査による方法とし ます。 2) 重要な種及び群落の状況 ①重要な種及び群落の生態 図鑑、研究論文、その他の資料により把握 します。 ②重要な種及び群落の分布状況並びに生育 状況 「1) 植物相及び植生の状況」と同じとしま す。 ③重要な種及び群落の生育環境の状況 現地踏査において、微地形、水系等を目視 確認する方法とします。 3. 調査地域 調査地域は、対象道路事業実施区域及びそ の周辺の区域とします。そのうち、現地踏査を 行う範囲は、対象道路事業実施区域及びその 端部から 100m 程度を目安とします。 4. 調査地点 1) 植物相及び植生の状況 調査地域に生育する植物及び植生の生態的 特徴、地形や植生等の生育基盤等を踏まえて、 確認しやすい場所に調査地点又は経路を設定 します。 2) 重要な種及び群落の状況 重要な種・群落の生態を踏まえ、調査地域に おいて重要な種・群落が生育する可能性の高 い場所に調査地点又は経路を設定します。 5. 調査期間等 調査期間は、1 年間を基本とします。 1) 植物相及び植生の状況 植物相の状況は、春夏秋の 3 季調査するこ とを基本とし、そこに生育する植物を確認し やすい時期及び時間帯とします。植生の状況 は、春～秋にかけて 1～2 回程度実施するこ とを基本とし、植生の状況を確認しやすい時期 及び昼間とします。 2) 重要な種及び群落の状況 重要な種及び群落の生態を踏まえ、その生 育の状況を確認しやすい時期とし、時間帯は 昼間を基本とします。	1. 予測の基本的な手法 道路構造と重要な種・群落の生育地の分 布範囲から、生育地が消失・縮小する区間 及びその程度を把握します。 次に、それらが重要な種及び群落の生育 に及ぼす影響の程度を、科学的な知見や類 似事例を参考に予測します。 2. 予測地域 予測地域は、調査地域と同じとします。 3. 予測対象時期等 予測対象時期は、事業特性及び重要な 種・群落の生態や特性を踏まえ、影響が最 大になるおそれのある時期等とします。		

表 7.3-1 (10) 選定した調査、予測及び評価の手法並びにその選定理由

環境要素 の大区分	項目		当該項目に関連する 事業特性	当該項目に関連する 地域特性	手法			手法の選定理由
	環境要素 の区分	影響要因 の区分			調査の手法	予測の手法	評価の手法	
生態系	地域を特徴 づける生態 系	工事の実施 (工事施工ヤ ード及び工 事用道路等 の設置等)	土地の形状の変更 あるいは工作物の新 設を行うための工事 が実施されます。 工事施工ヤード及 び工事用道路等の設 置等により、地域を 特徴づける生態系へ の影響が考えられま す。	1. 自然環境の類型区分 対象道路事業実施区域周 辺及びその周囲における生 態系は、生息・生育基盤の観 点から、「森林環境」、「耕作 地・市街地等」、「水辺環境」 の 3 つの生態系に区分され ると考えられます。 2. 重要な自然環境のまとまり の場の状況 森林環境を中心とする生 態系では上位性として猛禽 類、典型性としてタヌキ、カ ラ類、モリアオガエル、ミヤ マカミキリが挙げられます。 耕作地・市街地等を中心とす る生態系では上位性として キツネ、典型性としてシマヘ ビ、ホオジロ、ニホンアマガ エルが挙げられます。水辺環 境を中心とする生態系では 上位性としてオオサンショ ウウオ、典型性としてカワム ツ、トンボ類が挙げられま す。	1. 調査すべき情報 1) 動植物その他の自然環境に係る概況 ①動植物に係る概況 ②その他の自然環境に係る概況 2) 地域を特徴づける生態系の注目種・群集の状況 ①注目種・群集の生態 ②注目種・群集とその他の動植物の食物連鎖上の関係及び共生の関係 ③注目種・群集の分布 ④注目種・群集の生息・生育の状況 ⑤注目種・群集の生息環境若しくは生育環境 2. 調査の基本的な手法 調査は、既存資料調査及び現地調査により行います。なお、現地調査は以下 の方法により行います。 1) 動植物その他の自然環境に係る概況 ①動植物に係る概況 個体や痕跡の目視、鳴き声の聞き取り、必要に応じて個体の採取による 方法とし、「動物」における動物相及び「植物」における植物相の調査結果 を利用するものとします。 ②その他の自然環境に係る概況 主要な微地形、水系、植物群落等の種類及び分布を目視確認する方法と します。なお、植物群落に関しては、「植物」の調査結果を利用するものと します。 2) 地域を特徴づける生態系の注目種・群集の状況 ①注目種・群集の生態、注目種・群集と他の動植物の食物連鎖上の関係及 び共生の関係 関係図鑑、研究論文、その他の資料により把握します。 ②注目種・群集の分布、生息・生育状況 個体や痕跡の目視、鳴き声の聞き取り、必要に応じて個体の採取による 方法とし、「動物」における動物相及び「植物」における植物相の調査結果 を利用するものとします。 ③注目種・群集の生息環境若しくは生育環境 生息・生育基盤について、注目種・群集の生活の場となる微地形、水系、 植物群落等の種類及び分布を目視確認する方法とします。なお、植物群落 に関しては、「植物」の調査結果を利用するものとします。 3. 調査地域 調査範囲は、対象道路事業実施区域及びその周辺の区域とします。そのう ち現地踏査を行う範囲は、対象道路事業実施区域及びその端部から 250m 程 度を目安とします。ただし、行動圏の広い注目種・群集に関しては、必要に 応じ適宜拡大します。 4. 調査地点 1) 動植物その他の自然環境に係る概況 調査地域に生息・生育する動植物及び生息・生育基盤の概況を確認しやす い場所に調査地点又は経路を設定します。 2) 地域を特徴づける生態系の注目種・群集の状況 注目種・群集の生態を踏まえ、調査地域においてそれらが生息・生育する 可能性が高い場所に調査地点又は経路を設定します。 5. 調査期間等 調査期間は、1 年間を基本とします。猛禽類については、必要に応じて調 査期間を適宜拡大します。 1) 動植物その他の自然環境に係る概況 動物は、春夏秋冬の 4 季調査することを基本とし、そこに生息する動物を 確認しやすい時期及び時間帯とします。植物は、春夏秋の 3 季調査するこ とを基本とし、そこに生育する植物を確認しやすい時期及び時間帯とします。 2) 地域を特徴づける生態系の注目種・群集の状況 注目種・群集及びその生息・生育の状況を確認しやすい時期とします。調 査時間帯は注目種・群集を確認しやすい時間帯とします。	1. 予測の基本的な手法 工事施工ヤード及び工事用道路等と 生息・生育基盤及び注目種・群集の分布 から、生息・生育基盤が消失・縮小する 区間及びその程度を把握します。 次に、それらが注目種・群集の生息・ 生育状況の変化及び地域を特徴づける 生態系に及ぼす影響の程度を、注目種・ 群集の生態並びに注目種・群集と他の 動植物との関係を踏まえ、科学的知見 や類似事例を参考に予測します。 2. 予測地域 予測地域は、調査地域と同じとしま す。 3. 予測対象時期等 事業特性及び注目種・群集の生態や 特性を踏まえ、影響が最大になるおそ れのある時期等とします。	1. 回避又は低減に係る評価 調査及び予測の結果並びに環 境保全措置の検討を行った場合 にはその結果を踏まえ、工事施工 ヤードの設置及び工事用道路等 の設置等、並びに道路（地表式又 は掘割式、嵩上式）の存在による 地域を特徴づける生態系に関す る影響が、事業者により実行可能 な範囲内でできる限り回避され、 又は低減されており、必要に応じ その他の方法により環境の保全 についての配慮が適正になされ ているかどうかについて、見解を 明らかにすることにより行いま す。	事業特性、地 域特性を踏まえ て、国土交通省 令、技術手法並 びに専門家等 による技術的助 言を参考に選定 しました。
		道路(地表式 又は掘割式、 嵩上式)の存 在	都市計画第一種道 路事業の種類は、指 定都市高速道路の新 設であり、延長は約 1km、車線数は 4 車線 です。 道路構造は、地表 式(盛土構造、切土構 造)、嵩上式(高架構 造、盛土構造)で計画 しています。 地表式、嵩上式の 存在により、地域を 特徴づける生態系へ の影響が考えられま す。		1. 予測の基本的な手法 道路構造並びに生息・生育基盤及び 注目種・群集の分布から、生息・生育 基盤が消失・縮小する区間及び注目種・群 集の移動経路が分断される区間並びに その程度を把握します。 次に、それらが注目種・群集の生息・ 生育状況の変化及びそれに伴う地域を 特徴づける生態系に及ぼす影響の程度 を、注目種・群集の生態並びに注目種・ 群集と他の動植物との関係を踏まえ、 科学的知見や類似事例を参考に予測し ます。 2. 予測地域 予測地域は、調査地域と同じとしま す。 3. 予測対象時期等 事業特性及び注目種・群集の生態や 特性を踏まえ、影響が最大になるおそ れのある時期等とします。	事業特性、地 域特性並びに配 慮書の検討を踏 まえて、国土交 通省令、技術手 法並びに専門家 等による技術的 助言を参考に選 定しました。		

表 7.3-1(11) 選定した調査、予測及び評価の手法並びにその選定理由

環境要素 の大区分	項目		当該項目に関連する 事業特性	当該項目に関連する 地域特性	手法			手法の選定理由
	環境要素 の区分	影響要因 の区分			調査の手法	予測の手法	評価の手法	
景観	主要な眺望 点及び景観 資源並びに 主要な眺望 景観	道路(地表式 又は掘割式、 嵩上式)の存 在	都市計画第一種道 路事業の種類は、指 定都市高速道路の新 設であり、延長は約 1km、車線数は4車線 です。 道路構造は、地表 式(盛土構造、切土構 造)、嵩上式(高架構 造、盛土構造)で計画 しています。 地表式、嵩上式の 存在により、主要な 眺望点及び景観資源 並びに主要な眺望景 観への影響が考えら れます。	1. 土地利用の状況 対象道路事業実施区域周 辺の土地利用状況は、田、森 林、建物用地、道路、鉄道と なっています。 2. 主要な眺望点 対象道路事業実施区域を 眺望できる地点として、広 島広域公園などが存在しま す。 3. 景観資源 対象道路事業実施区域周 辺には、都市の美観風致を 維持するための樹木の保存 に関する法律(昭和37年法 律第142号(昭和37年5月 18日)、最終改正:平成16年 法律第111号(平成16年6 月18日))に基づき指定さ れる「保存樹」が存在しま す。	1. 調査すべき情報 1) 主要な眺望点の状況 2) 景観資源の状況 3) 主要な眺望景観の状況 2. 調査の基本的な手法 「1) 主要な眺望点の状況」、「2) 景観資源の状況」に ついては、既存の文献資料等により把握します。 主要な眺望点の分布、利用状況(利用時期、利用時間 帯等)及び景観資源の分布、自然特性(見どころとなる 時期等)に関する情報が、文献資料では不足すると判 断される場合には、主要な眺望点の管理者や関係地方 公共団体に対しヒアリング又は現地踏査を行い、必要 な情報を確認します。また、「3) 主要な眺望景観の状 況」については、写真撮影により視覚的に把握します。 3. 調査地域 対象道路の構造物等の見えが十分小さくなる距離 (対象道路事業実施区域及びその端部から3km程度の 範囲を目安)を考慮して設定するものとし、その範囲 において主要な眺望点が分布する地域とします。 4. 調査地点 調査地点は、主要な眺望点及び景観資源の分布、視 覚的關係及び対象道路の位置等を踏まえ、主要な眺望 景観の変化が生じると想定される地点とします。 5. 調査期間等 現地調査の期間は、主要な眺望点の利用状況、景観 資源の自然特性を考慮し、主要な眺望景観が当該地域 において代表的なものとなる期間、時期及び時間帯と します。	1. 予測の基本的な手法 1) 主要な眺望点及び景観資源の改変 主要な眺望点及び景観資源と対象道路事業実施区域を 重ね合わせ、図上解析することにより、改変の位置、程度 を把握します。 2) 主要な眺望景観の変化 フォトモンタージュ法等の視覚的な表現方法により眺 望景観の変化の程度を把握します。 2. 予測地域 1) 主要な眺望点及び景観資源の改変 調査地域のうち、主要な眺望点及び景観資源の改変が生 じる地域とします。 2) 主要な眺望景観の変化 調査地域のうち、主要な眺望景観の変化が生じる地域と します。 3. 予測対象時期等 対象道路の完成時において、主要な眺望点の利用状況 (利用時期等)、景観資源の自然特性(見どころとなる時期 等)を踏まえ、主要な眺望点、景観資源及び主要な眺望景 観の影響を明らかにする上で必要な時期とします。	1. 回避又は低減に係る評価 調査及び予測の結果並びに環 境保全措置の検討を行った場合 にはその結果を踏まえ、道路(地 表式又は掘割式、嵩上式)の存在 による主要な眺望点及び景観資 源並びに主要な眺望景観に関す る影響が、事業者により実行可 能な範囲内でできる限り回避さ れ、又は低減されており、必要に 応じその他の方法により環境の 保全についての配慮が適正にな されているかどうかについて、 見解を明らかにすることにより 行います。	事業特性、地域 特性を踏まえて、 国土交通省令、技 術手法を参考に選 定しました。

表 7.3-1(12) 選定した調査、予測及び評価の手法並びにその選定理由

環境要素 の大区分	項目		当該項目に関連する 事業特性	当該項目に関連する 地域特性	手法			手法の選定理由
	環境要素 の区分	影響要因 の区分			調査の手法	予測の手法	評価の手法	
人と自然との 触れ合いの活動の場	主要な人と自然との触れ合いの活動の場	工事の実施（工事施工ヤード及び工事用道路等の設置等）	土地の形状の変更あるいは工作物の新設を行うための工事が実施されます。建設機械の稼働、工事施工ヤード及び工事用道路等の設置等により、主要な人と自然との触れ合いの活動の場への影響が考えられます。	1. 人と自然との触れ合いの活動の場の概況 主要な人と自然との触れ合いの活動の場として、広島広域公園が存在します。また、広島広域公園の周囲には散策道・ランニングコースがあり、サクラ、ツツジ、モミ、イチョウなど四季を通じて景色を楽しむことができます。また、対象道路事業実施区域周辺では、中国自然歩道及びひろしま森巡りコースが存在します。	1. 調査すべき情報 1) 主要な人と自然との触れ合いの活動の場の分布 2. 調査の基本的な手法 地域特性の把握時に収集した文献資料から、主要な人と自然との触れ合いの活動の場の分布に関する情報を利用します。 3. 調査地域 調査地域は、工事施工ヤード、工事用道路等の設置により主要な人と自然との触れ合いの活動の場の改変が想定される地域とします。	1. 予測の基本的な手法 主要な人と自然との触れ合いの活動の場と工事施工ヤード、工事用道路等の設置が想定される範囲を重ね合わせ、図上解析し、改変の位置、面積や延長等を把握することにより予測します。 2. 予測地域 工事施工ヤード、工事用道路等の設置により主要な人と自然との触れ合いの活動の場の改変が想定される地域とします。 3. 予測対象時期等 工事施工ヤード、工事用道路等の設置が想定される時期とします。	1. 回避又は低減に係る評価 調査及び予測の結果並びに環境保全措置の検討を行った場合にはその結果を踏まえ、工事の実施（工事施工ヤード及び工事用道路等の設置等）による主要な人と自然との触れ合いの活動の場に関する影響が、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかについて、見解を明らかにすることにより行います。	事業特性、地域特性を踏まえて、国土交通省令、技術手法を参考に選定しました。
		道路（地表式又は掘割式、嵩上式）の存在	都市計画第一種道路事業の種類は、指定都市高速道路の新設であり、延長は約1km、車線数は4車線です。 道路構造は、地表式（盛土構造、切土構造）、嵩上式（高架構造、盛土構造）で計画しています。 地表式、嵩上式の存在により、主要な人と自然との触れ合いの活動の場への影響が考えられます。		1. 調査すべき情報 1) 人と自然との触れ合いの活動の場の概況 2) 主要な人と自然との触れ合いの活動の場の分布、利用の状況及び利用環境の状況 2. 調査の基本的な手法 既存資料調査による情報の収集及び現地調査の実施により行います。 主要な人と自然との触れ合いの活動の場の利用状況に関する情報が、文献・資料では不足すると判断される場合には、主要な人と自然との触れ合いの活動の場の管理者や関係地方公共団体に対してヒアリングを行ない、必要な情報を確認します。 現地調査では、主要な人と自然との触れ合いの活動の場を取り巻く自然資源の状況を、写真撮影により視覚的に把握します。また、主要な人と自然との触れ合いの活動の場において行われている主な自然との触れ合い活動の内容を詳細に把握します。 3. 調査地域 調査地域は、対象道路事業実施区域及びその端部から500m程度の範囲とし、範囲内において主要な人と自然との触れ合いの活動の場が分布する地域とします。 4. 調査地点 調査地点は、人と自然との触れ合いの活動の場が存在する地点や対象道路に近接し影響が大きいと想定される地点等、主要な人と自然との触れ合いの活動の場の利用性や快適性に及ぼす影響を把握するのに適切な地点とします。 5. 調査期間等 調査期間は、人と自然との触れ合いの活動の特性、主要な人と自然との触れ合いの活動の場を取り巻く自然資源の特性及び主要な人と自然との触れ合いの活動の場の利用状況を踏まえ、それらが適切に把握できる期間、時期及び時間帯とします。	1. 予測の基本的な手法 1) 主要な人と自然との触れ合いの活動の場及び自然資源の改変 主要な人と自然との触れ合いの活動の場及びそれを取り巻く自然資源と、対象道路事業実施区域を重ね合わせ、図上解析し、改変の位置、面積や延長等を把握することにより予測します。 2) 利用性の変化 主要な人と自然との触れ合いの活動の場の利用性の変化、主要な人と自然との触れ合いの活動の場への到達時間・距離の変化を把握することにより予測します。 3) 快適性の変化 主要な人と自然との触れ合いの活動の場から認識される近傍の風景の変化が生じる位置・程度を把握することにより予測します。 2. 予測地域 1) 主要な人と自然との触れ合いの活動の場及び自然資源の改変 調査地域のうち、主要な人と自然との触れ合いの活動の場及びそれを取り巻く自然資源の改変が生じる地域とします。 2) 利用性の変化 調査地域のうち、人と自然との触れ合いの活動の場又は場の利用に関し影響が生じる地域及び近傍の既存道路において、主要な人と自然との触れ合いの活動の場への到達時間・距離の変化が生じる地域とします。 3) 快適性の変化 調査地域のうち、人と自然との触れ合いの活動の場から認識される近傍の風景の変化が生じ、雰囲気が悪化すると想定される地域（対象道路事業実施区域及びその端部から 500m程度の範囲）とします。 3. 予測対象時期等 予測対象時期等は、対象道路事業の完成時において、人と自然との触れ合いの活動の特性、主要な人と自然との触れ合いの活動の場を取り巻く自然資源の特性及び主要な人と自然との触れ合いの活動の場の利用状況（利用時期）を踏まえ、主要な人と自然との触れ合いの活動の場に及ぶ影響を明らかにする上で必要な時期とします。	1. 回避又は低減に係る評価 調査及び予測の結果並びに環境保全措置の検討を行った場合にはその結果を踏まえ、道路（地表式又は掘割式、嵩上式）の存在による主要な人と自然との触れ合いの活動の場に関する影響が、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかについて、見解を明らかにすることにより行います。	

表 7. 3-1 (13) 選定した調査、予測及び評価の手法並びにその選定理由

環境要素 の大区分	項目		当該項目に関連する 事業特性	当該項目に関連する 地域特性	手法			手法の選定理由
	環境要素 の区分	影響要因 の区分			調査の手法	予測の手法	評価の手法	
文化財	文化財	工事の実施 (工事施工ヤード及び工事用道路等の設置等)	工事の実施に伴う工事施工ヤード及び工事用道路の設置による文化財への影響が考えられます。	1. 文化財の状況 対象道路事業実施区域周辺には、文化財保護法に基づき指定される文化財等は存在しませんが、既知の埋蔵文化財包蔵地が存在します。	1. 調査すべき情報 1) 文化財の状況（文化財の種類・位置及びその概要） 2. 調査の基本的な手法 文献その他の資料の整理、現地踏査による情報の収集等により行います。 3. 調査地域 調査地域は、文化財に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域として対象道路事業実施区域の範囲とします。	1. 予測の基本的な手法 既存資料、事業計画(工事計画)等を踏まえて、事例等の引用による定性的な手法で予測します。 2. 予測地域 予測地域は、調査地域と同じとします。 3. 予測地点 予測地域の文化財への影響を的確に把握できる地点とします。 4. 予測対象時期等 文化財に係る影響を的確に把握できる時期とします。	1. 回避又は低減に係る評価 調査及び予測の結果並びに環境保全措置の検討を行った場合にはその結果を踏まえ、文化財等への影響が、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかについて、見解を明らかにすることにより行います。	事業特性、地域特性を踏まえて、技術指針を参考に選定しました。
廃棄物等	廃棄物	工事の実施 (切土工等又は既存の工作物の除去)	土地の形状の変更あるいは工作物の新設を行うための工事が実施されます。 切土工等又は既存の工作物の除去により、発生する廃棄物が、対象道路事業実施区域外に搬出され、影響を及ぼすことが考えられます。	1. 廃棄物等の処理施設等の立地状況 対象道路事業実施区域周辺には、産業廃棄物処理施設等が点在しています。	調査は、既存資料調査を基本とし、必要な情報が得られない場合又は不足する場合には必要に応じて現地調査及び聞き取り調査を行います。	1. 予測の基本的な手法 対象道路における事業特性及び地域特性の情報を基に、廃棄物の種類ごとの概略の発生及び処分の状況を把握することにより行います。 2. 予測地域 予測地域は、廃棄物等が発生する対象道路事業実施区域を基本とします。なお、再生利用方法の検討にあたっては、実行可能な再生利用の方策を検討するために対象道路事業実施区域及びその周囲を含む範囲とします。 3. 予測対象時期等 予測対象時期は、建設工事に伴う廃棄物の発生する期間とします。	1. 回避又は低減に係る評価 調査及び予測の結果並びに環境保全措置の検討を行った場合にはその結果を踏まえ、切土工等又は既存の工作物の除去に伴い発生する廃棄物や残土に関する影響が、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかについて、見解を明らかにすることにより行います。	事業特性、地域特性を踏まえて、国土交通省令等を参考に選定しました。
	残土	工事の実施 (切土工等又は既存の工作物の除去)	土地の形状の変更あるいは工作物の新設を行うための工事が実施されます。 切土工等又は既存の工作物の除去により、発生する残土が、対象道路事業実施区域外に搬出され、影響を及ぼすことが考えられます。			1. 予測の基本的な手法 対象道路における事業特性及び地域特性の情報を基に、残土の概略の発生及び処分の状況を把握することにより行います。 2. 予測地域 予測地域は、廃棄物等が発生する対象道路事業実施区域を基本とします。なお、再生利用方法の検討にあたっては、実行可能な再生利用の方策を検討するために対象道路事業実施区域及びその周囲を含む範囲とします。 3. 予測対象時期等 予測対象時期は、建設工事に伴う残土の発生する期間とします。		

第8章 環境影響評価方法書を委託した事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

環境影響評価方法書の作成は、以下に示す者に委託しました。

事業者の名称	復建調査設計株式会社
代表者の氏名	代表取締役社長 藤井 照久
所 在 地	広島県広島市東区光町二丁目 10-11

「用語解説」

あ行

悪臭

不快なにおいの総称です。

典型七公害の一つであり、統計によると騒音に次いで多い生活公害です。また、悪臭は感覚公害で、悪臭物質の種類も人によってまちまちで一定の基準を決めるのは容易ではありません。特有のにおいを持つ化学物質は40万にも達するといわれますが、化学的に見ると窒素と硫黄の化合物と高級脂肪酸が多い傾向です。また、悪臭防止法は「不快なにおいの原因となり、生活環境を損なうおそれのある物質」（特定悪臭物質）として22種類の化学物質について規制しています。

硫黄酸化物

SO_xと表記されることもあり、硫黄の酸化物の総称で、石油など硫黄分を含んだ燃料が燃焼した際に発生します。その代表として、二酸化硫黄（SO₂）が挙げられます。

温室効果ガス

大気中の二酸化炭素及びメタン等のガスには、太陽からの熱が、地球から宇宙空間に放出するのを妨げ、結果的に地表を暖める働きがあります。このような効果が高いガスのうち、京都議定書では、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、HFC類、PFC類、SF₆が削減対象として定められています。

か行

可視領域

計画路線（本事業で整備される道路）が見えると予測される範囲のことです。なお、可視領域は地形図上の地盤高と高架道路の高さデータを用いて予測したものであり、建築物や樹木等の遮蔽物による影響は考慮していません。

環境影響評価

環境アセスメントとも呼ばれていますが、英語のEnvironmental Impact Assessmentを和訳したものです。Assessmentは「査定する」という意味で、「環境に及ぼす影響の度合を見積もる」ことをいいます。この手続きは、地域の環境情報を調査し、これら地域の環境要素に対して、開発行為がどの程度影響を与えるか予測（見積もり）を行い、事業者が計画している環境保全対策の実施で、影響を回避・低減できるか検討するものです。

事業者によって事前に収集できる情報には限りがあるため、地域の情報を広く提供してもらうなど、地域の意見を反映しながら、公害の防止、自然環境の保全、地球温暖化の防止、その他の環境保全の見地から適正な手続きが進められるよう定められた公の制度です。

環境基準

環境基本法（平成5年法律第91号）第16条に基づき、政府が定める環境保全上の目標であり、人の健康の保護や生活環境の保全上、維持されることが望ましい基準として、大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音等に関する環境基準が定められています。

環境騒音

観測しようとする場所におけるすべてを含めた騒音のことです。

群落

植物の生活集団のことです。ブナ群落などというように、植生のある部分を区別して表現するときに用いることが多いです。似た用語に植生がありますが、植生はある場所の植物の生活集団を漠

然と指します。

景 観

景色、眺め、特に優れた景色のことです。景観とは見る主体である人と、見られる対象である環境との視覚的關係であり、自然景観と文化景観に分けられます。

建設作業騒音

建設工事に伴って発生する騒音のことです。

かなり大きな音を発生させる場合が多く、その工事が終わればなくなってしまう一時的なものという意味では、他の騒音とは若干異なります。

光化学オキシダント

工場や自動車からの排ガスに含まれている窒素酸化物や炭化水素類が日光の中の紫外線を受けて光化学反応を起こし、生成される酸化性物質の総称のことです。

大気汚染に係る環境基準が定められています。

夏季の風が弱く日差しの強い日に、高濃度となる傾向があります。粘膜を刺激する性質を持ち、目やのどの痛み、植物を枯らす等の被害を及ぼします。

降下ばいじん

大気中に排出されたばいじん（燃料その他の物の燃焼または熱源として電気の使用に伴い発生するすすや固体粒子）や風により地表から舞い上がった粉じんなどのうち、比較的粒径が大きく重いために大気中で浮かんでいられずに降下するもの、あるいは雨や雪などに取り込まれて降下するもののことです。

さ行

地盤卓越振動数

自動車が走行する際に発生する振動の大きさに影響を与える要因の一つで、地盤の固さの指標になり、値が低いほどその地盤は軟らかく、高いほどその地盤は硬いとされています。

準備書

環境保全上の意見を聴くための準備として、調査、予測、評価、環境保全対策の検討結果を示し、環境の保全に関する事業者自らの考え方を取りまとめた文書のことです。

振動

工場の活動、建設作業の実施、交通機関の運行等により発生し、主に地盤から建物、人に伝わり日常生活に影響を及ぼす揺れのことです。

振動レベル

振動を評価する尺度の一つで、装置で測定した振動の強さを人間の感覚に合うように補正した量のことです。単位はdB（デシベル）です。

静穏

風速が0.4m/秒以下の風の状態をいい、Calmと表すこともあります。風がこのような静穏状態になると汚染物質は拡散せず滞留しやすくなります。

騒音

騒音は好ましくない音であることから、ある音が騒音かどうかは人の主観的な判断により異なります。

そのため、ある人にとって好ましい音でも、他の人にとっては騒音と認識されることもあり、典型七公害の中では、地域住民からの苦情件数が多くなる公害です。騒音の発生源としては、工場・事業場、建設作業、自動車、航空機、鉄道などがあり、それぞれに環境基準、規制基準などが定められています。

騒音レベル

騒音計で測定された測定値のことで、単位はデシベル（dB）です。

80 dB	電車の車内	
70 dB	騒々しい事務所	
60 dB	普通の会話	
50 dB	静かな公園	
40 dB	図書館の中	

た行

地域の類型

例えば水質においては、河川、湖沼、海域ごとの利水目的に応じて水域類型（ランク付け）を設定しています。騒音等においては、都市計画の用途地域等を参考としながら生活環境の保全上、望ましい環境を地域類型ごとに定めています。

窒素酸化物

NO_x と表記されることもあり、その代表として一酸化窒素（NO）と二酸化窒素（ NO_2 ）があります。窒素酸化物は、空气中で石油や石炭等の燃焼の際に必ず発生します。発生源で発生する窒素酸化物のほとんどがNOで、これが大気中に放出された後、酸素と結びついて NO_2 になります。発生源としては、ばい煙発生施設等の固定発生源と、自動車等の移動発生源に分けられます。 NO_2 については、呼吸器系など人の健康に影響を与える物質として環境基準が定められています。なお、一酸化窒素（NO）、窒素酸化物（ NO_x ）については、環境基準は定められていません。

眺望景観

ある視点場（景観を見る地点）から眺められる景観のことです。通常はかなり広い範囲が眺望の対象で、遠景（遠くに見える景観）、中景（遠景と近景の中間に位置する景観）、近景（視点場の近くに見られる景観）から構成されます。自然公園においては、しばしば高台に展望台が設置されますが、これは眺望景観を楽しむためのものです。また、環境影響評価においても、景観への影響を予測・評価することとされていますが、通常は該当行為が周辺の良好な視点場からの眺望景観に支障をきたすか否かの観点から予測・評価されます。

底生動物

水中や水辺に生息する貝類や甲殻類、水生昆虫等の生物全般（魚類を除く）のことです。

等価騒音レベル（ L_{Aeq} ）

騒音のレベルが時間と共に変化する場合、一定時間内に測定された多数の騒音データをエネルギー量で平均して何dBの騒音（定常音）に相当するか置き換えて表した騒音レベルのことです。

道路交通振動の限度

振動規制法において、市町村長は指定地域内における自動車振動を低減するために、測定に基づき、道路管理者等に意見を述べ、都道府県公安委員会に対して対策を講じるよう要請することがで

きるとしています。この判断の基準となる値を道路交通振動の限度（要請限度）といいます。

道路交通騒音

自動車の走行に伴い発生する騒音のことです。

な行

日平均値の年間2%除外値

二酸化硫黄や浮遊粒子状物質について、環境基準と対比して評価する際に用いる値です。年間にわたる1日平均値である測定値について、測定値の高い方から2%範囲内にあるもの（365日分の測定値がある場合、高い値から順番に並べて、高い方から7番目までの測定値）を除外して、残りの最高値のことを日平均値の年間2%除外値といいます。

日平均値の年間98%値

二酸化窒素について、環境基準と対比して評価する際に用いる値です。年間にわたる1日平均値のうち、低い方から98%に相当するもの（365日分の測定値がある場合、高い値から順に並べて、高い方から8番目の測定値）を日平均値の年間98%値といいます。

年平均値

測定値の1時間値をもとに解析・集計した結果を集計値といい、1日単位の集計値を日間値、1ヵ月単位の集計値を月間値、1ヵ年単位の集計値を年間値といいます。年間値のうち、平均を集計したものを年平均値といいます。

は行

ppm（ピーピーエム）

100万分のいくらかであるかという割合を示す単位であり、主に濃度を表すために用いられます。

フォトモンタージュ

主要な眺望点等から撮影した写真上に、施設等の完成予想図を合成して景観を予測する手法です。現況の景観写真に新たに出現する施設のイメージを合成するため、将来の景観変化の状況を把握することができます。

浮遊粒子状物質

SPMと表記されることもあり、大気中に浮遊する粒子状物質で粒径が $10\mu\text{m}$ 以下のものと定義されています。また、気管に入りやすく、呼吸器系など人の健康に影響を与える物質として環境基準が定められています。

プルーム式及びパフ式

大気の拡散予測式で、プルームモデルは有風時に多く適用され、移送・拡散の現象を煙流（プルーム）で捉え、風速や拡散係数などの拡散パラメータを一定であると仮定して、計算する簡易式のことをいいます。この式の長所は、全国的に活用され、拡散パラメータに関する知見や情報が豊富に存在することが挙げられます。さらに、応用性もあり、汎用性の高い計算式として利用されています。

パフモデルは煙源から瞬間的に放出された煙塊（パフ）の拡散を示す式で、プルームモデルと同様に拡散係数が用いられ、時間の関数として表されます。時間積分することにより連続発生源に対

し適用でき、水平の風向・風速の変化などにも対応できるなど、複雑な気象条件にも対応可能となっています。年平均値の計算においては、発生源及び拡散場を一樣と仮定した簡易パフ式が無風時に適用されています。

方法書

環境影響評価の方法を決めるため、現況を整理し、評価項目や調査方法等を記載する文書のことです。

登 録 番 号	広　L 2－2 0 2 5－3 6
名　　　　称	広島高速 4 号線延伸事業 (都市計画道路広島西風新都線) 環境影響評価方法書
編集・発行者	道路交通局　道路部　道路計画課 広島市中区国泰寺町一丁目 6 番 34 号 (〒730-8586)　TEL 082-504-2366
発 行 年 月	令和　　7 年　　5 月